

五大力船と蒸気船＝明治 24 年、飯香岡八幡宮大絵馬

市原の古文書研究 * 第 7 集

八幡・市川本店文書

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書

八幡・飯香岡八幡宮文書

勝間・佐野 彪家文書

市原の古文書研究会

市原の古文書研究

* 第 7 集

市原の古文書研究会

山佐今秋
岸野井葉
弘公
明彪子平
吉高上赤
川澤田城
綾恒洋 藤吉郎
子子子子

奉納 海上安全寛政六甲 定三月十五日



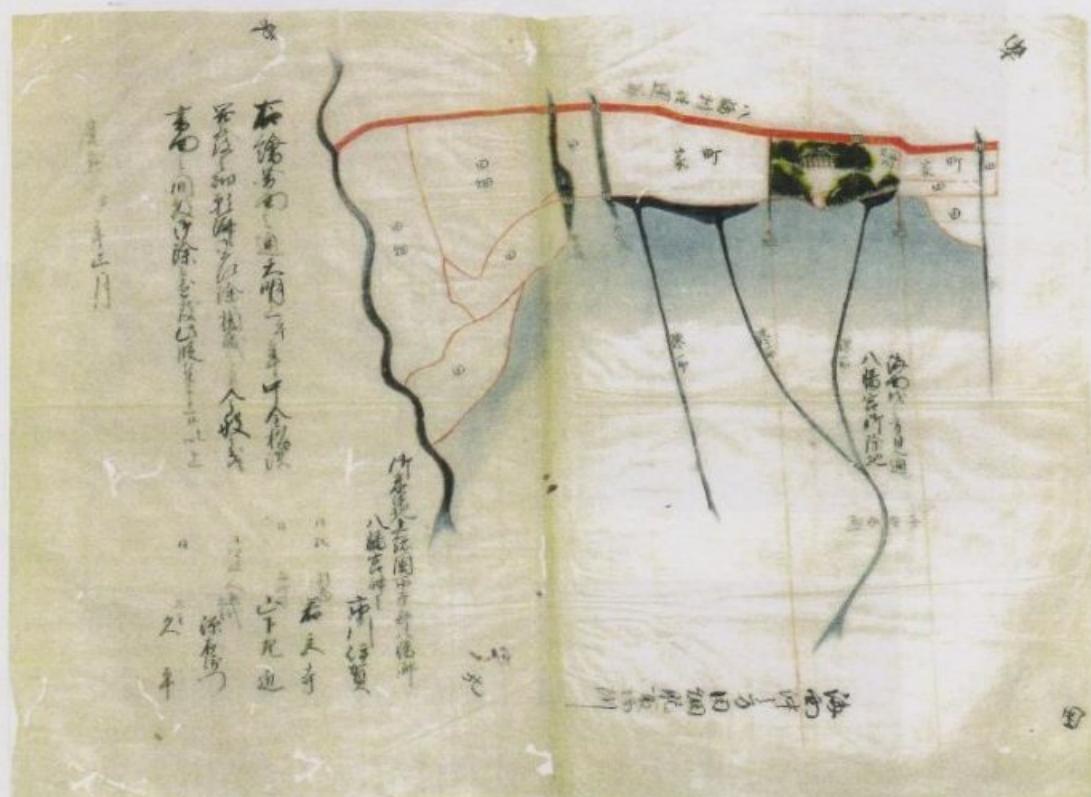
八幡村五大力船、船揃え図（寛政6年）



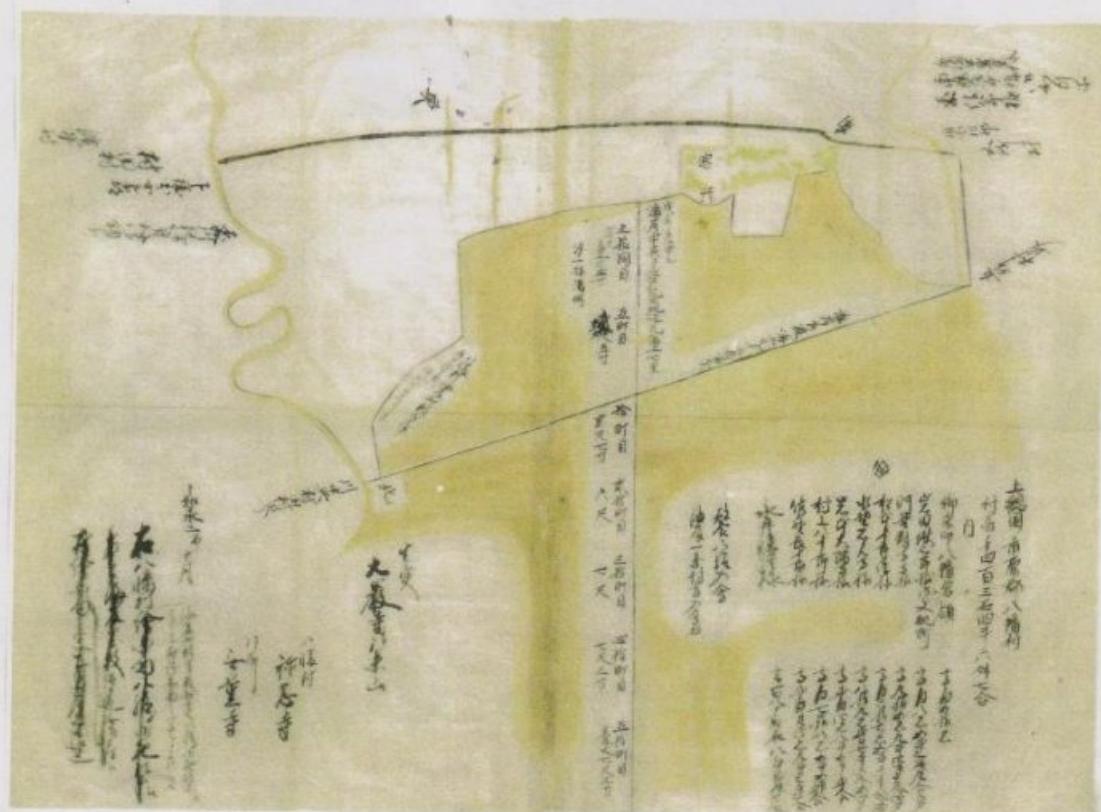
嵐の中を突き進む五大力船（明治36年）

飯香岡八幡宮大絵馬

上総國八幡村五大力船江飼屋角屋士蔵衛門太源銘



「八幡宮御除地海面の間数絵図」（慶応2年）にみる八幡港みお筋



「八幡村八給入会海面絵図」(嘉永2年)にみる満潮時の海の深さ



饭香岡八幡宮



柳楯神事



原胤栄印判状

榊原義久家所藏文書



市川本店



千葉県船改め所文書群

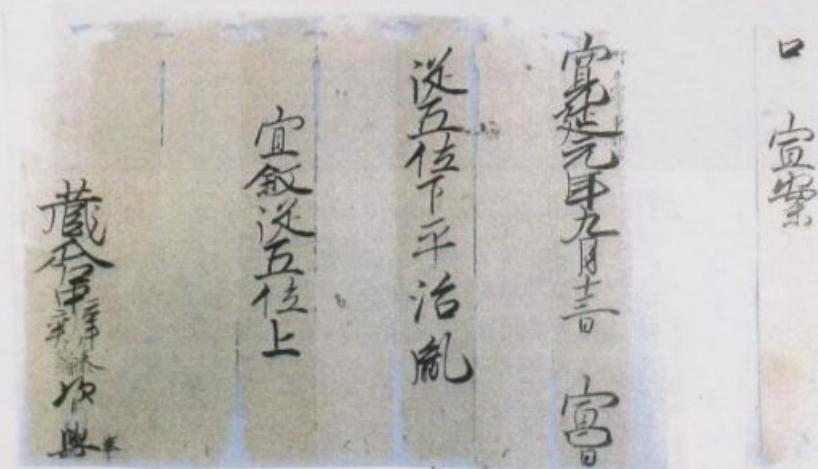
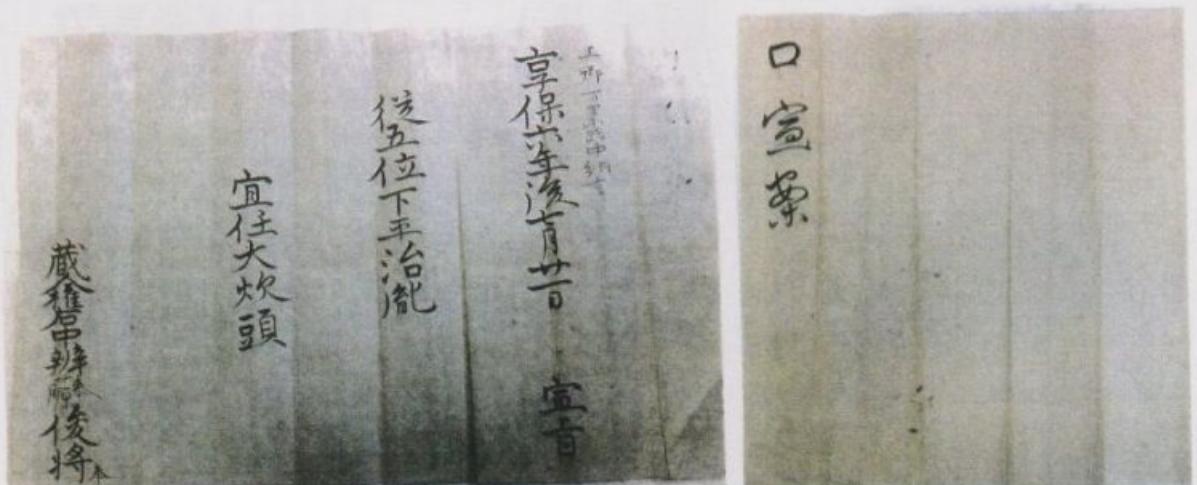
市川本店文書



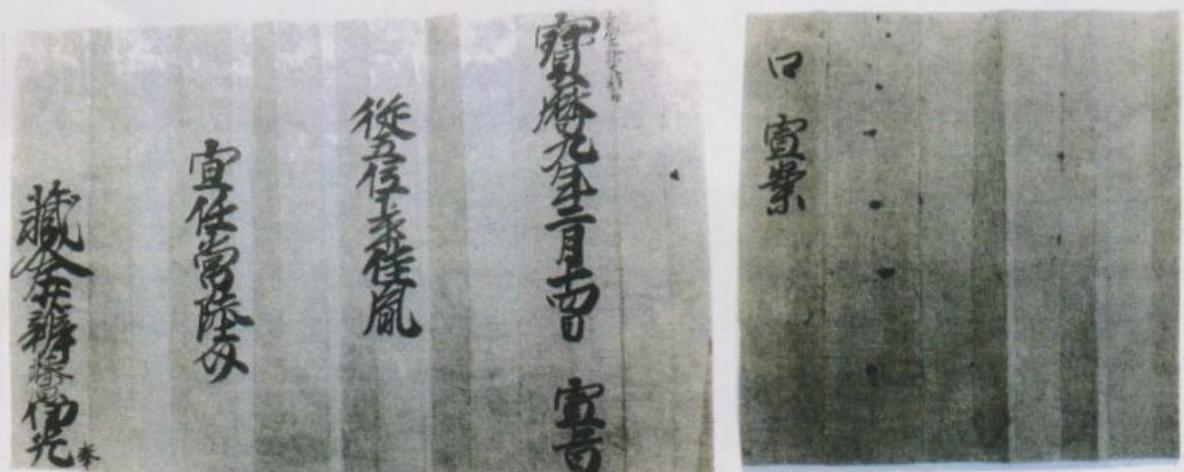
八幡港みお筋



浜本町の町並み



平治胤、從五位下、上口宣案（享保 6 年、寛延元年）



平佳胤、常陸介口宣案（宝曆 9 年）



若宮八幡神社



旧神官家墓所



取り壊し前の旧神官家



市川本店



千葉県船改め所文書群

市川本店文書



八幡港みお筋



浜本町の町並み

千葉県文化財保護協会
創立50周年記念式典・文化財講演会

創立50周年記念
文化財保護功労者表彰式
主催 千葉県文化財保護協会



「千葉県文化財保護功労者」受賞

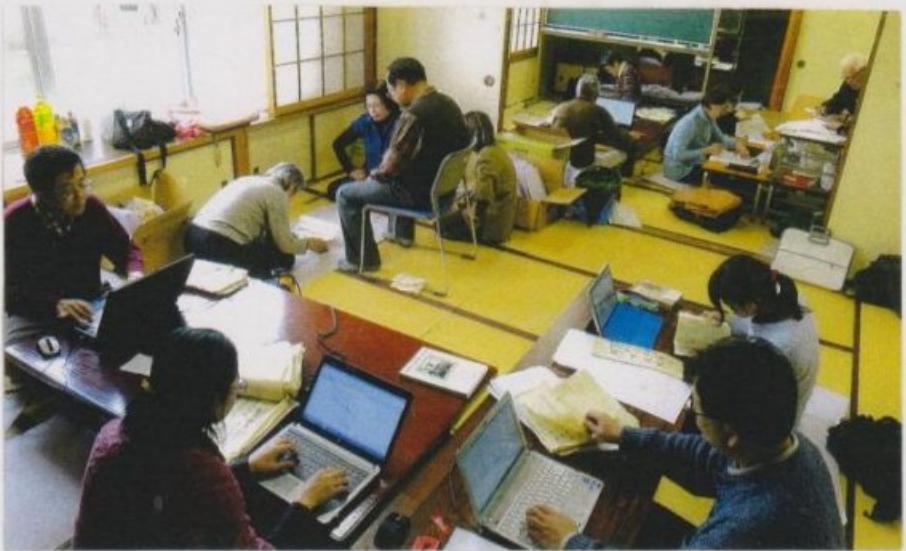
創立50周年記念
文化財保護功労者表彰
主催 千葉県文化財保護協会



千葉県文化財保護協会
 創立 50周年記念
文化財保護功労者表彰式

受賞者	区分	功労の内容
市原の 古文書研究会 いちはらの こもんじょけんきゅうかい	団体	<p>本会は公民館を活動拠点に、地域の史料を掘り起こし、解読して活字化することを趣旨として平成13年に発足した。</p> <p>市原市の八幡・五井地区はかつて地域の中心地であったが、伝来の古文書・記録類は高潮や火災等によって失われたものも多く、地域史に空白の部分が見られた。そのような中で本会は地区の元名主宅、古くからの商家、寺社等の史料調査を実施し、新史料の掘り起こしを始めた。それらの成果は手作りの冊子『市原の古文書研究』として、現在まで6集発行し、現在7集を編集中である。収載史料は「五大力船文書群」、地区の「村鑑明細帳」、明治前期の「戸長文書」等の重要な史料である。</p> <p>本会の実績は文献史料の消失を防ぎ、その価値を地域に伝えていることで、地域史の解明に寄与しているとともに、文化財保護活動としても高く評価される。</p>
代表者 山岸 弘明		
会員数 8名		
設立 平成13年4月		
所在地 市原市八幡北町 2-12-12-501		

日 時 平成27年11月21日（土）
 場 所 ホテルポートプラザちば



市原青少年会館での資料整理



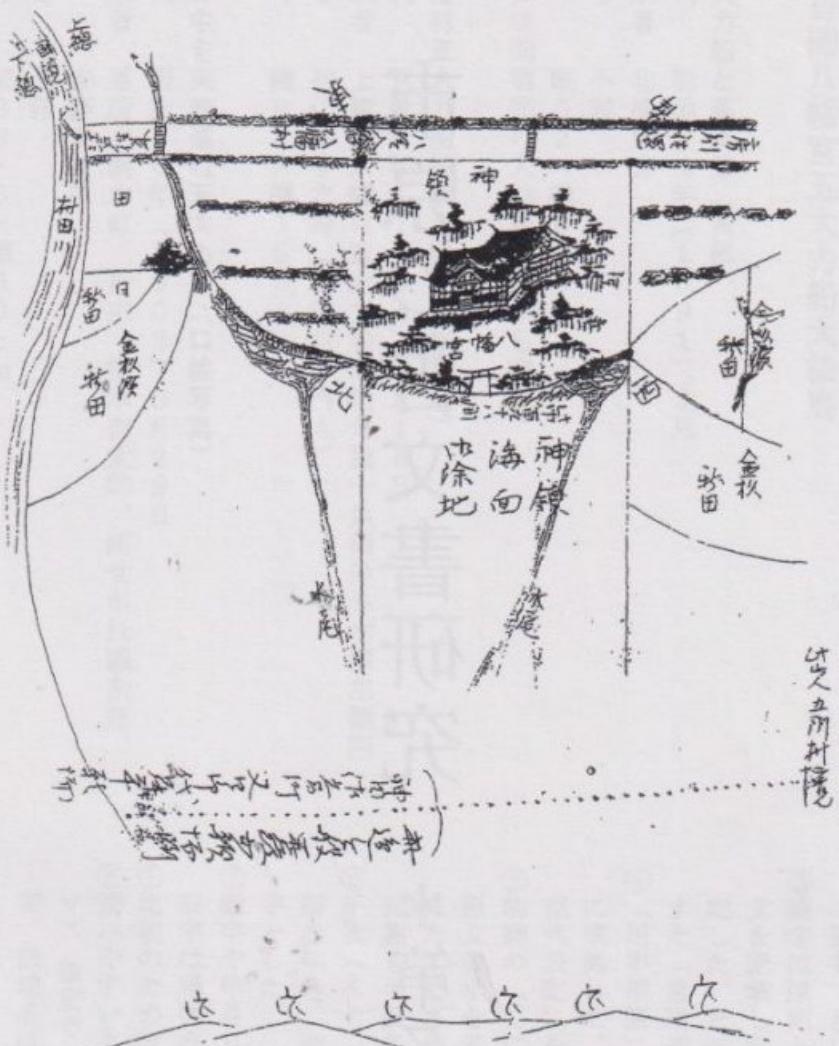
活動の本拠・八幡公民館で



五大力船文書群を所蔵する市川本店で

市原の古文書研究

* 第7集



塩浜開発一件「留記」略絵図（慶応元年）
にみる八幡港船溜り

市原の古文書研究*第7集 もくじ

凡例 12

表紙、裏表紙写真

八幡・市川本店文書②（考察と解説） 13

千葉県船改め所八幡宿戸長役場文書群

参考資料Ⅱ千葉市稻荷町有文書

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書①（考察と解説） 136

神主家代々位記、口宣案、神道裁許状、啓状

徳川将軍家朱印状写し

若宮八幡神社主要文書

八幡・飯香岡八幡宮文書⑤（考察と解説） 193

上総惣社飯香岡八幡宮由緒本記

飯香岡八幡宮伝記

参考資料Ⅱ姉崎・榎原義久家所蔵文書

勝間・佐野彪家文書①（考察と解説） 246

日米和親条約阿部伊勢守書付写し。

潤井戸村鷹揚賄い帳
不入斗村触れ書、海士有木村御用向き日記

大扉裏図

八幡港船溜り

主管した「八幡港と五大力船展」説明ちらし、掲載紙

メンバー紹介、編集後記、奥付 299

メンバーソー紹介、編集後記、奥付 303

五大力船と蒸気船（飯香岡八幡宮大絵馬）
平治胤位記（部分）「天皇御璽印」（若宮八幡神社旧蔵文書）

口絵カラーワ写真

五大力船船揃え図（飯香岡八幡宮大絵馬）
嵐の中を突き進む五大力船（〃）

八幡港みお筋（飯香岡八幡宮文書）
八幡浦の満潮時の海の深さ（〃）

飯香岡八幡宮、柳橋神事

原胤栄印判状（榎原義久家文書）

市川本店、千葉県船改め所文書群（市川本店文書）

浜本町の町並み、八幡港みお筋

平治胤位記（菊間若宮八幡神社旧蔵文書）
平治胤、佳胤口宣案（〃）

若宮八幡神社、旧神官家墓所、取り壊し前の旧神官家

「千葉県文化財保護功労者」を受賞
「市原の古文書研究会」活動スナップ

凡例

①本書では難解な古文書が一般の人たちにも親しんでいただけるよう平易な「読み下し文」とした。

②「旧仮名遣い」「変体仮名」は「現代仮名遣い」に、「異体字」は「正字」とした。

飯香岡八幡宮五大力船大絵馬

五大力船と蒸気船（表紙）

年代 明治24年（1891）9月

奉納者 北嶋豊吉

作者 不詳

法寸 縦52×横63cm

（ほぼ同構図の大絵馬裏面から発見）

八幡村五大力船船揃え図（口絵写真）

年代 寛政6年（1794）3月15日

奉納者 上総国八幡村五大力船問屋角屋十兵衛伴冬木源左衛門

作者 初代昇亭北寿（葛飾北斎門人）

法寸 縦91×横153cm

嵐の中を突き進む五大力船（口絵写真）

年代 明治36年（1903）5月29日

奉納者 当所 浜本町 舟主 根本吉太郎、同せがれ磯次郎、

作者 斎藤安太郎

法寸 縦38.5×横60cm

③漢字は原則として「常用漢字表」を用いた。表外文字はとくに原文を記載したい場合に使用し、（）内に現代表記または読みを併記した。ただし同一文書内の2回目以降は現代表記のみとした。
また「常用音訓」外の読みも（）内に記した。

④「用字用語」は主として「送り仮名の付けかた」「現代仮名遣い」に準拠した。表記は『現代国語表記辞典』（三省堂）の「標準的な現代表記」を参考とした。

⑤助詞の「てにをは」や接続詞のしかし、ただし、なお、また等は原文表示を省略して平仮名とした。
また、ござ候、よつてくだんのごとし、ありがたく、存じ等の昔言葉も平仮名または平仮名まじりとした。

⑥干支（えど）、単位等の表外文字は例外的に原文のまま表記し、難解な年号、地名、人名等は（）内に読みを付け、一部は常用漢字とした。

⑦数字や年月日は解説は原文とした。ただし考、式、參、拾などの旧字は現代表記した。原文以外は洋数字を使用した。

⑧比較のため改行は出来るだけ原文に合わせた。
⑨読みやすいよう、解説は適宜、「等を付した。原文の誤記は（ママ）、確定できない解説は（何々カ）とした。あて字、脱字、誤字、旧地名は（）内に正した。

⑩原文の欠落は（表紙欠落）（前文欠落）（以下欠落）等とした。
紙面の都合ですべてを紹介できない場合（以下省略）等とした。

⑪差別的用語は避けたが百姓などはそのままとした。また氏名は郷土史研究の立場から、出来る限り原文のままとした。

市川本店文書

八幡・市川本店文書②

明治6、7年、千葉県船改め所八幡宿戸長文書群
市原市八幡1037

八幡・市川本店文書①

明治6、7年、千葉県船改め所八幡宿戸長文書群
市原市八幡1037

市川本店は飯香岡八幡宮創建にさかのぼる旧社家で、江戸時代後期から醤油醸造と酒類元卸を兼ねた。代々三太夫を名乗つたが、江戸時代までの系図は不明確で明治時代以降

①大造（藤原常忠）大和、大和正、松太郎長男（肖像画）文化8年
～明治14年

②甚太郎（藤原常正、大造長男）天保7年～明治19年

③栄太郎（三太夫、甚太郎長男）万延元年～明治29年

④石三（石藏、甚太郎3男）慶応元年～昭和33年

⑤得三（石三4男）明治40年～平成6年

と続き、現在は恵三、信三の両氏が江戸後期からの現存住宅に居住されている。

当家『明治5壬申正月吉日、諸用留め』には、「県庁御達しにつき副戸長広瀬徳治方まで出生年月書き出し候」と、次の家族名簿を控えている。これが明治「壬申戸籍」の届け出で、今集「港内船改め所」を担当した八幡宿戸長市川甚太郎の家族構成であった。



市川大造（藤原常忠）

文化8辛未年10月15日出生 市川大造 当申62才

天保7丙申年9月11日出生 伴甚太郎 当申37才

天保14癸卯年9月23日出生 嫁たき 当申30才

嘉永6癸丑年4月27日出生 娘いし 当申20才

万延元庚申年6月2日出生 孫栄太郎 当申13才

元治元甲子年9月10日出生 孫よし 当申9才

慶応元乙丑年11月29日出生 孫石藏 当申8才

また、同6年『八幡社元境内除地上知地割り帳』は

第42番字南町、居住人市川大造、屋敷（醤油醸造所）2反19步、横18間、長さ34間4尺8寸

同番字南町、同人、屋敷1畝13歩

明治4年9月菊間県御庁あて「御管轄所・八幡宿書き上げ」は

「當末年醤油作り込み高」御免許高375石の内、

一、造り高220石 市川甚松

「當末年濁り酒作り込み高」御免許高20石、

一、造り高30石 市川甚松 を記している。

当家では数万点におよぶ古文書類などを所蔵、その構成は

①旧八幡村基本文書（村鑑明細帳、幕領、旗本領、菊間藩関係資料）

②八幡宿戸長役場文書（戸籍、地租改正など千葉県初期の原史料）

③醤油醸造、酒類販売関係資料

④飯香岡八幡宮関係資料（由緒本記撮影写真＝原本は散逸）

⑤戦前期八幡地区撮影16mmフィルム、戦後期八幡地区撮影写真

⑥市川家の個人的文書

に大別される。前集は①の旧幕時代資料を掲載、今集は②の八幡宿戸長役場関係資料から「船改め所文書群」を紹介する。

「広辞苑」による戸長は「明治初期、町村制施行以前に、町村において町村の行政をつかさどらせた吏官」、戸長役場は「戸長の事務を取り扱つた所」としている。のちの町村長とその役場にあたる。

明治新政府は明治4年7月「堺藩置県」を実施、八幡村（宿）は菊間藩領から菊間県となつたが、11月には上総、安房15県が合

併して木更津県が誕生した。翌5年3月、「大小区画制」移行にともない「第3区4画」となり、4月、初の「戸長選挙」が実施され、八幡宿の初代戸長に松田嘉一郎が選出された。

明治6年6月木更津県と印旛県が合併して千葉県が発足、区画は第5大区2小區に変わった。区長は官選で松田嘉一郎が繰り上がり、新たに行われた戸長選挙で市川甚太郎が当選、翌7年7月、戸長の選出方法が官選に変わったことで退任した。

市川本店の「戸長文書」は甚太郎が戸長を勤めたわずか1年間分だけであったが、この間、「壬申戸籍」、「地租改正」、「徵兵制度」、「学制公布」と小学校の開設、「税制改革」などの大変革が矢継ぎばやに実施された。中でも注目史料は八幡と東京を結んだ小回り廻船

「五大力船」の「千葉県船改め所文書群」で、運航記録や積み荷明細などを記録した「出帆免状台帳」は1か年365日にわずか17日たりない348日分を数えた。

明治維新直後、東京湾内の通船を含む「川船行政」は変遷が激しくほとんど解説されていない。明治4年太政官は税収確保のための「税制改革」を実施、同6年1月の「布告第8号」「港内取締り規則」は、商船の出入港に際して「積み荷目録」「船免状」「船税鑑札」を検査し、「停泊税」を徴収するもので、各府県に「府県船改め所」が設置され、事務実務は主要港湾を持つ宿村の戸長に移管された。

出帆と積み荷、書類と物の流れを参考図に示した。八幡港からの出帆手続きは、

①届出人（船主）は「港内船改め所」業務を担当する戸長にあて、船名、積み石、船主氏名、乗り組み人、船頭名、積み荷明細、船客数、目的地などを記した「出帆届け」を提出する。

②届出人はまた、戸長役場の受け付け台帳「出帆免状控え」に記載する。戸長（役場）は手続き内容を確認した上、「出帆免状控え」と割り印、許可印を付した「出帆免状」を交付する。

③船頭は積み荷とともに「出帆免状」を持参、目的地の「港内船改め所」に提出する。

④船税は停泊税、出帆免状代価で戸長役場が徴収した。

川船行政は明治8年2月「国内回漕規則」の制定とともに「内務省駅逕察」所管となり、港付き戸長はその任を解かれた。

実は明治6、7年の1年間だけ存在したこの制度は、村（戸長役場）が「五大力船」を管理した唯一の期間でもあった。該当する「港内船改め所」は五大力船が活躍した東京周辺だけでも数十港に達したが史料は極端に少なく、これまで五大力船の「運航状況」や「積み荷」などの詳細は不明であった。「文書群」は八幡港という限られた範囲とはいえ、ほぼ1年間に及ぶこれらのデータが完全な形で現存していることで、貴重な郷土史料といえよう。

社家職名家筋書き上げ（明治4年II飯香岡八幡宮文書複写資料）

最初に市川家の家系を顯わす明治4年飯香岡八幡宮文書「職名、家筋書き上げ」から解き進める。2年後、全国の「社家衆」は解職されるので最後の社人名簿といえる。神主の市川三郎家は「当社長（おさ）職家筋」、社家の市川一家と市川大造家をそれぞれ「神主家2男分家」「3男分家」とする。同社伝承によれば3家は第10代崇神天皇の後胤で、創建以来連綿と神職を相伝されたという。長職家はのち絶家となり、現在の神主は2男分家子孫、市川本店は3男分家子孫にあたる。

市川甚太郎、戸長、副戸長辞令（明治6年、8年II小紙）

明治6年7月、8年11月、千葉県創設期の八幡宿戸長、副戸長辞令。小型厚紙に「上総国市原郡八幡宿戸長申し付け候こと」、「第5大区2小区副戸長申し付け候こと」ついで年月と千葉県を記し、公印はない。

木更津県庁、八幡宿の五大力船台帳（明治6年II豊帳）

表紙は「明治6歳第4月、木更津御県庁船印鑑連名帳、33区八幡宿」とある。この年1月、「港内規則」が制定され、戸長（役場）に「港内船改め所」の実務が委任された。台帳は木更津県庁時代に作成され、千葉県時代の朱書き後筆がある。明治6年4月現在の

五大力船は

船名	積み石	乗り組み	船主	(船頭、はしけ船数)
①高砂丸	140石	5人	松田喜三次	(岩田万蔵ほか、1)
②八幡丸	80石	3人	木村善助	(直乗り、なし)
③長寿丸	120石	4人	宮原六郎平	(直乗り、1)
④明王丸	60石	2人	大宮常太郎	(直乗り、なし)
⑤海世丸	80石	3人	白鳥留次郎	(直乗り、1)
⑥住吉丸	100石	3人	丸長次郎	(白鳥半次郎、1)
⑦太神丸	100石	4人	永野善五郎	(永野丑太郎、2)
⑧稻荷丸	120石	5人	松田豊吉	(渡辺伝十郎、2)
⑨神力丸	120石	4人	石井仲藏	(直乗り、1)
⑩泉徳丸	80石	3人	小林七次郎	(直乗り、なし)
⑪明宝丸	90石	4人	藤本五郎治	(直乗り、なし)
⑫千年丸	100石	3人	伊藤久次郎	(直乗り、なし)
⑬水生丸	100石	4人	白鳥喜八	(直乗り、1)
⑭神在丸	115石	4斗	城谷伴藏	(直乗り、1)
⑮神徳丸	100石	4人	石橋清次郎	(直乗り、1)
⑯文久丸	100石	3人	白鳥喜一郎	(石井栄吉、1)
⑰住吉丸	90石	3人	雪本権次郎	(直乗り、なし)
⑱平寿丸	81石	3人	北嶋巳之吉	(直乗り、なし)

の18艘で、ほかに「50石以下船」として、栄徳丸（茶船、鈴木与平次）、神明丸（茶船、荻原文三）、仙元丸（茶船、松田喜三次）、押し送り船（北嶋巳之吉）、茶船（岡野延蔵）を記載している

参考II () 内に後出「出帆台帳」「はしけ船所持の者」から

船頭名とはしけ船数を付した

五大力船の積み石（積載量）は最大140石、最小60石、平均は98・7石、船主の所有船数はそれぞれ1艘、複数艘を持つ大船はない。乗り組み人は140石クラスが5人、100石クラスはおおむね4人、80石クラスはおおむね3人となつていて。大型船は沖船頭に頼み、中型は船主が船頭を兼ねる直乗りが多い。

後出「出帆免状」では明治7年6月以降に「明治丸」が登場する。

船名から新造船と考えられ、本来はこの台帳に追加登録されるべきものであった。

⑯明治丸 56石 2人 小川亀吉 (直乗り、なし)

はしけ船所持の者書き上げ (明治6年II堅帳)

「船（はしけ）船」は陸と停泊中の本船の間を乗客や貨物を載せて運ぶ小舟のことをいう。八幡港（湊）は遠浅のため港内での荷役作業ができず、海上ではしけ船が中継した。記載された22艘の内訳は底平の「平田船」が1艘、小型荷物船「茶船」が6艘などであつた。五大力船船主の所有分があわせて12艘、永野豊太郎と松田豊吉が2艘、松田喜三次、白鳥留治郎ほか各1艘であった。

八幡宿戸長あて「出帆届け」(明治6年II中紙)

船主から提出された届け書の原本。届け出日は出帆前日で一部が当日または前々日であった。書式は

「出帆届け 届け出者氏名

日本形

一 船名

積み石

乗り組み人、沖船頭氏名または直乗りの別、外何人

積み荷 (明細スペース)

ただし送り状何通

右の荷物どこそまで積み送り候につき免状願い上げ候。

明治六年何月何日 氏名 (印)

戸長

市川甚太郎殿

明治6年30件、明治7年154件の合計184件を保管、紙面の都合で一部を紹介した。

八幡宿「出帆免状」(明治6年II中紙)

八幡宿「港内船改め所」が発行した「出帆免状」。積み荷とともに

目的地に持参されたので本来は地元に残らない。現存の3件は

①明治7年3月2日、横浜吉田町近藤清藏船、仙元丸。武州久良岐

郡横浜船改め所あて 大きく×印、出帆日を変更、書き直しか

②〃 3月9日、松田喜三次船、高砂丸。東京府船改め所あて〃

この分風シケのため書き直し候

③〃 3月16日、雪本権次郎船、住吉丸。東京府船改め所あて〃

この分22日出帆に書き替え候こと

また、市川本店文書B3—175に反古紙として裏面を再利用し

た明治6年12月26日付け「出帆免状」は「丸長治郎船、住吉丸、

積み荷、笠24本、輪12本、あて先神奈川県船改め所」を記す。

「出帆台帳」によれば、本製品は同日東京府宛てに出荷されており、

あて先変更で取り消されたものといえる。

木版刷り用紙に加筆、書式は

一 出帆免状

(船名スペース)

積み石

乗り組み人

積み荷(明細スペース)

ただし送り状

船客

右は本日当所出帆、その港へまかり越し候段、

届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

上総国市原郡八幡宿

明治 年 月 日
(あて先スペース) 船改め所
一 であった。

東京府船改め所「出帆免状」(明治6年Ⅱ中紙)

東京府船改め所が発行した「出帆免状」は八幡港への「帰帆免状」といえる。東京港への「出帆免状」と同数発行されたが、40%にあたる明治6年分102通、明治7年分119通の合計221通が現存している。出帆免状台帳の出帆日と帰帆日を比較することで船改め所の出帆日と帰帆日を比較することで

ごとの運航状況がわかる。後出の考察にまとめた。

東京府の「出帆免状」は前半が手書きで、届け出内容、船名、積み石、船主、乗り組み人などを記す。事務処理の煩雑化対策か、積み荷はすべて「これなし」となっている。後半は12・5 cm × 8・5 cmの朱判で

一 出帆免状

右書面のとおり当港出帆、その港へまかり越し候段、

届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治何年何月何日 東京府船改め所(担当印)

(千葉県) 船改め所

となつてゐる。

神奈川県船改め所「出帆免状」(明治6年Ⅱ中紙)

横浜は幕末、ペリー来航によって開港し、日本最大の貿易港へと発展した。八幡との取引も活発で「五大力船」が行き來した。横浜港からの「出帆免状」7通が現存しているが、残念ながらここでも積み荷は省略されている。横浜船改め所の「出帆免状」は木版刷り用紙で、前半に届け出内容を記し

「右は本日当港出帆、その港へまかり越し候段、

届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

明治何年何月何日 神奈川県

上総国八幡宿船改め所

とある。とくに興味を引くのは印鑑で、ローマ字の「YOKOHA MA」を刻んでゐる。

東京納め船税取り立ての帳(明治6年Ⅱ堅帳)

船税金上納願い(明治7年Ⅱ堅帳)

明治5年分と6年分「船税」。5年は「東京納め取り立て」で、6年は「上納願い」。また、1両Ⅱ1円と改めた4年5月の「新貨条例」の過渡期で、5年の旧制「永」が、6年には新しい「円」になる。「明治7年、上納願い」による「船税」は100石につき1円。高砂丸、長寿丸など13艘は明治5年5月に新免許に更新、同年現存している。

在丸、6年住吉丸、文久丸、7年平寿丸が免許を取得している。新らたに造船したか譲り請けたものと考えられる。

出帆免状代価受取り帳（明治7年II横帳）

1月から3月初めまでの停泊税、免状代価の受け取り帳。八幡宿船は北嶋巳之吉船など15艘、1件の出帆免状代が2銭で2か月分をまとめてある。八幡以外の船は2艘、木更津の鈴木平八船は停泊税、免状とも24銭5厘、横浜吉田町・近藤清藏船は10銭7厘、明細はなく詳細は不明である。

船客名前留め（明治7年II横帳）

江戸時代、内房地方で「船客」が認められたのは木更津と船橋、行徳の3港で、寛政元年に浜野が加えられた。参勤交代の「大名行列」は船橋、市川、板橋を経由して江戸日本橋をめざしたが、一般の旅人は船橋から船に乗る人が多かった。明治維新で制度は解禁され、八幡港も乗船が認められた。明治7年1月の「船客名前留め」が現存する。

1月17日善五郎船 船客3人

〃 丸長船 船客5人

1月18日石井仲藏こと寅吉船 船客1人

1月19日夜松田喜三次船 船客4人

1月20日十兵衛船 船橋より出帆、20日午前7時ころ帰帆

乗船人なし

1月21日午後1時ころ、雪本權次郎船 乗船2人（以下省略）

15日間の合計は50人、1日あたり3・3人、旧菊間藩士、八幡、五井、茂原が多く、東京からの商用などがめだつた。

出帆免状台帳第1番（明治6年10月23日～11月27日II堅帳）

出帆免状台帳第2番（〃 11月28日～12月18日II堅帳）

出帆免状台帳第3番（〃 12月19日～7年1月21日II堅帳）

出帆免状台帳第4番（7年1月21日～3月16日II堅帳）

出帆免状台帳第5番（〃 3月15日～4月28日II堅帳）

出帆免状台帳第6番（〃 4月28日～7月21日II堅帳）

出帆免状台帳第7番（7年7月21日～10月4日II堅帳）

明治6年10月23日から翌7年10月4日までの348日間、全547件の「出帆免状」受付原簿。船主（船頭）は戸長役場に「出帆届け」を提出するとともにこの台帳に届け出内容を記載し、役場は割り印を付した「出帆免状」を交付した。台帳には「八幡宿船所」が受け付けた五大力船の全出航記録と「積み荷明細」が記録された。本集ではその一部を翻刻し、全体をパソコンで作表して解析し、後出五大力船「積み荷の考察」に纏めた。

船類諸願い届け（明治7年II堅帳）

八幡宿戸長役場文書の五大力船関係願い書、届け書綴り。譲渡關係の届け出が多く、3つ道具付き五大力船1艘代価50円、極印付き茶船1艘買代金36両、押し送り船代金50円、肥え藻取り船1艘代金2円50銭など売買価格や船大工の新規肥え藻船造立などが含まれている。

八幡宿居住者干支年月調べ下書き（明治6年II綴り）

八幡宿算紙にメモ形式で纏められた明治初年の住民名簿。当時の屋敷番号順に

①第1（綴り）II1番（屋敷）より94番（屋敷）まで

②第2II95番より226番まで

③干支年月調べ、第3写しII227番より327番まで

④第4II328番より（410番まで）

の4綴りで構成、第1ページの書き出しは

嘉永2年己酉5月3日生まれ、農、2番屋敷、戸主宇田川半七、23才10か月

天保6年乙未11月10日、農、3番屋敷、戸主中嶋治八、37才4か月

以下、八幡宿旧町丁の南町、南新田、本町、浜本町地区全域におよぶが、明治9年地租改正の地番である現在番地と対応することはできない。五大力船の港町であった浜本町では廻船問屋、船主、船乗り、船大工、荷役の人たちのほか、問屋倉庫や商店が立ち並んだ。

本集では、浜本地区の船関係者部分を解説掲載させていただきました。個人情報にかかるが、八幡の五大力船研究に欠かせない重要な基礎資料としてお許しを頂ければ幸いである。

米1万2千俵、炭20万俵、薪12万束

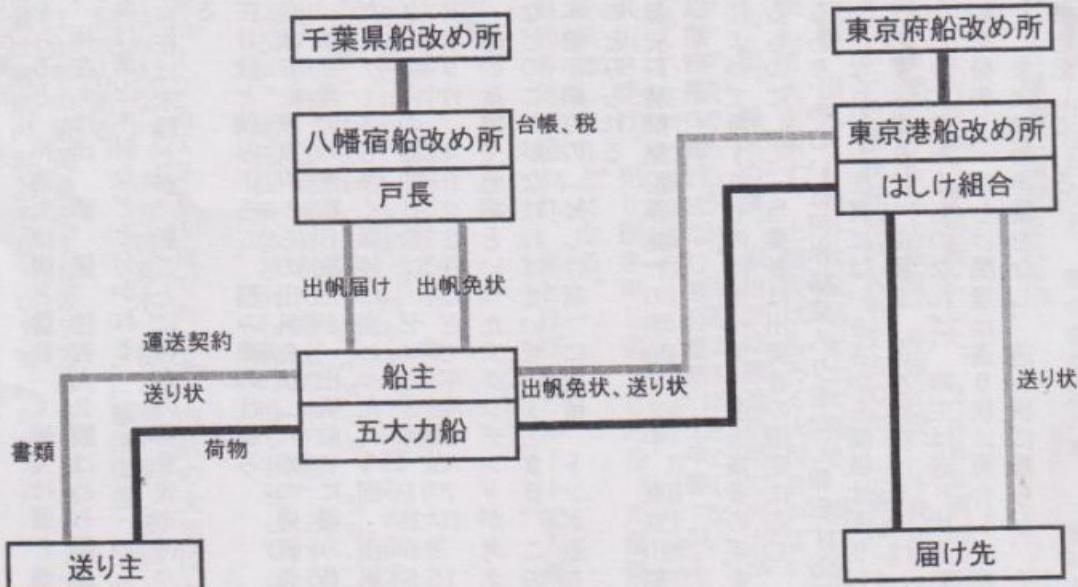
五大力船の「積み荷」を考察

明治元年の「明治維新」と同4年の「廢藩置県」はわが国の歴史を大きく塗り替えた。このころ小学校や郵便、電信制度が生まれ、新橋、横浜間に蒸気機関車が走り、銀座煉瓦街が出現した。いわゆる「文明開化」の中、断髪、廢刀令、洋装、牛鍋、ガス灯、人力車、馬車鉄道が登場し、社会様式が大きく変化しようとしていた。

廢藩置県は農民＝百姓にとつても大変換の年となつた。江戸時代の「税制」は米の生産「石高」を課税対象とした「村請け制」で、領主は村高に税率を掛け割り付け、村は年貢や諸役を請け負つて全村民で負担した。新制度は「金高」の「個別納税制」で、それぞれの資産（土地）に応じて課税された。農家は納税のためにも米の現金化が必要であった。これまで村役人によつて行われた年貢米の津出し作業に代わり、個別に米穀業者に米を売り、業者が東京へ出荷するという新しいスタイルが誕生した。

また、厳しい財政難からのスタートとなつた明治新政府は新たな税制を制定して改定を繰り返した。明治4年には「新貨条例」が公布された。しばらくは従来の両や永が通用したが、7年ころ新しい円が定着していった。八幡宿に「船改め所」が置かれた明治6、7年はこうした社会情勢の中にあつた。

五大力船の荷物運送フロー



10月4日、348日分の「出帆免状」「積み荷明細」と、帰帆日を記した目的港船改め所の「帰帆免状」を表1～6に纏めた。

表1 明治6、7年月別積み荷表

表2 船別積み荷表

表3 月別、船別件数と積み荷総括表

表4 米、炭、薪積み荷3製品の月別出荷数量表

表5 農産漁業関係製品の月別出荷数量表

表6 建材その他の月別出荷数量表

月別、船別「出帆免状」による「出帆、帰帆データ」の考察

①出帆免状の総数と船別出帆数
348日間の「出帆免状」総数は547通、1日平均は1・6通であつた。うち八幡宿籍五大力船18艘の船別出帆数（365日換算値）と月平均出帆数は

①神徳丸 48通（365日換算50・4件）月平均4・2件
②神力丸 44通（リ 46・2件）リ 3・9件
③太神丸 43通（リ 45・3件）リ 3・9件
(中略)

⑯千人丸 19通（リ 20・0件）リ 1・7件

⑰水生丸 11通（リ 11・5件）リ 0・9件

⑱明王丸 1通（リ 1・1件）リ 0・1件

また6月に新造された明治丸は4か月で8通、ほかに茶船の山王丸2通、仙元丸は1通であつた。茶船は50石以下の小型荷物船で、五大力船に交じつて東京へ荷物を運んだ。

一方八幡以外の船の出帆数も合計20通、うち野島浦（現在・横浜市金沢区）の稻荷丸が10通、村田（千葉市中央区）の伝合丸3通、横須賀・朝日丸、木更津・神力丸2通などであつた。
②月別の出帆数

月別では11月から4月、冬から春がピークで、最大は1月の59件、底は夏場で6月の27件、7月の35件がどん底になつた。冬場が多いのは、積み荷の主力3製品である米の出荷期と炭、薪の

需要期が重なることによつた。

③船別の積み荷と出荷元

船別に積み荷をみると、神徳丸は炭と醤油、太神丸は薪と建材、神力丸は米と炭、神在丸は炭、薪、筵、住吉丸2艘はわら製品、平寿丸は糠、明宝丸は薪と木材などと分かれる。「廻船問屋」や「船仲間」（組合）の存在は未詳だが、船ごとに特定の得意先を持つていたことが窺われる。

④東京港での滞在日数と積み下ろし、積み荷の仕組み

八幡港の出帆免状日と東京府からの出帆免状（八幡の帰帆免状）日の差は、本来、東京港での滞在日数だが、出帆前日に積み荷を終えて免状をいただくケースも多く微妙に変わつた。今回、出帆と帰帆が整合できた214件の滞在日数は、ゼロ日3件、1日65件、2日57件、3日39件、4日22件などで平均2・7日、11日も1件あつたが、船の故障や急病といったアクシデントが考えられる。荒天が続くなどのことがなければせいぜい1、2日、この間、乗り組み人は日本橋小網町の「はしけ宿」に逗留、トンボ返りに八幡に帰帆したものとみられる。

『江戸・東京問屋史料諸問屋沿革誌』の明治22年、東京川船貨物回漕組合「維新以前商業の慣行および組合履歴、上申書」によれば、「右荷物、舟便によつて着するものはすべて一度当業者の手をへ、諸問屋向けへ至るものにして、当業者は出荷者の指定に応じ、着荷ただちに送致するあり、あるいは河岸場蔵入りをなし報告するあり、適宜に取り扱いし、なれども売買にはいささかも関係せざりし」、

また「荷物には必ず「送り状」を添え、送り状にはそれはしけ某問屋揚げ某行きなどの文言あるものなれば、船主は送り状面記載のはしけ問屋に着船を報告し、はしけ問屋は送り状に照合し、荷物を伝馬船に移し取り、または河岸場をなし、送り状に照らし、それぞれ配達す」と詳細を記している。

東京港での積み下ろしと積み荷は「はしけ組合」が独占、多くは佃島前で行われた。五大力船は帆を下げ、亀島川を経由して日本橋

川に入り、小網町河岸の船繋ぎ杭に停泊したものと考えられるが詳細は解明されていない。

「出帆免状台帳」による「積み荷データ」の考察

免状台帳の積み荷をデータ化して別表(表4-1-6)にまとめた。届け出資料は品名や単位などまちまち、数字は単純集計である」とを予めお断りしたい。

八幡港からの積み荷の主力は米、炭、薪の3製品で、ほかに材木や竹材、瓦、わら製品、油、肥料などがあつた。

表4-1「米」の出荷

①「積み荷明細」による「米」の「品名、月別推移」を別表にまとめた。品名は単に米としたものが大半で、ほかは白米、新米、古米、町米、藏米などまちまちであつた。これらを合わせた348日分総数は1万2336俵で、うち幡(餅)米は111俵、およそ1%であつた。

②米1俵を4斗として石に換算すると348日分の総数1万2336俵はおよそ5000石、740トントンになる。これに欠落する1

0月の18日分を6年10月、7年10月実績で割り計算して365日に換算するとおよそ5500石であつた。市原郡高およそ5万5000石の10%で、地元消費分を差し引いた出荷量とほぼ整合している。

③安政3年江戸名主が幕府に提出した「重宝録」による「船運送入

津、陸付着荷高」は浅草藏前払い米、御武家様方御収納米とも248万石ほど、下り売り米11万石ほど、地回り奥筋売り米40万石とあり、八幡宿からの出荷は、売り米のおよそ1%であつた。

④米出荷は9月から3月まで、ピークは12、1、2月の3か月。江戸時代の年貢米津出しが皆済期日の12月に集中したが、明治維新を境に遅くなっている。米穀商が八幡に米蔵を置き、江戸の米相場を見ながら積み出したことなどが影響したものとみられる。

⑤八幡港を積み出し港とした地区は市原郡の北東部から中部、南部

にかけての一帯で、菊間や五所、能満、勝間、大成、大作、喜多、中野、米原、古敷谷、川在村など。馬の背や大八車、一部は村田川の水路を使って八幡港に集荷された。

表4-2「炭」の出荷

①「炭」の「品名、月別推移」を別表にした。348日間の出荷量は20万1448俵で、うち「土釜炭」や単に炭、4貫炭、5貫炭、6貫炭を含めた一般家庭汎用が大半を占めた。土釜は「土窯」で炭焼き窯の一種、出入り口の外は全部を土で築き、炭材が炭化し終わると密閉して火を消す。土窯炭はもろく火付きがよい。

②材質は松が多く、櫻、雜木の順。鍛冶炭は鍛冶屋用で火力がつよい、松樂炭はラクダ炭であろうか。品質はさほどよくない。

③「重宝録」によると、江戸の集荷量は1か年247万5千俵で「手川辺炭薪屋共引き受け、売り捌き申し候」とある。八幡港はそのおよそ8%を供給したことになる。

④炭は八幡の中奥部各地で焼かれ、米とほぼ同じルートで八幡に出荷された。

表4-3「薪」の出荷

①「広辞苑」による薪は「燃料にする木、雜木を適宜の大きさに切り割つて乾燥させたもの。たきぎ。わりき」、同読みの真木、檜木は「(純粹な木の意)、①スギの古名。②イヌマキ、ラカンマキ、コウヤマキなどの汎称。③建築材料の最上の木の意」とする。本来は意味が異なるが、地元伝承などから薪の当て字として「薪」に区分した。

②「薪」の出荷量は12万1961束であった。内訳の大半は「檜、真木」で中身はみえない。一方松真木、松5本/束、櫻木、雜木など具体的なものもある。

③「重宝録」は1か年の集荷量を1837万900束ほどとする。八幡宿の出荷量は東京のおよそ0・07%にあたつた。

④薪も八幡近郷、中奥の農村部で生産された。

表5-1「農産物」の出荷

①穀物では米以外にこれといった産物はない。大豆576俵、小麦

60俵、粟21俵、ほかに芋粉、小豆などがあった。大豆はみそ、

醤油、豆腐原料、馬牛飼料などに使用された。小麦は粉にして麵

類や菓子などの食用にした。

②玉子は48箱、果物はみかん、柿、栗でいずれも少量だった。

新年祝い膳用の田作り（こまめ）が497俵、漢方の生薬である

柴胡（さいこ）も26俵あった。

③糠（ぬか）は2580俵で飼料、肥料とされた。糠に似た「糖」

も誤記として「糠」と解読した。菜種は油にして食用や灯火とし

た。桂種はえごまであろうか、食用や桂油をとった。

表5-2「わら製品」の出荷

①「わら」は7万8390束（把）、まぐさ1万3969貫、わらは

俵やむしろ、繩などの原料で、糸は馬や牛の飼料となつた。

②むしろ、かます製品は単に「むしろ」としたもの6019（丸）、

36むしろ7315（丸）、用途別に粕むしろ、裏むしろ、ほ

しかむしろ、灰かますなどがあつた。

③あみものは菅笠954（丸）、笠輪195（丸）が目立ち、ほかに網、ござ、とま、すだけなど。菅笠は菅で編んだ笠、笠輪は菅笠と頭を

結ぶ輪、すだけはすだれで、とまは茅や菅を編んだ小屋の覆いで

五大力船でも使われた。

表5-3「醸造品」の出荷

④醤油476樽。鉢子、野田、佐倉、木更津は房総の「地回り醤油」

として知られたが、当時の八幡産は生産高も少なく、大半が地元で消費された。八幡で醤油産業が発達するのは明治後期から大正、昭和戦前期のことである。

表5-4「油と粕」の出荷

①魚粕6226袋、種粕1486袋、粕869袋、ほしか350

袋は肥料、魚油186樽は家庭用照明に使用した。

表6「建材」「竹材」、その他の出荷

①建材では材木、竹材、瓦などを出荷した。古材の再利用がめだち

大火が繰り返された江戸の住宅事情を反映している

②新材料では単に材木としたもの1467本、材質は杉、松が多く、柱、角材、敷居、小前貫、中貫、板材などに加工して出荷された。材木は表記もまちまちで統計的にまとめるることは難しい。

③竹材は間渡し竹3万9030束、唐竹5546束、男竹1730束、女竹4300束などであった。間渡し竹は壁下地に使うやや太い竹、「重宝録」による江戸入津量13万2189束でおよそ30%を占める。唐竹は中国伝来の竹で笛などに使う。江戸入津量は大31万、中24万、小12万束でおよそ1%、男竹はマタケの大竹、女竹は節がめだたない小竹で、垣、棹、かご、きせるなどに用いた。

④瓦5万3150枚、古瓦4600枚を出荷、産地は主に草刈、久々津周辺と考えられるが詳細は未詳である。

⑤鏃（びた）銭は粗悪な銭のこと、「えり銭」が進み、江戸時代後期には通貨として流通しなくなつたという、梵鐘などに鋳込まれたのであろうか。

⑥古道具、引っ越し荷物、袋荷など、その他の積み荷は集計から外した。

「送り状」にみる帰り船と積み荷

「千葉県八幡宿船改め所文書群」には東京府と神奈川県からの

「出帆免状」が現存するが、残念ながら積み荷を記載していない。

一方、市川本店文書の「醤油醸造、酒類販売関係資料群」には江戸

時代後期、文久3年、慶応4年と、明治7年、15年、16年、17年の6か年分、各年およそ200点の「送り状」を保管している。

解説は第8集以降掲載の予定だが、関係資料として明治7年分を表6にまとめた。

明治7年181件の内訳は、東京港積み出しが158件、行徳3

件、ほかに検見川、曾我野、五井、姉崎、茂原、一の宮などがあつた。東京や行徳便は当然「五大力船」が運んだが、茂原や一の宮など九十九里沿岸や内陸部は馬方による陸送で、五井、曾我野といつた近距離は重量などから海運と陸送を使い分けた。東京便は主に酒、みりん、酢、醤油原料や容器であった。

届け先の吉田屋は市川本店の屋号で東京南新川に支店を構えて仕入れなどを担当した。船名は指定船で、特記のない場合、帰り船の「番船」が運んだ。清次郎船の「神徳丸」が39件と群を抜くが、この年船主として経営参加したことによる。船名は船主の屋号や通称名が多く、今後の研究課題としたい。

八幡港と五大力船／まとめにかえて／

江戸時代から明治、大正、昭和戦前期にかけて、市原には八幡、五井、姉崎、青柳、今津、椎津の6港があつた。市原の内陸部や外房方面から運ばれた年貢米や薪炭、材木、わら製品などを五大力船で江戸に運び、帰り船で衣類や酒、油、日用雑貨などの生活物資と「江戸文化」を持ち帰った。上総の玄関口、海陸交通要衝に立地し、市原郡最大の港町でもあつた「八幡宿」の繁栄は五大力船とともにあつたといえよう。

五大力船は一大消費都市であつた江戸、東京を中心に発達した海川両用の「小回し廻船」で、全長が10から20m、積載量50石から200石、江戸、東京市内の堀割に乗り入れるため一般廻船より喫水が浅く、川筋での棹使いのため、舷の外側に「棹走り」を設けた。わずか3、4人で100石もの物資を運んだ、その力強さを「五大力菩薩」に例えた。

本誌前集で紹介した市川本店の天明7年(1787)「八幡村村鑑明細帳」は五大力船船数を「本株(権利者) 30艘、當時(実動)

12艘」と記し、飯香岡八幡宮の大絵馬「八幡村五大力船船揃え図」は満風に帆を膨らませた13艘を画いている。また本資料の明治6年「木更津県庁五大力船台帳」は八幡宿籍が18艘、大正初めころ30艘程度と伝承されている。

八幡港は当時、飯香岡八幡宮境内であった「南町澤(みお)」と「浜本町(はもと)みお」の2か所にあつた。南町みおの創設は「飯香岡八幡宮文書」に詳しい。慶長19年(1614)、当時八幡村領主であった本多正信、正純、永井尚政3家の年貢米津出し港として、長さ480間の人工みおと船付き場、荷揚げ場、藏屋敷を築いた。浜本町の開設は不詳だが、同じころ民間船舶用として築港されたものといえよう。八幡宿から江戸、東京まで海上10里、順風およそ4時間、時速はおよそ10kmであった。

八幡の中心街区・浜本町には運送宿と船主、船乗り、荷役・はしけ作業の人や船大工職人のほか、穀物商、薪炭商、反物屋などの問屋や倉庫が並び、風呂や旅籠、飲食店など、町の人たちの多くが港にかかわつた。江戸時代の船だまりは、草刈堰を水源とする灌漑用水路が八幡港に流れ出る雁田川河口周辺に置かれたが、明治時代に堅みおと横みおを広げて浜本町に接した。現在もベイシア裏手と八幡運河周辺が当時の面影を残している。

明治45年八幡宿駅開業、その後自動車の普及につれ、一大消費地・東京への物流は海運から陸送へと移行する。大正終わりから昭和初めにかけて五大力船の廃業が相次ぐ。およそ300年間に亘つて江戸・東京市民の生活を支え、上総の経済と文化の担い手となつた五大力船はその役割を終えて静かに姿を消した。(山岸弘明)

「市川本店文書調査」は、当「市原の古文書研究会」の解説調査のほか、「市川本店文書調査会」(仮称)による「文書リスト」の作成、「八幡史学館名所100選チーミ」による写真撮影を行なつています。また宮本敏一様にはデータ集計業務などのご助力をいただきました。あわせてお礼を申し上げます

表1 = 明治6、7年 月別積み荷表

明治6年10月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
1023		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	100					醤油50樽		野島浦船
1025	1027	平寿丸	81	北嶋巳	東京府	新白米	15	土釜炭	500			味1000貫		
1025	1028	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	100			大豆20俵		
1025	1029	神力丸	120	石井	東京府	米	82	土釜炭	650			松炭	230	
1026	1029	八幡丸	80	木村	東京府			4貫炭	200	松櫛	2,000			
1027		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	100					36蓮200束	びた錢100束	野島浦船
1027	1029	福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	170			魚油10樽		
								6貫炭	100			馬草1300貫		
102	1102	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	500					
1029	1102	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	441	松櫛	800		間渡竹1000束	
1029	1102	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	800					
1029	1107	東徳丸	80	小林	神奈川	米	150							
1029	1102	明宝丸	90	藤本	東京府	米	70	4貫炭	900					
1031		水生丸	100	白鳥喜	東京府			土釜炭	800			大豆100俵		
			10月			13件			517		5,391	2,800		

明治6年11月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
1101	1104	長寿丸	120	宮原	東京府			土釜炭	4250			魚油25俵、内海船200俵		
1102	1104	平寿丸	81	北嶋巳	東京府	新米	60					糠70俵		
1102		住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	250			36蓮50丸、粕蓮50丸		
								松炭	90					
1102	1105	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	500				間渡竹700束、唐竹50束	
1104	1105	太神丸	100	永野豊	東京府	米	20	土釜炭	600	松櫛	500		松6分板150束	月日なし
1107		神力丸		石井	東京府	米	46	土釜炭	876			糠20俵、玉子4箱		
								松炭	250					
11		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	750			魚粕80俵		日なし
1107	1108	八幡丸	80	木村	東京府	白米	23	4貫炭	400	松真木	300	から葉13俵		
								松炭	300					
1107	1110	福荷丸	120	松田豊	東京府			炭	50			糠50俵、蓮50束、株200		
1108	1110	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	600		間渡竹1500束	
1108		住吉丸	100	丸	東京府				松真木	800		菅笠37本、輪2束		
1108	1112	住吉丸	90	雪本	東京府			4貫炭	700			葵8500束		
1109	1110	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	450				間渡竹600束、唐竹100束	
1108	1115	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松櫛	1,000		女竹200束	
		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	30	4貫炭	400	松櫛	1,000			月日なし
1110	1111	明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	700					
1114	1115	福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	50			蓮60束、魚粕100俵、種粕100俵		
1114	1115	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松5枚	1,000		男竹140束	
1114	1116	東徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	450			かき灰350俵		
1115	1116	八幡丸	80	木村	東京府	白米	37	松乗炭	133			柿樽18本、種粕33枚	松板16束、小前賃62束	
1115	1116	神力丸	120	石井	東京府	米	35	土釜炭	610	松真木	300		唐竹24束	日欠あり
1115	1117	平寿丸	81	北嶋巳	東京府	新米	100	土釜炭	100					
1116	1117	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	800					
1117	1118	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	350	松櫛	600		間渡竹1300束	
1117	1117	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	400				間渡竹600束、唐竹100束	
1117	1118	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	270			糠44俵、36蓮100丸、笠20本、輪6束		
												ならし11俵、玉子3箱、浜引繩3束		
1118	1119	明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	150					
								6貫炭	20					
1119	1120	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	200			魚油60樽、魚粕150俵		
1118	1122	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松真木	1,000	種粕90枚	女竹100束	在原郡船
1120		取方丸	140	成鷺	神奈川							干草1000貫		
1120	1122	神力丸	120	石井	東京府	米	55	土釜炭	350				唐竹180束	
								6貫炭	50					
1120	1122	東徳丸	80	小林	東京府							蠣灰450俵、栖竹120束		横須賀船
1121		朝日丸	80	高田	神奈川			4貫炭	160					
1120	1124	福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	250			糠30俵	ひた錢50束	
								6貫炭	150					
1121	1124	平寿丸	81	北嶋巳	東京府	米	37					馬草870貫		
1121	1124	八幡丸	80	木邨	東京府	白米	23	4貫炭	438			小麦10俵、種粕31枚	唐竹50束	
1121	1122	神力丸	150	鈴木	東京府	米	150							
1123	1124	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	300	松5枚	700		唐竹100束	
1123	1125	住吉丸	90	雪本	東京府							銅葉950貫		
1124	1127	長寿丸	120	宮原	東京府							内海魚油10樽、内海船200俵		
1125	1205	福荷丸	79	久保寺	東京府	米	100							野島浦船
1125	1127	明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	500			麦粗40枚、柿樽20本		
1126	1127	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	600	松5枚	1,000	大豆30俵		
1126	1128	千年丸	100	伊藤	東京府							間渡竹1200束、唐竹170束		
1125	1128	神力丸	120	石井	東京府	米	160	土釜炭	450				間渡竹370	
1127	1129	東徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	250	松櫛	1,000			
1127		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	35	炭	400	真木	600			
1128		八幡丸	80	木村	東京府	米	140	4貫炭	282			大豆21俵、粕57俵		
1129	1205	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	50			田作40俵、糠20俵、36蓮30丸、粕蓮126丸、笠輪12束	書替え	

明治6年12月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考	
1201	1206	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	850						
1202	1205	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	300			田作大150俵、魚粕50俵			
1202	1206	福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	100			苦12二	間渡竹100束		
								6貫炭	200						
1205	1206	太神丸	100	永野	東京府			土釜炭	200	松真木	500		男竹150、女竹120束		
1205	1207	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	34				間渡竹200束		
1206	1210	神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	347				間渡竹120束		
								松炭	200						
1206	1210	明宝丸	90	藤本	東京府	米	150	4貫炭	500						
1206		取方丸	140	成嶋	神奈川							干草1019貫		荏原郡船	
1207		長寿丸	120	宮原	東京府					松真木	1,000			古材木150本	
1207	1210	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30	4貫炭	300	真木	1,000				
1207	1210	東徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	300				間渡竹1000束		
1207	1210	神在丸	115	城谷	東京府	米	40	土釜炭	800						
1209	1210	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	750				間渡竹700束		
1209		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	161							野島浦船	
1209	1210	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	800				田作大110俵、魚粕120俵		
1209	1211	住吉丸	100	丸	東京府			鐵治炭	90				田作87俵、魚粕37俵、36蓮68、粕蓮42丸		
1209	1210	平壽丸	81	北島巳	東京府	町米	100	松柔炭	100						
1210	1212	住吉丸	90	雪本	東京府							干草850貫			
1210	1211	太神丸	100	永野豊	東京府	米	230	土釜炭	300				種粕80枚		
1214	1216	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	950				醤油50樽		
	1216	福荷丸	120	松田豊	東京府			4貫炭	300				田作大110俵、魚粕100俵	月日なし	
								鐵治炭	160						
1214	1218	神力丸	120	石井	東京府	米	126	土釜炭	500				間渡竹600束		
								松炭	50						
								6貫炭	50						
1214		千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	550	真木	1,000			しけ延日	
1215	1220	平壽丸	81	北島巳	東京府	米	125								
1215	1218	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	800				魚粕310		
1215		水生丸	100	白鳥喜	東京府									積荷なし	
1219		泉徳丸	80	小林	東京府	米	30	炭	600					月日なし	
1216	1218	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	60	炭	600						
1215		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	200				秣700貫		
1216	1219	明宝丸	90	藤本	東京府	米	70						魚粕230俵		
1216	1218	太神丸	100	永野豊	東京府	米	50	土釜炭	200	松真木	1,500				
1216	1220	神在丸	115	城谷	東京府	白米	30	土釜炭	900				間渡竹350束		
1218	1220	住吉丸	100	丸	東京府								魚粕11俵、粕蓮46二 松2寸角50本、杉板200間 36蓮66二		
1218	1220	八幡丸	80	木村		米	39	松柔炭	50				種粕170枚	唐竹52、間渡竹1000束	
								4貫炭	150						
1219	1220	長寿丸	120	宮原	東京府	町米	50	土釜炭	300					古木材150本	
1219	1221	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	550	真木	1,000				
1220	1221	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	800				醤油70樽		
1221		仙元丸	50	松田喜	東京府					檜真木	1,200		苦5二×100二		
1221	1224	福荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	100				魚粕100俵		
1222	1224	神力丸	120	石井	東京府	米	112	土釜炭	647				大豆10、綿実12俵		
								松炭	193						
1222	1224	高砂丸	140	松田喜	東京府			6貫炭	35				魚粕450俵、酒20、水油8樽		
1224	1227	神在丸	115	城谷	東京府	白米	30	4貫炭	900	5本×	500				
1224	1226	太神丸	100	永野豊	東京府	米	20	土釜炭	300	松櫛	1,000		女竹200束		
1225	1227	明宝丸	90	藤本	東京府	米	80	4貫炭	900						
1225	1227	泉徳丸	80	小林	東京府	米	20	4貫炭	700						
1225	1227	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600				醬油35樽	唐竹100束	
1226	1228	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	850						
								6貫炭	20						
1226	1227	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	2,000				
1226	1227	住吉丸	100	丸	東京府			鐵治炭	40				笠24本、輪12、36蓮50、粕蓮20二	しけ書替	
								土釜炭	110						
1226	1227	八幡丸	80	木村	東京府	米	43	4貫炭	230	松櫛	150	大豆37俵、小糠35俵、種粕96枚			
													間渡竹160束		
1226		文久丸	130	白鳥喜	東京府	糀米	40	土釜炭	930				大豆20、魚粕5俵		
1226	1230	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	35	炭	600	真木	700				
1226	1230	長寿丸	120	宮原	東京府			炭	500				魚油5本	材木200本	
1227		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	400				魚粕370俵		
1228	1230	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	110				36蓮150、粕蓮20二		
								鐵治炭	40						
1229	1230	神力丸	120	石井	東京府	米	48	土釜炭	670	楨	200	大豆10、糠20俵			
								松炭	160						
1230	1231	福荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	200				36蓮200二		
1230	1231	大神丸	100	永野喜	東京府	米	20	土釜炭	300	松櫛	2,000				
			12月		58件		1,739	0	23,916		13,750				

明治7年1月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考	
101	103	平壽丸	81	北島巳	東京府			土釜炭	200	松真木	300		間渡竹1000束		
104		朝日丸	80	高田	東京府			4貫炭	250				松板4匁	横須賀船	
								6貫炭	30						
106		明宝丸	90	藤本	東京府			6貫炭	90	松5横	1,000				
								4貫炭	450						
106		八幡丸	80	木村	東京府	米	30	土釜炭	280	松真木	54				
								6貫炭	110						
								松葉炭	125						
106		神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	650			醤油50樽	間渡竹700束		
106		泉徳丸	80	小林	東京府	米	20	土釜炭	300				唐竹60束、古柱100本		
107		平壽丸	81	北島巳	東京府	町米	100	土釜炭	100				唐竹100束		
107		長寿丸	120	宮原	東京府								古木材250本		
107		住吉丸	100	丸	東京府							粕延40丸、笠4本、玉子3箱、36蓮170丸、裏蓮50丸		古銭2匁	
107		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30			真木	600				
107		千代丸	100	伊藤				4貫炭	200				唐竹100、間渡竹1000束		
107		神在丸	115	城谷	東京府	白米	15	土釜炭	900	松5横	500				
107		太神丸	100	永野豊	東京府	米	10	土釜炭	400	松真木	2,000				
107		福荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	200			36蓮200匁			
								4貫炭	100						
107		神力丸	120	石井	東京府	米	45	土釜炭	783	横	150	種粕40枚、綿実20俵			
								松炭	133						
107		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	210			秣800貫			
107		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	700				小前貢83、松板52束		
110		神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600	松5本	300		間渡竹600束		
111		八幡丸	80	木村	東京府	米	34	土釜炭	550						
								松葉炭	100						
111		明宝丸	90	藤本	東京府	米	30	4貫炭	600						
112		福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	50			蓮250匁、苦100丸			
112		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	400	松横	1,500		松小割物100束		
112		住吉丸	100	丸	東京府	白米	4					粕延57匁、小糠42俵、輪2匁、浜綱4匁、36蓮117匁			
												裏蓮44匁	松小割10匁、錢2匁		
113		千代丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	1,000		間渡竹1000束		
113		住吉丸	90	雪本				土釜炭	130			秣830貫			
115		神力丸	120	石井	東京府	米	164	土釜炭	300	横	500	穀8俵			
								松炭	100						
116		高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	400				材木100匁		
								6貫炭	50						
117		泉徳丸	80	小林	東京府	白米	30	土釜炭	400						
117		神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	450				間渡竹500、から竹100束		
118		神在丸	115	城谷	東京府	白米	25	4貫炭	350	松5横	1,000		間渡竹1000束		
118		平壽丸	81	北島巳	東京府	町米	70	土釜炭	300				竹60		
118		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	40	炭	400	横	600				
118		長寿丸	120	宮原	東京府			鐵治炭	250	真木	500		古木材50本		
119		八幡丸	80	木村	東京府	藏米	10	土釜炭	440				間渡竹400束		
						白米	31								
119		住吉丸	100	丸	東京府					松横	500	笠27本、輪27匁、蓮40匁、玉子2箱			
119		明宝丸	90	藤本	東京府	米	50	4貫炭	400						
119		福荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	170			36蓮230匁、種粕60枚			
								鐵治炭	100						
119		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	338				杉角材227本、松板46束		
								6貫炭	48				中貢5匁20束		
119		神力丸	120	石井	東京府	米	95	土釜炭	400	横	400	繡実20俵、玉子8箱			
								松炭	250						
121		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松横	500		男竹200束		
121		福荷丸	79	久保寺	野崎浦	米	150							野島浦船	
121		高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕400俵		船客1	
123		千代丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	300	松真木	1,200		間渡竹1000束		
123		住吉丸	90	雪本	東京府	米	15	土釜炭	180			秣800貫			
124		神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	550	松5横	800				
125		八幡丸	80	木村	東京府	藏米	54	土釜炭	175			糠12俵			
						白米	28	松葉炭	394						
125		太神丸	100	永野豊	東京府	米	30	土釜炭	300	松横	1,500		松6分板50束		
126		神力丸	120	石井	東京府	米	121	土釜炭	600	真木	500	繡実17俵			
								6貫炭	80						
126	202	福荷丸	120	松田豊	東京府			6貫炭	50			魚油40樽、蓮250匁、苦30匁			
								土釜炭	100						
127		明宝丸	90	藤本	東京府	米	120	4貫炭	400						
128		神在丸	15.4	城谷	東京府	白米	20	土釜炭	800	松5横	1,000				
129	131	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	150	土釜炭	800			粕3俵			
129	205	泉徳丸	80	小林		糯米	10					蛎灰600俵			
130		高砂丸	140	松田喜	東京府	白米	25	4貫炭	400			36蓮240俵			
130	204	長寿丸	120	宮原	東京府	白米	5	土釜炭	500	横横大	1,000		尺角石28本		
130	202	住吉丸	90	雪本	東京府	米	20	土釜炭	570			抹250貫			
130	202	平壽丸	81	北島巳	東京府	米	110					芋粉30樽、煮油10樽			

131	202	八幡丸	80	木村	東京府	米	47	土釜炭 松葉炭	427 100	松檻	600			
130	204	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30	炭	500	真木	600			

明治7年2月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考	
201	203	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600				間渡竹500束		
201	205	住吉丸	100	丸	東京府							36蓮220丸、綿実18俵、糠112俵			
202	203	太神丸	100	永野豊	東京府	米	50	土釜炭	400	松檻	1,000				
201	204	千代丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	500	松真木	800		間渡竹1200束		
203	205	神力丸	120	石井	東京府	米	167	土釜炭	510			綿実10俵			
								松炭	100						
202	205	明宝丸	90	藤本	東京府	米	130	4貫炭	600						
203	206	神在丸	110	城谷	東京府	白米	15	土釜炭	900	5尺檻	500				
205	206	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	300			魚粕400俵			
206	207	福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	200			蓮300丸			
206	207	太神丸	100	永野豊	東京府	米	70	土釜炭	400			松6分板132束			
206	207	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	48	土釜炭	350			杉角材84本、小貫104束、			
						糶米	12								
206	208	八幡丸	80	木村	東京府	米	93	土釜炭	200			糠16俵			
								松炭	360						
207	209	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600	松5尺	500				
208	209	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	200			36蓮150丸、玉子4箱			
								6貫炭	52						
208	210	明宝丸	90	藤本	東京府	米	100	4貫炭	700			松6分板30束			
208	210	神力丸	120	石井	東京府	米	140	土釜炭	600			綿実30俵			
								松炭	100						
209	211	福荷丸	120	松田豊	東京府							36蓮100丸、灰臥100、柴胡26俵			
								6貫炭	100						
209	217	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	40	炭	500	真木	600				
209	211	神在丸	115	城谷	東京府	白米	15	土釜炭	900	5本檻	500				
									1本檻	300					
209	212	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	500			糠50俵	松板70		
209	213	千代丸	100	伊東	東京府			土釜炭	200	檻	1,000		間渡竹1200束		
210	210	平寿丸	81	北島巳	東京府	米	48					大豆21俵	大竹62束		
210	217	長寿丸	120	宮原	東京府							蓮300丸	材木40本		
211	213	太神丸	100	永野豊	東京府	米	15	土釜炭	400	松5尺	700		間渡竹500束		
212	217	八幡丸	90	木村	東京府	米	93	土釜炭	448			糠14俵	間渡竹450束		
212	215	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	900			大豆3俵、繩16丸			
								6貫炭	20						
213	217	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	600	松5尺	900	蓮100丸			
213	217	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600	5本檻	500				
215	217	福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	300			蓮200丸			
215	217	住吉丸	100	丸	東京府							笠47本、輪10丸、36蓮100丸			
216	217	明宝丸	90	藤本	東京府	歳米	130	4貫炭	700						
220	223	神力丸	120	石井	東京府	米	71	土釜炭	700			綿実30俵			
								6貫炭	73						
221	223	神在丸	115	城谷	東京府	米	65	土釜炭	900			種粕87俵			
220		福荷丸	79	久保寺	東京府	米	123						野島浦船		
221	225	千代丸	100	伊藤	東京府							松真木	800	松臼20柄	
222	223	住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	700						
222	223	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	600				唐竹100束		
222	223	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300			松真木	1,000	松小割150束	
222	223	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	25							松板156束、小前貫100束	
223	228	長寿丸	120	宮原	東京府			土釜炭	100			蓮250丸	材木28本		
223	226	高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕40俵、36蓮100丸、引越荷50本			
												材木150本			
223	228	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	20	炭	600	真木	400				
223	226	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	300			蜘蛛800只、綿実20俵			
223		八幡丸	80	木村	東京府			6貫炭	35			糠30俵、干鰯蓮100丸			
								土釜炭	100				から竹65束		
225	228	福荷丸	120	松田豊	東京府			銀治炭	400			36蓮100丸			
								6貫炭	100						
224	228	明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	400				松丸太140本		
226		神力丸	150	鈴木	神奈川	米	300							木更津船	
226	228	神力丸	120	石井	東京府	米	118	土釜炭	580	真木	200				
226	228	住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	200			裏蓮100、36蓮45丸、簾竹8束、綿実15、糠26俵			
226	228	神在丸	115	城谷	東京府	米	110	土釜炭	500	5尺檻	1,000				
227		神徳丸	100	石橋	東京府	町米	50	4貫炭	600						
228		太神丸	100	永野豊	東京府	米	150	炭	300	松真木	500				
						2月	52件		2,241		21,498		株850貫		

明治7年3月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
301	304	住吉丸	90	雪本	東京府							株850貫		

301	302	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	17	炭	110	松真木	1,500		杉柱232本、敷居97丁	
301		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	10					笠100本、笠輪100枚、蓬130丸		
301	302	伝合丸	80	石橋	東京府	米	180							村田村船
302		浅間丸	58	近藤	横浜	米	60					小豆15俵		横浜船
						糀米	25							
301		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	40	炭	500	真木	300			
301	304	千年丸	100	伊藤	東京府			4貫炭	150			菅笠53本、蓬90枚		
303	304	福荷丸	120	松田豊	東京府			鐵治炭	400			蓬200丸		
303	305	泉徳丸	80	小林	東京府	白米	10	土釜炭	550			粉糠50俵		
304		長寿丸	120	宮原	神奈川							笠48本、輪24本、36蓬35丸、口2枚		
304	305	神力丸	120	石井	東京府	米	130	土釜炭	250	檜	1,300			
304	305	神在丸	115	城谷	東京府	米	100	土釜炭	800	5本檜	500			
305	308	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	500				唐竹150束	
306	308	明宝丸	90	藤本	東京府	米	30	4貫炭	470					
								6貫炭	85					
306	308	水生丸	100	白鳥喜	東京府							綿糸30、小糠30俵、笠100本、蓬150丸		
306	308	八幡丸	80	木村	東京府	米	33	土釜炭	200			糠30俵		
								松葉炭	110					
307	310	福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	100			魚粕150俵、36蓬100枚、口葉60俵		
309		高砂丸	140	松田喜	神奈川							瓦7000枚		
308		高砂丸	140	松田喜	東京府							36蓬270枚		
308	310	千年丸	100	伊藤	東京府	米	15	4貫炭	400	松真木	1,500			
307	310	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	658	松檜	1,000	大豆14俵、種粕39枚	唐竹70束	
308	314	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	25	4貫炭	500	真木	300			
310	321	泉徳丸	80	小林	東京府	米	8	4貫炭	200	松檜	2,000			
310	313	神力丸	120	石井	東京府	米	60	土釜炭	600	松檜	600	綿糸20俵		
310	314	伝合丸	80	石橋伝	東京府			土釜炭	250			糠140俵	唐竹50束	村田村船
311	314	神在丸	115	城谷	東京府	米	30	土釜炭	600	檜5枚	800	小糠60俵		
314	315	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	500			唐竹100束		
314	315	住吉丸	100	丸	東京府			6貫炭	130			36蓬110丸、笠12本		
								土釜炭	84					
								松炭	42					
316		水生丸	100	白鳥喜	神奈川					真木	600	36蓬197枚、笠18本、輪8枚		
316	323	住吉丸	90	藤本	東京府			土釜炭	375			株450貫		
316	321	八幡丸	80	木村	東京府	米	20	土釜炭	380	松檜	300			
								松葉炭	350					
316	320	文久丸	130	白鳥喜	東京府	米	10	土釜炭	500			蓬15枚、繩8丸	松板65束、杉角材140本	
								6貫炭	10					
315	321	福荷丸	120	松田豊	東京府			鐵治炭	20			魚粕100、36蓬100枚		
318	321	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	500	松檜	1,000		松板70、簡渡竹500束	
319		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	115							野島浦船
320	321	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	200			大豆30俵、魚粕74俵、36蓬300丸		
320	321	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	500			唐竹100束		
320	321	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	25	炭	600	檜	100			
321		伝合丸	80	石橋伝	東京府	米	10					大豆40俵、糠140俵		村田村船
321	326	神力丸	120	石井	東京府	米	0	土釜炭	500	檜	1,000	糠70俵		米無記
321	327	神在丸	115	城谷	東京府	白米	20	土釜炭	500	5本檜	500	種粕200枚、小糠50俵		
321	327	千年丸	100	伊藤	東京府					松真木	500		古柱板300束、瓦200枚	
321	325	明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	200				古材木100本、古瓦3000枚	
324	325	平壽丸	80	北島与	東京府	米	10					大豆40俵、糠140俵		
325	401	長壽丸	120	宮原	東京府							蓬100丸	古材木200束、瓦1500枚	
326	329	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	450			簡渡竹800束、唐竹80束		
326	331	福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	150	松真木	1,000		ひた錢100俵	
326	401	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	700				小割36、唐竹48束	
327	401	住吉丸	90	藤本	東京府			土釜炭	250			玉子8箱	松板36束	
329	401	八幡丸	80	木村	東京府	米	10	土釜炭	250					
								6貫炭	150					
								松炭	250					
								松葉炭	150					
								長尺炭	76					
331	401	高砂丸	140	松田喜	東京府			土釜炭	350			魚粕12俵、36蓬350丸		
330	402	泉徳丸	80	小林	東京府			土釜炭	200			灰500俵、蓬150丸		
331	401	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	10	炭	600	真木	300			
331	401	住吉丸	100	丸	東京府							笠66本、輪14枚、蓬55枚		
		3月					1.003		0	16,150		15,100		

明治7年4月

出帆	揚帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
401	401	太神丸	100	永野雲	東京府			炭	600	松檜	500		男竹130、女竹1000束	
401	402	神力丸	120	石井	東京府	米	6	土釜炭	550	真木	800	大豆40、糠50俵		
401	402	明宝丸	90	藤本	東京府							干草900貫		
401	403	神在丸	115	城谷	東京府			土釜炭	900	5枚檜	500	綿糸20俵		
402	403	平壽丸	80	北島与	東京府	町米	10	土釜炭	300	松檜	200	糠120俵		
403	405	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	500	松5枚	300		唐竹100束	
403	405	福荷丸	120	松田豊	東京府							蓬400丸	錢60枚	
403	405	千年丸	100	伊藤	東京府								古柱300、古瓦1600枚	
404	405	住吉丸	100	丸	神奈川							36蓬100丸、笠41枚、輪6、粉袋2枚		
404	405	海世丸	80	白鳥留	東京府	米	25	4貫炭	600	真木	200			
404	405	長壽丸	120	宮原	東京府								瓦6500枚	

404	405	八幡丸	80	木村	東京府		土釜炭	150	松真木	300	小樽30俵、大豆13俵	古材300本		
405	405	泉徳丸	80	小林	東京府							古木350本		
405	406	高砂丸	140	松田喜	東京府		土釜炭	500			魚粕150俵、36蓬200丸			
405	406	太神丸	100	永野豊	東京府		炭	800	檜櫻	50		女竹500束		
405		文久丸	130	白鳥喜	東京府		土釜炭	250			火鉢140俵、	小賣100束、敷居45束		
406	407	神力丸	120	石井	東京府	米	47	土釜炭	500	真木	1,000	糠50俵		
406	407	明宝丸	90	藤本	東京府	米	20	4貫炭	150			古木材150束		
407	408	神在丸	115	城谷	東京府		土釜炭	600	5本櫛	600	小樽27俵、綿実17俵、蓬包22、ござ1枚、網22 す竹14ニ	積み荷1ニ		
407														
407		住吉丸	90	雪本	東京府		土釜炭	650						
408	409	神徳丸	100	石橋清	東京府		4貫炭	600	松5尺	500				
408	410	太神丸	100	永野豊	東京府	米	20	土釜炭	500			松小割180束		
409	411	福荷丸	120	松田豊	東京府						蓬400丸	錢60ニ		
409		平寿丸	80	北島与	東京府	町米	20	5貫炭	600					
409		千年丸	100	伊藤	東京府					松真木	1,000	松2寸30		
410	411	泉徳丸	80	小林	東京府		土釜炭	450	松5櫛	600				
410		八幡丸	80	木村	東京府		土釜炭	200	松櫛	2,000	玉子4箱			
							長尺炭	46						
							松葉炭	30						
410		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	10	炭	600	真木	200			
410		明宝丸	90	藤本	東京府	米	120	4貫炭	350			蓬35丸		
411		神力丸	120	石井	東京府	米	60	土釜炭	550	真木	260	糠50俵		
410		神在丸	115	城谷	東京府	米	50	土釜炭	700					
411		長寿丸	120	北嶋与	東京府					堅木薪	400			
										松10本	500			
										雜木	400			
										松	500			
412		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	130						野島浦船	
415		神徳丸	100	石橋清	東京府		4貫炭	500					唐竹50束	
415		福荷丸	120	松田豊	東京府							蓬400丸		
415		泉徳丸	80	小林	東京府		土釜炭	200				菅葦30本		
417		太神丸	100	永野豊	東京府		土釜炭	700				種粕150枚	女竹500束	
417		高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕200俵、36蓬300丸、種粕40枚		
418		海世丸	80	白鳥留	東京府		炭	600	櫛	400	大豆10俵			
419		神在丸	115	城谷	東京府	米	59	土釜炭	650			菜種20俵		
418		明宝丸	90	藤本	東京府							36蓬400丸		
419		住吉丸	100	丸	東京府							笠52、粉糸2、蓬80ニ、輪6本		
420		神力丸	120	石井	東京府	米	110	土釜炭	650			糠50俵		
422		神徳丸	100	石橋清	東京府		4貫炭	500	松5尺	450			間渡竹500束	
422		太神丸	100	永野豊	小湊							傘70本、傘輪18本		
422		福荷丸	120	松田豊	東京府							魚粕100俵、糠50俵、36蓬200ニ、錢100ニ		
423		高砂丸	140	松田喜	東京府		土釜炭	360				魚粕370俵	松小割120束	
425		神在丸	115	城谷	東京府	米	40	土釜炭	500			糠10俵	唐竹100束	
426		神力丸	120	石井	東京府		土釜炭	700	真木	900	大豆20俵			
							6貫炭	50						
427		海世丸	80	白鳥留	東京府		松炭	600	松5尺	320	大豆10俵			
427		住吉丸	100	丸	東京府							笠25本、輪1ニ、蓬82ニ、裏蓬100ニ		
428		神徳丸	100	石橋清	東京府		4貫炭	300	松5尺	1,000			唐竹100束	
428		明王丸	60	大宮	東京府		松炭	694						
428		文久丸	130	白鳥喜	東京府		土釜炭	620				醤油36樽、火鉢23俵		
429		長寿丸	120	宮原	東京府		土釜炭	800	松真木	300			大竹60束	
429		福荷丸	120	松田豊	東京府		4貫炭	200				魚粕200俵、裏蓬100ニ		
							6貫炭	100						
		4月					727		20,400	14,180				

明治7年5月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考
502		神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	400	松5尺	400		間渡竹500束、唐竹100束	
502		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	200	松櫛	1,000		松小割120束、唐竹100束	
501		神在丸	115	城谷	東京府	米	50	土釜炭	850					
501		神力丸	120	石井	東京府	米	20	土釜炭	900				間渡竹800束	
503		高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕200俵、36蓬400丸		
503		明宝丸	90	藤本	東京府			4貫炭	350			臼29		
503		八幡丸	80	木村	東京府			6貫炭	20			古道具46ニ		
								土釜炭	100					
								長尺炭	70					
								松葉炭	269					
505		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	10	炭	500	櫛	700			
505		長寿丸	120	宮原	東京府			炭	700	松真木	300	蓬40ニ		
505		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	1,000			火鉢3俵		
								6貫炭	30					
506		神在丸	115	城谷	東京府	米	35	土釜炭	700			稲11俵	間渡竹500束	
507		神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	400	松5尺	800		間渡竹500束、唐竹50束	
507		神力丸	120	石井	東京府	米	30	土釜炭	800			糠30俵	間渡竹500束	
507		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松櫛	1,000	種粕100枚	男竹100束	
509		高砂丸	140	松田喜	東京府							36蓬200俵、魚粕320俵		
509		福荷丸	120	松田豊	東京府			鐵治炭	100	松櫛	1,000	粕蓬100ニ		
								6貫炭	100					
511		八幡丸	80	木村善	東京府			松葉炭	150	松櫛	100	在種200俵、小蓆50俵		

512	神在丸	115	城谷	東京府	米	40	土釜炭	50						
512	平寿丸	80	北島与	東京府	町米	10	土釜炭	200	松櫻	1,000			間渡竹400束	
513	住吉丸	100	丸	神奈川							笠55本、輪10本、蓮30本			
514	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松櫻	1,000			男竹100束、女竹200束	
514	泉徳丸	80	小林	東京府			4貫炭	100			臼8			
514	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	800						
515	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	400				間渡竹500束、唐竹ほか100束		
515	高砂丸	140	松田喜	東京府			6貫炭	100			焦粕550俵		材木類300本	
515	神力丸	120	石井	東京府	米	23	土釜炭	700	真木	300				
516	住吉丸	90	雪本	東京府							わら9000束			
521	神在丸	115	城谷	東京府	餅米	6	土釜炭	600				間渡し竹300		
521	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松櫻木	1,000			松小割100束	
521	神力丸	120	石井	東京府			土釜炭	450			蓮包40本			
							6貫炭	50						
521	神徳丸	100	石橋清	東京府			4貫炭	350				唐竹150束		
521	住吉丸	100	丸	東京府							36蓮150本、粕蓮65本、笠18本、糠50俵			
523	高砂丸	140	松田喜	東京府							魚粕200俵、蓮60本	引越荷20本		
524	住吉丸	100	丸	神奈川							笠71本、輪4、箕4本			
524	平寿丸	80	北島与	東京府			鍛治炭	80			糠22俵、蓮170丸、粕蓮30丸			
526	神力丸	120	石井	東京府	米	30	土釜炭	25			蓮210丸			
527	神在丸	115	城谷	東京府	米	55	土釜炭	360			36蓮110丸			
528	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	750	松真木	1,500				
528	文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	800				上々わら90束		
529	明宝丸	90	藤本	東京府							36蓮200枚			
529	神徳丸	100	石橋	東京府			4貫炭	450	松5尺	400		唐竹100束		
531	太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松櫻木	1,000		男竹150束		
	5月	43件				309		15,674		11,500				

明治7年6月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考	
601	住吉丸	100	丸	東京府								笠20本、蓮100本、粕蓮40本、す竹8本、竹2本、臺4疊			
602	神徳丸	100	石橋清	東京府				4貫炭	500	松5尺	300		唐竹100束		
602	神在丸	115	城谷	東京府				土釜炭	650	5尺櫻	200	菜10袋			
602	長寿丸	120	宮原	東京府							堅5本	360		松材700、黒木250本	
											松10本	50			
											松5本	2,000			
603	福荷丸	120	松田喜	東京府								魚粕150俵、36蓮300本、ひた錢150本			
606	太神丸	100	永野豊	東京府				土釜炭	500	松櫻	1,000		女竹200束、松板150束		
607	海世丸	80	白鳥喜	東京府				炭	400	櫻	200		唐竹50束		
608	神徳丸	100	石橋清	東京府				4貫炭	250				間渡竹500、大竹100束		
608	平寿丸	80	北島与	東京府								種70俵			
608	住吉丸	90	雪本	神奈川								豆輪4本		瓦4100枚	
609	神在丸	115	城谷	東京府				土釜炭	480			糠30俵、玉子4箱		唐竹60束	
608	神力丸	120	石井	東京府				土釜炭	300	真木	500	大豆22俵、蓮100丸			
610	太神丸	100	永野豊	東京府				土釜炭	200	松櫻	1,000		松大角6本、女竹200束		
613	平寿丸	80	北島与	東京府								菜穂125俵			
613	泉徳丸	80	小林	東京府								蛎灰1000呑			
614	神在丸	115	城谷	東京府				土釜炭	750				松板40本、小割42本		
614	文久丸	130	白鳥喜	東京府				土釜炭	850			みそ2樽			
								6貫炭	50						
618	明宝丸	90	藤本	東京府									瓦5700枚		
618	長寿丸	120	宮原	東京府				土釜炭	120	檜真木	300	菅笠4本、こも包30本			
621	泉徳丸	80	小林	東京府								わら5000束			
623	八幡丸	80	木村	東京府				土釜炭	162			小糠8俵、糠17、蓮97本、笠12、輪4本、玉子4箱			
625	神徳丸	100	市川	東京府				4貫炭	400				唐竹100束		
625	神力丸	120	石井	東京府				土釜炭	600			糠22俵			
626	太神丸	100	永野豊	東京府				土釜炭	500	松真木	1,000		女竹200		
628	神在丸	115	城谷	東京府				土釜炭	500			△箱123束		櫛角材648本	
629	明治丸	58	小川	東京府				炭	500			酢樽6本			
629	住吉丸	90	雪本	東京府				土釜炭	150			わら6000束			
	6月	27件				0		7,862		6,910					

明治7年7月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考	
701	神徳丸	100	市川	東京府				4貫炭	250						
701	文久丸	130	白鳥喜	東京府				土釜炭	800				松6分板30束		
702	平寿丸	80	北島与	東京府				土釜炭	100			醤油15樽、蓮100丸			
703	高砂丸	140	松田喜	東京府								漬物50樽、魚油14樽、干鰯300俵、36籠90丸			
703	太神丸	100	永野豊	東京府				土釜炭	400	松真木	1,000		唐竹180束		
704	神在丸	115	城谷	東京府				土釜炭	600	松櫻	300		間渡竹500束		
705	長寿丸	120	宮原	東京府									材木200本		
706	明治丸	58	小川					土釜炭	300	松真木	1,000				
707	神力丸	120	石井	東京府				土釜炭	400	真木	300	蓮200本			
707	神徳丸	100	市川	東京府				4貫炭	340	松5尺	250		唐竹120束		
708	泉徳丸	80	小林	東京府								わら6000把			
712	太神丸	100	永野豊	東京府				土釜炭	600	松櫻	1,000		間渡竹1000束		
712	文久丸	130	白鳥喜	東京府				土釜炭	800				松敷居160丁		

713	神丸	115	城谷	東京府		土釜炭	600		36蓬107丸、精實24俵、糠20俵、玉子4箱、魚油2樽		
714	住吉丸	90	雪本	東京府					わら8000束		
716	神徳丸	100	市川	東京府		4貫炭	450		唐竹100束		
717	東雲丸	80	小林	東京府					繩灰1000俵		
717	太神丸	100	永野豊	東京府		土釜炭	500	松真木	1,000	男竹100束	
717	神力丸	120	石井	東京府		土釜炭	700	櫻	700		
717	平壽丸	80	北島与	東京府					種粕120俵、わら6000束		
719	明宝丸	90	藤本	東京府		4貫炭	970				
720	八幡丸	80	木村	東京府		6貫炭	36		大豆20俵、笠輪6本	瓦2350枚、材木149本	
						土釜炭	120				
720	長壽丸	120	宮原	東京府					瓦3000枚、材木200本		
720	住吉丸	90	雪本	東京府		土釜炭	100		わら8000束		
620	文久丸	130	白鳥喜	東京府		6貫炭	50		瓦2000枚、柱200本		
721	神徳丸	100	市川	東京府		4貫炭	450		間渡竹500束、唐竹100束		
721	太神丸	100	永野豊	東京府		土釜炭	600	松櫻	2,000		
721	神力丸	120	石井	東京府		土釜炭	900		×粕108俵		
721	海世丸	80	白鳥留	東京府		炭	500	真木	800		
723	泉徳丸	80	小林	東京府					魚粕200、干鰯50俵		
725	長壽丸	120	宮原	東京府					瓦3100枚、古木材300本		
729	太神丸	100	永野豊	東京府					瓦5000枚		
729	八幡丸	80	木村	東京府					瓦3000枚、古木100束		
730	明宝丸	90	藤本	東京府	米	30	4貫炭	600		大豆150俵	
730	泉徳丸	80	小林	東京府						瓦2500枚、材木200束	
731	海世丸	80	白鳥留	東京府		炭	650	真木	200		
730	文久丸	130	白鳥喜	東京府		土釜炭	400				
	7月	35件			30		12,216		8,550		

明治7年8月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	[備考]
801		長壽丸	120	宮原	東京府							瓦3000枚、古木口400本		
804		住吉丸	90	雪本	東京府							わら5000束		
804		住吉丸	100	丸	東京府							瓦3700枚、古木材7000本		
805		平壽丸	80	北島与	東京府							小麦50俵	杉丸太200本、瓦500枚	
806		神徳丸	100	市川	東京府		4貫炭	300	松5×	200		唐竹150束		
808		神力丸	120	石井	東京府		5貫炭	700				×粕70俵		
812		神徳丸	100	市川	東京府		4貫炭	800				間渡竹300束		
812		太神丸	100	永野豊	東京府		土釜炭	500	松5×	500		男竹200束		
812		神在丸	115	城谷	東京府		土釜炭	800	松5×	400		間渡竹600束		
812		文久丸	130	白鳥喜	東京府	糯米	7	炭	1,025			蕨粉25本		
812		明治丸	58	小川	東京府		土釜炭	600						
813		神力丸	120	石井	東京府		土釜炭	1,100						
813		平壽丸	80	北島与	東京府		土釜炭	400				わら150束		
813		住吉丸	100	丸	東京府		松炭	60				表蓬40本、蓬100本	松平角10丁	
814		八幡丸	80	木村	東京府		4貫炭	535	真木	510				
							松柾炭	140						
815		住吉丸	90	雪本	東京府		土釜炭	300				わら3000		
815		福荷丸	120	松田豊	東京府		土釜炭	100				草わら350束、干草200貫		
						6貫炭	64					ひた錢67本		
816		神力丸	120	石井	東京府		土釜炭	1,000	櫻	500				
816		神在丸	115	城谷	東京府		土釜炭	800	松櫻	450			間渡竹600束	
816		神徳丸	100	市川	東京府		4貫炭	650				唐竹100束		
816		太神丸	100	永野豊	東京府		土釜炭	400				男竹200、女竹100束		
817		水生丸	100	白鳥喜	東京府		土釜炭	800	櫻	100		蓬70丸		
818		住吉丸	100	丸	東京府		土釜炭	50				蓬100丸	唐竹45束	
817		文久丸	130	白鳥喜	東京府		土釜炭	1,010					松板21束	
818		神力丸	120	石井	東京府		土釜炭	1,000						
819		平壽丸	80	北島	東京府							糠50、灰400俵		
820		泉徳丸	80	小林	東京府		4貫炭	560				蓬包み40本		
820		神在丸	115	城谷	東京府		土釜炭	750	櫻5×	400		明荷27本	間渡竹600束	
820		八幡丸	80	木村	東京府	糯米	8	6貫炭	20			醤油50樽		
							4貫炭	250						
820		明宝丸	90	藤本	東京府		4貫炭	940						
						6貫炭	58							
820		太神丸	100	永野豊	東京府		土釜炭	600					松板50束、間渡竹400束	
820		明治丸	58	小川	東京府		炭	600						
821		神徳丸	100	石橋	東京府		4貫炭	550	松5×	800			唐竹50束	
821		住吉丸	90	雪本	東京府		土釜炭	200					わら5000束	
821		住吉丸	100	丸	東京府		土釜炭	300					唐竹100束	
821		水生丸	100	白鳥喜	東京府		土釜炭	500					蓬100丸	唐竹120束
823		平壽丸	80	北島与	東京府		土釜炭	600					糠20俵	
830		明治丸	58	小川	東京府		炭	600						
831		住吉丸	100	丸	東京府		松炭	400					蓬100本、糠20俵	松丸太15本
831		文久丸	130	白鳥喜	東京府		土釜炭	1,050						
831		平壽丸	80	北島与	東京府	町米	40						糠50俵、醤油50樽	松板100箇、間渡竹400束
831		神力丸	120	石井	東京府	米	30	土釜炭	1,000					
831		神在丸	115	城谷	東京府	米	37	土釜炭	800					間渡竹800束
831		神徳丸	100	市川	東京府		4貫炭	800						間渡竹300束
831		太神丸	100	永野豊	東京府		炭	200						松板100、男竹200束
831		住吉丸	90	雪本	東京府	白米	10	土釜炭	100					わら7000束

	8月	46件	132	22,412	5,460		
--	----	-----	-----	--------	-------	--	--

明治7年9月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考		
901		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	10	土釜炭	200		E327					
902		長寿丸	120	宮原	東京府					松5束	500	松E37				
902		八幡丸	80	木村	東京府	米	36	土釜炭	100							
								松素炭	400							
902		明治丸	58	小川	東京府			炭	500				竹400束			
903		平壽丸	80	北島与	東京府	新米	55	土釜炭	100			糠200俵				
903		住吉丸	100	丸	東京府			炭	350	真木	300	蓆50束				
904		福荷丸	120	松田豊	東京府							36疋200、裏蓆200俵、釘200束、錢100束				
904		山王丸	50	板倉	東京府	新米	2	松素炭	150	真木	500	糠20俵				
905		神在丸	115	城谷	東京府	米	60	土釜炭	500				間渡竹600束			
905		明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	700							
905		神力丸	120	石井	東京府	米	40	土釜炭	700	真木	400		間渡竹350束			
906		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	800							
907		文久丸	130	白鳥喜	東京府			土釜炭	1,000	松真木	500	新大豆15俵				
908		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	250			わら3000束				
908		神在丸	115	城谷	東京府	米	50	土釜炭	500	真木	300		間渡竹800束			
909		太神丸	100	永野豊	東京府			炭	300				唐竹200束、松6分板150束			
909		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	30	土釜炭	300				唐竹150束			
								5貫炭	300							
909		海世丸	80	白鳥留	東京府	米	30	4貫炭	400	真木	600					
909		平壽丸	80	北島与	東京府	町米	88	6貫炭	100							
								土釜炭	60							
910		八幡丸	80	木村	東京府	新米	111					糠4俵				
						古米	24									
911		泉徳丸	80	小林	東京府	米	15	土釜炭	500							
911		明宝丸	90	藤本	東京府	米	40	4貫炭	300							
								6貫炭	120							
912		神力丸	120	石井	東京府	米	100	土釜炭	650				間渡竹500束			
912		住吉丸	100	丸	東京府			土釜炭	500			36疋110束、笠輪9束、糠30俵				
913		福荷丸	120	松田豊	東京府			土釜炭	150			魚粕80俵、36疋100束、灰吹70束				
												茶櫃22束、錢31束、ひた錢27束				
913		太神丸	100	永野豊	東京府			土釜炭	300	松真木	1,000		男竹210束			
914		平壽丸	80	北島与	東京府	町米	60					糠100俵、醤油35樽				
915		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	600	松5本	700					
915		長寿丸	120	宮原	東京府							わら300束				
916		明治丸	58	小川	東京府	米	15	4貫炭	600				板20束			
916		文久丸	130	白鳥喜	東京府	新米	65	土釜炭	650							
917		住吉丸	90	雪本	東京府			土釜炭	400				唐竹120束			
918		水生丸	100	白鳥喜	東京府	米	150									
918		八幡丸	80	木村	東京府	米	73	土釜炭	179	松真木	307					
								松素炭	250							
918		泉徳丸	80	小林	東京府							灰1200俵				
918		神在丸	115	城谷	東京府	米	152	土釜炭	400				間渡竹550束			
918		明宝丸	90	藤本	東京府	米	160	4貫炭	150							
919		神力丸	120	石井	東京府	米	180	土釜炭	420							
920		平壽丸	80	北島与	東京府	新米	150					糠35俵				
921		八幡丸	80	木村	東京府	米	80	4貫炭	40			メ粕35俵				
921		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	250				唐竹160束			
922		神在丸	115	城谷	東京府	米	170	土釜炭	200			メ粕24俵				
922		明宝丸	90	藤本	東京府	米	70	4貫炭	300				唐竹100束			
925		福荷丸	79	久保寺	神奈川	米	100									
929		山王丸	53	板倉	東京府	米	30	炭	300							
		9月	45件				2,186		14,969		5,107					

明治7年10月

出帆	帰帆	船名	積石	船主	行き先	米	(俵)	炭	(俵)	薪	(束)	農産漁業製品	建材その他	備考	
1001		明治丸	58	小川	東京府	米	24	炭	500						
1001		神力丸	120	石井	東京府	米	100	土釜炭	700						
1001		神徳丸	100	市川	東京府			4貫炭	400				唐竹120束		
1001		神在丸	115	城谷	東京府	米	85	土釜炭	450				間渡竹1000束		
1001		住吉丸	90	雪本	東京府							まぐさ1000貫			
1001		住吉丸	100	丸	東京府			松素炭	68			糠64俵、蓆120、裏蓆130束			
1003		福荷丸	79	久保田	神奈川	米	114						野島浦船		
1004		平壽丸	80	北島与	東京府	新米	110	土釜炭	200			醤油35樽			
		10月	8件				433		2,318		0				

①出帆日、船名、船主、行き先および積み荷明細は「出帆台帳」によった。帰帆日は対応する東京府船改め所「出帆免状」の発行日とした。

②積み荷は「米、炭、薪」3製品と「農産漁業製品」「建材その他」にわけて作表した。品種名はおおむね3字に統一した。表記違いでも同一と判断できるものは丸め、誤字は正した。

表2 = 明治6、7年 船別積み荷表

出帆	帰帆	船名	積石	行き先	米(俵)	炭(俵)	薪(束)	他積み荷
1102	1105	神徳丸	500	間渡竹				
1109	1110	神徳丸	450	間渡竹				
1117	1117	神徳丸	400	間渡竹				
1123	1124	神徳丸	300	700	唐竹			
1129	1205	神徳丸	200	間渡竹				
1209	1210	神徳丸	750	間渡竹				
1214	1216	神徳丸	950	醤油				
1220	1221	神徳丸	800	醤油				
1225	1227	神徳丸	600	醤油、竹材				
106		神徳丸	650	醤油、竹材				
110		神徳丸	600	300	間渡竹			
117		神徳丸	450	間渡竹				
124		神徳丸	550	800				
201	203	神徳丸	600	間渡竹				
207	209	神徳丸	600	500				
213	217	神徳丸	600	500				
222	223	神徳丸	600	唐竹				
227		神徳丸	50	600	唐竹			
305	308	神徳丸	500	唐竹				
314	315	神徳丸	500	間渡竹				
320	321	神徳丸	500	唐竹				
326	329	神徳丸	450	間渡竹				
403	405	神徳丸	500	300	唐竹			
408	409	神徳丸	600	500				
415		神徳丸	500	唐竹				
422		神徳丸	500	450	間渡竹			
428		神徳丸	300	1,000	唐竹			
502		神徳丸	400	400	間渡竹			
507		神徳丸	400	800	間渡竹			
515		神徳丸	400	間渡竹				
521		神徳丸	350	唐竹				
529		神徳丸	450	400	唐竹			
602		神徳丸	500	300	唐竹			
608		神徳丸	250	間渡竹				
625		神徳丸	400	間渡竹				
701		神徳丸	250					
707		神徳丸	340	250	唐竹			
716		神徳丸	450	唐竹				
721		神徳丸	450	間渡竹				
806		神徳丸	300	200	唐竹			
812		神徳丸	800	間渡竹				
816		神徳丸	650	唐竹				
821		神徳丸	550	800	唐竹			
831		神徳丸	800	間渡竹				
906		神徳丸	800					
915		神徳丸	600	700				
921		神徳丸	250	唐竹				
1001		神徳丸	400	唐竹				
	48件	八幡	50	24,340	8,900			
1207	1210	神在丸	115	東京府	40	800		
1216	1220	神在丸	115	東京府	30	900	間渡竹	
1224	1227	神在丸	115	東京府	30	900	500	
107		神在丸	115	東京府	15	900	500	
118		神在丸	115	東京府	25	350	1,000	間渡竹
128		神在丸	115	東京府	20	800	1,000	
203	206	神在丸	110	東京府	15	900	500	
209	211	神在丸	115	東京府	15	900	500	
221	223	神在丸	115	東京府	65	900		種粕
226	228	神在丸	115	東京府	110	500	1,000	
304	305	神在丸	115	東京府	100	800	500	
311	314	神在丸	115	東京府	30	600	800	小穢
321	327	神在丸	115	東京府	20	500	500	種粕、小穢
401	403	神在丸	115	東京府	900	500	500	繩索
407	408	神在丸	115	東京府	600	600	600	小穢、繩索
410		神在丸	115	東京府	50	700		
419		神在丸	115	東京府	59	650		菜種
425		神在丸	115	東京府	40	500		糠、唐竹
501		神在丸	115	東京府	50	850		
506		神在丸	115	東京府	35	700		果、間渡竹
512		神在丸	115	東京府	40	570		間渡竹
521		神在丸	115	東京府	6	600		間渡竹
527		神在丸	115	東京府	55	360		蕪
602		神在丸	115	東京府	650	200		栗
609		神在丸	115	東京府	480			糠、唐竹
1121		朝日丸	80	神奈川			160	
104		朝日丸	80	東京府			280	松板
302		浅間丸	58	横浜		85		小豆
			1件	横浜		85	0	0
1023		福荷丸	79	神奈川		100		
1027		福荷丸	79	神奈川		100		
1125		福荷丸	79	東京府		100		
1209		福荷丸	79	神奈川		161		
121		福荷丸	79	野嶋浦		150		
220		福荷丸	79	東京府		123		
319		福荷丸	79	神奈川		115		
412		福荷丸	79	神奈川		130		
925		福荷丸	79	神奈川		100		
1003		福荷丸	79	神奈川		114		
			10件	野島浦	1,193	0	0	
1027	1029	福荷丸	120	東京府		270		蕪、魚油
1107	1110	福荷丸	120	東京府		50		糠、穀
1114	1115	福荷丸	120	東京府		50		魚粕、種粕
1120	1124	福荷丸	120	東京府		400		糠、びた錢
1202	1206	福荷丸	120	東京府		300		苦、竹材
	1216	福荷丸	120	東京府		460		田作
1221	1224	福荷丸	120	東京府		300		魚粕
1230	1231	福荷丸	120	東京府		200		蕪
107		福荷丸	120	東京府		300		蕪
112		福荷丸	120	東京府		50		蕪、苦
119		福荷丸	120	東京府		270		蕪、種粕
126	202	福荷丸	120	東京府		150		魚油、蕪
206	207	福荷丸	120	東京府		200		蕪
209	211	福荷丸	120	東京府		200		蕪、灰砲
215	217	福荷丸	120	東京府		300		蕪
225	228	福荷丸	120	東京府		500		蕪
303	304	福荷丸	120	東京府		400		蕪
307	310	福荷丸	120	東京府		100		魚粕、蕪
315	321	福荷丸	120	東京府		20		魚粕、蕪
326	331	福荷丸	120	東京府				魚粕、蕪
403	405	福荷丸	120	東京府				蕪、錢
409	411	福荷丸	120	東京府				蕪、錢
415		福荷丸	120	東京府				蕪
422		福荷丸	120	東京府				魚粕、蕪
429		福荷丸	120	東京府		300		魚粕、裏蕪
509		福荷丸	120	東京府		200	1,000	粉蕪
603		福荷丸	120	東京府				蕪、びた錢
815		福荷丸	120	東京府		164		草薺、干草
904		福荷丸	120	東京府				蕪、釘
913		福荷丸	120	東京府		150		魚粕、蕪
			30件	八幡	0	5,334	1,000	
1127		海世丸	80	東京府	35	400	600	
1207	1210	海世丸	80	東京府	30	300	1,000	
1216	1218	海世丸	80	東京府	60	600		
1226	1230	海世丸	80	東京府	35	600	700	
107		海世丸	80	東京府	30		600	
118		海世丸	80	東京府	40	400	600	
130	204	海世丸	80	東京府	30	500	600	
209	217	海世丸	80	東京府	40	500	600	
223	228	海世丸	80	東京府	20	600	400	
301	404	海世丸	80	東京府	40	500	300	
308	314	海世丸	80	東京府	25	500	300	
320	321	海世丸	80	東京府	25	600	100	
331	401	海世丸	80	東京府	10	600	300	
404	405	海世丸	80	東京府	25	600	200	
410		海世丸	80	東京府	10	600	200	
418		海世丸	80	東京府		600	400	大豆
427		海世丸	80	東京府		600	320	大豆
505		海世丸	80	東京府	10	500	700	
607		海世丸	80	東京府		400	200	唐竹
721		海世丸	80	東京府		500	800	
731		海世丸	80	東京府		650	200	
909		海世丸	80	東京府	30	400	600	
			22件	八幡	495	10,950	9,720	
904		山王丸	50	東京府	2	150	500	糠
929		山王丸	53	東京府	30	300		
			2件	茶船	32	450	500	

1108	1112	住吉丸	90	東京府			棗
1116	1117	住吉丸	90	東京府	800		
1123	1125	住吉丸	90	東京府			飼葉
1201	1206	住吉丸	90	東京府	850		
1210	1212	住吉丸	90	東京府			干草
1215		住吉丸	90	東京府	200		株
1226	1228	住吉丸	90	東京府	870		
107		住吉丸	90	東京府	210		株
113		住吉丸	90		130		株
123		住吉丸	90	東京府	15	180	株
130		住吉丸	90	東京府	20	570	株
222	223	住吉丸	90	東京府	700		
301	304	住吉丸	90	東京府			株
316	323	住吉丸	90	東京府	375		株
327	401	住吉丸	90	東京府	700		
407		住吉丸	90	東京府	650		
516		住吉丸	90	東京府			わら
528		住吉丸	90	東京府			わら
608		住吉丸	90	神奈川			瓦
629		住吉丸	90	東京府	150		わら
714		住吉丸	90	東京府			わら
720		住吉丸	90	東京府	100		わら
804		住吉丸	90	東京府			わら
815		住吉丸	90	東京府	300		わら
821		住吉丸	90	東京府	200		わら
831		住吉丸	90	東京府	10	100	わら
908		住吉丸	90	東京府	250		わら
917		住吉丸	90	東京府	400		唐竹
1001		住吉丸	90	東京府			株
			31件	八幡	45	8,635	0
1102		住吉丸	100	東京府	340		蓮
1108		住吉丸	100			800	菅笠、輪
1117	1118	住吉丸	100	東京府	270		糠、蓮
1129	1205	住吉丸	100	東京府	50		田作、糠
1209	1211	住吉丸	100	東京府	90		田作、 メ 稻
1218	1220	住吉丸	100	東京府			メ 稻、木材
1226		住吉丸	100	東京府	150		蓮、笠
1228	1230	住吉丸	100	東京府	150		蓮
107		住吉丸	100	東京府			蓮
112		住吉丸	100	東京府	4		粉蓮、小穀
119		住吉丸	100	東京府		500	笠、蓮
201	205	住吉丸	100	東京府			蓮、綿実
208	209	住吉丸	100	東京府	252		蓮、玉子
215	217	住吉丸	100	東京府			笠、蓮
226		住吉丸	100	東京府	200		蓮、糠
314	315	住吉丸	100	東京府	256		蓮、笠
331		住吉丸	100	東京府			蓮、笠
404		住吉丸	100	神奈川			蓮、笠
419		住吉丸	100	東京府			蓮、笠
427		住吉丸	100	東京府			蓮、笠
513		住吉丸	100	神奈川			蓮、笠
521		住吉丸	100	東京府			蓮、糠
524		住吉丸	100	神奈川			笠、蓑
601		住吉丸	100	東京府			蓮、笠
804		住吉丸	100	東京府			古材木、瓦
813		住吉丸	100	東京府	60		蓮、木材
818		住吉丸	100	東京府	50		蓮、唐竹
821		住吉丸	100	東京府	300		唐竹
831		住吉丸	100	東京府	400		蓮、材木
903		住吉丸	100	東京府	350	300	蓮
912		住吉丸	100	東京府	500		蓮、糠
1001		住吉丸	100	東京府	68		蓮、糠
			32件	八幡	4	3,486	1,600
1221		仙元丸	50	東京府			苦
			1件	茶船	0	0	1,200
1029	1107	泉徳丸	80	神奈川	150		
1114	1116	泉徳丸	80	東京府	450		かき灰
1120	1122	泉徳丸	80	東京府			かき灰
1127	1129	泉徳丸	80	東京府	250	1,000	
1207	1210	泉徳丸	80	東京府	300		間渡竹
	1219	泉徳丸	80	東京府	30	600	
1225	1227	泉徳丸	80	東京府	20	700	
106		泉徳丸	80	東京府	20	300	古柱
117		泉徳丸	80	東京府	30	400	
129	205	泉徳丸	80		25	400	蠣灰
209	212	泉徳丸	80	東京府	500	300	糠、板材

614	神在丸	115	東京府	750	木材
628	神在丸	115	東京府	500	木粕、木材
704	神在丸	115	東京府	600	300 間渡竹
713	神在丸	115	東京府	600	蘿、錦実
812	神在丸	115	東京府	800	400 種粕、竹材
816	神在丸	115	東京府	800	450 栗、竹材
820	神在丸	115	東京府	750	400 明苟、竹材
831	神在丸	115	東京府	37	800 間渡竹
905	神在丸	115	東京府	60	500 間渡竹
908	神在丸	115	東京府	50	500 300 間渡竹
918	神在丸	115	東京府	152	400 間渡竹
922	神在丸	115	東京府	170	200 木粕
1001	神在丸	115	東京府	85	450 間渡竹
		38件	八幡	1,404	24,960 9,950
1025	神力丸	120	東京府	82	880 大豆
1107	神力丸	120	東京府	46	1,126 糖、卯
111	1116	神力丸	120	東京府	35 610 300 蕎竹
1120	1122	神力丸	120	東京府	55 400 蕎竹
1125	1128	神力丸	120	東京府	160 450 間渡竹
1206	1210	神力丸	120	東京府	547 間渡竹
1214	1218	神力丸	120	東京府	126 600 間渡竹
1222	1224	神力丸	120	東京府	112 840 大豆、錦実
1229	1230	神力丸	120	東京府	48 830 200 大豆、糖
107	神力丸	120	東京府	45	916 150 種粕、錦実
115	神力丸	120	東京府	164	400 500 蕎
119	神力丸	120	東京府	95	650 400 錦実、玉子
126	神力丸	120	東京府	121	680 500 錦実
203	205	神力丸	120	東京府	167 610 錦実
208	210	神力丸	120	東京府	140 770 錦實
220	223	神力丸	120	東京府	71 773 錦實
226	228	神力丸	120	東京府	118 580 200
304	305	神力丸	120	東京府	130 250 1,300
310	313	神力丸	120	東京府	60 600 600 錦實
321	326	神力丸	120	東京府	0 500 1,000 糖
401	402	神力丸	120	東京府	6 550 800 大豆、糖
406	407	神力丸	120	東京府	47 500 1,000 蕎
411	神力丸	120	東京府	60 550 260 蕎	
420	神力丸	120	東京府	110 650 糖	
426	神力丸	120	東京府	750 900 大豆	
501	神力丸	120	東京府	20 900 竹材	
507	神力丸	120	東京府	30 800 糖、竹材	
515	神力丸	120	東京府	23 700 300 蕎	
521	神力丸	120	東京府	500 蕎包み	
526	神力丸	120	東京府	30 25 蕎	
608	神力丸	120	東京府	300 500 大豆、蕎	
625	神力丸	120	東京府	600 蕎	
707	神力丸	120	東京府	400 300 蕎	
717	神力丸	120	東京府	700 700	
721	神力丸	120	東京府	900 木粕	
808	神力丸	120	東京府	700 木粕	
813	神力丸	120	東京府	1,100	
816	神力丸	120	東京府	1,000 500	
818	神力丸	120	東京府	1,000	
831	神力丸	120	東京府	30 1,000	
905	神力丸	120	東京府	40 700 400 間渡竹	
912	神力丸	120	東京府	100 650 間渡竹	
919	神力丸	120	東京府	180 420	
1001	神力丸	120	東京府	100 700	
	44件	八幡	2,551	29,107 10,810	
1121	1122	神力丸	150	東京府 150	
226	神力丸	150	神奈川 300		
	2件	木更津	450 0 0		
1031	水生丸	100	東京府	800 大豆	
	水生丸	100	東京府	30 400 1,000	
1215	水生丸	100	東京府		
301	水生丸	100	東京府	10 笠、蘿	
306	308	水生丸	100	東京府 蘿実、小穀	
316	水生丸	100	神奈川 600 蕎、笠		
817	水生丸	100	東京府 800 100 蕎		
821	水生丸	100	東京府 500 蘿、竹材		
901	水生丸	100	東京府 10 200 曰		
909	水生丸	100	東京府 30 600 竹材		
918	水生丸	100	東京府 150		
	11件	八幡	230 3,300 1,700		
1025	1026	住吉丸	90 東京府 100 粟		
1029	1102	住吉丸	90 東京府 800		

112	太神丸	100	東京府	400	1,500	松小割	223	226	泉徳丸	80	東京府	300	叭、繕突	
121	太神丸	100	東京府	300	500	竹材	303	305	泉徳丸	80	東京府	550	粉糠	
125	太神丸	100	東京府	30	300	1,500	松板	310	321	泉徳丸	80	東京府	200	2,000
202	203	太神丸	100	東京府	50	400	1,000	330	402	泉徳丸	80	東京府	200	灰、蘿
206	207	太神丸	100	東京府	70	400		405	405	泉徳丸	80	東京府	600	古木
211	213	太神丸	100	東京府	15	400	700	410	411	泉徳丸	80	東京府	450	菅笠
222	223	太神丸	100	東京府		300	1,000	415		泉徳丸	80	東京府	200	白
228		太神丸	100	東京府	150	300	500	514		泉徳丸	80	東京府	100	白
318	321	太神丸	100	東京府		500	1,000	613		泉徳丸	80	東京府		蜘蛛灰
401	401	太神丸	100	東京府		600	500	621		泉徳丸	80	東京府		わら
405	406	太神丸	100	東京府		800	50	708		泉徳丸	80	東京府		わら
408	410	太神丸	100	東京府	20	500	松小割	717		泉徳丸	80	東京府		蜘蛛灰
417		太神丸	100	東京府		700	種粕、竹材	723		泉徳丸	80	東京府		魚粕、干鰯
422		太神丸	100	小湊			傘、傘輪	730		泉徳丸	80	東京府		瓦、木材
502		太神丸	100	東京府		200	1,000	820		泉徳丸	80	東京府	560	蓆包
507		太神丸	100	東京府		300	1,000	911		泉徳丸	80	東京府	15	500
514		太神丸	100	東京府		300	1,000	918		泉徳丸	80	東京府		灰
521		太神丸	100	東京府		300	1,000		28件		八幡	308	6,960	3,900
528		太神丸	100	東京府		750	1,500	1029	1102	千年丸	100	東京府	441	間渡竹
531		太神丸	100	東京府		300	1,000	1108	1110	千年丸	100	東京府	300	間渡竹
606		太神丸	100	東京府		500	1,000	1117	1118	千年丸	100	東京府	350	間渡竹
610		太神丸	100	東京府		200	1,000	1126	1128	千年丸	100	東京府		間渡竹
626		太神丸	100	東京府		500	1,000	1205	1207	千年丸	100	東京府	34	間渡竹
703		太神丸	100	東京府		400	1,000	1214		千年丸	100	東京府	550	1,000
712		太神丸	100	東京府		600	1,000	1219	1221	千年丸	100	東京府	550	1,000
717		太神丸	100	東京府		500	1,000	1226	1227	千年丸	100	東京府	300	2,000
721		太神丸	100	東京府		600	2,000	107		千年丸	100		200	間渡竹
729		太神丸	100	東京府			瓦	113		千年丸	100	東京府	300	1,000
812		太神丸	100	東京府		500	500	123		千年丸	100	東京府	300	1,200
816		太神丸	100	東京府		400		201	204	千年丸	100	東京府	500	800
820		太神丸	100	東京府		600		209	213	千年丸	100	東京府	200	1,000
831		太神丸	100	東京府		200		221	225	千年丸	100	東京府	800	松白
909		太神丸	100	東京府		300		301	304	千年丸	100	東京府	150	菅笠、蓆
913		太神丸	100	東京府		300	1,000	308	310	千年丸	100	東京府	400	1,500
	45件			八幡	685	17,850	35,750	321	327	千年丸	100	東京府		古柱、瓦
1101	1104	長寿丸	120	東京府		250		403	405	千年丸	100	東京府		古柱、古瓦
1124	1127	長寿丸	120	東京府			魚油、粕	409		千年丸	100	東京府	1,000	
1207		長寿丸	120	東京府			1,000		19件		八幡	15	4,575	13,800
1219	1220	長寿丸	120	東京府	50	300	古木材	102	1102	高砂丸	140	東京府	500	馬草
1226	1230	長寿丸	120	東京府		500	魚油、木材	11		高砂丸	140	東京府	750	魚粕
107		長寿丸	120	東京府			古木材	1119	1120	高砂丸	140	東京府	200	魚油、魚粕
118		長寿丸	120	東京府		250	500	1202	1205	高砂丸	140	東京府	300	田作、魚粕
130	204	長寿丸	120	東京府	5	1,000	古木材	1209	1210	高砂丸	140	東京府	800	田作、魚粕
210	217	長寿丸	120	東京府			尺角石	1215	1218	高砂丸	140	東京府	800	魚粕
223	228	長寿丸	120	東京府		100		1222	1224	高砂丸	140	東京府	35	魚粕、酒
304		長寿丸	120	神奈川			笠、蓆	1227		高砂丸	140	東京府	400	魚粕
325	401	長寿丸	120	東京府			瓦、古木材	116		高砂丸	140	東京府	450	木材
404	405	長寿丸	120	東京府			瓦	121		高砂丸	140	東京府		魚粕
411		長寿丸	120	東京府			1,800	130		高砂丸	140	東京府	500	延
429		長寿丸	120	東京府		800	300	205	206	高砂丸	140	東京府	300	魚粕
505		長寿丸	120	東京府		700	300	213	217	高砂丸	140	東京府	600	蓆
602		長寿丸	120	東京府			苦	223	226	高砂丸	140	東京府		魚粕、材木
618		長寿丸	120	東京府		120	300	309		高砂丸	140	神奈川		瓦
705		長寿丸	120	東京府			材木	308		高砂丸	140	東京府		蓆
720		長寿丸	120	東京府			瓦、材木	320	321	高砂丸	140	東京府	200	大豆、魚粕
725		長寿丸	120	東京府			瓦、材木	331	401	高砂丸	140	東京府	350	魚粕、蓆
801		長寿丸	120	東京府			瓦、材木	405	406	高砂丸	140	東京府	500	魚粕、蓆
902		長寿丸	120	東京府			500	417		高砂丸	140	東京府		魚粕、蓆
915		長寿丸	120	東京府			松臼	423		高砂丸	140	東京府	360	魚粕、材木
	24件			八幡	55	3,020	8,110	503		高砂丸	140	東京府		魚粕、蓆
301	302	伝合丸	80	東京府	180			509		高砂丸	140	東京府		魚粕、蓆
310	314	伝合丸	80	東京府		250		515		高砂丸	140	東京府	100	魚粕、材木
321		伝合丸	80	東京府	10		大豆、糠	523		高砂丸	140	東京府		魚粕、蓆
	3件			村田	190	250	0	703		高砂丸	140	東京府		漬物、干鰯
1120		取方丸	140	神奈川			干草		26件		八幡	0	7,145	900
1206		取方丸	140	神奈川			干草	1104	1105	太神丸	100	東京府	20	500
	2件			荏原	0	0	0	1108	1115	太神丸	100	東京府		500
1025	1027	平寿丸	81	東京府	15	500		1114	1115	太神丸	100	東京府		1,000
1102	1104	平寿丸	81	東京府	60		醬油	1118	1122	太神丸	100	東京府		1,000
1115	1117	平寿丸	81	東京府	100	100		1126	1127	太神丸	100	東京府		1,000
1121	1124	平寿丸	81	東京府	37		馬草	1205	1206	太神丸	100	東京府	200	500
1129	1203	平寿丸	81	東京府	120			1210	1211	太神丸	100	東京府	230	300
1209	1210	平寿丸	81	東京府	100	100		1216	1218	太神丸	100	東京府	50	200
1215	1220	平寿丸	81	東京府	125			1224	1226	太神丸	100	東京府	20	300
101	103	平寿丸	81	東京府		200	300	1230	1231	大神丸	100	東京府	20	2,000
107		平寿丸	81	東京府	100	100	間渡竹	107		太神丸	100	東京府	10	400

306	308	明宝丸	90	東京府	30	555		
321	325	明宝丸	90	東京府		200	古瓦、木材	
401	402	明宝丸	90	東京府			干草	
406	407	明宝丸	90	東京府	20	150	古木材	
410		明宝丸	90	東京府	120	350	蓆	
418		明宝丸	90	東京府			蓆	
503		明宝丸	90	東京府		350	臼	
529		明宝丸	90	東京府			蓆	
618		明宝丸	90	東京府			瓦	
719		明宝丸	90	東京府		970		
730		明宝丸	90	東京府	30	600	大豆	
820		明宝丸	90	東京府		998		
905		明宝丸	90	東京府	40	700		
911		明宝丸	90	東京府	40	420		
918		明宝丸	90	東京府	160	150		
922		明宝丸	90	東京府	70	300	唐竹	
	31件		八幡		1,560	13,753	1,000	
1026	1029	八幡丸	80	東京府		200	2,000	
1107	1108	八幡丸	80	東京府	23	700	300	から葉
1115	1116	八幡丸	80	東京府	37	133	柿檻、板	
1121	1124	八幡丸	80	東京府	23	438	小麦、種稻	
1128		八幡丸	80	東京府	140	282	大豆、 \neq 粕	
1218	1220	八幡丸	80		39	200	種稻、竹材	
1226	1227	八幡丸	80	東京府	43	230	150 大豆、小糠	
106		八幡丸	80	東京府	30	515	54	
111		八幡丸	80	東京府	34	650		
119		八幡丸	80	東京府	41	440	間渡竹	
125		八幡丸	80	東京府	82	569	糠	
131	202	八幡丸	80	東京府	47	527	600	
206	208	八幡丸	80	東京府	93	560	糠	
212	217	八幡丸	80	東京府	93	448	糠、竹材	
223		八幡丸	80	東京府		135	糠、干鰯蓮	
306	308	八幡丸	80	東京府	33	310	糠	
316	321	八幡丸	80	東京府	20	730	300	
329	401	八幡丸	80	東京府	10	876	玉子、板材	
404	405	八幡丸	80	東京府		150	300 小糠、古材	
410		八幡丸	80	東京府		276	2,000 玉子4箱	
503		八幡丸	80	東京府		459	古道具	
511		八幡丸	80	東京府		200	100 在穀、小糠	
623		八幡丸	80	東京府		162	糠、小糠	
720		八幡丸	80	東京府		156	大豆、瓦	
729		八幡丸	80	東京府			瓦、古木材	
814		八幡丸	80	東京府		675	510	
820		八幡丸	80	東京府	8	270	醤油	
902		八幡丸	80	東京府	36	500		
910		八幡丸	80	東京府	135		糠	
918		八幡丸	80	東京府	73	429	307	
921		八幡丸	80	東京府	80	40	\neq 粕	
	31件		八幡		1,120	11,260	6,621	

118		平寿丸	81	東京府	70	300	竹材	
130	202	平寿丸	81	東京府	110		芋粉、魚油	
210		平寿丸	81	東京府	48		大豆、大竹	
324	325	平寿丸	80	東京府	10		大豆、糠	
402	403	平寿丸	80	東京府	10	300	200 糠	
409		平寿丸	80	東京府	20	600		
512		平寿丸	80	東京府	10	200	1,000	
524		平寿丸	80	東京府		80	糠、蓆	
608		平寿丸	80	東京府			種	
613		平寿丸	80	東京府			菜種	
702		平寿丸	80	東京府		100	醤油、蓆	
717		平寿丸	80	東京府			種稻、わら	
805		平寿丸	80	東京府			小麦、丸太	
813		平寿丸	80	東京府		400	わら	
819		平寿丸	80	東京府			糠、灰	
823		平寿丸	80	東京府		600	糠	
831		平寿丸	80	東京府	40		糠、醤油	
903		平寿丸	80	東京府	55	100	糠	
909		平寿丸	80	東京府	88	160		
914		平寿丸	80	東京府	60		糠、醤油	
920		平寿丸	80	東京府	150		糠	
1004		平寿丸	80	東京府	110	200	醤油	
	31件		八幡			1,438	4,040	1,500
1226		文久丸	130	東京府	40	930	大豆、 \neq 粕	
107		文久丸	130	東京府		700	木材	
119		文久丸	130	東京府		386	木材	
129	131	文久丸	130	東京府	160	800	\neq 粕	
206	207	文久丸	130	東京府	60	350	木材	
212	215	文久丸	130	東京府		920	大豆、繩	
222	223	文久丸	130	東京府	28		木材	
301	302	文久丸	130	東京府	17	110	1,500 木材	
307	310	文久丸	130	東京府		658	1,000 大豆、唐竹	
316	320	文久丸	130	東京府	10	510	茲荷、木材	
326	401	文久丸	130	東京府		150	1,000 小刷、唐竹	
405		文久丸	130	東京府		250	\neq 粕、木材	
428		文久丸	130	東京府		620	醤油、 \neq 粕	
505		文久丸	130	東京府		1,030	\neq 粕	
514		文久丸	130	東京府		800		
528		文久丸	130	東京府		800		
614		文久丸	130	東京府		900	みそ	
701		文久丸	130	東京府		800	木材	
712		文久丸	130	東京府		800	敷居	
620		文久丸	130	東京府		50	瓦、柱	
730		文久丸	130	東京府		400		
812		文久丸	130	東京府	7	1,025	わらひ粉	
817		文久丸	130	東京府		1,010	板材	
831		文久丸	130	東京府		1,050		
907		文久丸	130	東京府		1,000	500 大豆	
916		文久丸	130	東京府	65	650		
	26件		八幡		387	16,699	4,000	
428		明王丸	60	東京府		694		
	1件		八幡		0	694	0	
629		明治丸	58	東京府		500	酢	
706		明治丸	58			300	1,000	
812		明治丸	58	東京府		600		
820		明治丸	58	東京府		600		
830		明治丸	58	東京府		600		
902		明治丸	58	東京府		500	竹材	
916		明治丸	58	東京府	15	600	板材	
1001		明治丸	58	東京府	24	500		
	8件		新規船		39	4,200	1,000	
1029	1102	明宝丸	90	東京府	70	900		
1110	1111	明宝丸	90	東京府		700		
1118	1119	明宝丸	90	東京府	40	170		
1125	1127	明宝丸	90	東京府	40	500	蜜柑、柿檻	
1206	1210	明宝丸	90	東京府	150	500		
1216	1219	明宝丸	90	東京府	70		\neq 粕	
1225	1227	明宝丸	90	東京府	80	900		
106		明宝丸	90	東京府		540	1,000	
111		明宝丸	90	東京府	30	600		
119		明宝丸	90	東京府	50	400		
127		明宝丸	90	東京府	120	400		
202	205	明宝丸	90	東京府	130	600		
208	210	明宝丸	90	東京府	100	700	松板	
216	217	明宝丸	90	東京府	130	700		
224	228	明宝丸	90	東京府	40	400	松丸太	

表3 = 明治 6、7 年 月別、船別件数と積み荷総括表

1月別積み荷表

		出帆数	米(俵)	炭(俵)	薪(束)	備考
明治 6 年 10 月	23 日から	13	517	5,391	2,800	
〃 11 月		51	1,251	15,429	10,400	
〃 12 月		58	1,739	23,916	13,750	
明治 7 年 1 月		59	1,768	21,613	18,604	
〃 2 月		52	2,241	21,498	11,200	
〃 3 月		54	1,003	16,150	15,100	
〃 4 月		56	727	20,400	14,180	
〃 5 月		43	309	15,674	11,500	
〃 6 月		27	0	7,862	6,910	
〃 7 月		35	30	12,216	8,550	
〃 8 月		46	132	24,012	3,860	
〃 9 月		45	2,186	14,969	5,107	
〃 10 月	4 日まで	8	433	2,318	0	
合計		547	12,336	201,448	121,961	

2 船別積み荷表

船名	積石	船主	母港	出帆数	米(俵)	炭(俵)	薪(束)	その他積み荷
1 神徳丸	100	石橋清次郎	八幡	48	50	24,340	8,900	醤油、竹材
2 神力丸	120	石井仲藏	八幡	44	2,551	29,107	10,810	綿実、糠、竹材
3 太神丸	100	永野善五郎→豊太郎	八幡	43	685	17,850	35,750	竹材、板材
4 神在丸	115	城谷伴藏	八幡	38	1,404	24,960	9,950	蓮、種粕、竹材
5 住吉丸	100	丸長次郎	八幡	32	4	3,486	1,600	蓮、笠
6 住吉丸	90	雪本権次郎	八幡	31	45	8,635	0	秣、わら
7 平寿丸	81	北嶋巳之吉	八幡	31	1,438	4,040	1,500	糠、醤油
8 明宝丸	90	藤本五郎治	八幡	31	1,560	13,753	1,000	材木、蓮
9 八幡丸	80	木村善吉	八幡	31	1,120	11,260	6,621	糠、竹材
10 稲荷丸	120	松田豊吉	八幡	30	0	5,334	1,000	蓮、糠、魚粕
11 泉徳丸	80	小林七次郎	八幡	28	308	6,960	3,900	わら、竹材
12 高砂丸	140	松田喜三次	八幡	26	0	7,145	900	魚粕、田作、材木
13 文久丸	130	白鳥喜一郎	八幡	26	387	16,699	4,000	材木
14 長寿丸	120	宮原六郎平	八幡	24	55	3,020	8,110	材木、瓦、蓮
15 海世丸	80	白鳥留次郎	八幡	22	495	10,950	9,720	
16 千年丸	100	伊藤久次郎	八幡	19	15	4,575	13,800	竹材、瓦
17 水生丸	100	白鳥喜八	八幡	11	230	3,300	1,700	大豆、笠、蓮
18 明王丸	60	大宮常太郎	八幡	1	0	694	0	材木、蓮
明治丸	58	小川亀吉	八幡新規	8	39	4,200	1,000	6月から
山王丸	50	板倉久八	八幡茶船	2	32	450	500	
仙元丸	50	松田喜三次	八幡茶船	1	0	0	1,200	
稻荷丸	79	久保寺金左衛門	野島浦	10	1,193	0	0	
伝合丸	80	石橋伝吉	村田	3	190	250	0	
朝日丸	80	高田徳兵衛	横須賀	2	0	440	0	
神力丸	150	鈴木平七	木更津	2	450	0	0	
取方丸	140	成島甚左衛門	往原	2	0	0	0	干草
浅間丸	58	近藤清藏	横浜	1	85	0	0	
合計				547	12,336	201,448	121,961	

表4 = 明治6、7年 米、炭、薪積み荷3製品の月別出荷数量表

1米

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
米	502	888	1,489	1,341	2,016	948	697	293	0	30	67	1,655	323	10,249	古米合計
新米	15	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383	110	668	
白米	0	83	60	183	30	30	0	0	0	0	10	0	0	396	
雑米	0	0	0	64	130	0	0	0	0	0	0	0	0	194	
町米	0	120	150	170	50	0	30	10	0	0	40	148	0	718	
壁米	0	0	40	10	15	25	0	6	0	0	15	0	0	111	糯米
合計	517	1,251	1,739	1,768	2,241	1,003	727	309	0	30	132	2,186	433	12,336	

2炭

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
炭	0	450	2,300	900	1,400	1,810	2,600	1,200	900	1,150	2,425	1,450	500	17,085	
土釜炭	3,350	8,406	11,314	12,333	12,688	8,697	11,980	11,055	5,762	7,920	14,760	8,059	1,350	117,674	
4貫炭	1,711	5,580	8,614	6,000	5,900	3,870	3,700	2,450	1,150	3,060	5,385	4,140	400	51,960	
5貫炭	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	700	300	0	1,600	
6貫炭	100	220	605	828	450	375	150	300	50	86	142	220	0	3,526	
鍛冶炭	0	0	330	350	400	420	0	180	0	0	0	0	0	1,680	
鍛冶大俵	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
長尺炭	0	0	0	0	0	76	46	70	0	0	0	0	0	192	
松炭	230	640	603	483	200	292	1,294	0	0	0	460	0	0	4,202	
松素炭	0	133	150	719	360	610	30	419	0	0	140	800	68	3,429	
合計	5,391	15,429	23,916	21,613	21,498	16,150	20,400	15,674	7,862	12,216	24,012	14,969	2,318	201,448	

3薪

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
檜	0	600	4,400	3,850	2,200	3,900	3,760	1,000	700	2,000	1,110	2,100	0	25,620	真木、1本檜
5本ノ檜	0	0	0	0	2,800	1,800	1,100	0	200	0	400	0	0	6,300	
樅檜	0	0	1,200	0	0	0	450	0	300	0	0	0	0	1,950	堅樅
櫻樅大	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
櫻5本	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	0	0	0	360	
松樅	2,800	6,600	8,150	9,154	4,100	9,400	4,800	8,900	3,000	6,300	450	1,807	0	65,461	
松5本ノ	0	3,200	0	4,600	2,100	0	3,170	1,600	2,300	250	1,900	1,200	0	20,320	
松10本	0	0	0	0	0	500	0	50	0	0	0	0	0	550	
雜木	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	400	
合計	2,800	10,400	13,750	18,604	11,200	15,100	14,180	11,500	6,910	8,550	3,860	5,107	0	121,961	

表6 = 明治6、7年 建材その他の月別出荷数量表

1建材

単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考	
材木	本	0	0	200	100	218	0	0	0	0	749	200	0	0	1,467	
古材木	本	0	0	300	300	0	300	800	0	0	400	7400	0	0	9,500	
古柱	本	0	0	0	100	0	0	300	300	0	0	0	0	0	700	
杉柱	本	0	0	0	0	0	232	0	0	0	0	0	0	0	232	
杉4寸角	本	0	0	0	227	84	140	0	0	0	0	0	0	0	451	13、10、8尺
松丸太	本	0	0	0	0	140	0	0	0	700	0	0	0	0	840	
松角	本	0	0	0	0	0	0	0	0	654	0	0	0	0	654	
松2寸角	本	0	0	50	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	80	6本ノ
黒木	本	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0	250	
敷居	丁、束	0	0	0	0	0	97	45	0	0	160	0	0	0	302	松1間敷居
小前貫	束	0	62	0	83	204	0	100	0	0	0	0	0	0	449	
松小前物	束	0	0	0	110	150	36	300	220	42	0	0	0	0	858	
中貫	束	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	5本ノ
松6分板	束	0	150	0	152	312	135	0	0	150	30	171	150	0	1,250	6本ノ
松板	束、こ	0	16	0	0	70	36	0	0	40	0	100	10	0	272	
杉4分板	束、間	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	

2竹材その他

単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考	
間瀬竹	束	1000	7270	3810	7200	3850	1100	500	3800	500	2000	4000	3000	1000	39,030	
唐竹	束	0	874	152	420	227	598	350	600	410	500	565	730	120	5,546	
男竹	束	0	140	0	200	0	0	130	350	0	100	600	210	0	1,730	
女竹	束	0	300	200	0	0	0	2000	200	600	0	1900	0	0	4,300	
瓦	枚	0	0	0	0	0	8700	6500	0	9800	20950	7200	0	0	53,150	
古瓦	枚	0	0	0	0	0	3000	1600	0	0	0	0	0	0	4,600	
角石	本	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
錢	こ、儀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	41	
ひた錢	こ、儀	100	50	0	4	0	100	220	0	150	0	67	27	0	718	古錢

表5 = 明治6、7年 農産漁業関係製品の月別出荷数量表

1農産物

単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
小麦 俵	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	60	
粟 俵	0	0	0	0	0	0	0	11	10	0	0	0	0	21	
大豆 俵	0	51	77	0	24	124	93	0	22	170	0	15	0	576	
小豆 俵	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15	
芋粉 樽	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
玉子 箱	0	7	0	13	4	8	4	0	8	4	0	0	0	48	
みかん 叭	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
柿樽 本	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	
栗樽 本	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
柴胡 俵	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	26	
漬物 樽	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	50	
田作り 俵	0	40	457	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	497	
糠、小糠 俵	0	234	55	62	248	710	437	152	69	20	140	389	64	2,590 粉糞	
納糞 俵	0	0	34	57	123	50	37	0	0	24	0	0	0	325	
菜種 叭、俵	0	0	0	0	0	0	20	0	195	0	0	0	0	215	
芥種 叭	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	200	

2わら製品

単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
わら 束、把	0	8500	0	0	0	0	0	9090	11000	26000	20500	3300	0	78,390	
秣、飼葉 貢	2300	3020	2569	2680	0	1300	900	0	0	200	0	1000	0	13,969	
むしろ こ、丸	0	110	0	540	1150	1075	1397	510	297	300	470	50	120	6,019	
三六むしろ 二、丸	200	180	534	957	815	1462	1200	1060	300	197	0	410	0	7,315	
粉むしろ 丸	0	176	128	97	0	0	0	195	40	0	0	0	0	636	
裏むしろ こ、丸	0	0	0	94	100	0	200	0	0	0	40	200	130	764	
千鰯むしろ 丸	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
灰かます こ	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	70	0	170	
粉袋 こ	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	
糞丸	0	0	0	0	16	8	0	0	0	0	0	0	0	24	
普笠 本、こ	0	57	24	31	47	397	218	144	36	0	0	0	0	954	
輪 こ、本	0	20	12	29	10	56	31	14	8	6	0	9	0	195	
網 こ	0	0	0	4	4	0	2	0	0	0	0	0	0	10	
網 こ	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
吉丸	0	0	112	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	242 一部5枚	
茎 こ	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	
ゴズ こ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
簾竹 こ	0	120	0	0	24	0	14	0	8	0	0	0	0	166	
白柄 本	0	0	0	0	20	0	0	37	0	0	0	0	0	57	
ならし 俵	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
蜘蛛 叭、俵	0	800	0	600	800	500	0	0	1000	1000	400	1200	0	6,300 灰	

3醸造製品

単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
酒 樽	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
醤油 樽	50	0	155	50	0	0	36	0	0	15	100	35	35	476	
みそ 樽	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
酢 本	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6 樽

4油と粕

単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
魚油 樽、本	10	105	5	50	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	186 内海魚油
水油 樽	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
干鰯 俵	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	0	0	0	0	350
魚粕 俵、枚	0	730	1500	400	440	436	1020	1270	150	200	0	80	0	6,226 内海粕	
穀粕 俵、枚	0	254	346	100	87	239	190	100	0	120	50	0	0	0	1,486
米粕 俵	0	57	283	3	0	0	163	3	123	108	70	59	0	0	869

表7 = 明治7年 仕入れ製品船別送り状積み荷表（船名の五十音順）

月日	指定船名	送り元	住所	届け先	酒	焼酎	みりん	醤油	酢	煙節	備考
1208	稻荷丸	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	八幡吉田甚松	10						
1010	岩吉船	潘屋房治郎	(東京)	吉田甚松	20						
1215	岩吉船	尼屋甚四郎	南新川	上総八幡吉田甚松	8						
1216	岩吉船	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
1213	岩吉船	尼屋基蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	5						
123	栄吉船	豊後屋梅藏	南新川	上総八幡吉田甚松							樽か
802	銭屋船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松	5						
509	銭屋船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5						
517	銭屋船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松	5						
802	銭屋船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松	5						
806	銭屋船	平松甚四郎	(東京)	吉田甚松	7.5						
805	銭屋船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					20		
1014	銭屋船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	吉田甚松	5						
617	北嶋船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松	6						
919	喜八船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	八幡吉田屋甚松	5						
1216	清正丸	高井房二郎	(東京)	吉田甚松	12.5						
1207	仁太郎船	記載なし	(東京)	記載なし	10						
112	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	吉田甚松	3.5		5				
112	清次郎船	中井半三郎	(東京)	八幡吉田甚松					15		
217	清次郎船	津国屋三治郎	箱崎2	八幡町吉田				18			
217	清次郎船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	吉田屋甚松			12.5				
516	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	吉田甚松	5						
512	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					12		
417	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	八幡吉田屋甚松	16.5						
609	清次郎船	坂上伝右衛門	(東京)	上総八幡吉田甚松	16						
626	清次郎船	高井房太郎	(東京)	吉田甚松	10						
626	清次郎船	花屋甚四郎	(東京)	吉田屋甚松	10						
712	清次郎船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松			8				
712	清次郎船	尼屋基四郎	(東京)	吉田甚松	18.5						
712	清次郎船	平松甚四郎	(東京)	吉田甚松	5						
712	清次郎船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5						
712	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					5		
717	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					15		
807	清次郎船	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
807	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	吉田甚松	1.5						
808	清次郎船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松					10		
826	清次郎船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5						
818	清次郎船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	5						
823	清次郎船	平松甚四郎	(東京)		5						
910	清次郎船	加島屋吉次郎	北新川				2				
824	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	上総八幡吉田屋甚松			5				
910	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	八幡吉田甚松			8.5				
なし	清次郎船	尼屋基四郎	(東京)	吉田甚松	10						
1020	清次郎船	尼屋基蔵	(東京)	上総八幡吉田甚松	7.5						
1103	清次郎船	吉田松太郎	尼屋基蔵出	上総八幡吉田甚松	6						
1103	清次郎船	尼屋基蔵	(東京)	吉田甚松	13.5						
1103	清次郎船	潘屋房治郎	(東京)	吉田甚松	20						
1130	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	上総八幡吉田甚松	10						
1130	清次郎船	中井半四郎	(東京)	吉田甚松					20		
1131	清次郎船	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	5						
1130	清次郎船	尼屋基蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	4						
1130	清次郎船	鹿島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松	20						
1130	清次郎船	潘屋房治郎	(東京)	吉田甚松			15				
1216	清次郎船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島湊町	上総八幡吉田甚松	10						
1220	清次郎船	潘屋房治郎	(東京)	吉田甚松	20						
1226	清次郎船	潘屋房次郎	(東京)	吉田甚松			5				
1207	善兵衛船	高井房太郎	北新川	上総八幡吉田甚松	10						
1207	善兵衛船	潘屋房治郎	(東京)	吉田甚松			5				
1120	高砂丸	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	八幡吉田甚松	10						
120	豆腐屋船	吉田松太郎	南新川	八幡吉田甚松			9.5				
204	豆腐屋船	中井半三郎	(東京)	八幡吉田甚松					20		
204	豆腐屋船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東湊町	吉田屋甚松	10						

204	豆腐屋船	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松				20
1013	豆腐屋船	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	15			
1007	豆腐屋船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5			
628	寅吉船	山崎屋	(東京)	八幡吉田屋甚松				水油3樽
722	寅吉船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松	5.5			
921	寅吉船	高井房太郎	(東京)	八幡吉田屋甚松	12.5			
921	寅吉船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	10			
604	伴藏船	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	5			
1229	文吉船	吉田松太郎	南新川	上総八幡宿吉田甚松				鮭5本
802	文久丸	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松		14		
803	文久丸	尼屋甚蔵	南新川	吉田甚松	15			
319	丸長船	吉田松太郎	南新川	上総八幡宿吉田甚松	4.5			
602	丸長船	尼屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	5			
602	丸長船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	20			
602	丸長船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東濱町	吉田屋甚松	7			
902	丸長船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東濱町	八幡吉田屋甚松	6			
811	妙宝丸要助	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松	30			
914	要助船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松	10			
919	要助船	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	7.5			
301	要助船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東濱町	上総八幡吉田屋甚松	15			
811	要助船	高井房太郎	南新川	上総八幡吉田屋甚松	5			
1012	要助船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松		10		
605	六郎兵衛船	高井房太郎	(東京)	八幡吉田甚松	10			
605	六郎兵衛船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東濱町	上総八幡吉田甚松	10			
1110	六郎兵衛船	尼屋甚蔵	新川	八幡吉田甚松	5			
1110	六郎兵衛船	溜屋房治郎	(東京)	吉田甚松		10		
1110	六郎兵衛船	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東濱町	上総八幡吉田甚松	15.5			
604	六郎兵衛船	加島屋吉次郎	北新川	上総八幡吉田甚松	15			
204	番船	加島屋吉次郎	北新川	八幡吉田甚松	8			
504	番船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	5			
402	番船	高井房太郎	(東京)	吉田甚松	12			
412	番船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	12.5			
419	番船	中井半三郎	(東京)	吉田甚松			15	
605	番船	尼屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	5			
919	番船	中井半四郎	(東京)	八幡吉田甚松			20	
129	番船	尼屋甚蔵	(東京)	上総八幡吉田甚松	2.5			
315	番船	吉田松太郎	南新川	八幡吉田甚松	7.5			
303	番船	尼屋甚蔵	(東京)	上総八幡吉田甚松	22			
330	番船	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松				2
910	番船	高井房太郎	東京	吉田甚松	5			
718	番船	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	5			
108	記載なし	吉田松太郎	南新川	八幡吉田甚松	10			
204	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	15			
318	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	10			
318	記載なし	尼屋甚蔵	東京	上総八幡吉田甚松	15			
309	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡宿吉田甚松	10			
331	記載なし	矢野豊吉	敷寄屋河岸	八幡吉田屋甚松				青50本
402	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡町吉田甚松	10			
515	記載なし	釜屋六右衛門	深川	上総八幡町吉田甚松				釜22
504	記載なし	尼屋甚蔵	(東京)	上総八幡吉田甚松	5			
503	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡町吉田甚松	5		150	
402	記載なし	和泉屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	5			
406	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松		2.5		
518	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	八幡吉田甚松	5			
518	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松				2
518	記載なし	吉田松太郎	南新川	八幡吉田甚松			5	
522	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	5			
604	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松			50	
524	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡宿吉田甚松	10			
615	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田甚松	5			
626	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	10			
626	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	15			
712	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	上総吉田屋甚松	29.5			
712	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田甚松	9			
712	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松				2
712	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田甚松	5			

722	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
721	記載なし	東屋分	南新川	八幡吉田甚松	10						
824	記載なし	高津伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松							2
なし	記載なし	吉田松太郎	南新川								古着8品
808	記載なし	三村屋定吉	八丁堀仲町角	上総八幡吉田屋甚松							100
807	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松		100					
903	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡駅吉田甚松	11.5						
903	記載なし	加島屋吉次郎	北新川	吉田甚松	10						
903	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東漁町		5						
910	記載なし	永楽屋久兵衛	深川相川町								砂糖か
824	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3		7						
914	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	八幡吉田甚松	15						
913	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東漁町	八幡吉田屋甚松	12						
918	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東漁町	吉田屋甚松	30						
923	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	上総八幡吉田屋甚松	10						
929	記載なし	伊勢屋清兵衛	南茅場町	上総八幡吉田屋甚松	10						
1010	記載なし	尼屋甚蔵	南新川	上総八幡吉田甚松	5						
1012	記載なし	濯屋房治郎	(東京)	吉田甚松	5						
1020	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	10						
1008	記載なし	吉田松太郎	南新川	上総八幡吉田甚松	9						
1103	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	12.5						
1103	記載なし	吉田松太郎	南新川	吉田屋甚松	4						
1103	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東漁町	八幡吉田甚松	5						
1119	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松							2
1125	記載なし	尼屋甚四郎	(東京)	吉田甚松	5						
1226	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東漁町	吉田甚松							塩引き1尺
1226	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	20						
1226	記載なし	高崎屋長右衛門	小網町3	吉田甚松	10						
1227	記載なし	伊勢屋伊兵衛	瀬戸物町	上総八幡吉田屋甚松							2
1229	記載なし	伊勢屋太郎兵衛	靈岸島東漁町	八幡村吉田甚松	5						

房總地区

1218	伴藏船	遠州屋条蔵	本行徳駅	上総八幡吉田屋甚松	20						
1201	記載なし	遠州屋条蔵	本行徳駅	上総八幡吉田屋甚松	10						
なし	記載なし	遠州屋条蔵	行徳	上総八幡駅吉田屋甚松	20						
1129	記載なし	森伝兵衛	検見川	上総八幡駅吉田甚松							
719	記載なし	金坂三左衛門	曾我野	八幡宿吉田屋甚松							小麦
1028	記載なし	金坂三左衛門	曾我野	八幡町吉田屋甚松							塩200俵
1209	大杉丸	川岸大杉丸久三郎	五井	八幡吉田甚松							大豆
222	記載なし	銅屋蔵	南五井	八幡町吉田屋甚松	5						大豆
724	記載なし	大和田善五郎	姉崎村	八幡村吉田屋甚松							明樽40樽
625	記載なし	味庄酒醸屋		八幡駅吉田屋甚松	2						
630	記載なし	釜屋正作	上総上市場	八幡宿吉田屋甚松	2						
625	記載なし	松崎長兵衛	北高根村酒造	八幡町吉田三太夫	2						
707	馬方	佐野仙助	茂原駅	八幡駅吉田屋甚松							2
617	(馬方か)	松本彦忠	茂原村	吉田屋甚松	2						
620	(馬方か)	松本彦忠	茂原村	八幡吉田屋甚松	4						
625	(馬方か)	松本彦忠	茂原村	八幡吉田甚松	2						
625	一の宮馬方	高砂平四郎	一の宮上宿	八幡駅吉田屋甚松	1						
624	一の宮馬方	り山平四郎	一の宮上宿	八幡駅吉田屋甚松	5						
					1,164	120	112	323	154	32	

仕切り書4点、年違い1点を除く

駄 駄 駄 樽 樽 傑

船便名別

船名		東京	行徳
稻荷丸	(松田豊吉)	1	
岩吉船		4	
栄吉船		1	
篠屋船	文久丸	9	
北嶋船	平寿丸	1	
喜八船	水生丸	1	
清正丸		1	
仁太郎船		1	
清次郎船	神徳丸	39	
善兵衛船		2	

高砂丸	(松田喜三次)	1	
豆腐屋船		6	
賣吉船	神力丸(石井仲蔵)	4	
伴藏船	神在丸	1	1
文吉船	妙宝丸?	1	
丸長船	住吉丸	5	
要助船		6	
六郎兵衛船	長寿丸	6	
番船	当番船	13	
記載なし	番船	55	2
合計		158	3

菊間縣
御役所

菊間県
御役所

明治四未年十一月

右

右は今般御取り調べ
仰せ出され候につきこの段申し上げ奉り候、何とぞよろしく
御沙汰願い上げ奉り候。以上

以上 同 輜役 同 同 同 同 同 同
 大野千鶴 杉本多七郎
 丸鉄五郎 丸興七
 山下堅治 宮好 中 宮好 歌次
 大井嘉七

明治6年(1873)ほか市川本店文書A14-1、
市川甚太郎、戸長、副戸長辞令

2

内諱令書

(包紙)

御辞令書

(明治6年八幡宿戸長辞令)

市川甚太郎

上総国市原郡八幡宿

戸長申し付け候こと

明治六年七月

千葉県

(明治8年八幡宿副戸長辞令)

市川甚太郎

第五大区二小区副戸長申し付け
候こと

ただし等外四等に準じ六級月給支給候こと
明治八年十一月二十五日

千葉県

市川裏席

上総国市原郡八幡宿
戸長申付候事

明治六年七月

千葉縣

市川甚太郎
第五大区貰り戸副戸長申付

候事

但等外四等に準じ六級月給支給候事
明治八年十月十五日

千葉縣

明治六歳第四月

木更津
御縣廳 船印鑑連名帳

三十三區

八幡宿

明治6年(1873) II市川本家文書 A101-1
木更津県庁、八幡宿の五大力船台帳

明治六歳第四月

木更津
御縣庁

三十三區

八幡宿

日本形

高砂丸

松田喜三次船

日本形
高砂丸
百四十石積み
乗組み五人

日本形
高砂丸
百四十石積み
乗組み五人

八幡丸
木村善吉船

八幡丸
木村善吉船

日本形
長寿丸
百二十石積
宮原六郎平船

日本形
八幡丸
八十石積み
乗り組み三人
木村善吉船

日本形
長寿丸
百二十石積み
宮原六郎平船
乗り組み四人

日本形
明王丸
六十石積み
大宮常太郎船
乗り組み二人

日本形
明王丸
六十石積
大宮常太郎船

日本形
海世丸
百石積み

白鳥留次郎船

日本形
海世丸

八十石積み

白鳥留次郎船

乗り組み三人

日本形
住吉丸

百石積み

丸長次郎船

乗り組み三人

明治六年十月善五郎病死につき長男豊太郎書き替え改め

豊太郎

日本形
太神丸
百石積み
改め永野豊太郎船

乗り組み四人

明治六年十月善五郎病死につき長男豊太郎書き替え改め

永野善五郎船（抹消）

日本形
太神丸
百石積み
改め永野豊太郎船

永野豊太郎船

日本形
太神丸
百石積み
改め永野豊太郎船

永野豊太郎船

日本形
福荷丸
百二十石積み
高田伊太郎

日本形
荷豊右船

日本形
稻荷丸
百二十石積み
松田豊吉船

日本形
神力丸
百二十石積み
乗り組み五人

日本形
石井仲蔵船

日本形
泉徳丸
八十石積み
乗り組み三人

日本形
小林七次郎船

日本形
泉徳丸
八十石積み
乗り組み三人

日本形
明宝丸
九十石積み
乗り組み四人

藤本五郎治船

日本形
明寶丸
九十石積み
乗り組み四人

日本形
藤本五郎治船

日本形
神力丸
百二十石積み
高田伊太郎

日本形
石井仲蔵船

翌年
千年丸

伊藤久次郎船

百石積
人

日本形

千年丸

百石積み

乗り組み三人

日本形

水生丸

百石積み

乗り組み四人

水生丸
百石積
人

白鳥喜八船

明治七年十月より来る九年十月まで書き入れ

日本形

神在丸

城谷伴藏船

百十五石四斗（積み）

乗り組み三人

神在丸
百石積
人

城谷伴藏
船

日本形

神徳丸

百石積

乗り組み四人

石橋清次郎船

神徳丸
百石積
人

石橋清次郎船

日本形
文久丸

石積
八十一人

白鳥喜一郎船

石之松
明治六癸酉年十二月中同郡五井村
薩摩太平方へ譲渡

日本形
文久丸

百石積み
乗り組み三人

白鳥喜一郎船

右の船

明治六癸酉年十二月中同郡五井村
薩摩太平方へ譲渡

日本形
文久丸

百石積み
乗り組み三人

日本形
住吉丸

石積
八十一人

雪本権次郎船

日本形
住吉丸

九十石積み

乗り組み三人

日本形
平寿丸

石積
八十一人

少嵩毛利舟

日本形
北嶋巳之吉船

平寿丸
八十一石積み
乗り組み三人

五十五石以下船

第十九
茶船一隻 稅金六十八錢

第十九
稅金六十八錢

第十九
茶船一隻 稅金六十八錢

第十九
稅金六十八錢

榮徳丸
茶船一隻 鈴木与平次船
稅金六十八錢

神明丸

茶船一隻 萩原文三船
稅金九十五錢二厘

仙元丸

茶船一隻 松田喜三次船
稅金九十五錢二厘

押送一隻

北嶋巳之吉船
稅金一円六十三錢二厘

茶船一隻

岡野延藏

稅金六十八錢

明治六年九月、下總國千葉郡村田村初芝吉郎兵衛より
譲り受け、千葉御県庁にて御鑑札書き替え御検査済み

第十九
茶船一隻 稅金六十八錢

第十九
稅金六十八錢

第十九
茶船一隻 稅金六十八錢

明治六年九月、下總國千葉郡村田村初芝吉郎兵衛より
譲り受け、千葉御県庁にて御鑑札書き替え御検査済み

御書上

明治7年(1874) II市川本店文書 A 102
はしけ船所持の者書き上げ



御書き上げ

第五大区二小区

八幡宿

解下(はしけ) 船所持の者

一はしけ茶船 一般

松田喜三次

第五大区二小区

八幡宿

解下(はしけ) 船所持の者

一はしけ茶船 一般

松田喜三次

一解下茶船 金段

松田喜三次

一同平田船

主役

白鳥喜一郎

一肥藻辰次郎

主役

中島彦七

一同社

主役

一同社

主役

岩田万治郎

中西徳次郎

一同社

主役

伊藤辰次郎

一同船 一艘

一同船 一艘

白鳥喜一郎

一同船 一艘

中島彦七
岩田万治郎
中西徳次郎

伊藤辰次郎

右の通り相違ござなく候。以上
明治七年戊二月十二日

船持ち惣代

鈴木与平次(印)

戸長
副戸長御中

右通り相違ござなく候。以上
明治七年戊二月十二日
鈴木与平次(印)

戸長
副戸長御中

出帆届

丸七郎舟

明治6年(1873) II 市川本店文書 A111-1
八幡宿戸長あて「出帆届け」

一住吉丸

積石百石

手配人 沖船頭白鳥半次郎外二人

日本形
一住吉丸

積み石 百石

乗り組み人 沖船頭白鳥半次郎外二人

積み荷

田作 四十俵

糖(糠)ぬか二十俵

粕庭(むしろ)百二十六丸

三六むしろ三十九

土釜炭五十俵

笠輪十二箇(二)

ただし送り状一通

船客

右の荷物 東京築港岸嶋湊町角や平七
方まで積み送り候 あいだ免状願い上げ候。以上

明治六年十一月二十八日

丸長治郎(印)

戸長

市川甚太郎殿

戸長

市川甚太郎殿

古物商

脚本 ほんじゆく
監修 せんしゆ

吉川 稲之助
土谷 長九百俵

呂厚升 三重伊佐

白玉 三重伊佐

佐喜 真之助

取客江之

京行あ来京府
積み附はれ上り
十二月十五日
城谷伴藏

戸長 副戸長御中

明治6年(1873) II市川本店文書A-1111-2
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆届け

日本形

太神丸

積み石百十五石四斗

土釜炭 九百俵

間渡し竹 三百五十束

白米 三十俵

ただし送り状一通

船客これなし

右の荷物東京府湊まで
積み送り候につき免状願い上げ候。

第十二月十五日

城谷伴藏(印)

戸長
副戸長御中

七帆便函

日本形

一明宝丸
積み高九十石

古事記三人

積荷

米粕二百三十俵
米七十俵
但贈状一通

出帆御届け

日本形
一明宝丸
積み高 九十石

積み荷
米粕二百三十俵

米七十俵
ただし贈り状一通

船客

右の荷物東京港まで積み送り申すにつき
御免状御願い上げ奉り候。以上

藤本五郎治(印)

第十二月十五日

古事記丸
積み高九十石
船客
但贈状一通
以上

第十二月十五日

藤本五郎治(印)

市川甚太郎殿

戸長

明治6年(1873) II 市川本店文書 A1111-3
八幡宿戸長あて「出帆御届け」

出帆届

一海丸積み荷

積荷

一米六石袋

一袋六石九

船客十二人

出帆届け

一海世丸 積み石八十石
積み荷

一米 六十俵

一炭 六百俵

一船客これなし

右は荷物東京湊まで積み送り
候につき免状願い上げ奉り候。以上

明次(治)六酉年

十二月十六日

直乗り

白鳥留次郎
(印)

戸長
市川
甚太郎殿

市川

甚太郎殿

主長
市川
甚太郎殿 五人
白鳥留次郎

明治6年(1873) II 市川本店文書 A 111-4
八幡宿戸長あて「出帆届け」

生帆届

太神丸積石夏木
通路四人

積石

一束 立船像

一松楓 千五百束

一土釜炭 貳百俵

千五百束

荷物舟頭支配

一金炭 貳百俵

荷物舟頭支配

御免状御願い申し上げ奉り候。以上

太神丸積み石百石
出帆届け

乗り組み四人

積み荷

一米 五十俵

一松楓 (薪) 千五百束

一土釜炭 二百俵

舟客これなし 荷物舟頭支配

右は東京府湊まで積み送り荷物につき

御免状御願い申し上げ奉り候。以上

永野豊太郎



第十二月十六日

永野豊太郎 (印)

戸長
市川甚太郎殿

戸長
市川甚太郎殿

明治6年(1873) II 市川本店文書 A111-5

八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆御届書

宮原六郎平船

明治6年(1873) II市川本店文書 A111-8
八幡宿戸長あて「出帆御届け書」

日本形
長寿丸
積石百貳拾石乘組直三人
積荷

町米 五拾俵
土釜炭 三百俵
古材木 百五十本
送状 二通
船客 二人

出帆御届け書

日本形
長寿丸
積み石百二十石 乗り組み直乗り外三人
積み荷

町米 五十俵
土釜炭 三百俵
古材木 百五十本
送り状 二通
船客 これなし

古者本月十九日當港出帆東京港
前御免狀奉願及以上

明治六年十二月十八日 宮原六郎平(印)

正副戸長衆中

正副戸長元中

明治六年十二月十八日 宮原六郎平(印)

右は本月十九日当港出帆、東京港へまかり
越し候あいだ、御免状願い奉り候。以上

此幅白玉素文
一百五枝
一束
朱元

鶴樓集

卷之三

左行南京原角源正德

省十二月半

神像
正陽清尊

第十二月十九日

神徳丸

戸長
市川甚太郎様

右の荷物東京府湊まで積み送り
申し候につき御免状願い上げ奉り候。以上

高百石積み 直乗り外三人
一四貫炭 八百俵
一 醬油 七十樽
出帆届け
送り状一通り

出帆届け

明治6年(1873) II 市川本店文書 A 111-9

出帆届

明治6年(1873) II市川本店文書 A1111-10
八幡宿戸長あて「出帆届け」

右は明二十一日當湊出帆 沖船頭
茶船一隻 桧木平兵衛
積み高五十石 外一人乗り
積み荷

出帆届け
沖船頭

桺木平兵衛

日本形
一茶船一隻
一積み高五十石
一積み荷

苦(とま)五枚×百二十枚

檻柵(まき)千二百束

送り状一通

一船客これなし

右は明二十一日當湊出帆、東京府靈岸嶋
東湊町岸まで着船仕り候あいだ、出帆御免狀
御下げる渡し下さるべく御願い上げ候。以上

右は明二十一日當湊出帆 沖船頭
茶船一隻 桧木平兵衛
積み高五十石 外一人乗り
積み荷

右は明二十一日當湊出帆 沖船頭
茶船一隻 桧木平兵衛
積み高五十石 外一人乗り
積み荷

明治六年十二月二十日 右船主
松田喜三次(印)

正副戸長御中

正副戸長御中

明治6年(1873) II市川本店文書 A111-111
八幡宿戸長あて「出帆免状御届け」

本帆免状當

日本形
福丸

移管矣

守候人

當宿
松田豊吉

渡辺伝重郎

日本形

稻荷丸

積み石百二十石

松田豊吉

乗り組み五人

沖船頭

渡辺伝重郎

当宿

積み荷

一魚粕百俵なり

一六貫目炭百俵なり

一土釜四貫目炭二百俵なり

一船客なし ただし送り状一通

右は当湊より東京湊まで積み送り荷物に
ござ候につき、なにとぞ御免状御願い申し上げ奉り候。以上

明治六年

酉の十二月二十日

右

松田豊吉(印)

戸長
市川甚太郎殿

戸長
市川甚太郎殿

明治六年（1873）二市川本店文書 A111—12
八幡宿戸長あて「出帆届け」

出帆

神無川
伊豆の島

出帆届け
沖船頭

日本形
一高砂丸

岩田万藏

外四人乗り

積み高百四十石

積み荷

一魚粕 四百五十俵

一酒 二十樽

一水油 八樽

一六貫炭 三十五俵

一送り状

一船客

右は明二十二日当湊出帆、東京府下
靈岸嶋岸まで着船仕り候あいだ、出帆御免状
御下げる渡し下さるべく候よう願い上げ候。以上

右船主

正副戸長御中
明治六年十二月二十一日 松田喜三次（印）

三列式書簡

白旗旗
一高砂丸
積み高百四十石
多羅(?)百石
酒
水油
六貫炭
送り状
船客

右は明二十二日當湊出帆、東京府下
靈岸嶋岸まで着船仕り候あいだ、出帆御免状
御下げる渡し下さるべく候よう願い上げ候。以上

右船主

明治7年(1874) II市川本店文書 A114-9
八幡宿「出帆免状」

出帆免状

近藤清藏船

出帆免状

日本形
一仙元丸
武州久良岐郡横浜吉田町
近藤清藏船

積み石 五十八石
乗り組み人 沖船頭 渡辺清五郎外一人
積み荷 米六十俵

襦(もち)米二十五俵
小豆十五俵

ただし送り状一通

船客 これなし

右者本日當所出帆其港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

船客無之

但送状一通

明治七年三月二日

上總國市原郡八幡宿 戸長 市川甚太郎(印)

(角印)第五大区二小区八幡宿

武州久良岐郡横浜

船改め所

(×印)取り消し

船改め所

上總國市原郡八幡宿

戸長

市川甚太郎(印)

明治7年(1874) 市川本店文書 A114-10
八幡宿「出帆免状」

出帆免状

日午前
名砂丸
百四十石
松田喜三次船

出帆免状

乗組人 沖船頭岩田万藏外四人
積み荷 三六篋二百七十二

日本形
一高砂丸

八幡宿
松田喜三次船

積み石 百四十石
乗組み人 沖船頭岩田万藏外四人

積み荷 三六篋二百七十二

ただし送り状一通
船客 これなし

右は本日当所出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

右者本日當所出帆其港へまかり越し候
届け出で候あいだ免状相渡し候

上総国市原郡八幡宿

戸長

市川甚太郎(印)

明治七年三月九日

東京府
船改め所

明治七年三月九日

市川甚太郎(印)

(朱筆)

風シケに付き

書き直し候

甚太
東京府
風シケに
船改め所
書き直し

明治六年(1873)ニ市川本店文書A114-6

八幡宿「出帆免状」

出帆免状

八幡宿
雪本權次郎船

一住吉丸

出帆免状

八幡宿
雪本權次郎船

積石九拾石

乗組人直乗外二人

積荷
絲七百貫目
土釜炭二百俵

但送状壹通

日本形
一住吉丸

積み石九十石

乗り組み人直乗り外二人

積荷
絲(まぐさ)七百貫目
土釜炭二百俵

ただし送り状一通

船客

右者本日當所出帆其港へ繩越候段
届出候間免状相渡候也

右は本日当所出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

上總国市原郡八幡宿
戸長
市川甚太郎(印)

明治六年二月吉日

上總国市原郡八幡宿
戸長
市川甚太郎(印)

明治六年十二月十六日

東京府
船改め所

この分二十六日出帆に書き替え候こと

東京府
船改め所

まことに此の事

明治6年(1873) II市川本店文書 A113-1102
東京府船改め所「出帆免状」

大帆船

上サ手取付宿

宮原六郎平船

出帆御届け

上サ(總)国市原郡八幡宿

宮原六郎平船

一長寿丸

積み石百二十石

乗り組み人四人

積み荷これなし

船客これなし

右は本月二十七日国元へ向け出帆候あいだ

御免状御下渡し下され候よう願い上げ奉り候。以上

八月二十六日

右解下(はしけ)宿

行事(角印+解下宿仲間之印)

船改め
御役所

(朱判)

出帆免狀

右書面のとおり当港出帆その港へよかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年八月二十六日 船改め所(小印+担当者印)
千葉県 東京府

出帆免狀
右書面のとおり当港出帆その港へよかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

千葉縣
東京府
船改め所

明治6年(1873) II 市川本店文書 A 113-101
東京府船改め所「出帆免状」

右版面 上サ国市原郡八幡宿
一 稲荷丸 松田豊吉船

出帆御届け

移石ろぎ石

松田豊吉

積み石

上サ国市原郡八幡宿

一 稲荷丸

積み石 百二十石

乗り組み人 五人

松田豊吉

積み荷 これなし

船客 これなし

右は本月二十五日国元へ向け出帆仕り候あいだ

御免状御下渡し下され候よう願い上げ奉り候。以上

十月二十四日

右はしけ宿

行事(角印 II 駒下宿仲間之印)

船改め
御役所

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

(未判)

出帆免状

右書面のとおり當陸出帆其港へまかり越す
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

東京府

明治六年十月二十四日 船改め所(小印 II 担当者印)

千葉県
船改め所

十
元
改
所

右書面のとおり當陸出帆其港へまかり越す
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治6年(1873) II 市川本店文書 A113-1
東京府船改め所「出帆免状」

一任告り
荒木作上
雪本權次郎
船改め所

出帆御届け

上サ国市原郡八幡宿

雪本權次郎船

一住吉丸

積み石 九十石

乗り組み人 三人

積み荷 これなし

舟客 これなし

右は本月二十七日右八幡宿へ向け出帆仕り候あいだ
御免状御下渡し下し置かれ候よう願い上げ奉り候。以上

十月二十六日

右はしけ宿

行事(角印)II 舟下宿仲間之印)

船改め

御役所

(朱判)

出帆免狀

右書面のとおり当港出帆その港へよかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十六日

東京府

船改め所(小印)II 担当者印)

千葉縣

船改め所

千葉縣

船改め所

右書面は通當港出帆の事にて、よき免狀
届け出候免狀相渡し候也。

明治六年十月二十六日

千葉縣

船改め所

千葉縣

船改め所

右書面は通當港出帆の事にて、よき免狀
届け出候免狀相渡し候也。



一任告り

荒木作上

雪本權次郎

船改め所

右書面は通當港出帆の事にて、よき免狀
届け出候免狀相渡し候也。

明治6年(1873) II市川本店文書 A113-2

東京府船改め所「出帆免状」

右帆留上國奉公候房

一平寿丸 小島毛とま

出帆御届け

上サ国市原郡八幡宿

一平寿丸

積み石 八十一石

乗り組み人 三人

積み荷 これなし

船客 これなし

右は本月二十八日国元へ向け出帆仕り候あいだ
御免状御下げ渡し下され候よう願い上げ奉り候。以上

十月二十七日

右はしけ宿 行事(角印)解下宿仲間之印)

船改め

御役所

右改
中行利 右程下宿

(朱判)

出帆免状

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十七日

千葉県

船改め所(小印)担当者印

明治六年十月二十七日 東京府

右書面之通當港出帆其港へ越越候
届け候間免状相渡候也

右書面之通當港出帆其港へ越越候
届け候間免状相渡候也

出帆免狀

右書面之通當港出帆其港へ越越候
届け候間免状相渡候也

出帆免状
松田豊吉舟

出帆御届け

上總国市原郡八幡宿

一稻荷丸

松田豊吉舟

積み石 百二十石

乗り組み人 五人

積み荷 これなし

舟客 これなし

右は本月三十日右八幡宿へ向け出帆仕り候あいだ
御免状御下げ渡し下し置かれ候よう願い上げ奉り候。以上

十月二十九日 右はしけ宿 行事

船改め
御役所

出帆免状

(朱判)
出帆免状

右書面のとおり当港出帆その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり

東京府

明治六年十月二十九日 船改め所(小印=担当者印)

千葉県
船改め所

明治六年
十一月

東京府
船改め所

右書面之通證添出帆其港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候也

出帆免状

一泉徳丸日本形上総國本店文書A114-1
小林七次郎船
積石八十九石

乗組人等主事、船頭、船員等
積荷粗送狀 通之通
船客通之通

出帆免状

一泉徳丸 日本形 上総國市原郡八幡宿
小林七次郎船

積み石 八十石
乗り組み人 直乗り船頭外二人
積み荷 これなし
ただし送り状 通のとおり
船客 これなし

右者本日當港出帆其港へまかり越し候段
届出候間免狀相渡候也

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免狀相渡し候なり。

明治六年十一月七日

神奈川縣

(印= YOKOHAMA・横浜船改め所)
(小印= 担当者印)

上総國八幡宿
船改め所

上総國八幡宿
船改め所

明治六年十一月七日

神奈川縣

出帆免状

神奈川縣船改め所
出帆免狀

明治7年(1874)2月川本店文書A114-7
神奈川縣船改め所「出帆免狀」

一住丸

積石百石

乗組人船頭半二郎外二人

積荷

但送狀

通之邊

船客

一住吉丸 上總國市原郡八幡村
丸長次郎船
積み石 百石
乗り組み人 船頭半二郎外二人
積み荷 これなし
ただし送り狀 通のとおり
船客 これなし

右者本日當港出帆、其港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免狀相渡し候なり。

明治七年二月十七日 神奈川縣

(印= YOKOHAMA・横浜船改め所)
(小印= 担当者印)

上總國八幡村
船改め所

上寫
船改め所



明治七年二月十七日 神奈川縣

(印= YOKOHAMA・横浜船改め所)
(小印= 担当者印)

出帆免状

神力丸
日清丸
出帆免状

明治7年(1874) II市川本店文書A114-8
神奈川県船改め所「出帆免状」

積石
乗組人直乗

出帆免状

日本形 上総木更津駅(村)

一神力丸 鈴木平七船

積み石 百五十石

乗り組み人 直乗り外二人

積み荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。

右者本日當港出帆其港へ罷越候段

届出候間免状相渡候也

明治七年二月十九日 神奈川県

(印= YOKOHAMA・横浜船改め所)
(小印= 担当者印)

星浦丸
船改め所

下(上) 總八幡駅
船改め所

出帆免状

相州三浦郡横須賀村

一朝日丸 日本形 高田徳兵衛船

積み石 八十石

乗り組み人 直乗り外一人

積み荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右者本日當港出帆其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡候也

右者本日當港出帆其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡候也

右は本日当港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免状相渡し候なり。
明治六年十一月十四日 神奈川県 (印)
上総国市原郡八幡村船改め所 (小印)

出帆免状

武州荏原郡不入斗村

日本形 成嶋甚左衛門船

一取方丸 日本形

積み石 百四十石

乗り組み人 直乗り外一人

積荷 これなし

ただし送り状 通のとおり

船客 これなし

右は本日當港出帆其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡候也

右は本日當港出帆其港へまかり越し候段
届出候間免状相渡候也

明治六年十一月十七日 神奈川県 (印)

(小印)

出帆免状

神奈川縣
久保寺金左衛門船

積石百四十石
組人直乗外一人

積荷百四十石
組人直乗外一人

積荷百四十石
組人直乗外一人

船客

これなし

ただし送り状 通のとおり

右者本日當港出帆其港より罷越候段
届出候間免狀相渡候也

明治六年十一月二十一日

神奈川縣

上總國八幡宿

船改め所

船改め所

出帆免狀

神奈川縣
久保寺金左衛門船

積石百四十石
組人直乗外一人

積荷百四十石
組人直乗外一人

積荷百四十石
組人直乗外一人

船客 これなし
ただし送り状 通のとおり

出帆免狀

武州荏原郡不入斗村

一取方丸 日本形 成嶋甚左衛門船

積み石 百四十石
乗り組み人 直乗り外一人

積み荷 これなし
ただし送り状 通のとおり

船客 これなし
右者本日當港出帆其港より罷越候段

届出候間免狀相渡候也

神奈川縣
船改め所

船改め所

出帆免狀

武州久良岐郡野嶋浦

一稻荷丸 日本形 久保寺金左衛門船

積み石 七十九石
乗り組み人 沖船頭木川紋吉外一人

積み荷 これなし
ただし送り状 通のとおり

右は本日當港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免狀相渡し候なり。

明治六年十一月二十六日 神奈川縣（印）

明治六年(1873)一月

申年分
東京納め船税取り立ての帳

明治六年(1873)二市川本店文書 A103-1
「東京納め船税取り立ての帳」

明治六年(1873)一月日

申年分

東京納め船税取り立ての帳

八幡宿

八幡宿

永二貫五百八十四文
この代金二両二分と
錢八百四十文

松田喜三次

永二貫三百十二文
この代金二両一分と
錢六百二十文

白鳥喜一郎

永二貫三百十二文
この代金二両一分と
錢六百二十文
此代金を兩字句
庚午年正月入

白鳥喜一郎

永一貫百七十六文 木村善吉

此代金二両二朱と
代金百九十六文

永一貫百七十六文

この代金二両二朱と
錢五百十文

木村善吉

永一貫百七十六文 松田豊吉

この代金二両一分三朱と
錢五百五文

永一貫百七十六文 丸長次郎

この代金二両二朱と
錢五百十文

小林七次郎

永一貫三百十二文 小林七次郎

この代金二両一分と 文吉

錢六百二十文

永八百十六文 小林七次郎

この代金三分と
錢六百六十文

大宮常太郎

永一貫百九十六文 大宮常太郎

此代金三両
代金百九十六文

鈴木与平次

永六百八十文

この代金二分二朱と
錢五百五十文

永一貫百九十六文 鈴木与平次

此代金三両
代金百九十六文

鈴木与平次

船税金上納願

船税金上納願い

上総国市原郡
八幡宿

上総国市原郡
八幡宿

第五大区二小区
上総国市原郡八幡宿

船持ち主
松田喜三次

壬申五月免許

一高砂丸

百四十石積み

この税金一円四十銭

土申五月免許
一高砂丸

百四十石積み
船税金毛元四十五銭

船持主
松田喜三次

第五大区三小区
上総国市原郡八幡宿

同断

一長寿丸

宮原六郎平

百二十石積み

この税金一円二十銭

一長寿丸
百二十石積み
船税金毛元五十五銭

日
宮原六郎平

一神徳丸

百石積
税金一円

一太神丸

百石積

永野豊太郎

同
百石積み、この税金一円なり

一太神丸

百石積み、この税金一円なり

同
永野豊太郎

(石橋清次郎脱力)

一神徳丸

百石積

永野豊太郎

同
百石積み、この税金一円なり

一太神丸

百石積

城谷伴左

一住吉丸

百石積

城谷伴左

明治五年四月免許

石井牛太郎

岡野英彦

鈴木与平次

白鳥喜一郎

船持ち主

雪本權次郎

北嶋与市

同

同

同

同

明治七年四月免許

この税金五十六錢

船持ち主
石井牛太郎

岡野延藏

鈴木与平次

明治7年(1874) II市川本店文書 A 121
「出帆免状代価受け取り帳」(抄出)

出帆 明治7年
免状 治
代價受取帳

成 一月 日 年

八幡宿詰所

明治七年
出帆

免状代価受け取り帳

戌 一月 日

(裏表紙)

八幡宿詰所

証

二月二十六日

一金二十四錢五厘

木更津村 鈴木平七船
停泊税、免状代とも受け取り

三月二日

一金十錢七厘

横浜吉田町 近藤清藏舟
停泊税、免状代とも受け取り

一月より二月まで

一十銭
五艘分

北嶋巳之吉船
受け取り

同

一十六錢

藤本五郎次船
八艘分受け取り

同

一十八錢

石橋清二郎船
九艘分受け取り

同

一十錢

小林七二郎船
五艘分受け取り

同

一十錢

宮原六郎平船
五艘分受け取り

同

一月より二月まで
一十錢

白鳥留二郎船
五艘分受け取り

同

一十二錢

伊藤久一郎船
六艘分受け取り

同

一十四錢

城谷伴藏船
七艘分受け取り

同

一十八錢

永野豊太郎舟
九艘分受け取り

同

一十六錢

松田豊吉船
八艘分受け取り

同

一十六錢

石井仲藏船
八艘分受け取り

同

一十六錢

八艘分受け取り

同

一十六錢

雪本惣二（權次郎力）
五艘分受け取り

同

一十六錢

六艘分受け取り

同

一十二錢

白鳥喜一郎船
六艘分受け取り

同

一十六錢

木村善吉船
八艘分受け取り

同

一十六錢

木村善吉船
八艘分受け取り

ノ

二十貫文なり受け取り

三月五日

明治7年(1874) II 市川本店文書 A118
宿役所船行事による乗船客簿

甲 明治七年
船客名前留め

甲 明治七年
船客名前留め
戊 一月吉日

(裏表紙)

第五大区二小区

市原郡八幡宿

宿役所
船行事

第五大区二小区
市原郡八幡宿
宿役所
船行事

一月本ノテ

房別取郎

桜田志助

本松西人

東京南八丁堀一丁目

左近源吉

久三
人

及吉

吉多松次郎

二丁半堀一丁目
千葉縣人

吉多松次郎

右京南八丁堀一丁目

吉多松次郎

左近源吉

吉多松次郎

本松西人

吉多松次郎

一月二十一日

立治船

東京南八丁堀一丁目

岩谷勝彦

伊左美人

木久松雅博

三平伊太兵衛

野城長八

喜屋多左衛門

猪元利介

小林龜吉

市多喜六

喜屋多左衛門

宇田川半五郎

白多喜五

喜屋多左衛門

喜屋多左衛門

喜屋多左衛門

喜屋多左衛門

一月二十三日

五郎治船

(一月二十一日 9行消去)

雪本權次郎船

乗舟人

二十一日午後一時ころ

千葉縣貫属士族 清水豊元

右は東京駿河屋敷 東紅梅坂下出

八幡宿観音町 深沢玄得行き

安房国安房郡磯部(村) 渡辺忠助

米穀渡世人

同(二十一日)

一東京南八丁堀一丁目

炭屋孫兵衛 外一人

市原郡椎津村

山本伊右衛門

一靈岸嶋東湊町一丁目

野城長八

猪元利介

同小林龜吉

右は二十一日乗船上にござ候

丙子
二四日

同上
一上總國市原郡菊間村
小熊惣吉母 らく

一東京第一区十五小区

本八町堀五町目十一番地

右は上総国長南宿石井

仁三郎方までまかり超し

右乗船人にハニザ候。以上

一月二十四日

泉徳丸 小林七次郎舟

第十六回二十八日

鍋屋惣兵衛

東京靈岸島上久行
吉田昂

四

第五大区三小区

貴屬士族

大病院より帰り

同区市原郡山木村

貫属士族 留沢経吉

遠州浜松県より当日帰り

菊間士族 大厩村 井沢源八郎

東京矢の倉より帰り

八わた宿 柴田利三郎

商用につき東京靈岸嶋より帰り

用二十五田糧帆

喜市郎舟

卷之三十一

上総国埴生郡一ノ野村 植木屋

右は東京電岸嶋炭屋平セ方より當日帰り

二十五日

上総國長柄郡茂原村

商人 鶴岡瀧右衛門

右は東京駒込森川町肴屋勝五郎方に参り当日帰れ

上総国市原郡菊間村居住

千葉県貢属 士族秋山喜久藏

毛利釗平、山崎興、河野利光

二三

同居任
千葉県實屬

千葉県貿易士 旗戸境前田
慶次元 右は東京より昂り

卷之三

一月二十六日着船

住吉丸 丸長次郎舟

舊菊間士族

千葉県貢属 谷井行三

東京下谷御徒町一丁目

私用にて帰路

四

本草綱目

望房
望角方

市原郡能満村仲次郎 同人妹
三人 私用につき参る きよ
二十二年

一月三十一日

明宝丸 藤本五郎次

市原郡菊間村

千葉県貢属

千葉県貢属士族 内野種義
右 東京駿河台南甲嘉町十七番地
緒方惟準寄留、菊間へ私用につき通

四百四

駿河駿東郡 駒角

駒河駒東郡 駒角村 神谷茂十郎

右は菊間村士族伊藤幸造方まで通行

「明治6年(1873) II 市川本店文書 A 104
出帆免状台帳第1番(抄出)

免状台帳

一 明治六年

免状出帆控え

番 西十月日

(裏表紙は「八幡宿詰所」)

出帆免状

日本形

稲荷丸

積み石七十九石

武州久良岐郡野島浦
久保寺金左衛門船

乗り組み人

沖船頭

木川紋吉

外二人

積み荷

米百俵

ただし送り状一通

舟客これなし

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候につき免状相渡し候なり

明治六年十月二十三日 神奈川県

船改め所

印

日本形
稲荷丸
積み石七十九石
武州久良岐郡野島浦
久保寺金左衛門船
沖船頭
木川紋吉
外二人
積み荷
米百俵
ただし送り状一通
舟客これなし
右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候につき免状相渡し候なり
明治六年十月二十三日 神奈川県
市川甚太郎
印

出帆免状

一 幸運丸
積み人 千人
新米十五俵

一 船改所

北嶋巳之吉船

一 土釜炭百俵

新米十石

土釜炭百俵

日本形

一 平寿丸

積み石八十一石

積み荷物

一 新白米十五俵

一 醬油五十樽

一 土釜炭五百俵

一 船客これなし

一 ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、

届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船改め所

出帆免状

日本形

一 平寿丸

積み石八十一石

積み荷物

一 新白米十五俵

一 醬油五十樽

一 土釜炭五百俵

一 船客これなし

一 ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、

届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船改め所

出帆免状

日本形

一 平寿丸

積み石八十一石

積み荷物

一 新白米十五俵

一 醌油五十樽

一 土釜炭五百俵

一 船客これなし

一 ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、

届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船改め所

出帆免状

日本形

一 平寿丸

積み石八十一石

積み荷物

一 新白米十五俵

一 醌油五十樽

一 土釜炭五百俵

一 船客これなし

一 ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、

届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船改め所

出帆免状

日本形

一 平寿丸

積み石八十一石

積み荷物

一 新白米十五俵

一 醌油五十樽

一 土釜炭五百俵

一 船客これなし

一 ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、

届出で候あいだ免状相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船改め所

出帆免状

日本形
神力丸

石井仲藏船

積み石百二十石

乗り組み四人

米八十二俵

大豆二十俵

土釜炭六百五十俵

松炭二百三十俵

ただし送り状一通 船客これなく候

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届け出で候あいだ免状
相渡し候なり

明治六年十月二十五日

戸長 市川甚太郎印

東京府船改め所

出帆免状

日本形

八幡丸

積み石八十石

木村善吉船

乗り組み

積み荷

一 松真木 二千束なり

一 四貫炭 二百俵

船客これなし

ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候につき
免状相渡し候なり

上サ国市原郡八幡宿

戸長 市川甚太郎印

明治六年十月二十六日 東京府船改め所

出帆免状

糸仲藏船

神力丸
積み石不三十五石
免状不三十五石

不レ松炭

豆炭

松炭

豆炭

松炭

豆炭

松炭

豆炭

出帆免状

日本形

八幡丸

積み石八十石

木村善吉船

乗り組み

積み荷

一 松真木 二千束なり

一 四貫炭 二百俵

船客これなし

ただし送り状一通

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段、届出で候につき
免状相渡し候なり

上サ国市原郡八幡宿

戸長 市川甚太郎印

出帆免狀

日本形

出帆免狀

武州久良岐郡野嶋浦

積荷九石
積荷丸

久保寺金左衛門船

積荷九石
積荷丸

沖船頭

積荷九石
木川紋吉

木川紋吉

米百俵
船客五通

ただし送り状一通

船客これなし

右前本日當港出帆其港に至候
段届出で候あいだ免状相渡し候なり

右は本日當港出帆その港へまかり越し候

段届出で候あいだ免状相渡し候なり

神奈川縣
海防所

出帆免狀

日本形

出帆免狀

上總國市原郡八幡宿

船持ち主

松田豊吉

稻荷丸

稻荷丸

積み石百二十石

乗り組み五人

積み荷

渡邊伝重郎

一三六むしろ二百二

一六貫炭百俵

一四貫炭百七十俵

一魚油十樽

一鐵桔百零五通

右文書

大正九年十一月廿七日

市川甚太郎

第十月二十七日

東京府船御改め所

右戸長 市川甚太郎

久松文庫

上野市多賀へ船石
雪本在所

日本形
一住吉丸

積み石九十石
乗り組み三人 ただし直乗り外二人

積み荷
土釜炭八百俵

送り状一通

船客

右同文言

明治六年十月二十九日

戸長
市川甚太郎

東京府

船御改め所

出帆免狀

日本形

一泉徳丸

小林七次郎船

積み石八十石

乗組み人三人 ただし直乗り外二人

積み荷

一米百五十俵なり

送り状一通

船客これなく候

右同文言

第十月二十九日

戸長
市川甚太郎

神奈川縣

船御改め所

神奈川縣

十 月 二十九日 市川甚太郎

出帆免狀

上総國市原郡八幡宿
雪本權治郎舟

一住吉丸
積み石九十五石
乗り組み三人 ただし直乗り外二人

積み荷
土釜炭八百俵

送り状一通

右同文

右同文

東京府
船御改め所

出帆免狀

日本形

一泉徳丸

小林七次郎船

積み石八十石

乗組み人三人 ただし直乗り外二人

積み荷

一米百五十俵なり

送り状一通

船客これなく候

右同文言

第十月二十九日

戸長
市川甚太郎

明治6年(1873) II 市川本店文書 A105
出帆免状台帳第2番(抄出)

明治六年

第

第一
明治六年

第二
出帆免状

第三
番
十一月日

十一月 日

出帆免状

(裏表紙は「八幡宿詰所」)

日本形
出帆免状

一八幡丸
積み荷

積み石八十石
乗り組み人
直乗り外二人

米百四十俵
大豆二十一俵

（朱筆）
この分免状
メ社

四貫炭二百八十二俵
メ粕五十七俵

書き替え候こと
ただし送り状一通

ただし本紙
返ること

明治六年十一月二十八日

東京府
船改め所

右同文言

市川甚太郎印

八幡宿
木村善吉船

右同

明治6年(1873) II市川本店文書 A106
出帆免状台帳第3番(抄出)

三
明治六年
出帆免状控
番

三 明治六年
番 出帆免状控え
十二月 日

(裏表紙は「八幡宿詰所」)

出帆免狀

八幡宿

日本形
長寿丸

積み石百二十石
乗り組み人 直

積み荷 乗り組み人 直乗り外三人

町米五十俵
ただし送り (状) 二通

土釜炭三百俵 船客これな一

— — —

右同文言

明治六年十一月十九日

東京府

船改め所

積前
移入石井
當社人少子前人
町木立下 住一通
山原木立下 船方舟
石井木立 下石
元以野寺神社

出帆免状

出帆免状

日本形

八幡宿

一千年丸

伊藤久次郎船

積み石百石

乗り組み人直乗り外二人
積み荷

四貫炭 五百五十俵

一 真木 千束

ただし船頭支配荷物にござ候
船客これなし

右同文言

明治六年十二月十九日

市川甚太郎印

東京府

船改め所

出帆免状

八幡宿

日本形

石橋清次郎船

一 神徳丸

積み石百石
乗組み人直乗り外三人

積み荷

一 四貫炭 八百俵

一 醬油 七十樽

ただし送り状一通

船客

右同文言

明治六年十二月二十日

市川甚太郎印

東京府船改め所

右同

明治七年（1874）II 市川本店文書 A 107
出帆免状台帳第4番（抄出）

四 明治七年
番 戊一月日

出帆免狀

（裏表紙は記載なし）
四 明治七年
出帆免狀
番 戊一月日

出帆免狀

日本形

出帆免狀

八幡宿

日本形
一高砂丸

松田喜三次船

積み石百四十石

乗組み人五人

ただし沖船頭岩田万藏外四人

積み荷 魚粕四百俵

ただし送り狀（朱筆）一通

船客一人 ただし荷主 一之宮 福島勘四郎

手代千松

右は本日当港出帆その港へまかり越し候段届け出で
候あいだ免狀相渡し候なり

以前免狀付カズ

上總國市原郡八幡宿
御内申合申中

東京府
船改め所

明治七年一月二十一日

上總國市原郡八幡宿
戸帳（長）市川甚太郎印

東京府

船改め所

出帆免状

日本形
一千九百零九年

八幡宿
伊藤久次郎船

積み石百石 直乗り外二人

松真木 千二百束

四貫炭 三百俵

間渡し竹 千束

ただし船頭支配荷物につき送り状なし

一 船客これなし

右は本日当所出帆その港へまかり越し候段

届け出で候あいだ免状相渡し候なり

明治七年一月二十三日 戸長 市川甚太郎

東京府

船改め所

出帆免状

日本形

一住吉丸

積み石九十石

乗り組み人三人

積み荷

米十五俵

土金炭百八十俵

株八百貫目

船客これなし

上総国市原郡八幡宿

前文同断

明治七年一月二十三日 東京府

船改め所

八幡宿

雪本権治郎船

直乗り外二人

明治7年(1874) II市川本店文書 A108
出帆免状台帳第5番(抄出)

季

翊治七

五
出
帆
兜
狀

五 明治七年
番 出帆免状 三月吉日

(裏表紙は「八幡詰処」)

日本形

稻荷丸

積み石百二十石

乗り組み人

沖船頭

八幡宿

積み荷

一魚粕百俵

一三六むしろ百

一鉄治房二百俵
ノ送ノ武一通

船客なし

右同文

明治七年三月十五日

(朱筆) 代二銭受け取り
右 市川甚太郎

東京府船改め所

明治7年(1874) II 市川本店文書 A109
出帆免状台帳第6番(抄出)

六番
戊戌
四月日
明治七年
出帆免状
七
年

(裏表紙は記載なし)

六 明治七年
出帆免状
番 戊戌四月日

日本形 出帆免状

一文久丸

八幡宿

白鳥喜一郎船

積み石百三十石

乗り組み人

沖船頭石井栄吉外二人

積み荷

一ノ粕二十三俵

一土釜炭六百二十俵

一醤油三十六樽

御鑑札の儀は

船客これなし

戸長 市川甚太郎

税金上納に付き

右同文

上願中にて無鑑

明治七年四月二十八日

東京府船改め所

出帆免状

八幡宿
官原六郎平船

日本形
一長寿丸

積み石百二十石
乗り組み人 直乗り外三人

積み荷
一 土釜炭 八百俵

一 大竹 六十束

一 松真木 三百束

船客これなし ただし送り状一通

右同文 (朱筆) 代二錢受け取り
明治七年四月二十九日 戸長 市川甚太郎

船鑑札の儀は税金 東京府船改め所

上納に付き上願中にて無鑑札にござ候

出帆免状

八幡宿
松田豊吉舟

日本形
一 稲荷丸

積み石百二十石
乗り組み人 沖舟頭渡辺伝十郎外四人

積み荷

一 魚粕 二百俵

一 四貫炭 二百俵

一 六貫炭 百俵

一 裏筵 百二 ただし送り状一通
船客これなし

右同文

明治七年四月二十九日 戸長 市川甚太郎

船鑑札の儀は税金 東京府船改め所
上納に付き上願中にて無鑑札にござ候

明治7年(1874) II市川本店文書 A 110
出帆免状台帳第7番(抄出)

明治七年

第
明治七年
七
出帆免状
号
戊七月
日

第 七 號 出帆免狀

(裏表紙は「八幡詣会」)

出帆免状 代受け取り

八幡宿

日本形
一太神丸

積み石百石 乗り組み人沖船頭永野丑太郎外三人
積み荷

一土釜炭六百俵 一 松楓 一千束

ただし送り状これなし、荷物舟頭支配に(ござ候)

右同文

戸長 市川甚太郎

明治七年七月二十一日

東京府

船改め所

太神丸
移石百石
形野豊太郎
移荷
一土釜
甚太郎
伴屋内蔵
右文
市川甚太郎
明治七年七月二十一日
船改め所

明治七年

明治七年（1874） 市川本店文書 A116-1-① ⑫

船類諸願届

明治七年

船類諸願い届け

八幡宿

正副戸長

正副戸長

① 書付をもつて願い上げ候

日本形
一茶船一艘

この税金九十五錢二厘五毛

右船、今般下總国千葉郡村田村、朽木
平兵衛方へ譲り渡したく存じ候あいだ、御聞き届け

成し下されたく願い上げ候。以上

明治七年四月二十六日

船主

松田喜三次（印）

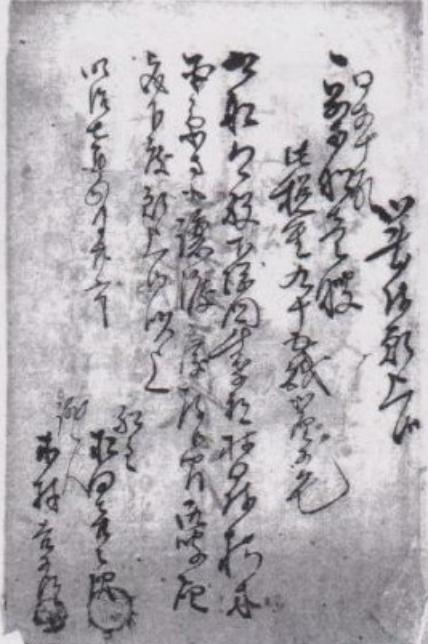
証人

木村吉五郎（印）

当宿

正副戸長御中

正副戸長御中



船譲受願書

一茶船 一 艇

② 船譲り受け願書
御極印附

右茶船内千葉郡村田村初芝

吉郎兵衛所持の船にこれ有り候ところ、今般

右船ならびに御鑑札、右金高にて譲り受け候あいだ

御鑑札御書き替え成し下し置かれ候よう願い上げ奉り候、これに

より譲り渡し人願い書
相添え、この段願い上げ奉り候。以上

第五大区二小区

上総国市原郡八幡宿

船譲り受け主

明治六年九月十九日

副戸長

岡野延蔵 (印)

中嶋徳太郎 (印)

千葉県令柴原和殿

千葉縣令柴原和殿

茶船内千葉郡村田村初芝

御極印附

明治六年九月十九日

岡野延蔵 (印)

副戸長

中嶋徳太郎 (印)

書付を申候

書

一
古五方取手般
田嶋行日

侍の手を承候、三つ道具付

方手て船舟は船頭渡りを終上

前書し承ら候事より土支區を少画齋
千葉郡村田岩田万之助方へ譲り渡候
はゆきり人名を以て書替候が

③書付をもつて御願い申し上げ候

平寿丸
御鑑札付き

一
古五大力船一船

北嶋巳之吉

ただし八十一石積み 三つ道具付き

右申し上げ候、私儀このたび親類、組合相談の上

前書の船三つ道具付きにて十一大区一小区下總国

千葉郡村田岩田万之助方へ譲り渡し、休業

仕りたく候あいだ、同人名前に御書き替え成し下されたく
ひとえに御願い申し上げ候。以上

右

北嶋巳之吉 (印)
親類惣代

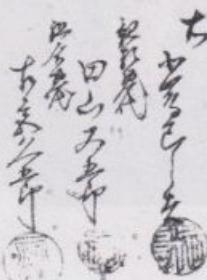
田山又五郎 (印)

組合惣代

古宮久五郎 (印)

正副戸長御中

正副戸長御中



備考文書

以書付御届申上候

日本形

一千歳丸五大力生禮
附焉道運舟

積石百石

日本形

一千歳丸五大力一艤
ただし三つ道具付き
積み石百石

④書付をもつて御届け申し上げ候

一御禮札一枚
代價立替圓也

一御鑑札一枚
代價五十円なり

右私所持の船にこれ有るところ、今般同県

管下第十一区一小区下總國

千葉郡村田村増嶋清吉方へ

右金円にて譲り渡し候あいだ、この段御聞き

届け成し下されたく願い上げ候。以上

右松不動ミ船、方ニ手を渡同縣
管下第十一区一小区下總國
千葉郡村田村増嶋清吉方止
右掌圓面譲渡_{シテ}方叶板無事
届け候不渡頬上員以上

譲り渡し主

明治七(年)四月八日 伊藤久二郎(印)

請け人

今井伝四郎(印)

内附
伊藤久二郎(印)
請け人
今井伝四郎(印)

内附
伊藤久二郎(印)
請け人
今井伝四郎(印)

正副戸長
御役人中

正副戸長
御役人中

美濃國八幡宿

⑤書付をもつて申し上げ候

市原郡八幡宿

申上候金殿神奈川縣官事務千賀子より通
書御便手事務中相州三浦郡横須賀村
主因經濟事務を押送する事浦河左衛門
應泊り場より船を雇用致し同日より更に海舟
取扱事務を委託し、海舟京達可半より
風波にて船を失ひ、手運新舟御用事務
應泊り場より船を手運新舟御用事務
海舟修理事務不局より高車而居たゞ
至事務十一番通二番古田町千葉郡寒川村

應泊り場より船を雇用致し、海舟京達可半

二番組、本年二月中、相州三浦郡横須賀村
高田徳兵衛所持の押送り舟譲り請け引き取り、当浦の

碇泊り場へ繋ぎ居り候ところ、本月八日夜午後十二時
頃、にわかに南の大風吹き出し、海岸へ乗り込み申すべしところ、
風下へ吹き流れ、下總国千葉郡曾我の浦にて
碇投げ込み候ところ、古綱にて切り流れ、翌日それぞれ相尋ね候え
ども

海中深き事ゆえ見当たり申さず、しかるところ当月十日千
葉管下第十一一大区三小区千葉郡寒川村

碇引き上げ候儀につき、この段御下げに相成り候よう
ひとえに願い揚げ奉り候。以上

修業期上

明治七年

四月十三日

第一十八番屋敷
小倉松五郎（印）

副戸長
戸長御中

副戸長
戸長御中

御鑑面

城谷伴藏

一神佛丸
二拾石積乘組三人

城谷伴藏

人手

一右申し上り候、私儀所持古船の儀、明治五壬申年六月中、同國

田代津が原由舟船取扱、相應奉申候後
當局より承り候

以上と申候

御鑑面

一神仏丸

八十石積み、乗り組み三人

城谷伴藏
同人直乗り

一右申し上げ候、私儀所持古船の儀、明治五壬申年六月中、同國
天羽郡花輪村近藤碩太郎へ正に売り渡し申し候、その節
朽木更津県庁へ御届け願い済み相成り候に相違ござなく、この段
御届け申し上げ候。以上

明治七年戌本月十二日

城谷伴藏（印）

（あて先なし）

⑧書付をもつて御届け申し上げ候

右は今般肥取り舟有無取り調べ申し付けられ、この段我等町内
取り調べ候ところ、右舟所持のものござなく候あいだ、この段

御届け申し上げ候。以上

明治七戌年二月十二日

八幡宿仲町

町頭

玉田藤吉（印）

朽木太平次（印）

正副戸長御中

正副戸長御中

⑦書付をもつて御届け申し上げ候
二百三十番屋敷

一右申し上り候、私儀所持古船の儀、明治五壬申年六月中、同國
天羽郡花輪村近藤碩太郎へ正に売り渡し申し候、その節
朽木更津県庁へ御届け願い済み相成り候に相違ござなく、この段
御届け申し上げ候。以上

以上と申候

八幡宿仲町

玉田藤吉（印）

朽木太平次（印）

以書來函題上

一肥藻取扱

代金圓六拾兩

右はあ宿奇多水間市人承不持く取
多々爲今般古代主議文るはあ
附多度支取下首に預り上ひ空

時治七年正月
不口辰五郎

⑨書付をもつて御届け申し上げ候
一肥藻(こえも)取り船 一艘
この代金二円五十銭なり

右は当宿寄留人水間市五郎所持の船に

これあるところ今般右代金をもつて譲り受け候あいだ、この段
御聞き届け成し下されたく御願い申し上げ候。以上

第一百六十番屋敷居住

明治七戌年三月三日

木口辰五郎

正副戸長

御中

正副戸長

御便函題上

一肥藻取扱

代金圓六拾兩

右はあ宿奇多水間市人承不持く取
多々爲今般古代主議文るはあ
附多度支取下首に預り上ひ空

⑩船譲り渡し御届け書
一肥藻取り船 一艘
この代金二円五十銭なり
右は私所持の船にこれあるところ本月十五日
当宿木口辰五郎方へ譲り渡し申し候、この段
御届け申し上げ候。以上

當宿寄留人
譲り渡し人

水間市五郎 (印)

明治七年三月

戸長御中

明治七年正月

水間市五郎 (印)

戸長印

正副戸長御中

二十八番屋敷居住

高

小倉松五郎

⑫書付をもつて願い上げ候
二十八番屋敷居住

商 小倉松五郎

船名 朝日丸

一押送り船 一艘

積み石八十石積み

この買い代金五十円

右は相州三浦郡横須賀村（村）

商高田徳兵衛所持の船にこれあるところ

今般同人方より右代金にて買い請け候

あいだ、その御筋へ御届け仕り御改めの上

御鑑札頂戴仕りたく存じ候あいだこの段

願い上げ候。以上

右

明治七年三月二十三日 小倉松五郎（印）

組合

富田彦藏（印）

正副戸長御中

組合
富田彦藏

松屋朝日丸
一押送船 一隻
積石八十石積
此買代金五十円
右者相州三浦郡横須賀村
商高田徳兵衛所持の船と松有之處
今般同人方より右代金にて買請候
同其御筋丘は届け仕り御改めの上
御鑑札頂戴仕りたく存じ候あいだこの段
願上候以上

明治七年三月二十三日 小倉松五郎（印）

注 120 ページに同じ案件あり

正副戸長御中

干支年月調
音之室

四庫全書

明治6年（1873）II市川本店文書A8
八幡宿居住者干支年月調べ下書き（浜本地区

天保九年正月
中島長吉

天保十四年九月
山化四十末年三月
立主山车周

丁巳年夏七月
農广主 鈴木善祐

丁巳九月廿年而復生。此年生子，長男。石於革者，三仰。

卷之二十一

嘉慶丙寅年正月廿二日
歲次甲戌年正月廿二日
歲次甲戌年正月廿二日

丁巳年夏月
王德清書

壬午四月己卯立春
歲次庚辰
戶主 任左慶
二萬八千人丁
丁酉年正月二日
大金某年正月二日
年次庚辰
戶主 任左慶

丁未七月十四日
歲次壬午夏月
長寧人馬子人

干支年月調べ、第三写し

二二七番（屋敷）より三二七番まで（浜本町地区）

一(1)

229番 天保9年4月 船乗り渡世 中嶋源次郎長男長吉

天保14年9月 船乗り渡世 城谷伴藏

船乗り渡世 石橋清藏長男貞藏
天保九年三月

船乗り渡世 石橋清一郎長男芳太郎
嘉永5年3月

嘉永3年6月
船乗渡廿番

天保12年7月
船乗渡世

245番 天保10年4月 船乗り渡世

247番 天保13年2月 船乗り渡世

二(十一)

252番 天保13年3月 船乗り渡世

天保 9 年 3 月 船乗り渡世

嘉永4年3月
船持ち渡世

弘化4年2月
船持ち渡世
船便・寅士

269番 弘化4年10月
天保11年3月 船乗り渡世

元佑
正月
船東以渡世

四

天保 13 年 2 月	船乗り渡世	木村吉五郎長男秀吉
天保 9 年 3 月	船乗り渡世	小林七次郎
弘化 2 年 8 月	船乗り渡世	根本礪吉弟五郎吉
天保 4 年 4 月	船乗り渡世	丸甚次郎
天保 7 年 3 月	船乗り渡世	白鳥七五郎
天保 13 年 2 月	船乗り渡世	白鳥卯之助長男同居

四(4丁)

295番	弘化3年12月	船持ち渡世	松田喜三次
297番	嘉永6年10月	船持ち渡世	丸長二郎長男房次
298番	弘化元年5月	船持ち渡世	藤本五郎次長男米吉
299番	弘化元年9月	船乗り渡世	石井牛太郎長男重藏
300番	嘉永3年5月	船乗り渡世	渡部伝十郎長男栄吉
301番	天保14年2月	船乗り渡世	永野定五郎長男午太郎
302番	天保10年5月	船持ち渡世	永野善五郎長男豊太郎
315番	弘化2年3月	船持ち渡世	宮原六郎平長男惣次郎
316番	弘化元年4月	船乗り渡世	吉野清吉

五
（5
丁）

3 2 2 番	3 2 2 番	天保 5 年 3 月	船持ち渡世	伊藤辰五郎長男久二郎
3 2 3 番	3 2 3 番	弘化 4 年 12 月	船持ち渡世	雪本権二郎長男惣次
3 2 4 番	3 2 4 番	安政 3 年 正月	船乗り渡世	加藤八藏長男八太郎

注意：番号は屋敷番号で現在の番地とは整合しない

史料では生年月日、屋敷番号、職業、続柄、姓名の順であるが、船関係者のみを読み下し、算用数字で略記した

明治7年(1874) II 市川本店文書 A 126
商品送り状

佐原文作

(印)

送狀之事

酒三合

(印)

右通候事より申候改め御請け取り成られべく候。以上

下

高木文作
伊勢屋太郎兵衛

美濃守先達町

(印)

① A 126-1

送り状のこと

清次郎船積み

川三十

一酒三(みりん)八駄片馬

酒七

右の通り積み送り申し候あいだ、着のみぎり御改め御請け取り下さ
れべく候。以上

一月十二日

吉田甚松殿行

靈岸嶋東湊町

伊勢屋太郎兵衛(印)

② A 126-96

八幡用助(船) 送り状のこと

一酒十駄

松の影十

栄え升十

右の通り積み送り申し候あいだ、御改め御請け取り成られべく候。
以上

九月十四日

北新川

加嶋屋吉次郎(印)

上総八幡 吉田甚松殿

(印)

③ A 126-98-4

八幡番船 送り状の事

一す二十駄

田中

右の通り積み入れ申し候、着改め御請け取り成られべく候。以上

九月十九日

中井半三郎(印)

以上

八幡 吉田甚松殿

右の通り積み送り申候改め御請け取り成られべく候。以上

中井半三郎

(印)

右の通り積み送り申候改め御請け取り成られべく候。以上

多情の事

選一精一事

右の通り積み送り申候改め御請け取り成られべく候。以上

(印)

右の通り積み送り申候改め御請け取り成られべく候。以上

中井半三郎

(印)

④ A 126-17

記

一並酒 五駄

右の通り健(たしかに)積み送り候なり。

戌二月二十二日

南五井

一並酒

記

君

八幡丁

吉田屋甚松殿

一並酒

記

君

吉田屋甚松
甚松

甚松

⑤ A 126-58
送り状

原一
焼酎五駄

一宮馬方

御園生善右衛門

渡辺弥次兵衛

宮本平十郎

重藏

五駄

右の通り付け送り申し候あいだ御請け取り

成し下されたく、ほか代金の儀は荷物

引き換えに馬方へ御渡し下されべく候。以上

明治七年六月二十四日 一宮上宿

り山平四郎 (印 || 銘酒所
上総一ノ宮り山)

吉田屋甚松
甚松

八幡駅

吉田屋甚松様

尚々

明治二十本この人馬へ御遣わし成し下されたく
願い上げ奉り候

⑧ A 126-134

送り状のこと

青柳上々

一 大豆 百三十俵
正(但)し改め四斗二升入り

右は嶋野村広屋峯作殿

荷物積み送り申し候あいだ、御改め受け取り
御入帳成し下されべく候。以上

川岸

十二月九日

大杉丸

久三郎

八幡
吉田屋甚松殿行

参考資料
明治17年(1884) II市川本店文書 A 131-40

蒸気船「福澤丸」送り状

福澤丸(印=汽船運賃済み)

(印=八幡揚げ) 送りの証

一万上味醤四貫詰め 一箱

(割り印=靈岸島東港町、伊勢大)

右通送候条、御改め請け取り成し下されべく候なり。
申の六月(欠落)日

靈岸島東港町

平野太郎兵衛(印)

上
吉田

八幡
吉田

靈岸島東港町

平野太郎兵衛

上
吉田
(欠落)
殿行

靈岸島東港町
平野太郎兵衛(印)

送之證
一
万
五
千
石
酒
粕
主
名

右通送候条御改請取可成下候也

中ノ
六
月

六
月

一
萬
五
千
石
酒
粕
主
名

右通送候条御改請取可成下候也

中ノ
六
月

六
月

出帆免狀

〔參考資料〕

千葉市中央区稻荷町所蔵の明治六年（1873）五大力船関係史料四点を掲載した。稻荷町は千葉寺村新田で中世には御達報、近世近代では五田保と書き「ごたっぽ」と呼ばれた。千葉寺村は明治六年六月十五日以前は印旛県、以後は千葉県となるが、出帆免状の宛先は出帆届の船主住所の書き方に準じたようだ。各史料の本文は八幡宿の場合と同様である。「船鑑札控」九月時点では五大力船一艘・伝馬船五艘・茶船八艘の十四艘が稼働していた。

千葉市・稻荷町有文書 近代39号

出帆免狀

下總千葉郡五田保

稻荷丸 日本刑 古川佐平

積み石 百五十石
乗り組み人 船頭

積み荷 これなし

但し送状

船客 これなし

右は本田当港出帆、その港へまかり越し候段
語せ出でまつひが、也、也、也、也、

明治六年

四月十三日 東京府團（船改所）

印旛県

一
船客
積荷
乘組人
積仁百五十石
右者本日當港出帆其港嚴越候題
届出候間免狀相渡候也

船客
卷之

但送狀

右者本日當港出帆其港罷越候限
届出候間免狀相渡候也

東京府政所

京橋、小
船改所

千葉市・稲荷町有文書 近代42号

出帆御届／出帆免状

出帆當 下原喜久
一 稲荷丸是放 古川佐平
後石而立石 佐平
御宿

出帆御届

四月廿四日入津

下總國千葉郡五田保

一 稲荷丸 日本形

直乗り古川佐平船

積み石 百五十石

乗り組み四人

(東京) 船客 これなし

大川岸

右は四月二十六日国元へ向け出帆仕り候あいだ

御免状、御鑑札御下付下し置かれ候よう願い上

げ奉り候。以上

四月二十五日

右解下宿

行事印

(解下宿仲間之印)

船改め
御役所

出帆免狀
右書面之通當添出、二港(縣越候)以
届出候間免狀也。也。

(朱判)

出帆免狀

右書面のとおり当港出帆、その港へまかり越し候段
届け出で候あいだ免狀相渡し候なり。

兩邊之通當
船改め所

明治六年四月二十五日

船改め所

(関係担当者印)

船改め所

出帆免状

稻荷丸 日本形 古川佐平船

積石 五百石

乗組人 三人

積荷 五百石

但送狀 通之道

船客 二人

千葉市・稻荷町有文書 近代61号
出帆免狀

出帆免狀

下總國千葉郡千葉寺村

一 稻荷丸 日本形

積み石 百五十石

乗り組み人 直乗り外三人

積み荷 これなし

但し送り狀 通のとおり

船客 これなし

右は本日當港出帆其港へ罷り越し候段
届出候間免狀相渡候也

届け出で候あいだ免狀相渡し候なり。

明治六年七月十九日 神奈川縣印

(YOKOHAMA
HOKKAIDO
SHIP REPAIRING
AND
MANUFACTURING
CO., LTD.)

下總國千葉寺村
船改め所

稻荷丸 日本形 古川佐平船

船改め所



菊間若宮「八幡神社」旧蔵文書

菊間「八幡神社」の社号は昭和26年に神社本庁に登録された正式な社名で、江戸時代は「菊間郷（村）若宮八幡宮」、「菊間郷（村）八幡宮」が混用され、現在、市原市菊間の字名となつた「若宮」神社が地図や一般通称として使われている。

明治12年作成の『千葉県神社明細帳（書）』による当社の「由緒」は「天武天皇御宇白鳳2癸酉年、いわゆる日本武尊（やまとたけるのみこと）武甕槌命（たけみかづちのみこと）二柱大神、この郷の清地へ安鎮焉、祭主菊間（久々麻）国造（くにのみやつこ）大鹿国直（おおがのくにのあたり）天穗日命（あまのほひのみこと）27世孫と云々、よりて宮司たりと云々、その後建保年中（1213～19）に至り千葉介平良文7代孫上総国根本郷領主なり二男重継をもつて当社の宮司とす」としている。

また『八幡神社修理工事に関する覚え書』（市原地方史研究第19号）瀧本平八）に「江戸時代の神主、根本家に伝わる古文書」として紹介された原本写真「上総国市原郡菊間郷若宮八幡御鎮座溢觴（らんしょう）」は

「当宮勅請は人王40代天武天皇白鳳2年酉3月13日、仁徳天皇の勅請なり、（中略）当宮再興は長保2年（1000）千葉介、平良文7代の後胤、平常重菊間領知の節、當若宮再興にてござ候、「治承4年源頼朝（中略）一部判読不能）下総国御出陣の節、千葉介も御加勢のため供奉致され候ところ、頼朝仰せらるは今度小勢をもつて出陣いかがあるべし、辺土八幡の神宮これ有るにおいては御祈禱あるべしの由仰せ出され候、折り節、当胤若宮の儀申し上げられ、すなわち当宮へ御祈禱遊ばされ、それよりとんと悪徒御誅伐なされ候ゆえ、若宮神領貰目にて下され候」としている。

掲載写真は不鮮明ではあつたが、可能な範囲で解説、参考資料として本集に収めた。

「白鳳」は7世紀後半から8世紀初頭の「律令国家」形成期の旧年号だが、戰後「年号表」から削除され、現在の教科書は「白鳳文化」と時代区分されている。このころ新羅を介した唐初期文化の影響を受け、寺院建築や彫刻、絵画など「仏教文化」が花開いた。

菊間台地は古代、久々麻国の中心地で、周辺に東関山、天神山、北野天神山、姫宮などの古墳群や平安時代の菊間院寺跡などが所在している。当社は久々麻国造の鎮守、氏神として創建されたといえよう。

治承4年（1180）鎌倉幕府を開いた源頼朝の祈願で、千葉常胤が鎌倉若宮の「大さざぎ尊」を勧請して相殿とし、以後「若宮八幡」を名乗つたという。「頼朝卿より寄付の神領数十町に及んだが、永納町歩の書類、元禄のころ神主幼年にして盜賊のために失うと云々、時に治乱盛衰やむをえざること、社領も武家に押領、神司なども散りぢりとなると云々」、大正14年内務省に提出した『社格昇進願い』は、「神社明細帳」を引用して「神田水帳および永納帳などは元禄年中盜難のため失う」「武家と称するは元亀2末年織田氏のため押領せられたり」を（かつこ）書きで補足している。しかし織田氏との関連など史実と整合することはできない。

一方、当社の社殿配置が古式神社形式を伝えること、平安時代造立の「隨身像」一対が現存して隨身門が想定されること、当時の月藏坊徳性院墓所（現在千光院）から鎌倉時代正和3年（1314）銘の板碑が発見されたこと、高良、武内大明神像の体内墨書銘が天文16年別当源長を記していること、また一方「國府總社」を名乗る飯香岡八幡宮の別当寺が当社別当寺を兼務し、それぞれの伝承が似通つて関連を窺わせるなど、古い歴史、伝統を感じさせている。

菊間八幡宮の現在の社殿は、延享5年（1748）再建の3間社流れ造り銅板葺き本殿と本殿を囲む瑞垣（みずがき）と瑞門、天保9年再建の入母屋造り銅板（当時はこけら葺き）で、社殿配置は当

社の歴史的古式神社形式をよく保持している。平成7年、20点余りの棟札とともに市の文化財に指定された。境内の教育委員会看板が詳しく紹介しているので参考までに次に示した。

①八幡神社社殿、付けたり棟札 平成7年3月7日指定

本殿は3間社流れ造り、拝殿は間口3間、奥行き3間の入母屋造りです。本殿周囲には延長27間の玉垣が廻り、拝殿との間には1間1戸の瑞門があるなど、古式の神社配置様式をとどめています。本殿、瑞門、玉垣は延享5年（1748）、拝殿は天保4年（1833）の建造と棟札などに記されています。それぞれ建造当初の形態をよく保った本格的な神社建築です。

②木造隨身像 平成9年3月31日指定

木造隨身像は貴人の身辺警護にあたる武官の姿を表し、おそらく腰に刀をはき手には弓があったものと思われます。2体ある隨身立像は、カヤ材の一本（いちばく）造りで像高はおのおの89センチ、88センチあります。風化により表面の剥落や両手足先の欠失部分があります。簡素な彫法、奥行きのある頭体部、ゆるやかな曲線を示すあたりに、平安風の趣をとどめていますが、像の彫り方や作り方の特徴から13世紀の作と推定され、全国的にみても希少な隨身像の古例です。

神領は宮司、社家、社僧など12名にて配当し、「示來神勤」したことを記している。

当社の別当寺は飯香岡八幡宮別当寺の靈應寺が兼ね若宮寺を名乗つた。別当寺は神仏習合時代、神社に付属した寺院のことで強い影響力を持った。若宮寺の初見は夷隅郡引田・本願寺の鰐口銘で「上総國市原若宮寺鰐口、別當權大僧都永順、正長2己酉年（1429）3月日、施主孫七」を刻んでいる。本願寺が所有に至った経緯は不詳、地名の市原も現在の市原地区、八幡地区、菊間地区全体を指して、特定することはできない。

寛政7年（1795）『上総国新義真言宗本末帳』による本末は市原郡八幡村・若宮寺・本寺醍醐三宝院、御朱印18石社領配分同所・満徳寺・本寺醍醐三宝院、御朱印6石社領配分右の若宮寺末寺

市原郡菊間村・福寿院

右の若宮寺門徒（菊間関係分のみ）

市原郡菊間村 德性院 御朱印2石2斗社領配分

同所 東漸院 御朱印4石社領配分

右の若宮寺・満徳寺両寺支配寺（菊間関係分のみ）

戒誓寺（配分なし）

となつてゐる。当社の經營は神社側が主導権を握り、正徳3年と文化11年の2度にわたり若宮寺との間で別当寺としての正当性を巡る出入りも繰り返された。江戸後期の文久2年（1862）、東漸院が若宮寺の権利を買収するかたちで念願の別當寺となるが、明治維新までのわずか6年間に終わつた。

また、貞享元年（1684）『御社領水帳写し』による朱印20石の所領配当は

「天正年中に至り天下泰平成り、よりて同19年卯11月徳川家康

6石 神主 根本右近

4石 衆徒方 東漸院

2石6斗 同 德性院

2石6斗 座主 地藏院

武運長久祈願のため、菊間郷の内高20石、八幡宮領として寄進（南總郡郷考坤22丁御朱印20石、菊間村菊間神社）、その時宮司平重元神主家再興、社付きの子孫また相尋ね集め、祭祀の規則を相定め、

2石

5斗

1石

8斗

5斗

であった。

社家方 天羽主計
同 杉本刑部

祝子（はふりこ）徳右衛門

承仕常意 六郎左衛門

承仕常休 四郎右衛門

重元（ひさもと）徳右衛門

重元（ひさもと）六郎左衛門

重元（ひさもと）上総根本郷領主の次男を家祖とする。「明細帳」は「宮司重元再興」とするが、後代治胤の書いた延享5年「本殿、玉垣、瑞門造営、拝殿修復棟札」はさらに詳しく述べる。天正19年東照宮神領20石寄せられ、すなわち御朱印神主平常繼（千葉平7代孫上総国根本村領平常重の2男）頂戴の孫連綿、いわゆる重元、重胤、重勝、重員、予（治胤）とも7代なり」としている。いま本書などで天正以降の根本家系図をまとめると

①根本（平氏）常繼＝天正19年徳川家康から判物拝領

②重元＝豊後。神主家再興

③重吉＝豊後守。元和3年秀忠朱印拝領

④重胤＝父に先立つ

⑤重勝＝豊後守。寛永13年家光朱印拝領

⑥重員＝豊後、右近。寛文5年家綱、貞享2年綱吉朱印拝領、

元禄8年免許、同11年没

⑦重安、治胤、胤満＝右近、從五位下上、大炊頭。貞享2年綱吉、享保3年吉宗朱印拝領。根本家中興、明和元年10月没

⑧佳胤＝從五位下、常陸介。延享4年家重、宝暦11年家治朱印拝領。寛政7年7月没

邦胤＝河内助。天明8年家斎朱印拝領、寛政5年免許

為胤＝大式。文政2年免許、天保10年家慶朱印拝領

道胤＝大隅正。天保14年免許、安政元年家定、文久元年家

大角＝明治18年9月辞任

となる。また以下は「八幡神社明細」などで補完した。

歴代の当主は学問をよくした。中でも社式、家格を極め、学業事始めなどに貢献した治胤は從五位上に進み、嫡孫の佳胤は從五位下に叙せられた。

治胤は元禄4年（1691）生実藩士・服部連安の2男に誕生、同12年神主重員急養子として根本家を相続した。治胤は本殿、拝殿、玉垣、瑞門を再建するなど社容拡大に務め、享保6年（1721）従五位下大炊頭、寛延元年（1748）従五位上に昇階した。

荷田春満の門に学び、菊間で多くの弟子たちに教授した。宝暦元年（1751）隠居、明和元年没74才であった。春満のオイ荷田信郷の記した墓誌銘「日章斎平先生の墓」が根本家墓所にある。

佳胤は寛保元年（1741）治胤嫡孫として誕生、父の没後は治胤によつて養育された。江戸の国学者・加茂真淵に学び、同じ門下生であった本居宣長、加藤千蔭とも親密な交流があつた。祖父治胤の神社整備事業を引き継ぐが、神楽殿工事竣工間近の寛政7年（1795）没、54才。「平朝臣佳胤の墓」は加藤千蔭が書いた。

道胤の時明治維新となる。明治新政府は「天皇神格化」の一環として「神仏混淆の禁止」「別当寺の廃止」を発令、江戸時代の寺優位寺社行政はここに終焉し、「廢仏毀釈」の嵐が吹き荒れた。別当寺僧へは復飾を命じられたが、若宮八幡宮の東漸院住職はこれを拒否して福寿院の留守僧に退いた。

この年、旧徳川將軍家の朱印状回収を命じられて返還、徳川宗家の駿府移封にともなつて沿津5万石の水野忠敬が菊間台地に築城工事を起すと、藩主の忠敬が明治2年、根本家所有地を收公して「水野邸」を建造した。明治4年明治政府は「廢藩置県」を断行、神社は朱印地と除地を奉還、また神主の世襲が廃止された。神社は神祇官行政下に置かれ、菊間村々社とされた。

本集では當時神主家「代々位階勅許、宣言、位記」、「歴代將軍家朱印状」（写し）、若宮「八幡神社」関係資料などを紹介する。

平治胤従五位下位記、口宣案（享保6年ほか）奉書紙、宿紙）

平佳胤口宣案（宝暦7年）宿紙）

歴代神主神道裁許状、神道啓状（元禄8年ほか）大高壇紙）

根本家からは治胤が従五位下に進んだ。神官の位階は神祇官の位され、寛延9年佳胤が従五位下に進んだ。吉田ト部氏が取り仕切ったが、五位以上の位記には天皇の御璽印が付された。その手続きは複雑で、内侍から藏人、太政官の上卿（じようけい）に伝え、上卿は少納言または弁官をして外記または大史に命じて文書を作らせた。

明治6年『八幡神社明細』「神主家代々位階」による勅許は

①勅許頂戴一通 * 平治胤、大炊頭、従五位下（享保6年）神祇官領長上）

②御宣旨頂戴一紙 * リ 従五位下（享保6年）天皇御璽）

③一紙 * リ 大炊頭（リ）（あわせて一紙）

④勅許頂戴一通 * リ 従五位下（寛延元年）神祇官領長上）

⑤御宣旨頂戴一紙 平佳胤 従五位下（宝暦9年）天皇御璽）

⑥リ 常陸介（リ） 従五位上（寛延元年）

⑦勅許頂戴一通 リ 従五位下常陸介（リ）神祇官領長上）

の7点、「御璽」は天皇の印鑑。曲り尺方3寸「天皇御璽」の4字を刻む。貴重史料として一部を巻頭の写真ページにも紹介した。「宣言」は天皇の命を伝える公文書で、「託宣」は天皇の御璽を伝えること、「位記」は叙位を伝える文書をいう。黒ずんだ用紙は朝廷の藏人（くろうど）役所で使用された宿紙（すくし）、染紙（せんし）で、うすずみの宣旨」ともいわれている。新発見のこれら史料は本来、「八幡神社旧蔵文書群」として「郷土資料館」などで、一括保管、展示されるべき貴重な郷土史料といえよう。

神祇官は天神と地祇の祭祀、ト占をつかさどる官庁で、吉田ト部氏が世襲して諸国の官社を統括した。神祇官領長上免状は「風折鳥

帽子（えぼし）、沙狩衣（しゃかりぎぬ）の着用を許可する「神道裁許状」と、昇階による「神道啓状」などがあつた。

①御免状頂戴 * 根本右近平重員（元禄8年）神道裁許状）

②リ * 根本常陸介平佳胤（寛延元年）

③リ * 根本河内助平邦胤（寛政5年）神道裁許状）

④リ * 根本大隅正平胤（文政2年）

⑤リ * 根本大隅正平道胤（天保14年）

⑥リ * 根本大隅正平道胤（天保14年）

⑦リ * 根本大隅正平道胤（天保14年）

うち確認できた史料には*印を付した。

德川家康、秀忠ほか歴代將軍朱印状写し（天正19年ほか）中紙）

「朱印状」は將軍が発行した朱印公文書のことで、ここでは幕府が寺社に所領を寄進した「判物（はんもつ）」と「印判状」をいう。

將軍代がわりのごとに発行されたが、6代將軍家宣と7代家継、15代慶喜は在任期間が短く未発行に終わった。明治維新後、新政府は朱印状の回収を命じ、当社も明治元年1月房總知県事務所を通じて返却した。当家には家康、秀忠、家光、家綱、綱吉、吉宗、家重、家治、家斉、家慶の10將軍の朱印状写しが保管されたが、後半の家定と家茂は欠落している。返還された朱印状はのち、関東大震災で焼失、本書が唯一その形態を伝えている。

『若宮八幡宮明細』による朱印状と押領者は次のとおりであつた。

天正19年 ①徳川家康（判物） 根本重元（常繼か）

元和3年 ②秀忠（朱印） リ 重吉、重胤、安胤

寛永13年 ③家光（リ） リ 重勝

寛文5年 ④家綱（リ） リ 重員

貞享2年 ⑤綱吉（リ） リ 治胤（重員か）

享保3年 ⑥吉宗（リ） リ 治胤改め胤満

延享4年 ⑦家重（リ） リ 佳胤

宝暦11年 ⑧家治（リ） リ 佳胤

天明8年 ⑨家斉（リ） リ 佳胤

⑩家重（リ） リ 佳胤

⑪家治（リ） リ 佳胤

(幼少のため佳胤が後見)

天保 10 年 ⑫ 德川家慶 (朱印) 根本為胤

万延元年

⑬〃 家定 (〃) 〃 道胤

文久元年

⑭〃 家茂 (〃) 〃

うち家康は花押を記した「判物」、秀忠以下の 11 将軍は朱印判のある朱印状であった。家康は 1 枚の紙を二つ折りにした「折り紙」で「寄進、八幡宮、上総国市原郡菊間郷内 20 石のこと、右寄付せしめ、ことにもっぱら祭祀すべきものなり、よつてくだんの」としと年月、御朱印 (花押) を配している。

秀忠以下の歴代将軍は 1 枚の紙を広げたやや大型横紙で、「寄進、八幡宮、上総国市原郡菊間郷内 20 石のこと、当家先判の旨、永く相違あるべからざるもの」日付、将軍名朱印となっている。

御朱印改め関係資料 (天明 8 年ほか II 中紙ほか)

將軍代がわりごとに「御朱印改め」が行われ、新将軍が改めて朱印状を発行する仕組みになっていた。担当する寺社奉行への参府着届けや朱印状上包み、呼び込み状などがある。

① 朱印状上包み (文久 3 年) II 将軍院号を記した上包み紙

② 朱印改め口上覚え (宝曆 11 年、天明 8 年)

③〃 手目録 (天明 8 年、万延元年、明治はじめか) II 朱印状の一覧表

④〃 手目録上袋、着届け (文久元年か) II 参府到着、旅宿などの届け

⑤〃 呼び出し状 (天保 9 年)
(A 8—2 天保 9 年御朱印上包み紙手摺破につき願書に関連)

菊間若宮八幡神社らんじょう (宝永 4 年 II 中紙)

前出『市原地方史研究』掲載写真の解説。濫觴 (らんじょう) はものごとの起り、ここでは「神社の由来」を云う。当社は白鳳 2 年勅請、長保 2 年千葉常重が再興、治承 4 年源頼朝の祈願で千葉介が若宮八幡神社として再興したことなどを記している。

① 社頭修復工事にともなう神木伐採願い (宝永 5 年 II 中紙)

② 神木一件、氏子名主連判証文 (正徳 2 年 II 中紙)

③ 神木一件、和談につき若宮寺一札 (正徳 3 年 II 中紙)

④ 境内神木出入り済み口証文控え (正徳 3 年 II 中紙)

正徳 2 年に起った神木伐採についての別当寺・若宮寺との出入り関係資料。①は若宮神社から寺社奉行にあてた工事にともなう願い書で「(境内の) 3 尺廻りより 5 尺廻りまでの林 (杉) 8 本を伐り、修復仕りたく」とする。これに別当寺の若宮寺が「公儀御用木の伝承」を持ち出して寺社奉行所に提訴したことで出入りとなつた。②は氏子名主たちが提出した伐採反対の連判状、③は公事宿による「済み口 (内済) 証文」。紛争の和解を代理人である双方の公事宿に頼み、仲介結果を裁判役所に届け出ることを云つた。受理された証文は裁判同等の効力をもつた。④は若宮寺が公儀御用木の証拠がないことを認めた一札。

「生類憐みの令」後の鉄砲改め (宝永 6 年 II 繰ぎ紙)

世界最悪の動物愛護家といわれる 5 代将軍綱吉の「生類憐みの令」関係文書。犬猫から蚊やボウフラへとエスカレート、庶民は悪政に泣いた。宝永 6 年 1 月綱吉が逝去、6 代家宣の将軍宣下を 5 月に控えたこの時期悪政が徐々に正されていった。第 1 項は「猪鹿狼多出、田畠荒らし人馬へも懸り候節は相伺うに及ばず、玉込め鉄砲にて打たせ申されべきこと」、綱吉時代に増加した害獸対策として駆除が前面に打ち出されている。最後の「三宅備前守様仰せ渡され候」は、幕府の政策の通達方法の一例、寺社奉行・三宅備前守の仰せ出されとしてそれぞれの寺社に通告された。

三月祭礼式後宴について (正徳 4 年 II 中紙)

春季祭礼後宴についての神主通達。近年華美になりがちな酒席について「みだりなる神事よろしからず」と注意している。

神道裁許の趣遵守についての触れ書 (享保 2 年 II 繰ぎ紙)

神祇管領上・吉田家家老の鈴鹿豊前守から出された「神道裁許」遵守の通達、条目は箇条書き法令のこと。裁許なき装束、神役、珍しき飾り物の着用の禁止など、「向後社家方まぎらわしき儀これなく、

その職分相守られ、天下國家の御祈祷あるべく候こと」としている。

本殿新築請負い見積もり（延享元年Ⅱ中紙）

延享元年12月「手斧始め」で起工した本殿、玉垣、みず門造営、拝殿修復の八幡村大工棟梁・山口修理「御本社請負い工事見積もり」。3間社流れ造り、銅板屋根、千木、鰹木、造作仕上げとも残らず右手間代32両、内訳は延べ1600工数、100工数に付き2両、扶持米を1工数5合と計算している。

「八幡神社修理に関する覚え書き」によれば「（治胤は）延享元年、本殿の再建に取り掛かり、初斧、同2年火災あり延引、その後延享5年5月18日、本殿、玉垣、みず門を落成し、拝殿を修復した。これらの材料はまず公儀に告げ許可を受けて、神封の林から探り、この用度金は200両余、精米40石ばかりは、他の助けを借りず自らのもので当たた、と棟札に書き残している」。棟札には「大工棟梁山口修理」が記されている。

神殿等修復料田地寄進（宝暦7年Ⅱ中紙）

治胤が神前に誓い、子孫に書き記した「修復料田地寄進状」、予（われ）越し石持ち地所「酒井大学領田地1町1反余、毎年の作徳米をもつて油断なく修理を行うこと」と子孫に指示している。

石鳥居造立の再日延べについて（明和元年Ⅱ中紙）

明和元年、参道2の石鳥居再建時の請負い人、江戸八丁堀・石屋万三郎の日延べ願い書。親類を保証人に再度の工事遅延を詫びている。『市原郡誌』による再建は明和元年9月で、現在の2の鳥居は昭和戦前期「紀元2600年」に再建された。

菊間村除地書き上げ（明和3年Ⅱ中紙）

菊間村7給の1つ旗本1500石長（永）田新五郎知行所の指示で組名主が差し出した、朱印地、除地書き上げ。除地は朱印地や見捨て地以外で租税を免除された土地のことで寺社地所が該当した。始めに相給名と永田領高等。本文は朱印地若宮八幡宮領と除地、千光院、月光院、地蔵院、福寿院、戒善寺の6か寺を記載、除地高知り申さず候としている。領主に提出する書き上げは自らの不都合

に成らないよう必要最小限にとどめた。

徳性院絵図面（寛政2年Ⅱ中紙）

寛政2年寺社奉行に提出した菊間徳生（性）院の絵図面。寛政7年『上総国新義真言宗本末帳』による徳性院は若宮寺門徒 市原郡菊間村 御朱印2石2斗社領配分また、飯香岡八幡宮文書31「冥加献金願い写し」は菊間村八幡宮御朱印20石の内

菊間村 徳性院 高2石6斗配当 としている。

明治維新の時、新政府の「神仏混淆禁止と別當寺廃止」を受けて東漸院とともに廃寺となつた。現在菊間3265番地一帯、東漸院も周辺と考えられるが明らかでない。

神楽殿新築工事見積もり（寛政6年Ⅱ中紙）

寛政6年の神楽殿新築工事見積もり。間口4間、奥行2間の垂木造り茅葺き屋根、大工手間5両、扶持米5俵で菊間大工・友藏と世話人茂平が署名捺印している。

一方現存棟札は「この造営は去る寛政六甲寅年12月11日起斧、翌乙卯年2月22日成就。用度（費用）は北窪林壳り木代金これを造る、今卯年3月13日始めて神樂修行、恒例となすものなり、神樂料、同装束料当村産子（氏子）中寄進」神主は邦胤、大工棟梁は当村種村友七郎を記している。

文政12年この建物に死穢（しえ=けがれ）が生じたとして神輿3基もろともに焼捨、翌13年再興した。この時の大工棟梁は天羽主計、脇棟梁は種村友藏であった。

徳性院につき訴訟方趣意書（文化12年Ⅱ継ぎ紙）

徳性院造立につき満徳寺あて一札（〃Ⅱ中紙）

文化12年、若宮寺（当時無住のため満徳寺が兼帶）から寺社奉行に差し出された別当寺としての正当性争論。若宮寺は、神社が門徒の徳性院を取りこわし売り払い、また無断で社木を売却するなど別当寺を無視していると訴え、若宮神社は別当寺ではないと反論し別当寺を無視していると訴え、若宮神社は別当寺ではないと反論した。幕府はこれまでの経緯から若宮寺が別当寺であることを認めた

うえで和解を勧めた。争論のあらましは前出「市原地方史研究」に詳しい。ご興味の方は一読されたい。一紙は菊間村六給名主惣代から満徳寺にあてた一札で徳性院の再建などに触れている。

別当寺譲渡一札（文久2年||中紙）

江戸時代の寺社行政は寺優位で「神仏習合説」に基づいて付属した別当寺の強い影響を受けた。当社の別当職は飯香岡八幡宮の別当寺であつた靈応寺が「若宮寺」を名乗つて兼務したが、神社側が強く名目に止まつていた。一方、建前上若宮寺に付属する形であつた東漸院にとって、別当寺は何ごとも代えがたい「夢」の懸案事項であった。

文久2年両者は話し合いの上、別当職の権利を30両の協力金で譲渡することを決める。譲渡証文には飯香岡八幡宮側が別当若宮寺と社家の両行司・山下左近、若宮神社側は神主・根本大隅と同社役人、社僧東漸院が押印、前金20両を本日、後金10両はその筋願い済みの上支払うとしている。こうして念願の別当寺の名称を獲得した東漸院ではあつたが明治維新による「別当寺廃止」までわずか6年に止まることになる。

若宮寺、満徳寺両門徒覚え（年号無記||中紙）

門徒は「門跡の下に属する寺院」で、寺中の子院、塔頭をいう。真言宗新義派の江戸触頭である円福寺から、別当寺である若宮寺（靈応寺）満徳寺の本末帳を書き写したもので、菊間地区の東善院、徳性院、福寿院、戒誓寺などを記している。

御触れ達しの写し（参考資料、若宮八幡神社文書写し||豎帳）

慶応4年1月「鳥羽伏見の戦い」に勝利した新政府軍は3月徳川慶喜追討の軍を起した。戦線は東北、北海道へと拡大したが、明治2年5月「五稜郭」の落城でようやく終息した。

新政府軍が江戸総攻撃を目指した慶応4年3月に神祇事務局が、4月太政官が「神仏分離令」を発した。神祇事務局「触れ達し」は「神仏混淆（こんこう）の禁止」「別当寺の廃止」等で、大權現、権現の名称廃止、神前の仏像、仏具取り扱い、また社僧は復飾（有髪）

して神官になることとし、太政官触れ達しは還俗拒否者の退去を命じた。

太政官は祭政一致、天皇神格化のもとに国民思想、信仰を統制しようとしていた。明治維新当时、新政府内に極端な神道論者が多く、神仏混淆の禁止はやがて激しい「廢仏毀釈」へと展開していった。

別当寺住職、転住について願い（明治元年||中紙）

若宮八幡神社別当職の東漸院兼徳性院住職宥実は復飾、神官への転職を持病の逆上を理由に断り、福寿院留守居に退任した。

神王院廃止につき弟子の復飾神務について（明治2年||中紙）

日吉山王神社別当寺神王院は住職が老衰のため隠退、弟子には神職の道を選ばせた。

飯香岡八幡宮別当差しもつれについて（明治2年||中紙）

一方飯香岡八幡宮別当寺・靈応寺住職は触れ達直後の8月病死、後継をめぐるトラブルが続いていた。この1紙は菊間藩への回答期日猶予願いで当社が調定役を買つている。これらの援護も実ることなく明治はじめ「廢仏毀釈」の嵐の中、暴力的に取り壊されることになる。（山岸弘明）

從二位行權中納言兼左衛門督臣

隆興

從二位行權中納言臣

公
系

卷之二

尚房

卷之二

常
雅

卷之三

卷之三

灌中納言從三位更

七

權中納言從三位至五

七

權中納言從三位臣

公福

權中納言從三位兼行左近衛權中將

卷之三

劄書如右請奉

副附外施行謹言

享保六年後七月廿一日

高
可

月日辰時從立德行補記和掃過後油其新處師學

從二位行權中納言兼左衛門督臣	公緒
從二位行權中納言臣	尚房
從二位行權中納言臣	常雅
從二位行權中納言臣	公詮
從二位行權中納言臣	基香
權中納言從三位臣	治房
權中納言從三位臣	實松
權中納言從三位臣	公福
權中納言從三位臣	房熙等言
制書如右請奉	隆典
制附外施行謹言	

享保六年後七月二十一日

制可

月日辰時從五位上行大外記兼掃部頭造酒正直講中原朝臣帥客

1 4 5

左中辨高顯

關白從一位朝臣

太政大臣 關

從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

無品式部卿家仁親王

從二位行式部權大輔長義

參議從三位行左大臣治胤奉

告從五位下平朝臣治胤奉

制書如右符到奉行

式部少輔 關

大録
少録
少録

享保六年後七月廿一日

左中弁高顯

關白從一位朝臣

太政大臣 關

從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

無品式部卿家仁親王

從二位行式部權大輔長義

參議從三位行左大臣治胤奉

告從五位下平朝臣治胤奉

制書右符のごとく奉り奉行に到る

關

(印 || 天皇御璽) 少録
大録
少録

享保六年後七月二十日

口 宣案

寛延元年九月十三日 宮

寛延元年(1748)ニ若宮八幡神社旧藏文書A2-1
平治胤従五位上再叙位、口宣案

口 宣案

上卿 甘露寺中納言
寛延元年九月十三日 宣旨

従五位下平治胤
宣叙従五位上

奉る

藏人左中弁藤原資興

宜叙従五位上

従五位下平治胤

藏人左中弁藤原資興

享保6年(1721) II 若宮八幡神社旧蔵文書 A2-4
平治胤従五位下叙位、口宣案

口 宣案

上郷万里小路中納言

享保六年後七月二十一日 宣旨

平治胤

宣叙従五位下

奉る

藏人權右中弁藤原俊將

口 宣案

口 宣案

享保6年後七月二十一日 宣旨

口 宣案

享保6年(1721) II 若宮八幡神社旧蔵文書 A2-5
平治胤大炊頭任官、口宣案

平治胤

口 宣案

宜叙従五位下

宜任大炊頭

上郷万里小路中納言
享保六年後七月二十一日 宣旨

藏人權右中弁藤原俊將

藏人權右中弁藤原俊將

従五位下平治胤

奉る

藏人權右中弁藤原俊將

宝曆9年(1759) || 若宮八幡神社旧蔵文書A2-2
平佳胤從五位下叙位、口宣案

口 宣案

上卿三条大納言

宝曆九年二月十二日 宣旨

平佳胤

宣叙從五位下

奉る

藏人左少弁藤原伊光

寶曆九年二月
寄

寶曆九年二月
寄

平佳胤

從五位下平佳胤

口 宣案

上卿三条大納言

宝曆九年二月十四日 宣旨

宣任常陸介

藏人左少弁藤原伊光

藏人左少弁藤原伊光

從五位下平佳胤

奉る

藏人左少弁藤原伊光

よ總國市原郡茶間郷若宮八幡宮々

祝官根本右近重員任先例神事

參勤時着風折鳥帽子狩衣者

神道裁許状如仲

元禄八乙亥年四月七八日

神祇官領長上從三位左兵衛督ト部兼連

元禄八年（1695）二月八幡神社旧藏文書A2-7
神道裁許状

上總國市原郡茶（菊）間郷若宮八幡宮の

祠官根本右近重員先例に任せ、神事

參勤の時、風折鳥帽子（えぼし）狩衣を着すべし、てえれば
神道裁許の状くだんのごとし。

元禄八乙亥年四月二十八日

神祇官領長上從三位左兵衛督ト部兼連

享保6年（1721）||若宮八幡神社旧蔵文書A2-18
平治胤神道裁許状

上総國市原郡菊間郷八幡宮ニ
神主根本大炊頭平治胤任先例
補充奉勅^レ可者風折鳥羽紗狩衣着
神道裁許之狀如^レ

享保六辛丑年七月廿一日

神祇管領長上從二位ト部朝臣

神祇管領長上從二位ト部朝臣（署名）兼敬

上総國市原郡八幡宮の神主平治胤、
神事参勤の時、風折鳥羽紗狩衣を着すべし、
てえれば神道裁許の状、くだんのごとし。

享保六辛丑年七月二十一日

上総國市原郡八幡宮 神主平治胤
今度大炊頭從五位下

勅許冥加^レ之^レ以^レ國^レあ今^レ

御祈禱可抽精誠者

神道啓^レ狀如^レ

享保六辛丑年七月廿四日

享保六年後七月二十四日

神祇管領長上從二位ト部朝臣

（花押）

享保6年（1721）||若宮八幡神社旧蔵文書A2-19
平治胤神道啓状

上総國市原郡八幡宮の神主平治胤、
今度大炊頭從五位下
勅許冥加の至りなり。いよいよ国家安全の
御祈禱精誠をぬきんすべし、てえれば
神道啓状、くだんのごとし。

上總國市原郡八幡宮神主住處

宝曆9年(1759) II若宮八幡神社旧藏文書A2-1-1

今度從五位下常陸介

勅許冥加至平邦胤家安金廟御持

可抽精誠者

神道啓狀如件

寶曆九年二月十七日

神祇管領長上從五位下常陸介

上總國市原郡菊間郷八幡宮神主

根本河内助平邦胤者風折烏帽子狩衣着

先例奉手社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件

寛政五年十一月二日

神祇管領長上從五位下常陸介

寛政五年十一月二日

神祇管領長上從二位ト部朝臣(署名良俱)

上總國市原郡八幡宮神主平佳胤

このたび從五位下常陸介

勅許冥加の至りなり、いよいよ国家安全の御祈禱
精誠をぬきんずべし、てえれば

神道啓狀くだんのごとし。

宝曆九年二月十七日

神祇管領長上從二位神祇權大副ト部朝臣(花押)

寛政5年(1793) II若宮八幡神社旧藏文書A2-1-4

平邦胤神道裁許狀

上總國市原郡菊間郷八幡宮神主

根本河内助平邦胤、風折烏帽子、狩衣を着し、

先例にまかせもっぱら社職格式を守り、太平精祈をぬきんずべし、
てえれば

神道裁許狀、くだんのごとし。

寛政五年十一月二日

寛延元年（1748）ノ若宮八幡神社旧蔵文書A2-13

平治胤神道啓狀

上總國市原郡八幡宮
平治胤今度從五位上

平治胤今度從五位下

勅許寔叶納同着御愛栗承承

精心參官牆修造一切神妙至之

殊國家安全ノ祈禱事可相共歡者

神道啓狀如件

寛延元年九月十六日

神祇管領長上正三位行神祇權大副ト部朝臣（花押）

宝曆9年（1759）ノ若宮八幡神社旧蔵文書A2-14
平佳胤神道啓狀

上總國市原郡菊間郷八幡宮
神主根本常陸介平佳胤着風祭
鳥帽或紗狩衣仕先例可遵神禮

神道裁許状如件

上總國市原郡菊間郷八幡宮
神主根本常陸介平佳胤、風折
鳥帽子、紗狩衣を着し、先例に任せもつばら神役すべし、てえれば
神道裁許の状くだんのごとし。

寶曆9年二月三日

宝曆9年二月三日

神祇管領長上從二位神祇權大副ト部朝臣（署名）

上總國市原郡菊間郷八幡宮神主根本大式

平為胤、風折烏帽子、紗狩衣任先例專守

社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件

文政二年十一月十六日

神祇管領長上侍徒ト部朝臣印

上總國市原郡菊間郷八幡宮神主根本大式

平為胤、風折烏帽子、紗狩衣任先例專守

社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件

天保十四年十二月十五日

神祇管領長上侍徒ト部朝臣印

神祇管領長上侍徒ト部朝臣（署名）房芳

文政2年（1819）||若宮八幡神社旧蔵文書A2-15
平為胤神道裁許状

上總國市原郡菊間郷八幡宮神主根本大式

平為胤、風折烏帽子、紗狩衣を着し、先例にまかせもつぱら
社職格式を守り、太平精祈をぬきんすべし、てえれば

神道裁許状、くだんのごとし。

文政二年十一月十六日

神祇管領長上侍徒ト部朝臣（署名）房長

天保14年（1843）||若宮八幡神社旧蔵文書A2-16
平道胤神道裁許状

上總國市原郡菊間郷八幡宮神主根本大隅正

平道胤、風折烏帽子、狩衣を着し、先例にまかせもつぱら
社職格式を守り、太平精祈をぬきんすべし、てえれば

神道裁許状、くだんのごとし。

天保十四年十二月十五日

天正十九年（1591）||若宮八幡神社旧蔵文書A111
徳川家康朱印状写し

寄進 八幡宮

上総國市原郡

菊間郷内

貰拾石奉

右令旨附託

付馬祭之役

仍如件

寄進 八幡宮

上総國市原郡

菊間郷内

二十石のこと

右これを寄せしめ訖（おわんぬ）、
ことに專（もっぱら）祭祀をすべきものなり。
よつてくだんのごとし。

天正十九辛卯年

十一月日 御朱印

（包紙）

季九辛卯年
十一月日 御朱印

（捺印様）

（落款）
上総國市原郡菊間郷八幡宮
天正十九年十一月日

八幡宮領上総国市原郡

菊間郷之内貢拾石奉候

天正十九年十一月先判より

永く相違あるべからざるものなり。よつてくだんのとし。

元和三年五月十一日

御朱印

(包紙)

台徳院様

上総国市原郡菊間郷、八幡宮領
元和三年五月十一日 御朱印

根本大陽

元和3年(1617) II 若宮八幡神社旧蔵文書A1-2
徳川秀忠朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡

菊間郷の内二十石のこと、去る
天正十九年十一月先判の旨に任せ、

永く相違あるべからざるものなり。よつてくだんのとし。

八幡宮領と總國市原郡

菊間郷の内貰拾石事

任天正十九年十一月元和

三年五月大吉毎先判

永不て有相違者也

寛永十三年十一月九日

(御朱印)

寛永13年(1636) II 若宮八幡神社旧蔵文書 A1-3
徳川家光朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡

菊間郷の内二十石のこと、

天正十九年十一月、元和三年

五月十一日、両先判の旨に任せ

永く相違あるべからざるものなり。

寛永十三年十一月九日 御朱印

(包紙)

大、狀院様

上総国市原郡 菊間郷 八幡宮領
根子大隅

八幡宮頃上総國市原郡

萬國綱之內武松事任

天正十九年十一月四日元和二年

二月三日寛永十二年十一月九日

卷之三

寬文五年七月
十一日

御
禁
印

八幅宦頤上德國布原於萬國御
貳拾伍年壬午九月日元和
二年有旨寬永之年丙午九日
寔文書七月一日先刻之有承
不可有相違

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内二十石のこと、天正十九年十一月日、元和三年五月十一日、寛永十三年十一月九日、寛文五年七月十一日、先判の旨に任せ永く相違あるべからざるものなり。

貞享2年(1685) || 若宮八幡神社旧蔵文書A1-5
徳川綱吉朱印状写し

寛文5年(1665) || 若宮八幡神社旧蔵文書 A1-4
徳川家綱朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡
菊間郷の内二十石のこと

天正十九年十一月日、元和三年
五月十一日、寛永十三年十一月九日

先判の旨に任せ永く相違あるべからざるものなり

寛文五年七月十一日

癸未二年六月
丁巳

貞享二年六月十一日

八幡宮領上総市原郡菊間郷内
武拾筆傳あひ失手之御承不
うむわせや

享保3年(1718) II 若宮八幡神社旧蔵文書A1-6
徳川吉宗朱印状写し

享保三年七月十一日

御朱印

享保三年七月十一日
御朱印

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内
二十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからざるものなり。

延享4年(1747) II 若宮八幡神社旧蔵文書A1-7
徳川家重朱印状写し

八幡宮領上総国市原郡

東間郷二内武拾筆傳あひ失手之御承不
うむわせや

八幡宮領、上総国市原郡
菊間郷の内二十石のこと、当家
先判の例により、永く相違あるべからざるものなり。

延享4年八月十一日

御朱印

延享4年八月十一日

御朱印

八嘴客領上急雲而乘鷺回內

武侯石室依高起之制則永

東山道

齊曆二年八月一日

雪
中
印

八情宦倾下愿圆和承郎南同学角

或指石車依高難走制方車
不至失車也

天明八年九月十一日

卷之三

宝暦12年(1762) || 若宮八幡神社旧蔵文書A1-8
徳川家治朱印状写し

八幡宮領、上総国市原郡菊間郷の内二十石のこと、当家先判の例により、永く相違あるべからざるものなり。

寶曆十二年八月十一日
御朱印

御朱印

天明8年(1788) || 若宮八幡神社旧蔵文書A1-9
徳川家齊朱印状写し

八幡領、上総国市原郡菊間郷の内二十石のこと、当家先判の例により、永く相違あるべからざるものなり。

天明八年九月十一日

文久元年(1861) II 若宮八幡神社旧蔵文書 A1-15
朱印状改め「手目録」袋紙、参府届け

手目録
酒井兵庫助知行所
上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大隅

(手目録袋紙)

酒井兵庫助知行所
上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大隅

(参府届け)

酒井兵庫助知行所
上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大隅

このたび御改めにつき

参府仕り候あいだ、この段

御届け申し上げ奉り候。以上

旅宿

小伝馬町三丁目
鍋屋甚八

月日

酒井兵庫助知行所
上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大隅

高二十石

御朱印

月日

酒井兵庫助知行所
上総国市原郡菊間村
八幡宮神主
根本大隅

月日

旅宿
小傳馬町二丁目
鍋屋甚八

天明7年(1787)ころノ若宮八幡神社旧蔵文書A1-1-6
朱印状改めにつき朱印書き上げ

根本常陸

高義和

権現様 天明九年九月
二月日 御朱印

台徳院様 元和三年六月
三日 御朱印

太猷院様 龍勝三年六月
廿四日 御朱印

嚴有隆様 龍勝四年六月
廿四日 御朱印

常憲院様 龍勝五年六月
廿四日 御朱印

有徳院様 龍勝五年六月
廿四日 御朱印

淳信院様 龍勝五年六月
廿四日 御朱印

俊明院様 龍勝五年六月
廿四日 御朱印

大御所様 龍勝五年六月
廿四日 御朱印

御朱印所持仕らず候。以上(後筆消去)

八上

セシテ御名ニ付

右ノ件紙内書院番
セシテ御名ニ付

前高 月日 いせや彦七

(後筆) 右大将様御書院番
本多対馬守組

小普請組井上修理支配

酒井孫八郎知行所(消去)

上総国市原郡菊間郷八幡宮神主

根本常陸

高二十石

権現様(家康)御朱印 天正十九辛卯年十一月日

台徳院様(秀忠)御朱印 元和三年五月十一日

太猷院様(家光)御朱印 寛永十三年十一月九日

嚴有院様(家綱)御朱印 寛文五年七月十一日

常憲院様(吉宗)御朱印 貞享二年六月十一日

有徳院様(吉宗)御朱印 享保三年七月十一日

淳信院様(家重)御朱印 延享四年八月十一日

俊(浚)明院様(家治)御朱印 宝曆十二年八月十一日

(後筆)大御所様(家斉)御朱印 天明八年九月十一日

右八通の外

御朱印所持仕らず候。以上(後筆消去)

(後筆) 戊年御改めかくのごとし

北八丁堀明徳稻荷神主足羽能登方に旅宿仕り候(後筆消去)

(後筆) 旅宿 湯島天神門前町 いせや彦七

御神領
高貳拾石

権現様御朱印

天正十九年九月
十一日

右徳院様御朱印

元和三年九月
十一日

大猷院様御朱印

寛永十二年九月
十一日

嚴有院様御朱印

寛文八年九月
十一日

常憲院様御朱印

寛文二年九月
十一日

有徳院様御朱印

寛永十四年九月
十一日

淳徳院様御朱印

寛永十六年九月
十一日

俊心院様御朱印

寛永十八年九月
十一日

文恭院様御朱印

寛永二十年九月
十一日

慎徳院様御朱印

寛保十年九月
十一日

溫恭院様御朱印

寛保元年九月
十一日

昭徳院様御朱印

寛文元年九月
十一日

明治はじめかⅡ若宮八幡神社旧蔵文書A1-118
朱印状書き上げ

御神領
高二十石

権現様御朱印

天正十九辛卯年十一月日

台徳院様御朱印

元和三年五月十一日

大猷院様御朱印

寛永十三年十一月九日

嚴有院様御朱印

寛文五年七月十一日

常憲院様御朱印

寛永二年六月十一日

有徳院様御朱印

寛永四年八月十一日

淳徳院様御朱印

寛永十二年八月十一日

俊明院様御朱印

天明八年九月十一日

文恭院様御朱印

天明八年九月十一日

慎徳院様御朱印

天保十年十一月十一日

溫恭院(家定)様御朱印

万治(安政)元年九月十一日

昭徳院(家茂)様御朱印

文久元年九月十一日

天保9年(1838) II 若宮八幡神社旧蔵文書 A11-19
朱印状改め呼び出し状

立年月日

年中月日

立年月日

立年月日

立年月日

立年月日

(包紙)

牧野備前守

役人

上総国市原郡菊間

八幡宮神主

根本大式殿

(半切紙)

達せらる儀これ有るあいだ

明日中

相越されべき旨備前守

申され候。以上

牧野備前守

役人

六月二十六日

上総国市原郡菊間村

八幡宮神主

根本大式殿

宝永4年（1707）||参考資料（市原地方史研究
菊間若宮八幡神社らんしよう

公定西京於竟同歸右宮。高麗鎮壓監歸。
富寧勸請者人至四十八天武天皇白鳳二年三月

十乙巳 忠天皇奉勅請也。佐久其以式日大吉丁亥
乙巳之次度吉物。請天子奉平之。行儀勿勿。七夕之日
相殿三座。左武藏右石川本武尊也。同末社主。右諸高皇
太明神。中日吉大神。下二十番神。已亥岁。神太常。是丁亥

一
當人再與有長保二年後不善及不良文士之流而平
常宜乘閒錦繡之勿當若言再與之久則其後必
神工妙手

高貴中和本來之義，人情無事，一念不生，方能無爲而無不爲也。

自是公卿士人皆有之者一有之者皆有之者

高貴有官作從首目

東晉穆帝時，有司欲於建康城外立碑，以記其事。有人上書曰：「臣聞古之立碑，必於其國之正門，所以示無窮也。」

庚子年正月新華會之張氏九月九日

白隱於壬午之夏至丙戌年乙十二月七日正

上総国市原郡菊間郷若宮八幡御鎮座暨觴（らんじょう）

当宮勅請は人王（皇）四十代天武天皇、白鳳二年酉三月

十三日仁徳天皇勅請奉るなり、これによりその式月式日もつて

今に三々九度供え物調え、天下泰平の御祈祷勤行仕り候こと。

相殿二座左武衛(植)命(たけみかずちのみこと)右日本武尊

なり 同末社五ヶ所 いわゆる高良
大明神、日吉大明神、三十呂神、四所明神、大宮以上五ヶ所。

大明神 田吉 大明神 三十番神 四所明神 大宮以上五社所
当宮再興は長保二年、千葉介、平良文より七代の後亂平

常重、菊間領知の節、当若宮再興にてござ候、その後を代々

神主修覆（復）仕り候こと。

当宮神領は治承四年源頼朝「写真不良解説不能」へ御

遷し、それより下総国へ御出陣の節、千葉介も御加勢のため

供奉致され候ところ、頼朝仰せらるは今度小勢をもつて出陣し

かかかるへし

唯道主ノ輪の神宮これあるにおいては御祝祝あるべしの由
仰せ出され候、所の節、當亂苦宮の義申し上げられ、すなわち

当宮へ御祈祷

遊ばされ、それよりとんと悪徒御誅伐なされ候故若宮神領貫日

にて下され候、その後東照権現様より地方にて二十石

下され候」と。

神事祭礼は正月五日御田打ちの神事、同十五日筒粥の儀式

月十六日新嘗会の儀式。九月九日御祭社からひに沈鎧馬こと伊勢守
源用十六日より十七日まで神楽殿で御所奉申へ上げ、二十三日

梅月十六日より十七日まで相模勢で御机被申上に、江戸に移

毎朝日参、退(怠)慢なく天長地久御祈祷執行仕り候こと。

白鳳二酉年より宝永四亥年まで十三十七年に至る

宝永6年(1709) II若宮八幡神社旧蔵文書A3-3
「生類憐みの令」後の鉄砲改め

覚え

一 猪鹿狼多く出、田畠荒らし、人馬へもかかり候節は
相窺うにおよばず、玉込め鉄砲にて打たせ申されべきこと。
付けたり、目付に家来付け置き候儀、ならびに打ち留め候数多く
書き付け、差し出すに及ばざること。

一 猿師鉄砲相続ならびに増減の儀、鉄砲改め方へ
書き付け、差し出すに及ばざること。

一 猿師鉄砲免許の儀候あいだ、常威(脅)し鉄砲ならびに月内

脅し鉄砲、向後願いにおよばざること。

一 猿師鉄砲相続ならびに増減の儀、鉄砲改め方へ

相窺うに及ばず、御代官、領主、地頭勝手次第たるべきこと。

一 用心鉄砲ならびに寄進鉄砲のこと。

一 商売鉄砲ならびに質物鉄砲のこと。

一 江戸の外諸国浪人所持の鉄砲ならびに浪人

稽古鉄砲のこと。

右六か条は前々の通り相心得、鉄砲

改め方へ相伺い指図任せられべきこと。

一 猿師ならびに荒らし畜類打ち候外は在々ならびに町方
までみだりに鉄砲打ち申すまじき旨、御代官、領主、地頭

方にて常々(力)吟味を遂げ、毎歳一度ずつ鉄砲

改め方の証文差し出されべきこと。

右の通り仰せ出され候あいだ支配支配へ相
触れられべく候。以上

丑四月

右は四月二十日三宅備前守様仰せ渡され候

正徳2年(1712) II若宮八幡神社旧蔵文書A3-5
神木一件、氏子名主連判証文

証文之事

一 八幡宮御神木神主とて此木を化ゆべし
主見はゆき御云御樹事御父賣官事
氏子と見入事とぞ。いへども本
木十本伐賣御林及大破大木を氏子詔
作成まう候。御公儀様に力出訴こと
をが。御用木子方氏子方伐木を御請ひ
御用木を乞ひ候。御圓印仕合のを
御用木を乞ひ候。御圓印仕合のを
御用木を乞ひ候。御圓印仕合のを

証文のこと

一 八幡宮御神木神主前々売買仕り候節達て

異(意)見仕り候えば、御公儀様御免こうむり売買上は
氏子の意見入らざることと申され候、この節また大木
数十本伐り売り、御林大破に及び、大小の氏子これを嘆き
候のところに貴寺様より御公儀様へ御出訴の思し召し
よろしくもつともに存じ奉り候、氏子共氏神の御儀ことに大切の
御用木恐れ奉り候えば、われわれ同心仕り候、なにとぞ
御前へ召し出されくだされ候わば面々まかり出、この段申し上げ
べく

と存じ奉り候。そのため連判、かくのごとく候。以上

菊間村名主

安右衛門印

同 太兵衛印

惣右衛門印

同 次郎右衛門印
同 八郎兵衛印

印

日 安右衛門印

日 菊間村名主

日 次郎右衛門印

正徳二年辰十一月

日 八郎兵衛印

日 菊間村名主

日 次郎右衛門印

印

日 安右衛門印

日 菊間村名主

日 次郎右衛門印

印

<p

一札

一
正徳三年三月六日 本件 異議用木

一
正徳三年三月六日 本件 異議用木

一
正徳三年三月六日 本件 異議用木

正徳三年（1713）二若宮八幡神社旧藏文書A3-8
神木一件、和談につき若宮寺一札

一札のこと

一
このたび若宮八幡宮境内の木、御公儀御用木と
申し上げ候儀、伝承候あいだ申し上げ候えども、拙僧方に証拠こ
れなきに

つき申し損じ不調法にござ候ところに江戸両宿取り扱いにて
和談成され下され候、しかる上は向後なにごとも先規の
通り相守り申すべく候、後日のため一札、よつてくだんのごとし。

正徳三年三月六日

八幡村別当

若宮寺（印）

根本右衛門殿

根
本
右
衛
門

萬
村
別
當
若
宮
寺
（印）

正徳3年(1713) II若宮八幡神社旧藏文書A3-7
境内神木出入り一件済み口証文控え

済み口証文

済み口証文のこと

一上総国菊間村若宮八幡宮神主と同国八幡村兼帶

別当若宮寺出入りの儀、若宮寺申し懸け候趣きは若宮

八幡宮境内に御公儀様御用木ござ候由伝承候にて、

去る秋神主伐り候木御用木と申し立て押し置き、御公儀様へ

申し上げ候につき、すなわち當正月二十七日御前様へ双方召し出

させられ候

しかるところに両宿の者ども取り扱いに仕りたく申し下し扱い

候は

御用木と申し候儀、別当方に証拠ござなく候あいだ、申し損じの

証文、若宮寺□□(虫くい)、神主方へ相渡し、もちろん右の木

若宮寺

方より返させ申すはずにて、外の儀和談仕り相済み申し候、これ

によりこのたびの出入りの儀、重ねて双方ともに一言の儀も申させまじく候、後日の

ため済み口証文差し上げ申し候。よつてくだんのごとし。

正徳三年巳三月六日

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

上総国市原郡菊間村社僧

徳姓院印

同国同郡八幡村

同断別当

若宮寺印

同国同郡菊間村

神主

根本右衛門印

済み口証文

寺社御奉行所

江戸堀江町二丁目

神主宿

七兵衛印

同佐内町

若宮寺宿平兵衛印

正徳四年(1714) 善宮八幡神社旧藏文書A3-9

正徳4年(1714) 善宮八幡神社旧藏文書A3-9
三月祭礼式後宴について

一 謹啓

正徳4年(1714) 善宮八幡神社旧藏文書A3-9

寺寺 三月祭

一 献盃

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

廿一

廿二

廿三

廿四

廿五

廿六

廿七

廿八

廿九

三十

卅一

卅二

卅三

卅四

卅五

卅六

卅七

卅八

卅九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

竟

一社家方深 沙條周之
神祇遠數件、趣之然

赤陽多金紫禁

卷之三

一种做之本而新之物也

卷之三

卷之三

一五三

例上稱之。陳氏、樊氏、李氏、錢氏、
吳氏、白氏、唐氏、王氏、宋相、周以
而存不亡之極於不一者，
無以加矣。惟是子思所傳

一經先生集卷之三

官任不遠之故。是年
仲冬自京歸。至家。作
詩以示新友。喜而傳

享保2年（1717）ノ若宮八幡神社旧蔵文書A3-11
神道裁許の趣遵守についての懃れ書

覚え

神祇道、裁許の趣を

相守られ、御免これなき装束堅く

無用たるべきこと

これなき装束着用の由、相聞こえ

候につきかくのこと

神職の靈本所の諸社
ならばに相伝等を受けざる類、神事、

祭礼の節、神役勤行無用たるべきこと

付けたり、社家方

これ有る旨、相聞ニえ候条、早々本所

の許状ならびに相伝等、受け用

候より沙汰あるべく候」と

例と称し、珍しき装束鎧（かざり）等

着用候輩これ有る由、相聞こえ候。

きっと吟味を加えられ、申し越されべく候こと

一社家陰陽師不分明の輩

あるよりあすらるて不統一

方教書をも奉らず御方

のあり年五と御申し御

新滿うる候ハリ書

右不行跡の人々多く

繪書御教書御條

と家家御御御御

御御御御御御御

一先々より伝奏これなき社家方
官位昇進の儀、先年
御条目頂戴の節仰せ
渡され候通り本所執奏もちろん
の儀に候こと。

(原文は前ページ掲載)

一社家、陰陽師不分明の輩、

これあるように相聞こえ候、向後社家

方紛らわしき儀これなくその職分

相守られ、天下国家の御

祈祷執行あるべく候こと。

右不行跡の人々多く

繪旨、御教書、御条目

を相守らず本所の裁許

を受けざる輩これ有る由、相聞こえ候

につき、かくのごとくに候。向後社家方

集会の節、互いに吟味を遂げられ

不法の装束、相伝等すべて

紛らわしき儀これなく候ようきつと

御条目の趣、相立て候よう

その沙汰あるべく候。よつてくだんの二とし。

享保二年正月 鈴鹿豊前守印

右吉田家より御触れ書相廻り候ところ

先々請け取らざる社家これ有り、島穴(島野)村

神主和田政右衛門方に本書留り

これ有り候、写し置くものなり。

延享元年（1744）ノ若宮八幡神社旧蔵文書A4-24
本殿新築請け負い見積もり

御本社造價原稿上本

御本社請け負い積り上げのこと

一 三間社流造屋根銅下地、千木、鰹木まで
一枚の雜作仕先至成

右屋根高さ通繪馬口立意造算

折上手

右も右方代金三面取

但し於合共右方上手身代候

右御差（指）図の通り絵引引き立て相違なく出来

指（差し）上げ申すべく候。
右手間代金三十二両なり

ただし都合千六百工、百工につき二両積り
この扶持米十六石なり

ただし俵にべ三十八俵

外に釘、かすがい、代金六両三分

右の通四角を右方代工と造れ
ては扶ね方へ先送高瀬で下り候

右方元年

右方

右方代金

右方代金

延享元年

子の極月

菊間村 天羽主計殿

八幡村棟梁

山口修理

奉等進修覆科因地事

一高八石、斗五升余

但因細令多所不取而得七字

宝曆7年(1755) || 若宮八幡神社旧蔵文書 A5-9
神殿等修復料田地寄進

酒井文庫著和行而第間村之內并城石川所

在者當社神殿並瑞籬水門時鍾々樓等依令

新造之小舍，以竹料束茅，追之者也。凡上

丁巳年仲夏
同人作

至末不可克削。先勿防守可用神鬼而
其事自成。

直指詩林

尚社宮司

寶曆七年丁巳六月

卷頭
繩

上編卷之三

官窯家子之錄

上總菊間

宮司家子々孫々

高八石八斗五升余 ただし田畠合わせ一町一反四畝十七歩
酒井大学殿知行所菊間村の内、予、越石持ち地所 入り付け米三十一俵二斗三升なり
右は当社神殿ならびに瑞垣（みずがき）、水（瑞）門、時鐘、鐘楼
等 この内高年貢地役出すべきこと
新造立せしむにより、永々修理料としてこれを寄進奉るものなり
かかる上

入り付け米三十一俵二斗三升なり
この内高年貢地役出すべきこと

この内高年貢地役出すべき」と

酒井大学殿知行所菊間村の内、予、越石持ち地所

等
石碑等の御殿からてに瑞垣
(みすかき)
水
(瑞)
門
時鐘
鐘樓

は年々この作徳米をもつて油断なく修理加うべし。もつとも
末々に至り質物にあてるべからず、堅く相守り神物用うべし。
そのためこのたび神前に誓い、もつて子孫に伝えるものなり。

違（たが） いせしむなれ、よつて証狀くだんの二とし。

寶曆七年丁丑六月

根本

胤滿

胤滿
(花押)

一札

一上總八幡宮石鳥居御造立の事

明和元年（1764）若宮八幡神社旧蔵文書A5-25
石鳥居造立の再日延べについて

控え候金子を渡す事に當りて申すが如きは

金子を渡す事に當りて申すが如きは

正月

正月

正月

正月

正月

明和元年

申六月十八日

右同断

証人

請け負い人 万三郎（印）

同

五左衛門（印）

八丁堀松屋町太郎兵衛店 石屋

一上総八幡宮石鳥居御造立につき、去る未六月拙者請け合い、同霜月までに建て渡し候約束にてすなわち手付け金二十両請け取り大坂へまかり越し候ところ、日限までに出来致さず

当春まで日延べ相願い、三月までにはぜひ建て申すべく成され候、畢竟（ひつきょう）石代金山本へ渡さざるゆえ積み出しかね候ゆえ、また先月二十五日大坂へ金子持參致し、このたびはいいよ急に積み越し候はずにござ候あいだ、来る七月中にきっと建て申すべく候、右の段少しも相違ござなく候、何分

今日私親類にて加判相添え候ところ、よつてくだんのごとし。

御社領代官 天羽主計殿

新義真言宗

繪図面

一御朱印 若宮八幡宮社領内配分 二石六斗

一惣境内

一寺建前

若宮

八幡宮

寛政2年(1790) II 若宮八幡神社旧蔵文書 A6-129

徳生院繪図面

新義真言宗

繪図面

一御朱印 若宮八幡宮社領二十石内配分 二石六斗

一惣境内

一寺建前

三百七十五坪
十二坪半

(國中文字)(方位) 東西南北、(境内) 二十五間 十五間

(建坪) 枝行五間、梁二間半

子安 門口

右繪図面のとおり当寺建物間取り、坪数、建前模様
相違ござなく候。以上

上総国市原郡菊間村

寛政二戌年九月

寺社

御奉行所

石脇忠高通當傳達也聞取據教達有理根
相違・審度以
工惣境内を名稱而開

寛政二戌年九月

寺社

御奉行所

寛政6年(1794)ノ若宮八幡神社旧蔵文書A6-33

神楽殿新築工事見積もり

神樂殿二間、四間垂木造り、茅屋
根下地、御差図絵図面のとおり雜(造)作仕
上げとも残らず、大工手間金五両、扶持米
五俵にて相極め、拙者請負い申し候ところ実正なり
来る卯二月中まで出来致し候よう仕るべく候。

ただし釘代戸相除き申し候、作料、扶持米等
段々請け取り申すべく候、念のためよつてくだんのことし。

寅年

友藏

菊間大工

友藏(印)

寛政六年寅年十二月世話人

茂兵衛(印)

根本常陸介殿

根本常陸介殿

重文

一 河内方より御財産を譲り受候。以
て河内方より御財産を譲り受候事
九月迄に御奉手にて右寺は来る事
九月迄に御奉手にて右寺は来る事

五 手交渉を終り奉手事

一 備後高瀬 本寺ノ誓約
御内方より御奉手事

五 手交渉を終り奉手事

一 天和年中御内方より御奉手事
高瀬高瀬御奉手事

トヨタケル御奉手事

門寺より是人御定め御奉手事
手交渉を終り奉手事

一 初回奉手事を終り奉手事

五 手交渉を終り奉手事

一 備後高瀬御奉手事

五 手交渉を終り奉手事

前文略

一 河内方に徳性院を潰し売り払い手段、
重々心得違い不調法につき、右寺は来る

九月まで、元のごとく河内方に相立（建）て、以来
右体の儀決して致すまじく候こと。

一 徳性院、東漸院御朱印配当面の

徳米、年來河内方に取り込み置き候分、およそ
四斗入り俵三百俵これ有り候につき、右徳米同人より
差し出し申すべきこと。

一 別當若宮寺へも無沙汰に自分勝手に
社木河内方に売り木致し候段、心得違いにつき
これまでの儀相託び、以來決して社木売り木
致さず、若宮八幡社も元のごとく相直し

申すべき候。

一 徳性院、東漸院、地藏院はおのおの

御朱印分配これ有る寺にて、本寺若宮寺
支配の儀に候あいだ、以來本寺へ相住まわせ、河内
方に手ままで仕りまじきこと。

一 天和年中御裁許仰せ渡され、若宮八幡

官修復料、年々立ち会い勘定相立て

申すべき趣仰せ渡されござ候ところ、河内方に未熟に
致し置き候につき、これまた勘定取り調べ、なお以来は
年々別當立ち合わせ、勘定申すべきこと。

亥六月

右

訴訟方
趣意書

一札

文化12年(1815)ノ若宮八幡神社旧蔵文書A7-1-18
徳性院再造立につき満徳寺あて一札

一札のこと

当村八幡宮社僧地徳性院の儀、

御出訴成され候箇条のところ、今般一件和融
仕り候につき、東漸院、徳性院二か寺無住

中、作徳積み米百俵、神主河内方に

預かりこれ有り候につき、右米ならびに古寺払い代

金一両一分右両様をもつて、右徳性院再

造立致すべき段、貴院ならびに神主方より

御頼みにつき、右米代金ならびに金一両一分、来る
九月中までに受け取り、同十月中旬までに徳性院

前々有形のとおり普請世話致し、右

期月どおり相違なく再造立仕るべく候、もつとも
諸入用の儀、寺出来致し候まで、過不足の儀、
立ち合い相調べ勘定仕るべく、後日のため一札
よつてくだんのごとし。

菊間村六給惣代

文化十二亥年七月

名主

喜八

勝左衛門

同

八幡村

喜八

八幡村
滿徳寺様

一九
年

文久2年(1862) || 若宮八幡神社旧藏文書A9-10
別当寺譲渡一札

今般至京後又憤喜之而復懷憂之矣

一札のこと

五國譜立書於此
庚子年夏月

今般菊間村若宮八幡宮別当譲渡の儀につき、
別紙議定取り替わしのとおりにて、職分冥加料として、

卷之三

寺へ助合差し出し申すへき筈なれとも課金差し支候
てつき当金として只今金二十両は同村山下左近方にて

行至設舍招勞士卒，而節烈陣亡者不計其數。

波音多遠年有之於源中中產
而余子惟之大國方為名於太過
且其廢後年之多之大國方為無聲

卷之三

鴻臚

卷之三

文久二戌年三月

八幡村
八幡宮別當

若宮寺（印）

下左近（印）

菊間村

八幡宮神主

根本大隅（印）

同社役人

天羽主計

同社僧

卷之三

此處一新石清二字依舊詩
人情大變屋宇洋溢不止八嘴大神
重修此碑 作於癸未

慶応4年(1868)ニ若宮八幡神社文書写し
神祇事務局、御触れ達しの写し

中古漢書不甚精明或以牛頭天王指特

高僧佛徒立於神亭一旁
高僧出神入化

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

可憐の子

本提傳於少陽傳之津者

鶴山集

吳中淮先生集

今本

王水經古文選注

詩經卷之三

御触れ達しの写し

このたび御一新につき、石清水、宇佐、箱崎等八幡大菩薩の称号止めさせられ、八幡大神と称し奉り候よう仰せ出され候こと。

中古以来、某權現あるいは牛頭天王（うしのづてんのう）等と称し、その外仏語をもつて神号に相称し候神社の由緒巨細（こさい）に書き付け早々申し出べく候こと。ただし

勅祭の神社、伺いの上相改め申すべきこと。
勅額等これ有る向きはこれまた伺い出、その上にて
御沙汰あるべく候、その余の社は裁判、鎮台、
領主、支配等へ申し出べく候こと。
仏像をもつて神体と致し候神社、以来
申し（出で）べく候こと。

本地仏等と唱え、仏像を神前に懸け、あるいは
鰐口、梵鐘、仏具等の類差し置き候分は
早々取り除き申すべきこと。

今般
王政復古、旧弊御一洗あらせられ候に付き、
諸国神社において僧形にて別当あるいは

今般

社僧並み方相生者等は復飾又復かう

復修改參奉事等を蒙れ候事等可申候

世間で有る事車

別當社僧並み復修改事等申候事等

復修改事等上へ申候事等申候事等

申候事等上へ申候事等申候事等

申候事等上へ申候事等申候事等

申候事等上へ申候事等申候事等

申候事等上へ申候事等申候事等

申候事等上へ申候事等申候事等

辰二月 神祇事務局

今般

諸よりスレ申候事等申候事等申候事等

申候事等申候事等申候事等申候事等

社僧等と相唱え候輩は、復飾仰せ出され候あいだ、
復飾の儀、余儀なく差し支えの分は申し出べく候。
この段相心得べく候こと。

ただし別當、社僧の輩復飾の上はこれまでの僧
位、僧官返上はもちろんに候、官位の儀は追つて

沙汰あらせられべく候あいだ、当今のところ衣服は
淨衣にて勤仕いたすべく候こと。

右の通り相心得、復飾いたし候わば
当局へ届け出申すべきものなり。

辰三月

神祇事務局

今般

諸国大小の神社において、神仏混淆の

儀は御廢止に相なり、別當、社僧の輩は還俗

の上、神主社人等の称号に転じ、神道において

勤仕致すべく候、もしまだよんどころなく差し支えこれ有るか、仏

教信仰にて還俗の儀止むをえざる輩は神勤

相止め立ち退き申すべきこと。

ただし還俗の者、僧官返上はもちろんに候、官位の儀は
追つて御沙汰これ有るあいだ、当分のところ、風折れ鳥帽

子、淨衣、白差し貫着用勤め致すべく候こと、

これまで神職相勤めおり候席順の儀はそれぞれ

伺い出申すべきこと。

三四月

太政官

閏四月

太政官

一 王政御一新
諸社も改め候事す。より本席事務局改め
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。

閏四月

神祇事務局

三四月

神祇事務局

別紙通り諸社事務局改め候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。

閏四月

神祇事務局
諸國神職へ

三四月

神祇事務局

諸社も改め候事す。より本席事務局改め
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。
候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。候事。

諸寺、諸山住寺職の儀、これまで朝廷へ願い出候向きは
もちろん、その地（他）旧幕府において許状を請け來たり候諸寺
においても、向後太政官代へ願い出べく候こと。
諸末寺住職の儀は本山より伺いの上、本山より
申し付けべく候こと。この外寺院触れ數か条これを略す。

明治元年（1868）II 若宮八幡神社旧藏文書 A9—16
別当寺住職、転住について願い

少室寺院事上院

今般王政復古回顧第一洗あらせ申候。若宮神社。

わタニ寺院僧形の儀も復飾仰せ出だされ候旨、謹承奉り候御儀

その終を復飾生還延々と為る復飾（まこと）延正

辟（ひき）は候を是述め候はて今更ち難ゆる事

未を意（い）へ候事無れども復飾化す物（もの）は無く候を是故

嘗（なま）て入用（いりよう）を有（あ）ね候が如（ごく）れ未（み）済（さい）方（ほう）を要（い）う候

難（むずか）しく和（わ）かを拂（ぬぐ）ふ事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く

又（また）在（あつ）て相（あわ）せ候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く

相（あわ）せ候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く

東漸院



内侍元辰十一月

相（あわ）せ候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く候事（こと）無（な）く

少室寺院事上院

明治元辰十一月

若宮

東漸院（印）

根本大隅様
御社役中

書付をもつてお願ひ申し上げ候

今般王制復古旧弊御一洗あらせられ候につき、諸国神社に

おいて寺院僧形の儀は復飾仰せ出だされ候旨、謹承奉り候御儀には候えども拙僧儀、生得（しようとく）逆上の病いにて復飾の儀やむをえず

確（はた）と当惑仕り候、よりてはこれまで永住まかりあり、今さら右よう成る儀申し立て候段、

本意を失い候儀には候えどもよんどころなく他寺へ転住仕りたく存じ候、よりては先般

差し縛（もつ）れにつき、在府入用など多分相掛り借財未済方相成りかね、ほとんど

難渋まかりあり候、ついては拙寺田徳米はもちろん、兼帶得（徳）性院田徳米

申し受け、右借財みな返済相成り候よう、希（こいねがい）奉りたく存じ候あいだ、なにとぞ格別の

御慈愛をもつて右前頭の始末御賢察の上、御聞き届け相成り

拙僧速やかに転住相成り候わばありがたき仕合（幸）せに存じ奉り候。恐惶謹言（きょうこうきんげん）

寺揚げ一札

明治元年（1868）II若宮八幡神社旧蔵文書A9-14
別当寺住職、寺揚げ一札

今般拙僧儀別紙を申上候

福壽院事務留守居に相成り候につき東漸院

寺揚げ一札のこと
一今般拙僧儀、別紙をもつて申し上げ候とおり拠（よんどころ）な
き次第につき

福壽院事務留守居に相成り候につき東漸院
寺揚げ仕り候、よりては書き上げ候外賣い掛け、借財など
一切ござなく候。後日のため寺揚げ一札、よってくだんのごとし。

明治元年十一月

東漸院



若宮
宥実（印）

根本大隅様

根本大隅様

明治2年（1869）||若宮八幡神社旧蔵文書A9-21
神王院廃止につき弟子の復飾神務について

卷之三

高材鈎奇固古之良神也。自屬宋中
水患，利南歸相而來，如人船而棄。

差し上げ申す頼み一札のこと

一当村の鎮守日吉山王神社は、白鳳年中より

神王院別当職相勧め來たり候ところ、今般旧弊

承伏奉り、同院儀、復飾神務仕るべきのところ、老衰に及び候て
神職相勵めかね候あひど、弟子尊龍義は申道景望につき、

小嶋右京と改名致し、神務仕りたき曲、その

御筋へ願い上げ奉り候ところ御採用に相成り、このたび貴家様へ隨身神務致させたき旨、世話人弥左衛門をもつて門入頼み上げ候

其の後間もなく、元老院は再び開かれた。そこで、元老院議長の上は神職道

御社法いささかも違背致し申しまじく候、後証のため頼み一札差し上げ申すところよつてくだんのごとし。

明治二己巳年
府中
神王院(印)

五月 山王神職 小嶋右京(印)

能満村世謡人 弥左衛門 同村名主 吉重(印)

最下ノ開

根本大綱

卷一百一十五

重古道相遠

本草

祥齋集

前書のとおり相違ござなく候、これにより奥印仕り差し上げ候。

本寺
藏院印

乃伊喜子印

明治2年(1869) II若宮八幡神社旧藏文書A9-17
宗旨人別調印につき願書

恐れながら書付をもつて御願い申し上げ奉り候

一 同申しあげ奉り候、当村社家市川掃部別家にてこれまで地蔵院

檀家にこれあり、もつとも當社祭の節社中も手少なく旁(かたがた)社用手伝い

まかりおり候あいだ、おいおい免許頂戴の上社務仕りたき所存、
しかるところ

今般御改政御趣意につき、右寺院改名相続相立て候あいだ
急速宗旨人別調印に鑑(はたと)差し支えほとほと当惑仕り、
これにより

右宗門人別調印の儀は、神主方へ相頼み差し上げ奉りたく
存じ候あいだ、なにとぞ右の段、格別の御慈悲をもつて御採用
御聞き済み成し下し置かれ候わば、重々ありがたき仕合せに存
じ奉り候。以上

御領分

上総国市原郡

菊間村

願人惣代

謙吉(印)

名主

太重郎(印)

明治二巳年五月

所領分

菊間村

新内

尾

明治二巳年五月

所領分

八幡民正(政) 仮

御役所

所領分

八幡民正(政)

御役所

飯香岡八幡宮文書

八幡・飯香岡八幡宮文書(5)
市原市八幡1057

「飯香岡八幡宮文書」の第5回。当社社伝は白鳳4年(7世紀後半)「二国一社」の八幡宮として勧請、また天平宝字3年(759)全国放生の地に勧請された「国府八幡宮」の一つともいう。一方、学術的には、上総國府近く産土神(うぶすながみ)として成立、平安時代後期の「石清水八幡宮上総市原別宮」、室町時代の「市原庄八幡宮」後身と考えられている。

現在地への移転時期は未詳、一般に室町中期とされるがさらに溯源の可能性もある。往古、国守、朝武の崇敬厚く、中世は源氏、千葉氏、北条氏、足利氏など武士団の信仰を集めた。江戸時代は家康以下、徳川家歴代将軍から150石の朱印地を拝領、格式10万石の待遇を受けたという。

昭和50年度の「市原市史近世文書調査」で182点の伝来文書を保管、当会は市川一夫宮司の全面協力のもと原本解説を進めていく。今集は近世文書調査外の「上麻惣社飯香岡八幡宮由緒本記」「八幡宮伝記、大永3年の写し一巻」のほか、当社旧蔵文書の所有者である市内姉崎・榎原義久氏のご厚意で、天正4年「原胤栄印判、八幡宮造営諸郷勧進状」同9年「原胤栄印判、八幡の郷守護不入、新のこと」、天正18年「豊臣秀吉禁制」、同19年「徳川家康判物」以下、歴代將軍朱印状(一部写し文書か)を紹介する。

飯香岡八幡宮由緒本記(原本)(元禄10年II堅帳)

山下庸盛写本(市川本店本写真)(元文3年II堅帳)

飯香岡八幡宮の基本資料である「由緒本記」は当社が保管する元禄10年8月吉辰日の「原本」と、昭和7年の写本の2点と、八幡・市川本店が所蔵した元文3年山下庸盛写本写真が現存する。山下写

本は残念ながら原本を散逸したが、「元禄10年8月吉辰日、山下左兵衛介庸盛写し、元文3年3月祥日同姓源庸盛再写し」と成立の経緯を記している。

明治3年菊間御藩御役所あて飯香岡八幡宮「神社由緒など取り調べ出し帳」によれば社家・山下堅治、社領分配、高6斗4升3合、同家墓碑は「第1代源庸明、従五位上前兵庫少輔、正暦4年3月20日卒す、庸明彦と号す。天慶9年(946)東州に下り上總國八幡山の下に住し、飯香岡八幡宮の祠官に任じられる。爾來山下の庸明と名乗り、後世この称号をもつて氏と定む」、以下40余代におよぶ当主名を刻んでいる。

飯香岡八幡宮原本と山下写本は、誤字、脱字、いいまわしなどの微妙差がみられるもののほぼ同文であり、本集では飯香岡社の「原文」を解説し、意識して書きとした「後書き」を併記した。

前半は神話の時代。天照皇太神(あまでらすおおみかみ)の皇國誕生に続き、日本武尊(やまとたけるみこと)が東夷征伐の途中当地「御影山」に着陣され、「飯の香りしごくよろし」とのたまわれたのが「飯香岡」の地名となる。白鳳4年、天武天皇の勅願で「一国總社」の八幡宮を造営、以下源義家、源頼朝、千葉常胤の社領寄進などを記すが、「神話」的「伝承」としてまとめられていることに加え、文体が古語体や祝詞(のりと)文で構成され、難解のため今後の研究課題とした。

今回書き出しとした後半への移行部分には「八幡宮由来本記録、古來伝書は文明事実に止まる。その間数百年を歷(ふる)によりて紙面蟲腐(ちゅうふ)文字多く、わかりがたきところこれあり、よりていまこれを正し、社伝の書に小冊に註写す」と断り書きがある。また、以後、文体が一転し、徐々に「史実年表」としての形態を整えていく。主な項目を拾い、一部を補足考察した。

天文2年(1533)3月II無量寺へ当社境内を分け遣わす。これにより字清水より寺をこの所に移す

無量寺々伝による創建は「白鳳元年、漁師の危急を救つて海中よ

り出現した阿弥陀如來像」を本尊としたことに始まる。移転伝承に諸説、「市原郡誌」は「源頼朝公神勅」とし、「元地をもつて古屋敷と称し、いまに鎮守稻荷の一社を存せり」、また飯香岡文書63の「八幡村絵図」は、現在「鶴舞街道」JR線あたりに「無量寺古ヤシキイナリ」を記している。

天文7年（1538）||足利義明「国府台の戦い」敗死により「御所」を取り払い、跡地に「白幡權現」を勧請

『千葉県市原市埋蔵文化財分布地図』による「八幡御所跡」は現在「ジョイフル本田」の地で、周囲に白幡神社も現存している。昭和56年に発掘調査が行われたが遺跡は確認されず、また真里谷武田氏に招聘された「古河公方」足利政氏の2男義明（小弓公方）が、八幡御所から小弓城を攻略したとする「通説」も年代が整合していない。しかし、天保9年の五所村『村差し出し書上げ帳』は「古城跡除地、足利義明居城の由申し伝えにござ候」と、除地が公認されている。地名も御所そのものであり、義明に関係するなんらかの施設があつたことは間違いないといえよう。今後の研究解明に期待したい。

永禄2年（1559）3月||千葉親胤ほか一の鳥居を寄進

元亀2年（1571）||織田家の軍兵兵発、神領召し上げられる

小弓公方後の八幡、五井地区は小田原北条氏の分国、白井原氏の支城・小弓城の支配下にあつたが、元亀2年、上総から下総を窺う安房里見氏の攻撃を受けて落城した。原氏所領にあつた八幡地区が戦火にまみれたことは考えられるが、織田氏との関わりは不詳、神領を召し上げられたとする根拠は明確でない。

天正4年（1576）6、9月||八幡宮造営のため北条家へ「諸郷勧進」を願い出て免状頂戴

「勧進」は社寺建立のために募金することをいう。これより先、北条氏は上総に侵攻し、白井原胤栄が小弓城の旧領を復活して支城としていた。八幡宮は荒廃した境内建物の再建をめざす。「諸郷勧進御免の儀、国守北条氏に願い出奉るところ、御城代北条治

部少輔（氏秀）、遠山左衛門尉（康英）、当社の由緒その外（中略）こと」とく御尋ねあらせられ」、早速「御免許」を頂戴したとしている。「御免許」原本は市内姉崎の榎原義久家に現存、後出、天正9年「守護不入、新市免状」などとともに、本集カラーページと本文に紹介した。「上総州八幡宮造営すべき趣、肝要に候」に始まる本文の後、年月日、胤栄の印文「栄」、奉者は齊藤善七郎（胤次）が務めている。

天正9年（1581）7月||当社造営のため「守護不入」と「新市免状」を頂戴

「守護不入」は守護がその地域に立ち入つて罪人を逮捕したり、租税を徴収したりすることができないことをいう。室町幕府の制度であつた「守護」が「戦国大名」にとつて代わられていく、時代を象徴した言葉でもあつた。「押し買い」「狼藉」の禁止、「郷中商人諸役（税）」免除などの門前町保護政策は、八幡宿の町場を作り、のちに近世宿場町、港町へと発展していくことになる。免状印文の「大吉宝久」は原胤栄、奉者の刑部少輔は原胤之、谷沢丹波守は貞儀といった。

天正18年（1590）3、5月||「小田原征伐」の徳川家康陣中に由緒、神領略絵図を差し出し、「禁制証文」を頂戴

関白、太政大臣に昇進、武力による「天下統一」をめざす豊臣秀吉は最後まで抵抗する小田原北条氏を20万の大軍で攻めた。八幡宮が徳川家康に由緒などを提出したとする3月13日、家康は秀吉の来陣を待つて沼津に待陣していた。窓口の御用掛・青山藤藏（忠成）はのち上総、下総1万6千石、初代江戸町奉行を勤めた。家康自身、関東入府以前から千葉・大巌寺安養上人と密接な書状交換を行なうなど、周到な事前工作を窺わせている。5月「家康様御上意につき相州小田原御陣所へ召し出され、御目見得の上、御祈願所に仰せ付けられ、向後乱暴の儀これなきよう御禁制御証文頂戴仕り候」とある。3月29日「箱根山」を押し切った秀吉は4月中ごろには小田原城を完全包囲、一方で関東の

支城を次々に攻略して行つた。下総、上総は木村重高と浅野長政を大将に、家康武将の本多忠勝、鳥居元忠、平岩親吉ら2万、道案内は北条氏勝であつた。忠勝の「寛政譜」は「江戸、佐倉、土氣、長南などの諸城をくだし、進んで岩槻の城を攻める」とするが、白井原氏領に触れていない。胤栄は前年12月に死去、嫡子・吉丸が後繼するが幼く、小田原城に参陣することなく白井城で「不戦開城」している。家康の「事前工作」の影響も推測される。

秀吉朱印の「禁制」は軍の乱暴、狼藉、放火、一般市民への無理押しなどを禁止するもので、同文禁制が木更津市真里谷・真如寺、同市諸西・長国寺、長南町・長福寿寺、一宮町・観明寺などに保存されている。

7月5日籠城を続けた北条氏が降伏、氏政と弟氏照が切腹して北条氏は滅亡、千葉宗家も運命をともにした。一方原吉丸はのち家康に取り立てられて1千石を与えられたが、その子主水がキリシタンとして追放され、千葉忠常に始まる名門一族が滅びた。

天正19年（1591）10月||家康から神領150石を拝領

天正18年8月、北条氏の旧領は家康に与えられた。翌19年八幡宮は家康から神領150石の「判物」を拝領。以後代々將軍に引き継がれて明治維新におよぶことになる。「寄進、八幡宮、上総国市原郡八幡郷内150石のこと」「いよいよ武運長久の精誠をぬきんごとにもっぱら祭祀をすべき」とある。

天正20年（1592）2月||禁制高札、境内構えの堀割り

「境内構えの堀割り」は、水堀、土塁、虎口の3点セットをいい、城づくりに準じた。観音町側に土塁残欠と暗渠となつた水堀が現存、「禁制高札」は現在「八幡第一ホテル」の地に建てた。

〃 8月||家康が大太刀1振りを寄進

銘文に「大納言源家康、武運長久、とくは今度唐入り早速凱旋、丹誠の旨趣、上総国市原郡八幡宮寄進奉るものなり」と年月、使者・本多弥八郎正綱を刻む。秀吉の「朝鮮出兵、文禄の役」に肥前・名護屋に出陣した家康が、武運長久祈願の奉さいとして寄進

したもので、使者は当時八幡村を所領した若き日の本多正純、のち宇都宮10万石、秀忠の主席老中にすすむが、謀反の疑いで失脚することになる。

文禄3年（1594）3月、永井直勝、当社幣殿、拝殿ほかを修復、寄進

慶長2年（1597）||靈應寺、社務は4坊年番とする

寂光坊は菊間若宮神社の社務で若宮寺を号す。この年社僧務所を

造立、護摩堂また經堂といった。

〃 19年5月||本多正信、正純、永井尚政3給地頭方藏地造立、御藏米運送みお割りのため貸し地

元和元年（1615）9月||衆徒方検地を実施

〃 2年4月||家康薨御（こうぎよ）、東照大権現となり御神忌祭祀を執行

〃 3年5月||2代將軍秀忠から御朱印下し置かれる

寛永7年（1630）5月||秀忠、家光日光社參、武運長久を祈祷

承応2年（1652）8月||汐ごり清め場大鳥居再建

明暦元年（1655）10月||梵鐘を鋲造

寛文2年（1662）9月||氏子13名、石の水鉢を寄進

〃 5年7月||4代將軍家綱から御朱印を拝領

延宝6年（1678）8月||付け祭りを隔年開催とする

天和3年（1683）||社僧・円藏坊数年来無住で、代役を寂光坊

が兼帶し靈應寺とも若宮寺とも称した。

貞享3年（1686）5月||八幡住・田中佐助ほか、木造隨大（こまいぬ）一対を寄進

元禄4年（1691）8月||本宮幣殿、拝殿立て直し新造立、八幡

村領主・堀、大久保兩家、氏子などが寄進

〃 8年6月||当所住人・杉井常政、御影社再建、寄進、10年6月、当社みず垣を再建、寄進

などを記している。

なお、天皇の代数を巡っては歴史的な変遷があり、明治3年に大友皇子が弘文天皇と諡号（しごう）が追贈され、九条廢帝に仲恭天皇の諡号が追贈された。明治44年には明治天皇の裁定により、南朝2代（後村上天皇、後龜山天皇）が正當な天皇とされ、それ以前の96代光嚴天皇から100代後円融天皇まで5代は北朝5代として正統から外した。大正15年に大正天皇の裁定により寛成親王に長慶天皇、と追贈されて現在の歴代天皇が定まつた。由緒本記に記されている天皇の代数と現在定められている代数が異なるのはこうした経緯によつている。

飯香岡八幡宮伝記（大永3年写し）

上袋の標題は「大正15年6月、千葉県史料展覧会出品、上総八幡町八幡宮伝記、大永3年の写し一巻」を記し、印鑑「川上規矩」

を刻んである。私立南總学校を創設、「地域教育者の方」と慕われた川上南洞氏が、大正15年に行われた県の史料展覧会「出品展示品」として上書きしたことを見出している。

室町中期以来、連綿と飯香岡八幡宮の「柳橋神事」を支えた「五所御三家・中嶋家」に伝わった「飯香岡八幡宮伝記」とされ、天平宝字7年2月作成、「右伝記、古来より伝わるところ、年古く破損におよび、よつて今般書き替え写し置くものなり」、「中嶋要人丁弘光末孫、執事・中嶋三郎治、ときに大永3年8月15日書」と作成の経緯を記すが、作成年代はかなり新しそう。その後の変遷をへて近年、飯香岡八幡宮社に寄贈された。

「伝記」は、白鳳2年春、朋友の中村、浅野、中島の3人が藤ぬま岡の花見で「これより都に上り古都の神社に詣でて、筑紫のかたをも巡拝せばや」と相談することから始まる。阿須波神社から発足、筑前の大崎八幡宮で「汝らに神前の大玉籠と柳の神橋を授く」との「神告」をこうむる。3人は柳の橋を筏として神宝を運んで流す。それより帰路を急げば、蒼野が原（現在のスーパー・なりたや近く）の入り江で奇しき光を放つ神宝を見つける。おのれの悦び限りなく、

藤ぬま岡に仮殿を営み、同4年蒼野が原に宮地を定め、宮祠を造営して遷宮した。天平宝字7年、国守・日高彈正忠の金穀寄進を受けて宮柱太く建てるものなり。と成立の経緯を記している。

神社の「正史」として扱われてきた「由緒本記」では柳橋の由来などは語られていない。柳橋を直接奉仕して永く伝えられてきた「五所御三家」の伝承を記した本書は光善寺薬師如来縁起などの市原地区の伝承とともに「柳橋神事」を考える上で貴重である。さらに登場する日高彈正なる人物は本書のほかは郡本八幡宮に伝來したとされる御正体の懸け仮の銘に確認できるのみであり、本伝承と掛け仮の銘分との関わりについて今後の研究が期待される。銘文の年号より本書の成立期もある程度推測でき、現在地に社殿を営んだ時期を考える上で重要な示唆を与えるだろう。

姉崎・柳原義久家文書

- ①原胤栄印判状（天正4年）
②原胤栄印判状（天正9年）
③豊臣秀吉禁制（天正18年）
④徳川家康判物（天正19年）
⑤徳川秀忠朱印状（元和3年）
⑥徳川家光朱印状（寛永13年）
⑦徳川家綱朱印状（寛文5年）
⑧徳川綱吉朱印状（貞享2年）
⑨徳川吉宗朱印状（享保3年）
⑩徳川家重朱印状（延享4年）
⑪徳川家治朱印状（宝曆12年）
⑫徳川家齊朱印状（天明8年）
⑬徳川家慶朱印状（天保10年）
⑭徳川家定朱印状（安政2年）
⑮徳川家茂朱印状（万延元年）

上麻惣社飯香岡八幡宮由請本記

夫飯香岡御宮古語傳記尔曰上麻止云國号キ發留其
根元キ茲尔願頃

柳皇國者 天照皇太神能御國尔志立天下安國止

平毛久所知食時國中尔荒振神等

皇太神能御意

不叶賜天磐戸尔隱座賜者六合内常闇成詰

神等神集尔集賜神議尔議給至天磐戸广前尔至天

市川本店写本=第1ページ 飯香岡八幡宮原本=第1ページ

元禄10年(1697) II 飯香岡八幡宮文書

元文3年(1738) II 市川本店本、山下庸盛写本(写真)
上總惣社飯香岡八幡宮由緒本記

上麻(総)惣社飯香岡八幡宮由諸(緒)本記

それ飯香岡御宮、古語伝記に曰(いわく)、上総という国号と
発するその根元をここに顯(あらわ)す。

そもそも皇國は天照皇太神の御國にして天下安國と

平らけく所、知ろしめす時、國中に荒振(あらぶる)神等、皇太神
(すめおおかみ)の御意(みこころ)に叶わず賜(たまひ)て、天(あめ)の磐(岩)戸に隠れ座(まし)たまわば

六合(くに)の内、常闇(どこやみ)と成り、諸(もろもろ)の
神等神集(かんつどい)に集まりたまひ、神議(はかり)たま
いて天の岩戸の廣前(ひろまえ)にて天の御神樂(みことのうた)を奏で奉る。(以下巻頭の「古語伝記」を省略しました)



人皇百代後小松院御幸 東德元甲子年九月

大政大臣征東大將軍源朝臣義滿八幡社原御信仰
被鳥在御所領威儀戎就尔依至御貢助爲校尉監當

御神與四社新造立奉寄進者也

御神樂四箇奉獻
奉行 上校中務入道禪助

社家執行善圖

右於鍊倉法華堂下中小路新造立之也

至德元甲子年九月八日

右御神典四社新造立御寄進爲御名代上楣中移入

道裡財物起祖廟有三奉和納此財官祿才和五穀不空
海面肆于以始祖廟除地御定殊不可專祭祀之皆御免

被仰付嚴重之祭禮執行有之其次第

御神靈幸行之時有夷狄降伏之例於此一齋會

太皷社家一人馬衆次猿田面獅子舞次四神帽役人次

相得之誓固在御神典西社奉行。左在甲辰武都八

守持者清淨之者擇定鴛帽子白張著用一社亦付十

六人竊奪帝攝神司宦人都裝束平改棄物又者馬余余
呈供奉領財役人共吉麻上下首由下三

藉魚之祿申達其旨相守列供奉頌

又氏子中希至附祭禮登号失其上唱首曲樣々う袖踊

申樂纂樂修行御神典幸行乃跡亦引續神中敬衛之使

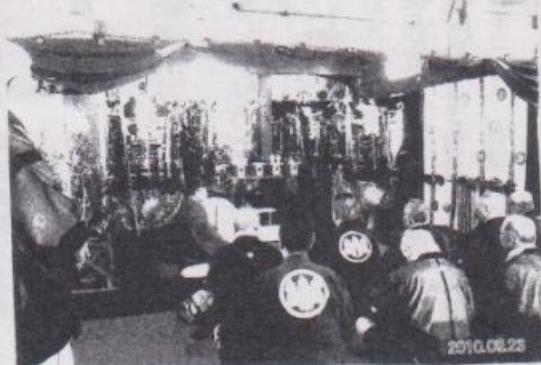
者也

但柳猶侵儀者民子市原村江申附枝株株十連固
村侵人數固小至民子當番役江渡利富侵善市原村
侵人數固小至當神前江奉獻社家受取御神樂江是

又馬沒之儀氏子市原村街馬谷并合鄉水主勤

刀劍錄之備印子市原打掛直岩牛令紙

至徳元年（1384）足利義満寄進、みこし新造立関係
(解説は省略しました)



檮杌神事



一の宮神輿

飯香岡八幡宮原本 || 元禄10年

市川本店写本

|| 元文3年

敬白八幡宮由緒本記録古来傳書者文明事實す
止當其間數百年半壁半依至紙面蟲腐（ちゆう）
難分所者之仍主今正之社傳之書半小冊半絆焉
頃難矣爲謬誤事有武綱又文明以來之記録殆其
後亦謹而校定訖

敬白八幡宮由緒本記録古來傳書者文明事實す
上皆其間數百年半壁半依至紙面蟲腐（ちゆう）
難分所者之仍主今正之社傳之書半小冊半絆焉
頃難矣爲謬誤事有武綱又文明以來之記録殆其
後亦謹而校定訖

當御神領境内表海邊通候西北江戸百七十間

裏通從東南江戸百九十間也往昔奉理境内内外未之間
地也然亦天文二癸巳年三月右境内間地之内堅五十

五間三尺横六十五間四尺故有至宝樹坊寺地別造

者也其由縁有此所者往古奉利當社神官衆葬祭奉

靈場地半有之然亦去留康正二丙子年四月十二日千

葉从平康胤同息胤持主徒數多討死有之依至右境内

當御神領は境内表海辺通り西より北へ二百七十間、
裏通り東より南へ二百九十間なり、往昔より境内有り來りの間
地なり、しかるに天文二癸巳年三月、右境内の間地の内、堅五十
五間三尺、横六十五間四尺、ゆえありて宝樹坊寺地に別け遣わ
すものなり。その由縁はこの所は往古より当社神官衆葬祭の
靈場地にこれあり、しかるに去る康正二丙子年四月十二日、千
葉介平康胤、同息胤持主徒數多（あまた）討ち死にこれあり。より
て右境内

之内故有至天文二年寺境内に分け遣わす。これにより字清水半
利寺半此所江移築則信樂山宝樹坊無量寺と号頃

人皇百一代後奈良院御宇天文二癸巳年十二月晦日
勅宣之旨趣 神祇官領長上東半利御就連被置有

處則其御文半曰
（人皇百一代後奈良院御宇、天文二癸巳年）
この部分は郷土史と関係ないので省略しました）

唯一宗源神道行畢條々已下殊請杜勤請案前

敬（つつ）しみて白（もう）す、八幡宮由緒本記録、古來伝書
は文明事實に
止まる。その間數百年を歷（ふる）によりて紙面蟲腐（ちゆう）
ふ）文字多く、
分かりがたきところこれあり、よつて今これを正し、社傳の書
を小冊に註写

す。しかるといえども謬誤（びょう）なすことありや、なお
また文明以來の記録、その
後に付して謹みて校定訖（おわんぬ）

等事爲唯受一人之相傳于今相續相限當流一

人者也此外神祇道請事依爲神祇管領古来一

身進退也不得長上之許猥不可自專之由可被

存知有依 天氣執達如件

天文二年十二月晦日

權左中辨惟房

謹上 吉田侍従殿

吉田侍従殿
天文二年十二月晦日

謹上 吉田侍従殿

其後天文七戊戌年小弓御所足利右兵衛佐源義明郷

止古河御所源晴氏卿並北條氏綱両勢と合戦に及び、義

明卿不得勝利終小高野屋ホ三御父子討死頃依

當所御所御取扱相成依之御所号半五所止改女

郷内半割分五所村上号廢依至天文八己亥年右御殿

乃跡江白幡權現乃社勸請當神官靈符奉幣帛而者也

人皇百七代正親町院御宇永祿二己未年三月

千葉介平富胤、御舍弟菊麻（間）城主千葉源三平親胤両所

御祈願によりて、当社領海面冲の方汐垢離（ごり）場、一の大鳥

居再建御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御武運長久、

子孫繁榮のためなり、これにより新たに御造立あらせらるものなり。

前願のごとく御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の祭

祀怠慢無く、天下泰平辭別（ことわき）に朝廷（おおみかど）の宝

久、国家安全、五穀成就、夷狄（いてき）降伏の御祈禱丹誠（精）

不孫敬采也依之新御造立被爲有者也

如前願御神威日々新か志至恭増年々八十余度之祭
祀怠慢 天下泰平辭別 朝廷宝位無動武運長
久国家安全五穀成就夷狄降伏之御祈禱丹誠令祈

その後天文七戊戌年、小弓御所足利右兵衛佐源義明郷（卿）
と古河御所源晴氏卿ならびに北条氏綱両勢と合戦に及び、義

明卿勝利を得ず、ついに高野（国府）台にて御父子討ち死にす。よ

りて当所の御所御取り払いに相成り、これにより御所号を五所と改め郷

内を割り分け五所村と号す、よりて天文八己亥年右御殿

の跡へ白幡權現の社勸請す。当神官靈符奉幣帛（へいはく）を奉るものなり。

人皇百七（六）代正親町院御宇、永祿二己未年三月、

千葉介平富胤、御舍弟菊麻（間）城主千葉源三平親胤両所

御祈願によりて、当社領海面冲の方汐垢離（ごり）場、一の大鳥

居再建御寄進あらせらる旨趣は天下泰平、御武運長久、

子孫繁榮のためなり、これにより新たに御造立あらせらるものなり。

前願のごとく御神威日々新たにしていやまし、年々八十余度の祭

祀怠慢無く、天下泰平辭別（ことわき）に朝廷（おおみかど）の宝

久、国家安全、五穀成就、夷狄（いてき）降伏の御祈禱丹誠（精）

不孫敬采也依之新御造立被爲有者也

如前願御神威日々新か志至恭増年々八十余度之祭
祀怠慢 天下泰平辭別 朝廷宝位無動武運長
久国家安全五穀成就夷狄降伏之御祈禱丹誠令祈

願者也。雖然天文永祿至諸國兵亂甚數。尚元進二未生織田家之軍兵及兵發。當社之神領治承已奉當國八庄之内神領之分一時。被呂上當鄉之古神領甚後。未被奉置。社頭者次第示及破壞。修理減石自然行届。兼雖然祭祀神吏者奉令執行者也。

天正四丙子年八月當神領先年減石。付自然御造營。難叶自力依至諸鄉勸進御免之儀。國守北條家江奉願所御城代北條治部少輔遠山左衛門尉當社。由諸其外神領除地等之儀悉御奉被爲有依之書上左尔。

所御城代北條治部少輔遠山左衛門尉當社。由諸其外神領除地等之儀悉御奉被爲有依之書上左尔。

差上申書上之事

一 八幡宮領 八幡鄉之内拾貳町石

一 同海面除地
當社前海面巾貳百間戌の方沖
見通櫻主除地

境内西表海邊通西ヨリ北百九十七間

一同境內

同東裏通南ヨリ東江貳百貳拾貳間
北之方妻通七十六間南妻通五十五間

各一間六尺五寸間也

右之通り先規有未付御座候御守所附以書付奉申上候以上

上總國市原庄八幡鄉

八幡宮神主社家社僧

天正四丙子年八月

神主譽田斎宮

願せしむものなり、しかるといえども天文、永祿に至り諸國兵乱はなはだしく、なお元亀二未年織田家の軍兵、兵発に及び当社の神領、治承以来、当國八庄之内神領の分一時に召し上げられ、当郷の古神領そのままに差し置かれ、社頭は次第に破壊に及び修理、減石、自然行き届きかね、しかるといえども祭祀神事はもっぱら執行せしむものなり。

天正四丙子年八月、当神領先年減石につき自然御造營。自力かないがたく、よりて諸郷勧進御免の儀、國守北條家へ願い奉る。

ところ、御城代北條治部少輔、遠山左衛門尉、当社の由緒その他、神領除地などの儀ことごとく御尋ねあらせられ、これにより、書き上げ、左に

差し上げ申す書き上げのこと

一 同境內 八幡宮領 八幡鄉之内十二町石

一 勅願所 八幡宮領 八幡鄉之内十二町石

一 神輿幸行汐ごり場

同海面除地
當社前海面巾二百間戌の方沖

見通し櫻（かい）立て除地

境内西表海辺通り、西より北百九十七間

一同境內 同東裏通り、南より東へ二百二十二間

北之方妻通り七十六間、南妻通り五十五間

おのおの一間六尺五寸間なり

右の通り先規より有り來たりにござ候、御尋ねにつき書付をもつて申し上げ奉り候。以上

上總國市原庄八幡鄉

八幡宮神主、社家、社僧

天正四丙子年八月 宗（總）代 神主 誉田斎宮

遠山左衛門尉様
北條治部少輔様

前書之通書面差し候處御請取被成早速御聞済之上
勅進御免許被下置候其文左示

上總國八幡宮可造營甚趣肝要候依之
諸鄉勸進之支得其意者也

天正四年九月 齋藤善七郎拵之
御朱印

其後天正九年六月

當社為御造營之八幡宮新市御免願所早速御聞
済被下置七月御免許頂戴仕候則御證文左曰

八幡鄉守護不入

相定新市之事為立候

押賃狼藉停止殊於近鄉取候役之車

如前々直處亦可改之近鄉亦至未進役於八幡
中策媒更不可叶鄉中高人諸役免許之儀不可
有相違者也仍如件

天正九年己年七月

刑部少輔
御朱印

谷澤丹波守奉之

遠山左衛門尉様
北條治部少輔様

前書の通り書面差し上げ候ところ御受け取りなされ、早速御聞き済
みの上

勅進御免許下し置かれ候。その文左に
上總國八幡宮造営すべき趣、肝要に候。これにより
諸鄉勧進のこと、その意を得るものなり。

天正四年九月 齋藤善七郎これを拵ぐ
御朱印

その後、天正九年六月、

当社御造営のため八幡宮新市御免願い奉るところ、早速御聞き
済み下し置かれ七月御免許頂戴仕り候。すなわち御證文左にいわく。

八幡鄉守護不入

相定む、新市のこと立たせ候、
押し賣い、狼藉（ろうぜき）堅く停止（ちようじ）、ことに近

郷において取り候役のこと、

前々のごとくその処（所）にてこれを改めべく、近郷にて未進
役、八幡

中において策媒致すこと叶うべからず、郷中商人諸役免許の儀、
相違あるべからざるものなり。よつてくだんのごとし。

天正九年己年七月

刑部少輔

谷澤丹波守これを奉る

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰厚く思し召しなされ、御用所青山藤藏殿
嚴命當社由諸神領除地等悉く細かに御尋ねあら
有來之通書上并界繪圖相添奉差上候文面左示

差上申書上之事

天武天皇勅額所

一八幡宮寶殿 神輿四社

佐美大介重利義満公御寄進

一同神領

八幡郷之内十二町石

境内西表海邊通從北へ百九十七間

一同境内

同東裏通從南東江戸百二十戸間

一同海面除地

見通權主御除地 各間六尺五寸間也

一同海面除地

見通權主御除地 各間六尺五寸間也

右之通先規有來御至候今度御事おそれ別紙略繪圖

相添奉差上候已上

上總國市原庄八幡郷

八幡宮 社僧

圓 藏 坊

同宮神主

譽田齋宮

天正十八年三月

天正十八年庚寅三月

徳川様當社御信仰厚く思し召しなされ、御用所青山藤藏殿
嚴命を蒙（こうむり）当社由緒、神領除地等悉く細かに御尋ねあら
せられ、これにより先規

有り来たりの通り書き上げならびに略繪図相添え差し上げ奉り候、
文面左に、

差し上げ申す書き上げのこと

天武天皇勅額所 征夷大將軍源朝臣義満公御寄進

一八幡宮寶殿 神輿四社

一同神領

八幡郷之内十二町石

境内西表海辺通り、西より北へ百九十七間

一同境内

同東裏通り、南より東へ二百二十二間

一同海面除地

當社前海面巾二百間、戌の方沖

一同海面除地

見通しかい立て御除地、おののおの一間六尺五寸間なり

右の通り先規有り来たりにござ候、今度（このたび）御尋ねにつき
別紙略繪図

相添え差し上げ奉り候。以上

上總國市原庄八幡郷

八幡宮 社僧

円 藏 坊

同宮神主

譽田齋宮

天正十八年三月

御用掛

青山藤藏様

御用掛



此繪圖面先般之通六尺五寸間海内戌之
吉見通權主御除地相違ござなく候、このたび
御尋亦防繪圖面申以奉申上候如件

天正十八寅年二月

上總国市原庄八幡郷

八幡宮社僧

圓藏坊

同社神主

譽田齋宮

御用掛

青山藤藏様

御用掛

同社神主
譽田齋宮

御用掛

青山藤藏様

同社神主
譽田齋宮

同社神主
譽田齋宮

右之通書面一通青山侯差上候然處同年五月
徳川様御上意が付相州小田原御陣所へ被御召出
御目見え之上當社御祈願所へ被仰附向後亂妨之儀

右之通書面一通青山侯差上候然處同年五月
徳川様御上意が付相州小田原御陣所へ被御召出
御目見え之上當社御祈願所へ被仰附向後亂妨之儀

右の通り書面二通青山侯へ差し上げ奉り候、しかるところ同年五月
徳川様御上意につき、相州小田原御陣所へ御召し出され、
御目見えの上當社御祈願所に仰せ付けられ、向後乱妨（暴）の儀
これなきよう御禁制御証文頂戴仕り候。すなわち御証文御文言にい
わく。

無之様御禁制御証文頂戴仕候則御證文御文言申曰

上總国市原庄八幡郷 そうじや、きくま、やまき、村上
ごい、府中、ごしよ

禁制

上總国市原庄八幡郷 そいあは、あさき、村上
ごい、府中、ごしよ

右之通書面一通青山侯差上候然處同年五月
徳川様御上意が付相州小田原御陣所へ被御召出
御目見え之上當社御祈願所へ被仰附向後亂妨之儀

以上

一軍勢甲人乱妨狼藉事

一放火事

一對地下人百姓非分之儀申祇事

右之條々堅令停止訖若於違犯之輩者

は 一軍勢甲乙人等乱暴、狼藉のこと
一放火のこと
一地下（じげ）人、百姓に対し非分の儀申しかくること
右の条々堅く停止せしめ訖（おわんぬ）、もし違犯の輩において

△印繪圖面の内書き上げ文

この繪圖面、先般の通り六尺五寸間海内戌の
方見通しが立て御除地、相違ござなく候、このたび
御尋ねにつき繪圖面をもつて申し上げ奉り候、くだん
のごとし。

天正十八寅年三月

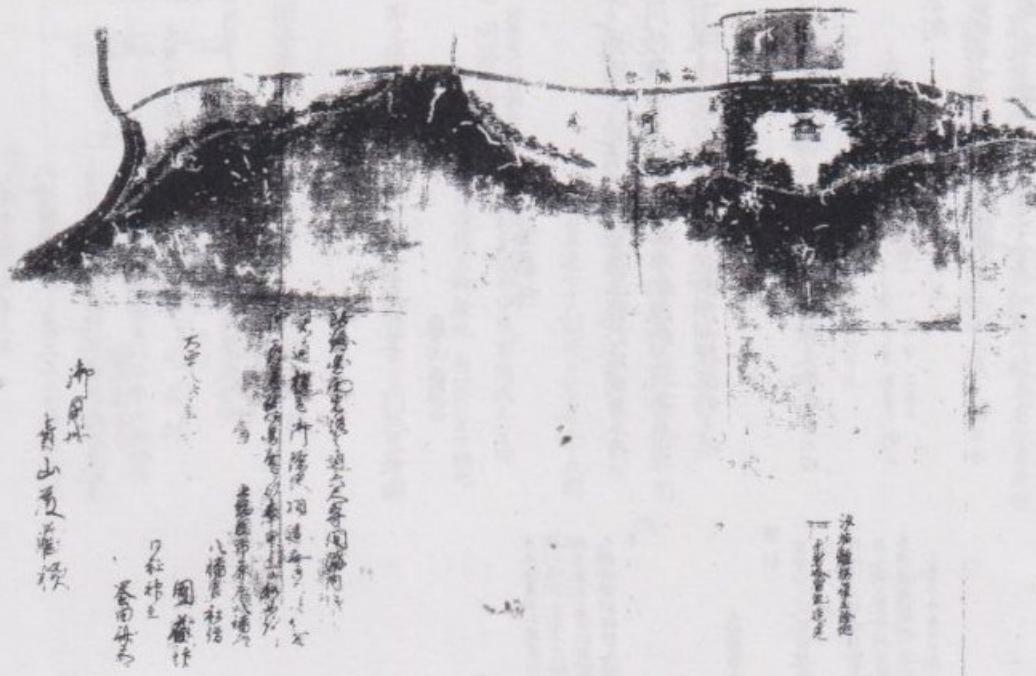
上總国市原庄八幡郷

八幡宮社僧

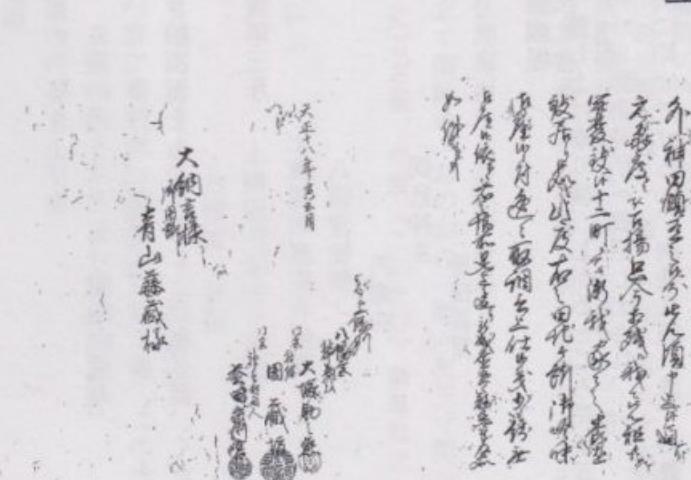
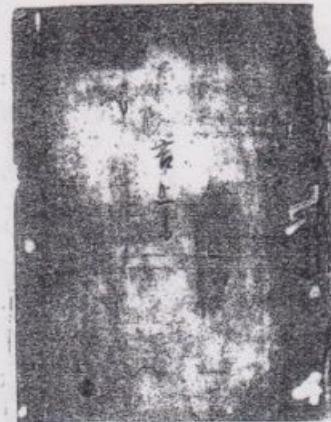
円藏坊

同社神主
譽田齋宮

同社神主
譽田齋宮



天正 18 年（1590）徳川家康あて書き上げ、略絵図面



右に新田細利右人庵・神浦勘
神村・寛任・朴篠等々芝地賤倅不
記年被房・高ひ原の御恩情裏
勤清在職時・新築・植地・田細・神田
領有追跡地割計・新開・宣養渠
合十二町歩也

勿可被處嚴社有也

天正十八年五月日御判

右御禁制御証文一通難有頂戴仕以後代々可爲御用
旨被仰渡殊不御祈願所被仰付難有奉表依至以來
神事怠慢天下泰平御武運長久之祈精可抽
丹誠者也

天正十九年十一月

德川太納言源朝臣家康八幡社厚く御信仰被鳥立依豆

神領高百五拾石御寄進被有殊可奉祭祀乞旨
御判物被下置難有頂戴仕則御証文御文亦曰

寄進 八幡宮

上總國市原郡八幡郷内百五拾石事
右如先規令寄附乞託守此旨亦神武運長人

之精誠殊可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月日大納言源朝臣御判

尚以當社者御祈願所被爲仰付依天下泰平御武運
長久祭禮格式御改之上至德度之例亦嚴重不可

爲祭祀執行旨被仰付依先例之通可爲執事

柳榆之儀先例之通市原村余造立村役人警固、五

たちまち嚴科に処さるべきものなり。

天正十八年五月日 御判

右御禁制御証文一通ありがたく頂戴仕り以後代々御用
旨仰せ渡され、ことに御祈願所に仰せ付けられありがたく畏（かし
こみ）奉る。よりて、以来

右御禁制御証文一通難有頂戴仕以後代々可爲御用
旨被仰渡殊不御祈願所被仰付難有奉表依至以來
神事怠慢天下泰平御武運長久之祈精可抽
丹誠者也

天正十九年十一月

德川太納言源朝臣家康八幡社厚く御信仰被鳥立依豆

神領高百五十石御寄進あらせられ、ことにもつばら祭祀すべきの旨、
御判物下し置かれありがたく頂戴仕り、すなわち御証文御文にいわ
く、

天正十九年十一月 天正十九年十一月日 大納言源朝臣御判
德川大納言源朝臣家康公当社厚く御信仰あらせられ、よりて
神領高百五十石御寄進あらせられ、ことにもつばら祭祀すべきの旨、
御判物下し置かれありがたく頂戴仕り、すなわち御証文御文にいわ
く、

右如先規令寄附乞託守此旨亦神武運長人

之精誠可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御判

寄進 八幡宮

上總國市原郡八幡郷内百五十石のこと

右如先規令寄附乞託守此旨亦神武運長人

之精誠可專祭祀之狀如件

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣御判

尚以當社者御祈願所被爲仰付依天下泰平御武運
長久祭禮格式御改之上至德度之例亦嚴重不可

爲祭祀執行旨被仰付依先例之通可爲執事

柳榆之儀先例之通市原村余造立村役人警固、五

長久の祭礼格式御改めの上至德度の例にまかせ、嚴重に

祭祀執行すべき旨仰せ付けられ、これにより先例の通り執行すべき

こと。

所村當番者右役人市原役人一同警固小至當社

江獻上社家請取御神典奉備御神典幸行之時者

市原村役人警固類馬役者市原村并八鄉村令奉利

卷之三

無差支。爲勤仕旨。彼仰復候者。也。

卷之三

天正十九辛卯年十一月

大正十九年年十一月
大正十九年八月雷打樹而倒根柢折而倒立
後附地而生之又根柢倒立風間外之牆一間
並蓋陰莖之内二張之倒高札牆所有鐵鏈之小束之角
定就之内之倒蓋之者也

所村當番へ着、右役人市原役人一同警固にて当社へ獻上、社家請け取り御神輿へ備え奉り、御神輿幸行の時は市原村役人警固す。馬役は市原村ならびに八郷村々よりこれを取る。

天正十九辛卯年十一月

天正十九年二月當社領爲御取締御禁制高札相立
保赤所境内構之堀新細堀割横口貳間外土揚場一間
通差除置立内江堀之 高札堀所看構堀之外東之角
定杭之內江堀置之者也

天正九十年八月
徳川大納言後當社御信厚御思食被爲井依之御太
刀一振御寄進被爲有則御太刀御鉄余曰

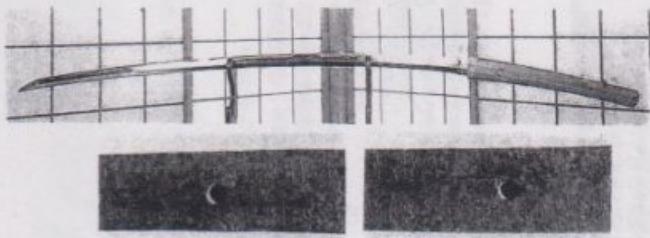
大外言原東直長久
甄陳丹誠之言忘依如件

上總國市原郡八幡宮奉寄在有也

天正二十年壬辰八月十七日

使者 本多弥八郎正紀

右御太刀并御内陳之御鍵



徳川家康銘大太刀

所村當番へ着、右役人市原役人一同警固にて当社
へ獻上、社家請け取り御神輿へ備え奉り、御神輿幸行の時は
市原村役人警固す。馬役は市原村ならびに八郷村々より
これを取る。

右の条々、至徳度の例の通り郷村役人ども一同相心得、諸役
差し支えなく勤仕すべき旨仰せ渡され候ものなり。

天正十九辛卯年十一月

天正二十壬辰年二月、当社領御取り締まりのため御禁制高札相立て
候につき、境内構えの堀新規掘割り、横口二間、外土揚げ場一間
通り差し除き置き、その内へこれを掘り、高札場所は構え堀の外東
の角、
定杭の内へこれを建て置くものなり。

天正二十壬辰年八月

徳川大納言様当社御信仰厚く御思し召しあらせられ、これにより御

天正二十九年八月
徳川大納言様当社御信仰厚く御思し召しあらせられ、これにより御
太刀一振り御寄進あらせられ、すなわち御太刀御銘にいわく

一振り御寄進あらせられ、すなわち御太刀御銘にいわく
大納言源家康、武運長久、とくは今度唐入り早速
凱陳（陣）、丹誠の旨趣、よつてくだんのごとし。
上総国市原郡八幡宮寄進奉るものなり。

天正二十年壬辰八月十八日

右御太刀ならびに御内陣の御鍵
使者 本多弥八郎正綱（のちの正純）

本多弥八郎正綱（のちの正純）
門陣の御鍵
鎌治工、平井和泉守打つものなり

天正十九年十月社僧圓寂功事天正院止相成宣外
寂光坊圓衆坊本覺坊此四ヶ坊社僧相勸申候

文禄三甲午年 永井右近大夫殿當社御信仰被局有
依之鳥御造營料土御藏米貳百俵御寄進爲此時
御本社幣殿并殿宇修覆其外社等御造營有之則
御棟札左記面

天正十九年十月社僧圓寂功事天正院止相成宣外
寂光坊圓衆坊本覺坊此四ヶ坊社僧相勸申候

文禄三甲午年 永井右近大夫殿當社御信仰被局有
依之鳥御造營料土御藏米貳百俵御寄進爲此時
御本社幣殿并殿宇修覆其外社等御造營有之則
御棟札左記面

二元三行文禄三甲午年

代官大塚助之丞

奉再造立一字災消除之攸

神主譽田大内藏亮

三妙加持三月吉祥日

惣社家中

御宮殿宗間文支

一御本宮表平行三間但中う間者九尺間也

兩之間者八尺間也妻行者三間内外縁者一丈一寸

間也残二タ間者八尺間也

文禄三甲午年、永井右近太夫殿、当社御信仰あらせられ、
これにより御造營料として御藏米二百俵御寄進あらせられ、この時
御本社幣殿、拝殿宗（總）修覆（復）、その外擴社等御造營これあり、
すなわち
御棟札左に記す。

天正二十壬辰年十月、社僧円藏坊こと天正院と相成り、その外
寂光坊、円乗坊、本覺坊、この四ヶ坊社僧相勸め申し候。

二元三行文禄三甲午年

代官大塚助之丞

奉再造立一字災消除之攸

神主譽田大内藏亮

三妙加持三月吉祥日

惣社家中

御宮殿宗間文支

一御本宮表平行三間但中う間者九尺間也

兩之間者八尺間也妻行者三間内外縁者一丈一寸
間也残二タ間者八尺間也

一御本宮表平行三間、ただし中の間は九尺間なり

両の間は八尺間なり、妻行は三間、内飛縁は一丈一寸
間なり、残り二タ間は八尺間なり

一幣殿表平行一丈六尺一寸間也妻行者三間組本社

子引取付之間者九尺間也残二間者七尺間也

一拜殿表平行五間中者九尺五寸間也残四間者七尺

間也但妻行三間者七尺間也

一向拜殿表平行三間中者九尺五寸間也残二間者七尺

間也但妻行八尺四寸間也

以上御本社之分也

一瑞籬妻行三十武間者六尺五寸間也 内八尺間

但丙之妻行一丈六尺十四間 後平通九間也

一御影社表平行四尺五寸妻行三尺七寸外一尺五寸飛

縁組三之間社也

一若宮社表平行七尺妻行一丈一尺内六尺飛縁也

一別宮社表平行八尺妻行九尺三寸内四尺千鶴縁也

一高良社右同間也

一天神社右同間也

右五社者八幡宮之摂社也

其後慶長二丁酉年社僧儀神光山天正院靈應寺等号
社務之儀間寂坊寂光坊圓覺坊本覺坊右四坊余三年
番相成候者靈應寺等号平名乘像堂

番相成候者寂光坊右四坊余三年

番相成候者圓覺坊本覺坊右四坊余三年

始流但右寂光坊者菊間村若宮之社務者至若宮寺上
号是同年圓藏坊其外候候者追大日堂主社

教教來候候者追大日堂主社僧多本相成依主社僧務所

新規造

一幣殿表平行一丈六尺一寸間なり、妻行は三間、ただし本社

より取り付けの間は九尺間なり、残り二た間は七尺間なり。

一拜殿表平行五間、中は九尺五寸間なり、残り四間は七尺

間なり、ただし妻行三間は七尺間なり。

一向拜殿表平行三間、中は九尺五寸間なり、残り一た間は七

尺間なり、ただし妻行八尺四寸間なり。

以上御本社の分なり。

一瑞籬（みずがき）妻行の十二間は六尺五寸間なり、内八尺間、

ただし両の妻行とも二十四間、後ろ平通り九間なり。

一御影社表平行四尺五寸、妻行三尺七寸、内一尺五寸飛

縁、ただし三の間社なり。

一若宮社表（平）行七尺、妻行一丈一尺、内六尺飛縁なり。

一別宮社表平行六尺、妻行九尺三寸、内四尺一寸飛縁なり。

一高良社右同間なり。

一天神社右同間なり。
右五社は八幡宮の摂社なり。

その後慶長二丁酉年、社僧の儀は神光山天正院靈應寺と号す。
社務の儀は圓藏坊、寂光坊、圓乘坊、本覺坊右四坊にて年
番に相務め、當番に相成り候者靈應寺の寺号を名乗り候こと
はじまる。ただし右寂光坊は菊間村若宮の社務にて若宮寺と
号す。同年圓藏坊その外前々よりこれまで大日堂にて社
務致し來たり候候（ところ）、追々社僧多に相成り、よりて社僧務所

新規造

立有之則護摩堂止唱又者經堂止也云也

八幡宮境内総間地書き上之事

一 西の方海表通南之隅より北之構堀之内迄百九十四間

間但堀巾貳間外土揚場一間有之

一 東裏通南之隅より北之構堀之内迄貳百貳十間

一 北の方妻通東之隅より西海邊迄七十六間

一 南の方妻通南之隅より西海邊迄五十五間

一 御本社中通東より西鳥居迄九十五間

一 當社前海面巾貳百間戌の方沖見通權左隣地

各一間六尺五寸間也

右之通先規有未申御候以上

慶長十八年八月

上總國市原庄八幡郷

御朱印地八幡宮

神主譽田大内藏亮

本多上野人様

御役人中

右書面本多侯へ差し上げ申し候

境内坪数およそ一万三千三百五十一坪余

右書面本多侯へ差し上げ申し候
境内坪数九一万三千五百五十一坪余

八幡宮境内外地頭方江御藏造立につき藏屋敷に貸し
地之分間地、堅九十間、横十九間

立これあり、すなわち護摩堂と唱え、または經堂ともいいうなり。

八幡宮境内総間地書き上げのこと

一 西の方海表通り、南の隅より北の構え堀の内まで百九十四間、ただし堀幅二間、外土揚げ場一間これあり。

一 東裏通り、南の隅より北の構え堀の内まで二百二十間

一 北の方妻通り、東の隅より西海邊まで七十六間

一 南の方妻通り、南の隅より西海邊まで五十五間

一 御本社中通り、東より西鳥居まで九十五間

一 当社前海面巾二百間、戌の方沖見通しかい立て除地

おののおの一間六尺五寸間なり

右の通り先規有り來たりにござ候。以上

慶長十八丑年八月

上總國市原庄八幡郷

御朱印地八幡宮

神主譽田大内藏亮

本多上野介様

御役人中

右書面本多侯へ差し上げ申し候

境内坪数およそ一万三千三百五十一坪余

八幡宮境内外地頭方江御藏造立につき藏屋敷に貸し
地の分間地、堅九十間、横十九間

本多佐渡守

本多上野介 三給地頭方江原地也

永井信濃守

慶長十九甲寅年五月

右三給地頭方御藏造立水附御藏米運送新規澤（みお）堀割り
地所當社表海面御除地之内別紙証文通貸地致し眞加金一兩年々上納致者也其文左

押借地証文差し上帳

八幡宮

見通

四百八拾間

御除地

拾貳間

上巾口

八間

地底尻

三拾間

山岸南北

拾八間

同東西

此度御軍送込地書面之通押借申處實至花石為眞加
金一兩年々相納可申候右爲向後證文差上申候以上

慶長十九甲寅年五月

村役人惣代

善六

同 利兵衛 羽右衛門

運送藏地守 善左衛門

善左衛門

本多佐渡守

本多上野介 三給地頭方へ貸し地なり

慶長十九甲寅年五月

右三給地頭方御藏造立につき、御藏米運送新規澤（みお）堀割り
地所當社表海面御除地之内、別紙証文の通り貸地致し、眞
加金として一両ずつ年々上納致すものなり、その文左に。

押借地証文差し上げ帳

八幡宮御除地見通し

四百八十間

上巾口

十二間

地底尻

八間

山岸南北

三十間

同東西

十八間

このたび御運送みお地、書面の通り押借申すところ実正なり、右眞

加として

金一両ずつ年々相納め申すべく候、右向後そのため証文差し上げ申し
候。以上

慶長十九甲寅年五月

村役人惣代 善六

同 利兵衛 羽右衛門

運送藏地守 善左衛門

同

八幡宮

御役所

右之通證文取置御除地之内貸地致候也

慶長十九寅年五月

右の通り証文取り置き、御除地の内貸地致し候なり。

慶長十九寅年五月

衆徒方境内間地之事

一 表町通平七十一間裏後ろ構山の方南北八十二間

両之脇妻行通五十二間妻權等中通向之門之橋ヨリ

後之構追五十八間也

満徳寺境地之分
一 表町通平北南三十間後之方平北南二十間中通門

之外牆自ヨリ後者構追三十間北之方妻行同間也

元和元年九月

太政大臣征夷大將軍源朝臣家康公元和二辰年四月

十七日薨御賜布

東照大權現奉祝崇御神忌祭祀於神前大祭奉幣帛

手御祓御神樂執竹音樂奏御膳神酒禮物奉獻

尚元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行御膳神

酒種々物奉備奉幣帛御神樂祝子音樂舞樂奉奏大祭

施行有之每年祭祀丹誠可為執行者也

徳川大樹御二代君

八幡宮

御役所

衆徒方境内間地のこと

一 表町通り、平七十一間、裏後ろの構山の方南北八十二間、

両の脇妻行通り五十二間、靈應寺中通り向いの門の橋よ

り後ろの構えまで五十八間なり。

満徳寺境内の分

一 表町通り平北南三十間、後ろの方平北南二十間、中通り門の外境い目より後ろは構えまで三十間、北の方妻行同間なり。

元和元年九月

太政大臣征夷大將軍源朝臣家康公、元和二辰年四月

十七日薨御（こうぎよ）たまう。

東照大權現と祝い崇め奉り、御神忌祭祀神前において幣帛（へいは

く）を斎（いつ）き奉り、

御祓い、御神樂執行、音楽を奏で、御膳、神酒、種々物を献じ奉る。

なお元和三丁巳年四月十七日御神忌祭祀執行、御膳、神

酒、種々の物を備え奉り、幣帛を備え奉り、御神樂、祝子（はぶり

二）音楽、舞樂奏で奉り、大祓い

修行これあり、毎年祭祀丹誠をぬきんで執行すべきものなり。

徳川大樹第二代君

征東大將軍源朝臣秀忠八先規之通

御朱印被下置候御文吉曰

八幡宮領上蒲郡市原郡八幡郷之内百五拾石舉
任去天正十九年十一月先判之旨永不可有相違
之狀如件

元和三年五月御朱印

大和二年正月十一日御承印

去る天正十九年十一月の先判の旨に任せ、永く相違あるべからざるの状、くだんの「ことし」。

征夷大將軍朝臣秀忠公、先規の通り
御朱印下し置かれ候、御文言にいわく、

元和五年二月、御神領の内社家ならびに社僧配当高の儀
につき、社家方は家内多くことごとく小禄記當にては目曉達

元和五年二月御袖領之内社家並社僧配當高之儀

相成依之承元信濃平塞江相伺候處社家有有變之儀
亦付右臺文等有之有當分社勢之間農商之業多營精
誠神務相歸可被致其上差支有之候者直即可以續出
旨被仰聞候依之社家社勢之間農商之業多營相續致
便事也

三

征東大將軍源朝臣秀忠公
同 源朝臣家光公

兩御所御上洛被爲成依之於當社余七日之間

天下太平 衙武寧長久國家安全之術初荷衙神
祝子音樂半奉奉御神供種々之物半奉備

寛永丙寅年九月

寛永三丙寅年九月

寶光山

天下泰平，御史臺長官國家安全之司，仍稱御史臺。檢子音學，參參御史狀往之廟宇參傳。

元和九癸亥年

征夷大將軍源朝臣秀忠公

同源朝臣家光公

両御所御上洛なさせられこれにより当社において七日の間天下泰平、御武運長久、国家安全の御祈祷、御神楽、

御神体を奉る。御神体(ひんぐ)は種々の物を備え奉る。

両御所御上洛なさせられ、これにより当社において七日の間

征夷大將軍源朝臣秀忠公被任大政大臣が依之於當社か七日之間 天下泰平 御武運長久、國家安全の御祈禱御神樂祝子音樂を奏御後執行御神供御神酒種々の物奉備

寛永七庚午年五月

太政大臣源朝臣秀忠公

征夷大將軍源朝臣家光公 御両大樹日光御社參被

爲丘依之於當社神前か三日之間 御武運長久之御祈禱御神樂祝子音樂奉奏御膳御酒種々物奉備

寛永七庚午年五月

當宮御神樂四社御修復奉白鳥帽子白張等是者新

仕立替氏子半八郷其外村々寄進有之

三之宮鳳凰之寄進菊間若宮社家玄蕃寄進者也

寛永七年七月

當宮御神樂四社御修復奉白鳥帽子白張等是者新

仕立替氏子半八郷其外村々寄進有之

三之宮鳳凰之寄進菊間若宮社家玄蕃寄進者也

御神樂祝子音樂奉奏七日之間日々御神供奉備

寛永十三子年正月

大樹日光御社參成爲成依之於當宮神前か三日之間

天下泰平 御武運長久國家安全之御祈禱御神樂

征夷大將軍源朝臣秀忠公太政大臣に任せられ、これにより当社において七日の間、天下泰平、御武運長久、国家

安全の御祈禱、御神樂、祝子音樂を奏で、御祓い執行、御神供は御神酒種々の物備え奉る。

寛永七庚午年五月

太政大臣源朝臣秀忠公

征夷大將軍源朝臣家光公、御両大樹日光御社參

あらせられ、これにより当社神前において三日の間、御武運長久の御祈禱、御神樂、祝子音樂奏で奉り、御膳、神酒、種々物備え奉る。

寛永七庚午年五月

当宮御神樂四社御修復ならびに烏帽子（えぼし）、白張等、これは新たに

仕立て替え、氏子ならびに八郷そのほか村々寄進これあり、

三の宮鳳凰の寄進、菊間若宮社家玄蕃寄進るものなり。

寛永十一年七月

征夷大將軍源朝臣家光公御上洛成させられ、よりて当社

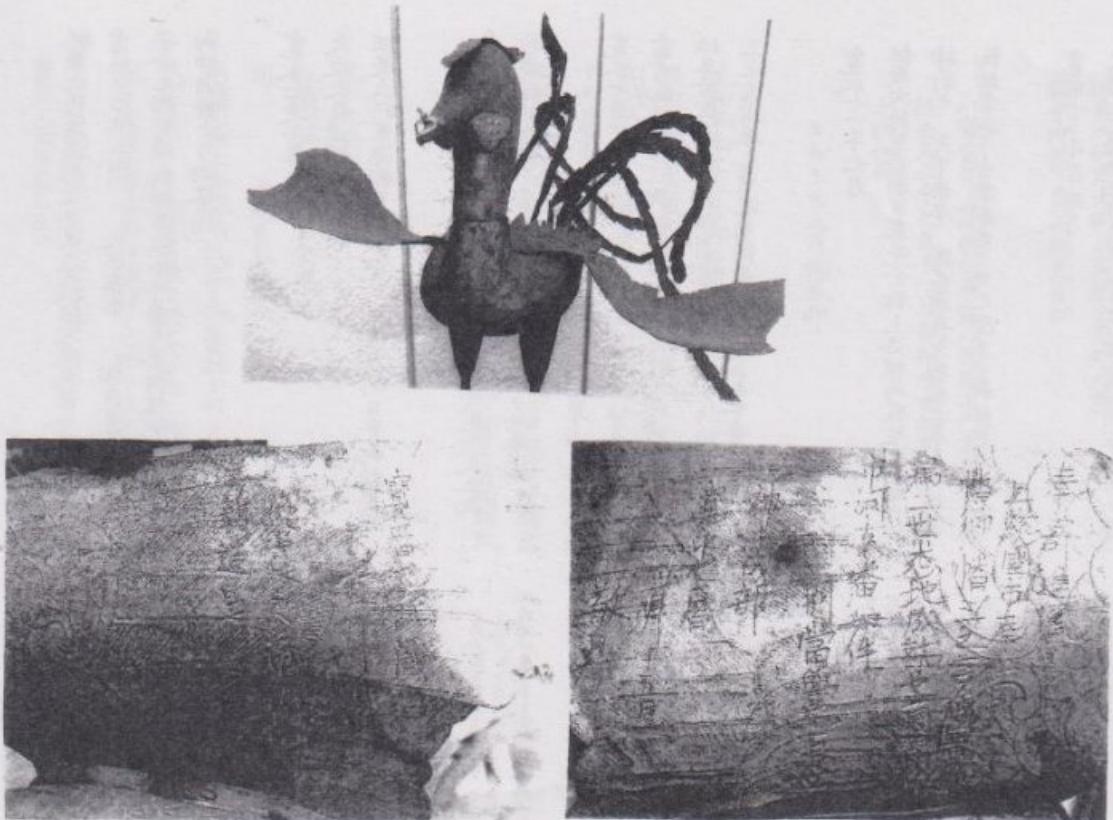
神前において天下泰平、御武運長久、国家安全の御祈禱、

御神樂、祝子音樂を奏で奉り、七日の間日々御神供備え奉る。

寛永十三子年正月

大樹日光御社參成させられ、これにより当宮神前において三日の間、

御神樂御神樂



寛永7年（1630）ほか＝市川玄蕃寄進、三の宮みこし鳳凰

寛永7年（1630）、宝暦9年（1719）飯香岡八幡宮所蔵
室町中期三の宮みこし鳳凰銘

奉寄進鳳凰之事

上總国市原庄於

八幡郷八幡三之宮御宝殿

為二世悉地成就也菊間郷

市河玄蕃如件

別當覺源上人

神主式部

寛永七曆

五月十五日

敬白

寄進奉る鳳凰のこと

上總国市原庄

八幡郷八幡において三の宮御宝殿

二世のため悉地成就なり。菊間郷

市川玄蕃、くだんのごとし。

別當（靈應寺）覺源上人

神主（飯香岡八幡宮）式部

寛永七年

五月十五日

敬白

宝暦九己卯年

九月一日

修復の節朱雀

新造おわる。

宝暦九己卯歲
九月朔日
修復之節朱雀
新造畢

祝子音樂奉奏御神供種々物奉備

徳川大樹御三代君

征夷大將軍源朝臣家光公奉題之通
御朱印被下置候御文少回

御朱印被下直候御文少回

八幡宮領上總國市原郡八幡郷之内百五拾石

之事仕天正十九年十一月元和三年五月十一日

兩先判之旨永不可看相違者可抽國家泰平之

精初之狀如件

寛永十三年十一月九日御朱印

寛永十七辰年四月

大樹君日光御社參成依於當社神前之旨之間

御武運長久國家泰平之御祈禱御神樂祝子音樂奏

御神供種々之物奉備

八幡宮境内之内地頭方御藏屋敷木價地之分

永井豊前守 藏地分

從南北江九二間 從東西江十九間

永井式部少輔 同

從南北江九二間 從東西江十九間

酒井兵部少輔 同

從南北江九二間 從東西江十八間

祝子音樂奏で奉り、御神供は種々物を備え奉る。

徳川大樹御三代君

征夷大將軍源朝臣家光公、先規の通り
御朱印下し置かれ候、御文にいわく。

八幡宮領、上總國市原郡八幡郷之内百五十石

のこと、天正十九年十一月、元和三年五月十一日

両先判の旨に任せ永く相違あるべからず、てえれば國家泰平の精

祈をぬきんすべくの状、くだんのことし。

寛永十三年十一月九日 御朱印

寛永十七辰年四月

大樹君日光御社參成させられ、これにより當社神前において三日の間、

御武運長久、國家安泰の御祈禱、御神樂、祝子音樂を奏で
御神供、種々の物備え奉る。

八幡宮境内之内、地頭方御藏屋敷に貸地の分

永井豊前守 藏地分

南より北へ二十二間 東より西へ十九間

永井式部少輔 同

南より北へ二十二間 東より西へ十九間

酒井兵部少輔 同

南より北へ二十三間 東より西へ十八間

堀三左衛門尉

同

從南北江九三間

右之通地致依之年々米一俵貰斗、藏守善左衛門
爲御年貢納之

寛永十九壬午年四月改之

寛永十九壬午年四月

大樹君日光御社參被爲有依之於當神前二日之間
天下泰平、御武運長久國家安全之御祈禱有之
御神樂祝子音樂奉奏御供種々物奉備

慶安元子年四月

大樹君日光御社參被爲在先例之通於神前二日間
東照神君奉幣帛御神樂祝子音樂奉奏
天下泰平、御武運長久國家安全之御祈禱有之

神酒種々物奉獻

慶安二丑年四月
征夷大將軍源朝臣家綱公日光御社參被爲成先例之
通於當神前

東照神君奉幣帛御神樂祝子音樂奉奏御供種々
物奉備之 天下泰平、御武運長久國家安全之
御祈禱執行有之

堀三左衛門尉 同
南より北へ二十三間

東より西へ十九間
寛永十九壬午年四月改之

右の通り貸地致し、これにより年々米一俵二斗ずつ、藏守善左衛門
御年貢としてこれを納む。

寛永十九壬午年四月これを改む。

寛永十九壬午年四月

大樹君日光御社參あらせられ、これにより當神前において三日の間
天下泰平、御武運長久、國家安全の御祈禱これ有り
御神樂、祝子音樂を奏で奉り、御供え種々物を備え奉る。

慶安元子年四月

大樹君日光御社參あらせられ、先例の通り神前において三日間
東照神君へ幣はく奉り、御神樂、祝子音樂を奏で奉り
天下泰平、御武運長久、國家安全の御祈禱、御膳、御
神酒種々物献じ奉る。

慶安二丑年四月
征夷大將軍源朝臣家綱公、日光御社參なさせられ、先例の
通り當神前において

東照神君へ幣はく奉り、御神樂、祝子音樂奏で奉り、御神供種々
物備え奉りて、天下泰平、御武運長久、國家安全の
御祈禱執行これ有り。

當神領表海面巾二百間、戌の方沖見通しかい立て御除地之内、御神輿幸行汐ごり清め場、一の大鳥居御寄付、新たに内御神輿幸行汐垢離清女場一之大鳥居御寄附新

御建者嘉慶元卯年九月

太政大臣征夷大將軍源朝臣義満公之御造立被爲有

其後延徳二戌年足利右兵衛佐源義明公御再建御寄

進也其后永禄二末年三月千葉介富胤、同舎弟源三親

胤御兩家之御再建御寄付也

然處其后經年曆半風損絶破亦及北東人難歎之難及

自力を依託神主社家衆徒心合勸進合力如先創汐垢

離清場大鳥居再建成武元右材木下總國千葉寺之

清地林を擇定令慤望者也于時奉應二癸巳年八月

神主市川伊賀守藤原重義從年番神光山靈應寺德

雄社家衆徒中

明暦元乙未年十月始林鐘造立寸法左之通

龍頭下豎長さ三尺八寸 胫丸九寸七尺九寸

龍頭を長さ一尺七分 口差し渡し二尺六寸五分

口ノ厚さ二寸二分 左手鐘之銘年記

奉鑄造 上總國市原郡 八幡宮

洪鐘鉛

琴瑟鼓鐘蓋樂器類
堅壊不同其故何也

其爲體也其爲德也
和白霜号鳴青雲号

早晨断眠晚來憩勞
一口使造者生天帝

当神領表海面巾二百間、戌の方沖見通しかい立て御除地之内、御神輿幸行汐ごり清め場、一の大鳥居御寄付、新たに御建立は嘉慶元卯年九月、太政大臣征夷大將軍源朝臣義満公の御造立あらせられ、その後延徳二戌年足利右兵衛佐源義明公御再建御寄進なり、その後永禄二末年三月千葉介富胤、同舎弟源三親

胤御兩家の御再建御寄付なり。

しかるところその後年曆をへて風損絶破に及び、衆人これを歎（なげく）といえども

自力に及びがたく、よつて神主、社家、衆徒心合わせ勧進、合力、先規のごとく汐

り清め場、大鳥居再建成就おわる。右材木は下總國千葉寺の清地林を採び定め、懇望せしむものなり、時に承応二癸巳年八月、神主市川伊賀守藤原重義、衆徒年番神光山靈應寺德

雄、社家、衆徒中

明暦元乙未年十月始め梵鐘（ぼんしよう）造立、寸法左の通り。
龍頭（りゆうず）下、豎長さ三尺八寸、胫の丸（長）さ七尺九寸
竜頭の長さ一尺七分、口差し渡し二尺六寸五分
口の厚さ三寸二分、左に鐘の銘を記す。

铸造奉る 上總國市原郡 八幡宮

洪鐘（こうしよう）銘

琴瑟鼓鐘蓋樂器類
堅壊不同其故何也

其爲體也其爲德也
和白霜号鳴青雲号

早晨断眠晚來憩勞
一口使造者生天帝

琴瑟鼓鐘蓋樂器類
堅壊不同其故何也

其爲體也其爲德也
和白霜号鳴青雲号

早晨断眠晚來憩勞
一口使造者生天帝

琴瑟鼓鐘蓋樂器類
堅壊不同其故何也

其爲體也其爲德也
和白霜号鳴青雲号

早晨断眠晚來憩勞
一口使造者生天帝

一轍使獄胥止降釁 佛取一打四眾解迷也

神前九乳天鳴太平 斯是洪鐘益化太平

皎寂千載何不賞之 享寧万世勿棄量之

善得誰哉願施則是

神光山 靈應寺

法印權大僧都克雄上人

神主市川伊賀守藤氏重義

社役奉行大塚助兵衛尉清次

手書御印鑄文
御印九乳天鳴太平
皎寂千載何不賞之
善得誰哉願施則是

一轍使獄胥止降釁
佛時一打四衆解迷也
神前九乳一天鳴太平
皎寂千載何不賞之
享寧万世勿棄量之
益得誰哉願施則是

神光山 靈應寺

法印權大僧都德雄上人

神主市川伊賀守藤氏重義

社役奉行大塚助兵衛尉清次

寺中圓乗院住呂 空圓

鈴木善右衛門

勸進細素

今井長右衛門

北嶋仁兵衛

堀田四郎兵衛

鑄師大工武藏江戸神田鍋町

宇田川吉之丞

千昔明暦元旗蒙 協治(未)天(年)

とき明暦元旗蒙(乙) 協治(未)天(年)

初冬(十月)七日

手書御印鑄文
御印九乳天鳴太平
皎寂千載何不賞之
善得誰哉願施則是

八幡宮境内之内御藏地小貸地之分今般相改左之通
四家地頭方へ藏屋敷に貸す、藏守善左衛門、立会人田
中長助兩印別紙證文取置左之文面之通り貸し遣わし、冥加
年々米一俵貰斗充上納致有也

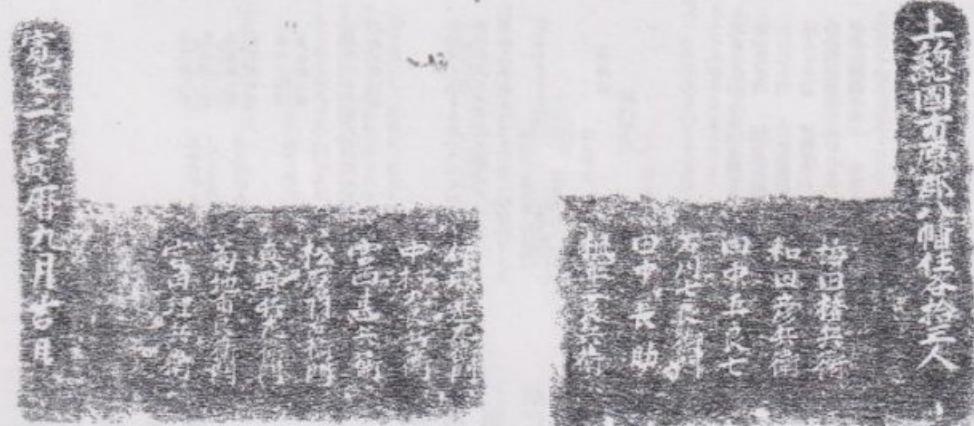
基上申證文事

八幡宮御領地之中改

八幡宮境内之内、御藏地に貸地の分今般相改め、左の通り
四家地頭方へ藏屋敷に貸す、藏守善左衛門、立会人田
中長助両印、別紙証文取り置き、左の文面の通り貸し遣わし、冥加
(みようが)として
年々米一俵二斗ずつ上納致すものなり。
差し上げ申す証文のこと

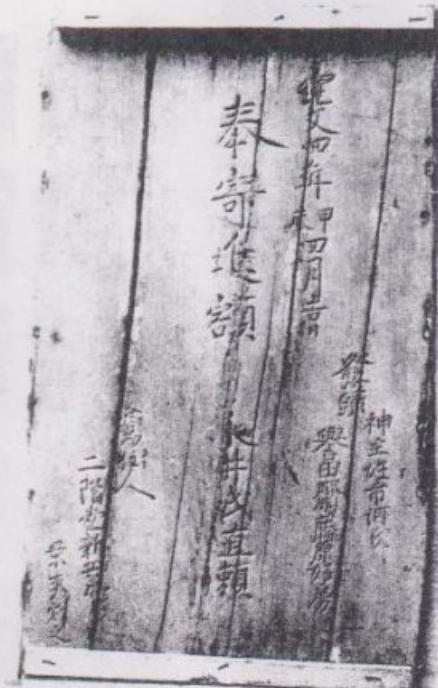
八幡宮御領地の中改め

冥加



寛文2年（1662）梅田猪兵衛ほか寄進、石の手水鉢





寛文4年（1664）永井直頼寄進、本殿向拝神額



貞享3年（1686）田中佐助ほか寄進、神前こま犬

八幡宮領上総國市原郡八幡郷之内百五十石事
仕天正十九年十一月日元和三年五月十一日寛永
十三年十一月九日先判之旨承不可有相違有可
抽國家安泰之禱祈也仍如件

寛文五年七月十一日

御朱印

寛文五年七月十一日

寛文五年七月十一日

御朱印

寛文五年七月神祇道之儀 江被仰渡侯御趣意書左記

定め

御公儀ヨリ諸神社

寛文五年七月御朱印

寛文五年七月十一日

寛文五年七月十一日

御朱印

寛文五年七月、神祇道の儀、御公儀より諸神社
へ仰せ渡され候、御趣意書左に記す。

定め

一 諸社の祢宜（ねぎ）神主等はもつばら神祇道所為（しよい）を
学びその崇敬の

一 神體弥（いよいよ）これを存じ、有り来る神事、祭礼これを勤む
慢者可取放神職事

一 社家位階前々以傳奏遂昇進者亦可爲其
慢者可取放神職事

一 社家位階前々以傳奏遂昇進者亦可爲其
慢者可取放神職事

大和守

一 無位之社人可着白張其外之將束者以吉田許
狀可着之車

一 神領一切不可着買車 所不可入質物事
通事

一 神領一切不可着買車 所不可加修理事

一 神領小破之時其相應當可申付事

一 神社無怠慢掃除可申付事

右之條々堅可守之若違犯之著於有之者處科
之輕重可令沙汰者也

の輕重に隨（したがい）沙汰（さた）せしむべきものなり。

八幡宮領上総國市原郡八幡郷之内百五十石のこと
天正十九年十一月日元和三年五月十一日寛永
十三年十一月九日先判の旨に任せ、永く相違あるべからず、てえ
れば

國家安泰の懇祈をぬきんすべきなり、よつてくだんのごとし。

渡邊三重右門 挑三良左門 和田彦右衛門

安藤彦左門 大野五左衛門 松原羽右衛門

水野善左門 加藤与三右衛門 杉井三左衛門

梅田庄三郎 鈴木善右衛門 今井長右衛門

田中長助 総氏子敬白

右之通鄉中名主組頭宗氏子物代連印差し奉差上候
天和二癸亥年社僧圓藏坊數年來無住尙致置社務代

役之儀寂光坊相勤め候右圓藏坊配當分追々寂光坊取
賄兼帶致依三靈應寺共又者若宮寺と申

天和二癸亥年四月

八幡宮領御水帳新規改有之

貞享三丙寅年五月當社神前隨大一對願主上總國市
原郡八幡郷住人田中佐助 势州安濃郡津八幡町住

人川口助兵衛兩人祈願成就示依三爲報賽奉寄進
者也

元禄四辛未年

八幡宮幣殿、拝殿立て直し新造立これあるによりて

堀飛驒守殿 大久保伊豆守殿御両家御信仰あらせらる

由三爲御造營料止御藏米御寄進被爲有善氏子大小
之家門助力キ盡神納有之

渡辺三郎右衛門 北嶋三郎左衛門 和田彦右衛門

安藤彦左衛門 大野五左衛門 松原羽右衛門

水野善左衛門 加藤与三右衛門 杉井三左衛門

梅田庄三郎 鈴木善右衛門 今井長右衛門

田中長助 総氏子敬白

右のとおり郷中名主、組頭、宗（総）氏子惣代連印にて差し上げ
奉り候。

天和三癸亥年、社僧圓藏坊數年來無住に致し置き、社務代
役の儀、寂光坊相勤め候、右圓藏坊配當分追々寂光坊取
賄い兼帶致し、よりて靈應寺ともまたは若宮寺とも申す。

天和三癸亥年四月

八幡宮領御水帳新規改めこれあり。

貞享三丙寅年五月、当社神前隨大（こまいぬ）一對、願主上總國市
原郡八幡郷住人田中佐助 势州安濃郡津八幡町住

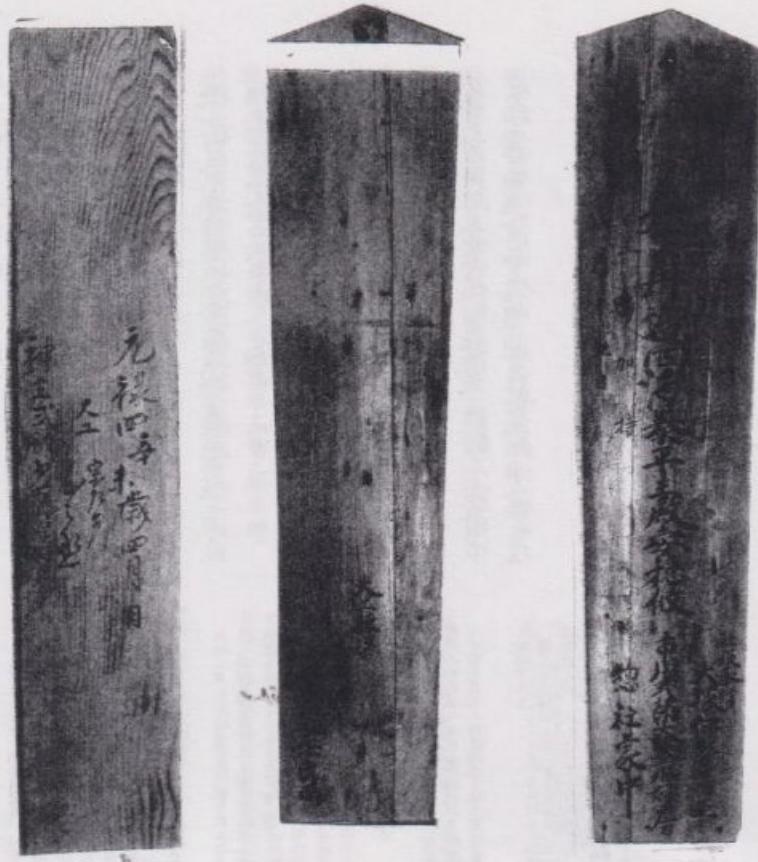
人川口助兵衛兩人祈願成就によりて報賽（さい）として寄進奉るも
のなり。

元禄四辛未年

八幡宮幣殿、拝殿立て直し新造立これあるによりて

堀飛驒守殿 大久保伊豆守殿御両家御信仰あらせらる

由（に）て御造營料として御藏米御寄進あらせられ、ならびに氏子
の家門助力を尽し、神納これあり



元禄4年（1691）幣殿、拝殿立て直し新造立棟札



大工棟梁山口家伝来草履



拝殿



拝殿内部

御金用足　當鄉住人田中長助松井常政兩人也

造營旨趣祝

謹白一國宗社八幡太神宮本朝文武太祖神明英武之御神靈也故尔

堀飛驒守　大久保伊豆守御信御被爲右攸社頭舊古尔至利園茲御兩所一致爲御武運長

人家門繁榮之八木奉神納其加力乎發且止志三氏子大小心合一成奉加一社一同抽精誠キ幣殿拜殿新小

奉造立于時元祿四辛未年八月十五日吉日良辰押擇

定奉上棟御舍見尼虫乃災無高津神乃災無高津鳥乃

災無暴風吹荒事無極發火乃災無玉殿安穩天地日月

登共取取舊木富榮木木玉惠土謹及々敬白

棟札口

日月三元三行元祿四辛未年　社家奉行大助太夫

奉再造立西海泰平玉殿安穩攸神主市川式部太夫藤原好房

清明三妙加持八月十五日　惣社家中

衆徒社務靈應儀、前々より四カ坊にて隔番に相務め、年

番が相當利候者社務靈應寺と号し候處元祿四辛未年寂

光坊貞雄自社務兼帶別當若宮寺止申觸仰諭右寂光

坊者菊間村若宮八幡宮之別當相務候依立若宮寺と号す

元祿七甲戌年六月十二日　袖原七良右衛門殿當社御

祈願依立雄鳩千九十六羽放生會令執行

神主社家於神前執法樂執行眾徒中於經堂讀經修

御金用足し、当郷住人田中長助、杉井常政兩人なり。

造營旨趣祝

謹みて白（もう）さく、一國總社八幡太神宮、本朝文武太祖神明英

武の

御神靈なり、ゆえに堀飛驒守、大久保伊豆守御信仰

あらせらるところ社頭旧古に至り、よつてここに御両所一致して御武運長

久、家門繁榮のため八木（米）神納奉り、その加力を發旦（端）として氏子

大小心を合わせ一に成り奉加し、一社一同精誠をぬきんで幣殿、押殿新たに

造立奉る。時に元祿四辛未年八月十五日吉日良辰を択び

定めて上棟奉り、御舍（みあらか）は昆虫の災いなく、高津神の災

いなく、高津鳥の災いなく、暴風吹き荒れることなく、猛き發火の災いなく、玉殿安

穏、天地日月とともに堅磐（かきわ）に富榮しめたまえと謹みつつしみ敬いても

うす。

棟札にいわく

日月三元三行元祿四辛未年　社家奉行大助太夫

再造立奉る西海泰平玉殿安穩攸

神主市川式部太夫藤原好房

清明三妙加持八月十五日　惣社家中

衆徒社務靈應儀、前々より四カ坊にて隔番に相務め、年

番に相あたり候者社務靈應寺と号し候處と、元祿四辛未年寂

光坊貞雄自ら社務兼帶、別當若宮寺と申し触れ、もちろん右寂光

坊は菊間村若宮八幡宮の別當相務め候、よりて若宮寺と号す。

元祿七甲戌年六月十二日　袖原七郎右衛門殿當社御

祈願によりて雄鳩（おんどり）千九十六羽放生會執行せしむ。

神主、社家、神前において法樂執行、衆徒中經堂において読經修

行おわりて一同当境内森の際にて放生せしむものなり。

元禄八乙亥年六月十一日、当所住人杉井三左衛門常政當社信仰によりて御影社再建新造立、寄進奉るものなり。

行車五一同當境内森之際尔且令放生者也

元禄八乙亥年六月十一日當所住人杉井三左衛門常政當社信御亦依五御影社再建新造立奉寄進者也

元禄十丁巳年六月十一日右杉井三左衛門常政願成就亦依五御冥助爲報賽登

八幡宮之瑞籬再建新造立奉寄進者也

八幡宮之瑞籬再建新造立奉寄進者也

如此當宮者御由諸原宮柄より神田領往昔又通

御代々 大樹棟 御朱印奉頂戴殊不可尋祭祀

之旨御免被爲有依之大祭嚴重執行又外月並三日

節々之神事年々八十余度之祭祀無怠慢

朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久 国家安全五

教成就夷狄降伏之御初禱神丹誠令初願者也

元禄十丁巳年八月吉辰日

御朱印奉頂戴殊不可尋祭祀
之旨御免被爲有依之大祭嚴重執行又外月並三日
節々之神事年々八十余度之祭祀無怠慢

朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久 国家安全五

教成就夷狄降伏之御初禱神丹誠令初願者也

元禄十丁巳年八月吉辰日

御朱印奉頂戴殊不可尋祭祀
之旨御免被爲有依之大祭嚴重執行又外月並三日
節々之神事年々八十余度之祭祀無怠慢

朝廷寶位無動天下泰平 御武運長久 国家安全五

教成就夷狄降伏之御初禱神丹誠令初願者也

元禄十丁巳年八月吉辰日

元禄十丁丑年六月十一日、右杉井三左衛門常政はこれ以降、後掲*印参照 神田領往昔の通り

八幡宮の瑞籬（みずがき）再建新造立奉寄進るものなり。

かくのことく当宮は御由緒厚き官柄にて（注）中段の市川本店写本

御代々大樹棟御朱印頂戴奉り、ことにもつばら祭祀すべき

の旨御免あらせられ、これより大祭厳重に執行、その外月並み三日、

節々の神事、年々八十余度の祭祀怠慢なく

朝廷宝位ゆるぎなく、天下泰平、御武運長久、国家安全、五

穀成就、夷狄（いてき）降伏の御祈禱丹精をぬきんで祈願せしむものなり。

元禄十丁丑年八月吉辰日

水（中段の市川本店本）

その昔、息長帝姫、神功皇后三韓をしたがえたまいしより和朝異國の道広く余の国までも神威に靡（なびき）、その日の日本の明けきことを崇め、人皇十六（十五）代帝応神天皇御代の光り周（あまねく）宇内を照らし、国富み、民豊かにして東南の雲納まり、西北に風静かなり、実にありがたき文武両道の祖神、だれか仰ぎ奉らざらんや、

これにより「判読不能」天下御代々御朱印頂戴□□（及カ）もっぱら祭祀すべきの旨御免あらせられ、大祭厳重に執行、その外月並み三日、節々の神事、年々八十余度の祭祀怠慢なく、朝廷宝位ゆるぎなく天下泰平、御武運長久、国家安全、五穀成就の御祈禱丹誠をぬきんで祈願せしむものなり。

元禄十丁丑年八月吉辰日 山下左兵衛介写し書
元文三戊午年三月祥日 同姓源庸盛（花押）再写し

大永3年（1523）写し||旧五所御三家文書
飯香岡八幡宮伝記

佐八幡
陪宮傳記 大永三年ノ写一巻

（紙袋上書き）

大正十五年六月

千葉県史料展覧会出品

古老傳て曰く、人皇四十代
天武天皇御宇白鳳二癸酉

年弥生はじめつかた、わが朋

友中郷（村）、麻（浅）野、それがし中嶋三人

ともに藤ぬま岡の桜花、最盛り

にて渓水に移る影を詠みて

終日ものがたらいける折から、
天武天皇御宇白鳳二癸酉

年弥生はじめつかた、わが朋

友中郷（村）、麻（浅）野、それがし中嶋三人

ともに藤ぬま岡の桜花、最盛り

古跡の神社へ詣うでて、なおま

めやかならば筑紫のかたをも

巡拝せばやと思うなり、おののおのいかに、

とありければ、中村、麻野両人

とあらねば中村麻野兩人

すくかゆきひくまよは春風の

やうすしやまよを事よりと

用意せんとて旅資の賄いとり

毛毛ヤシとて旅費の賄いと

縁（つくり）い途（みち）出するとて、まず
阿須波社に詣うて、当
郡防人帳丁端（たばく）と神酒
を（ゆづ）小柴祭（こしばまつり）をして登（の）る
是東海の道（みち）を（ゆき）て
行（ゆ）け
帝都（てう）を（ゆき）て、神社巡（じんじゃまわらひ）
ね（ま）り史（し）國（くに）を（ゆき）て、
海（うみ）前（まへ）を（ゆき）て、笠郡（かさぐん）管（かん）ひ
八幡宮（はちまんぐう）を（ゆき）て、テ西（にし）海（うみ）
の古跡（こじき）を（ゆき）て、殿神（とのみこと）を（ゆき）て、
御（みやこ）の御（みやこ）の後（ご）を（ゆき）て、
大神（おおみこと）を（ゆき）て、齋（さい）祀（まつり）永（えい）く奉（まつり）
神（かみ）神（かみ）帝（だい）と神（かみ）驗（あやし）と（ゆき）て、
神（かみ）神（かみ）御（みやこ）通（とお）す（ゆき）て、
經（きよ）と吉（よし）庚（こう）と庚（こう）の神（かみ）を（ゆき）て、
當（とう）狀（じょう）と神（かみ）前（まへ）の太玉（ふとたま）と楊（やし）
の神（かみ）櫛（くし）と賜（まつり）と是（これ）が汝（な）らに
授（たま）ふと、汝（な）らに是（これ）を（ゆき）て、
之（れ）を（ゆき）て、心信（しんしん）根肝（ねんかん）伏（ふく）し
神（かみ）御（みやこ）の神（かみ）櫛（くし）と汝（な）らに
宣（あらわ）すと、汝（な）らに是（これ）を（ゆき）て、
之（れ）を（ゆき）て、神（かみ）御（みやこ）の櫛（くし）と汝（な）らに
神（かみ）御（みやこ）を（ゆき）て、汝（な）らに是（これ）を（ゆき）て、

東國總洲市西縣袖ヶ浦手

縁（つくり）い途（みち）出するとて、まず
阿須波社に詣うて、当
郡防人（さきもり）帳丁諸人（ちょうどのよぼろもろひと）が庭中
小柴祭りなど思い出して神酒
すえまつり、笠傾けて發足し、
まず東海の道すがら遵（したがい）行く、
程なく帝都に至り神社巡（じんじゃまわらひ）
拝悉（つつが）なく、それより関西に下り、
筑前国御笠郡管（はこ）崎（崎）の
八幡宮に詣うて千満二珠（せんまんにしゆ）
の古跡を拝し、敬礼尊崇祈願（けいれいそんそうぎわん）
願（ごま）（護摩）し、帰國の後、わが国へ
大明神を齋祀奉（さいしめい）り、永く
神拝（じんぱい）を奉じ、こいねがわくば神驗（じんげき）をたえ
給（たま）いと、丹誠（ぬきん）を抽（ぬきん）で通夜（つうや）し奉る
ほどに、その夜不思議（ふしきぎ）の神告（じんご）を
こうむる状は、神前（まへ）の太玉鐵（ふとたまぐし）と楊（やし）
の神櫛（くし）を賜（まつり）、これを汝（な）らに
授（たま）ふと、まさしく夢想（ゆめうな）ありける。これにより
我々三人ともに心信肝（ねんかん）に銘（めい）じ伏（ふく）し
拝みける中に、重ねて示現（じげん）しまして、
よろしく汝（な）ら早くこの地を立ち去るべき
よしなれば則（まことに）柳（やし）の櫛（くし）を筏（いか）と
なし、神宝（じんぱう）を遷（まわ）しませ、こいねがわくば

東國總洲市西縣袖ヶ浦手

長の磯に着かせたまえと心念祈願

のあん流へをあじまく人ぬ

後をあまきひ年八月廿日

車上底勝大前モト久々

間風もきよらぬおを馬

看て白船の舟をさむ

せき道は往く行くをせ

てを車をすゆる通をやくが原

の草野を草草を纏く

入江を奇き光をくらむ

あらんほの能事すと流く神盡

の車を走る船をくねく船主

日藤勝國は儀馬を草車と草御

余國は車をまへ舟を

故を船をくを運び船代へ

かくと橋をくらう

車上底勝大前モト久々

車上底勝大前モト久々

春傳天皇子ア天平勝宝元

己酉年 八幡宮神託して京に

の車、諸神の像を國二度奉

封八百戸同八丙申年

帝寢殿塵裏天下太平

長の磯に着かせたまえと心念祈願

の（を）こめ流しげる。それより三人帰

路を急ぎ、この年八月十一日、千々（ちぢ）

の葉の繁るおいみの巷（ちまた）過ぎて

わが国上総駅大前に着し人々

間（菊間）森より高良の島を馬（右）手に

看て白船の丘に至り、黄昏におよび

程なく阿須波社に詣うて奉賽し

てわが古郷に帰る道すがら磯吹く

風に蒼野が原の葦草のなびく

入り江に奇しき光見えけるゆえ近

寄り見れば筑紫にて流したる神爾

なりければおのおの悦び限りなく、翌十二

日藤ぬま岡に仮殿を榮（營）み斎（いつき）

祭り奉る。同四年乙亥八月十五日より

蒼野が磯の塩の満干を宮崎

の千満二珠の神宝に表し、おい茂る葦草刈払い、下津網根

を掘り揚げて、宮地を定め、宮祠

を造栄（營）して遷宮し奉るけるとなん、

ゆえに貴賤歩行を運び倡（唱）仰（しようぎよう）の

こうべを傾けざるはなし、厥（その）后（後）歳

霜（せいそう）八十四年を歴（へ）て四十六代

孝謙天皇御宇、天平勝宝元

己丑年八幡宮神託して京に

向かい常（帝）に神田を請う、これにより同二庚寅年

八百戸を封ず、同八丙申年、

帝の寝殿塵裏（じんり）に承り、天下太平の

四字自生如是（じせいによせ）、再三の神託により、
帝都尊敬斜めならず、なお諸国において
尊崇嚴重なれば、この所においてもよき
宮地を選び、尊崇かけたき由を
市原郡上丁刑部直千國が
教誨（論）につき、諸人戮力（りくりょく）、今の社地へ再
び額（ぬか）ずき遷座し奉りける、時に
國君の家士、日高彈正忠より
過分の金穀寄進せられて宮柱太
しく建てるものなり。

敷建石也

中村典膳

麻野權藤治

中嶋要人

天平寶字七癸卯年
二月初卯日

天平寶字七癸卯年

二月初卯日

中村典膳
麻野權藤治
中嶋要人

右伝記古來より伝わるところ、年旧（古）く

破損に及び、よつて今般書き替え写し置くものなり

中嶋要人丁弘堯、末孫

執事

中嶋三郎治

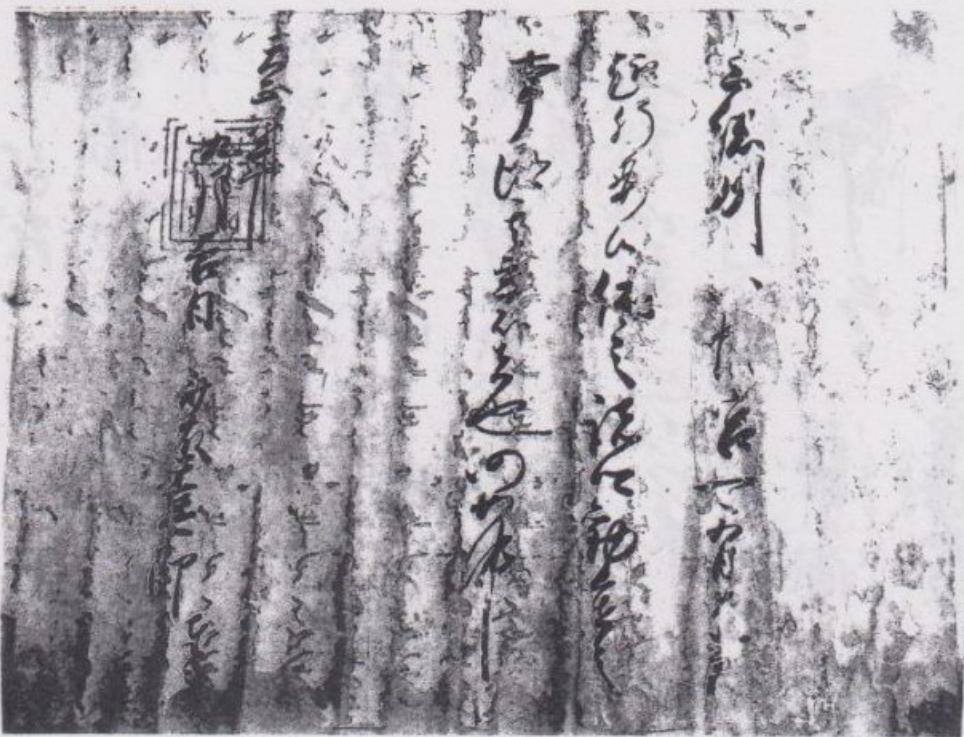
時に大永三癸未年八月十五日書

右傳記古來より伝わるところ、年旧（古）く
破損仍今般書き當て更定

中嶋要人丁弘堯、末孫

中嶋三郎治

午後大永三癸未年八月十五日書



参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

天正4年（1576） II 姉崎・榎原義久家所蔵
原胤栄印判状、八幡宮造営諸郷勧進状

上総州八幡宮造営あるべき
趣、肝要に候、これにより諸郷勧進の
こと、その意を得るものなり。よつてくだんのごとし。

天正四年 (印=栄)

九月吉日 齋藤善七郎これを奉る

はな

右、備へては藩が八幡を新あく

事の立候事に松原堅房

城が多取候事の事と

前もて改めておき

候が、備へて改め候事

候事の事と改め候事

天正九辛巳年（印＝大吉宝久）

七月五日

刑部少輔

これを奉る

谷次丹波守

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

天正9年（1581） II 姉崎・柳原義久家所蔵
原胤栄印判状、八幡郷守護不入、新市のこと

法度

右、八幡の郷守護不入相定む、新市の
こと立たせ候、押し賣い、狼藉堅く停止（ちようじ）
ことに近郷において取り候役のこと、前々のごとく
その所にてこれを改むべし、近郷にて未進

役、八幡中において策媒致すこと

叶うべからず、郷中商人諸役免許の儀、
相違有るべからざるものなり。よつてくだんのごとし。

上総國市原庄

八幡郷

禁制

天正十八年五月日

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書
天正18年(1590) II 姉崎・榎原義久家所蔵
豊臣秀吉禁制

一 軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一 放火事

一封にて更に放火と儀申候事

上総國市原庄
八幡郷 そうじや
きくま 村上
やまき ごい
府中 ごしよ
以上

禁制

軍勢甲乙人等乱妨(暴)狼藉のこと

放火のこと

一 地下人(じげにん)百姓に対し、非分の儀申し懸くること

右の条々堅く停止(ちようじ)せしめ訖(おわんぬ)、もし違犯の輩においては、たちまち厳科に処せらるべきものなり。

天正十八年五月日



天正十八年五月日(秀吉朱印)

寄進

八幡宮

上総國市原郡八幡宮の内

百五十石事

右先規令書内に託守旨

御神武運長久精誠確可

專祭祀乞め件

寄進 八幡宮

上総國市原郡八幡郷の内
百五十石のこと

右先規のごとくこれを寄付せしめ訖（おわんぬ）。この旨を守り、
いよいよ武運長久の精誠を抽（ぬきんで）、ことに
専（もっぱら）祭祀をすべきの状、くだんのごとし。

天正十九年辛卯十一月日 大納言源朝臣（家康花押）

奉
右先規令書内に託守旨
御神武運長久精誠確可
專祭祀乞め件

奉
右先規令書内に託守旨
御神武運長久精誠確可
專祭祀乞め件

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書
天正19年（1591） II 姉崎・榎原義久家所蔵
徳川家康判物

八幡宮領上総国市原郡

八幡宮領内百五十石の事任去

天正十九年十一月先判の旨に任せ、永く

不^レまわ遠^シゆけり御



参考資料 || 飯香岡八幡宮関係文書

元和3年（1617）|| 姉崎・榎原義久家所蔵

徳川秀忠朱印状

八幡宮領、上総国市原郡

八幡宮の内百五十石のこと、去る
天正十九年十一月先判の旨に任せ、永く
相違あるべからざるの状、くだんのごとし。

元和三年五月十一日（秀忠朱印）

八幡宮領上總國市原郡

八幡宮領内百五十石

元和三年

八月土目あを野と有取者にて
を相違者可抽國家泰平

核行此件

寛永十三年二月九日



参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

寛永13年（1636） II 姉崎・榎原義久家所蔵

徳川家光朱印状

八幡宮領、上總國市原郡

八幡郷の内百五十石のこと、

天正十九年十一月、元和三年

五月十一日両先判の旨に任せ、永く

相違あるべからず、てえれば、國家泰平の
精祈（せいき）を抽（ぬきんす）べきの状、
くだんのごとし。

寛永十三年十一月九日（家光朱印）

八幡宮領上総国市原郡

八幡郷内百五十石事 住
い情郷内百五十石事 住

天正十九年十一月九日元和三年

五月十一日 寛永十三年十一月九日

先判 旨 永く相違者可抽

國家安泰の懇祈 之の如

寛文五年七月十一日



寛文五年七月十一日
(家綱朱印)

参考資料 || 飯香岡八幡宮関係文書

寛文5年(1665) || 姉崎・柳原義久家所蔵
徳川家綱朱印状

八幡宮領、上総国市原郡

八幡郷の内百五十石のこと、

天正十九年十一月日、元和三年

五月十一日、寛永十三年十一月九日、

先判の旨に任せ、永く相違あるべからず、てえれば
國家安泰の懇祈(こんき)をぬきんすべきものなり。よつてくだん
のごとし。

八幡宮領上総国市原郡八幡郷内

百又拾石事仕天正十九年十一月日

元和三年六月吉寛永十三年

十一月九日寛文五年七月十日先判より

永不可有相違者可抽選家安泰

裁前もや仍件

貞享二年六月吉日

八幡宮領上総国市原郡八幡郷内

百又拾石事仕先判例水

永不可有相違者可抽選家安泰

裁前もや仍件

貞享二年六月吉日

（吉宗朱印）

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、國家安泰の
懇祈をぬきんすべきの状、くだんのごとし。

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

貞享2年(1685) II 姉崎・榎原義久家所蔵

徳川綱吉朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、天正十九年十一月日、

元和三年五月十一日、寛永十三年
十一月九日、寛文五年七月十一日、先判の旨に任せ、

相違あるべからず、てえれば、國家安泰の
懇祈をぬきんすべきものなり。よってくだんのごとし。

貞享二年六月十一日

（綱吉朱印）

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

享保3年(1718) II 姉崎・榎原義久家所蔵

徳川吉宗朱印状

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

延享4年(1747) II 姉崎・柳原義久家所蔵
徳川家重朱印状

八幡宮領上総市原郡八幡郷の内
百五十石の事、當家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、國家安泰の
懇祈をぬきんすべきの状、くだんのごとし。

延享四年八月十一日

（家重朱印）



小

大

八幡宮領上総市原郡八幡郷の内

百五十石の事、當家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、國家安泰の
懇祈をぬきんすべきの状、くだんのごとし。

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、國家安泰の
懇祈をぬきんすべきの状、くだんのごとし。

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書
宝曆12年(1762) II 姉崎・柳原義久家所蔵
徳川家治朱印状

寶曆十二年八月十一日



寶曆十二年八月十一日

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、國家安泰の懇祈をぬきんづべきの状、

くだんのごとし。

天明八年九月十一日
（家齊朱印）

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

天保 10 年 (1839) II 姉崎・榎原義久家所蔵

徳川家齊朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、國家安泰の懇祈をぬきんづべきの状、

くだんのごとし。

天明八年九月十一日

（家齊朱印）

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

天保 10 年 (1839) II 姉崎・榎原義久家所蔵

徳川家慶朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、國家安泰の懇祈をぬきんづべきの状、

くだんのごとし。

天保 10 年 (1839) II 姉崎・榎原義久家所蔵

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、國家安泰の懇祈をぬきんづべきの状、
くだんのごとし。

天保 10 年 (1839) II 姉崎・榎原義久家所蔵

（家慶朱印）

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書

安政2年(1855) II 姉崎・柳原義久家所蔵

徳川家定朱印状

八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内
百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、國家安泰の懇祈をぬきんすべきの状、
くだんのごとし。

安政二年九月廿日



安政二年九月十一日
(家定朱印)

八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからず、てえれば、國家安泰の懇祈をぬきんすべきの状、
くだんのごとし。

参考資料 II 飯香岡八幡宮関係文書
安政2年(1855) II 姉崎・柳原義久家所蔵
徳川家茂朱印状

八幡宮領、上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く
相違あるべからず、てえれば、國家安泰の
懇祈をぬきんすべきの状、くだんのごとし。

万延元年九月十一日
(家茂朱印)



萬延元年九月十一日

勝間・佐野家文書

勝間村は村田川支流である神崎川の上流域に発達した75戸ほどの集落で、他地区からの人口流入もない典型的な純農村である。

神崎川の川筋に沿つて水田が開け、周囲は台地が続いている。台地は畑として利用され、続いて山林が奥へと続く。その台地にへばりつくよう民家が立ち並んでいる。

勝間村は地域共同体的な意識が強い歴史のある村で、『市原市史中巻』は「鎌倉期の正応5年(1292)段階から(中略)足利氏

被官倉持氏が、足利氏の認可のもと、市西郡の所領を知行していたことが知られる」として、東北大図書館所蔵の「倉持家文書、足利貞氏下文案」

「下、倉持新左衛門尉

可令早領掌、(中略)市西郡内勝馬郷(中略)

右、任亡父左衛門入道淨円正応五年二月十三日議状、可令安堵了知之状、所仰如件

永仁四年三月十一日」を載せている。

江戸中期「元禄郷帳」の村高は275石余、「天保郷帳」283石余で、明治維新時は幕府直轄代官支配地が202石余、旗本曾根氏領81石余の合計283石1斗7升8合5勺であった。『市原市史』や『角川日本地名大辞典』などの多くは村高103石余と誤つた数字を記載、「旧高旧領取り調べ帳、関東編」(日本史料選書3)が代官支配所の202石余を22石余と単位間違いした誤植を引用したためと考えられる。詳しくは本書「第3集」を参照されたい。

慶応4年7月、柴山典房總知藩事支配をへて、9月菊間水野家5万石藩領となり、廃藩置県後、菊間県、木更津県、千葉県と変遷した。村には地域史に欠かせない「文禄検地帳」などの古文書が残され

ている。深山家文書500点をはじめ、澤田家文書、藏本家文書、茂手木家文書などで、一部はこれまで本誌にも収載した。

佐野家は集落のもつとも上に位置し、水田を挟んで日枝神社に相対している。江戸時代始めから続く旧家で、寛永18年(1641)検地帳に先祖「七右衛門」が見える。代々農業で生計を立てて今日に及んだ。

佐野家文書は、散逸を憂えた筆者が、折りに触れ古書店などで収集したもので、明治2年「土氣往還御用留め」(全12冊)など数百点におよぶ。いずれもわが市原市などの歴史にとってなにごとかを語りかけてくれる貴重な史料であると思われる。第1回の今集は鷹場関係史料、御用留め等を紹介する。

鷹御用賄い諸入用書き上げ帳(潤井戸村、天保4年)豊帳

本資料には書店名の入ったオビに「參圓五拾錢」の定価と「上総石(潤)井戸村賄書上帳」の表示がある。昭和10年代に所蔵旧家から流失したことが考えられる。

「鷹狩り」は飼いならした鷹を放つて動物や野鳥を狩猟することで、往古高麗から伝來したといふ。江戸時代関東での鷹狩りは将軍家の専権事項として厳しく制限された。幕府は若年寄支配のもと「鷹匠」を置き、鷹を訓養して將軍の鷹狩りに備えた。

鷹狩り場を「鷹場」といったが、鷹狩りが実施されたことのない市原も鷹場で「御捉え飼い場」に編入された。村々は「鷹場法度」の下に置かれ、「鳥見」や「鷹匠頭」配下の「野廻り」による厳しい支配を受け、鷹場の維持管理にともなう諸負担を強要された。『市原市史 中巻』によれば、嘉永4年の市原の御捉え飼い場取り締まり「野廻り役」は山越弥惣次であった。

享保3年幕府は江戸周辺村々に「鷹場組合」の結成を指示、潤井戸地区は「潤井戸村組合村」として、潤井戸村、下野村、宗角村、永吉村、番場村、押沼村、瀬又村、中野村、高田村、高倉村、国吉村、奈良村、古都辺村、大成村、喜田(多)村、大作村、小田辺(部)

村、神崎村、久々津村、金剛地村、板倉村の21か村で編成、組合村勤高は4177石1斗3升8合であった。潤井戸ではこれより早く繼ぎ立て助郷のための「潤井戸村二十五郷組合村」が誕生しており、のちの関東取締出役「組合村」とも同一組織だがその関係は今一つ明確でない。

天保4年、その鷹役人99人が「鷹場廻村」のため潤井戸村にやつてきた。組合村21か村がその対応にあたつたが、宿は潤井戸村の百姓12軒で請けた。宿主と止宿の人数は

清右衛門4人

十次郎2人

權左衛門10人
仁左衛門4人

嘉左衛門6人

兵右衛門8人

喜右衛門6人

市三郎6人

庄左衛門5人

定右衛門4人

六右衛門7人

武左衛門7人

5貫975文

当村会所入用

士分、足輕小者上下99人の宿経費
15貫587文
8貫734文

の合計69人で30人分が不足することから、数丁の脱落が考えられる。總経費は

5貫975文

であった。宿賃は幕府が支給したが、人足等その他諸経費は鷹場組合の負担となつた。今回の持ち出しは13貫14文、高10石につき31文1分6厘割合で高割りされた。作成者は組合村惣代と潤井戸村名主、あて先は幕府代官所であつた。

鷹匠の「鷹場廻村」は「公儀御用」をかさに着た横暴がめだち弊害も多かつたという、明治維新まじかの慶応2年に廃止された。

日米和親条約、阿部伊勢守書付（嘉永7年II堅帳）

本資料は裏表紙の作成者名から、勝浦市宿戸の割り元名主・磯野新左衛門家に伝わったことがわかる。村の有力者である名主や商家は時勢の変化への関心が高く、情報収集活動が盛んで、多くの写し文書や瓦版が出回った。

嘉永6年（1853）、ペリー率いるアメリカ艦隊「黒船」の来航は、215年間にわたって鎖国を続けた日本の「泰平」の夢をゆ

るがす衝撃的な一大事件であったが、アメリカ艦隊を迎えた武力を持たない日本はやむなく「開国」の道を選ぶことになる。

資料の表題は「嘉永七寅正月、御書付写し」で、

①嘉永6年11月、阿部伊勢守（正弘）殿御渡し書付

②ノ 7年1月、臨時取締出役へ申し渡し候書付

③ノ 7年2月、阿部伊勢守殿御渡し書付

④ノ 7年2月、筒井伊賀守、アメリカ国王ほかへの贈り物の4文書を收めている。

阿部正弘は江戸後期の備後福山藩10万石藩主。天保14年老中、ついで老中首座に進んだ。米使節ペリーやロシア使節ブチャーチンと交渉、安政元年「日米和親条約」を結び、長い鎖国政策を破つて開国への道をとつた。

①は開国を勧める「アメリカ國書」を諸大名に示して意見を求めた結果、和戦両備えに決定したこと、「防御筋実用の備え心がけ、万一兵端相開き候わば、國体を汚さざるよう心力をつくし忠勤励むべし、との上意に候」とある。④はペリー再航、「日米和親条約」調印にあたり交換した日本側贈り物の明細、梨子地蒔絵料紙硯箱、黒ろう色蒔絵机、書棚などが記されている。

「日本國王執權」として困難な交渉責任者となつた筒井政憲は旗本2700石、知行所は市原の押沼村、中野村、下野村、海保村等であった。長崎奉行、江戸町奉行を歴任、対外的危機が迫ると阿部正弘の信任をえて日米、日ロ交渉等を担当した。鎖国政策をとつていた日本が、高圧的に開国を迫るアメリカに、その対応に苦慮している様子がわかる。

不入斗村御料、私領御触れ書（嘉永4年II堅帳）

本資料は不入斗（いりやまず）村大岡組名主・鈴木太郎太夫が書き留めた「御触れ書写し」である。難読の村名は不輸の地で米を斗（はか）らずともよかつた、また入山瀬の転で谷の入り口ともいう。幕末の不入斗村は村高760石余、内訳は大岡氏西大平藩領455石余、阿部氏佐貫藩領136石余と旗本小笠原石見守知行所104

石余、幕府直轄領代官支配53石余の4相給であった。触れ書は領主からの通知、伝達で、御料は直轄領、私領は大名領、旗本知行所をいった。ここでは島野村の割元名主・菊間藤左衛門を経由した大岡藩、野廻り役山越弥惣次から御鷹御用、姉崎村名主・三郎右衛門の継ぎ立て先触れ等が記録されている。全28丁で装丁、不入斗村に関する鷹御用や諸課役の実態を理解することができる。

割元名主落合宇右衛門（菊間藤左衛門）から（大岡氏西大平藩関係）

①4月23日＝宇右衛門、割元名主を退役、藤左衛門へ跡役仰せ付けられる

②6月1日＝薬用（小児カンの虫）赤がえる送付仰せ付けられる

③11月6日＝急御用100両調達についてほか

上総代官岩田鉄三郎から（幕府直轄領関係）

①3月25日＝年貢皆済証文の引き渡し、人別帳の五人組帳の提出

②5月2日＝本所牢屋敷の修復ほか

③5月18日＝夏、秋成り年貢金の上納について

④11月18日＝不入斗村新田年貢について、鉄砲押借について

野廻り役 山越弥惣次から（鷹御用関係）

①6月＝村高書き上げ、鷹御用のひばり殺傷、銅い置き禁止、請け書提出、ひな形

②6月15日、18日＝鷹御用厳しき申し渡しのため招集

③7月28日＝ひばり、上鳥（鷹）御用のため千駄木組鷹匠衆、8月1日曾我野、泉水休息、2日能満、郡本両村へ宿替え

④8月25日＝捉え飼い場へ諸鳥渡り込み季節につき殺生人立ち入らぬよう請け書提出、ひな型

姉崎村名主三郎右衛門（継ぎ立て先触れほか）

①8月10日＝上鳥持ち送り村々へ申し渡しのため、岩田鉄三郎手付け、今夜八幡泊り、明日姉崎通行

②10月18日＝大山不動尊勧化

今富村名主八左衛門から（久留里藩継ぎ立て関係）

①9月18日＝22日黒田豊前守通行、往還筋破損、小竹、すすき

等生い茂り場所、通行差し仕え成らざるよう

赤がえるの捕獲、御用金の調達、鷹御用などさまざまな指示や情

報が集まっている。黒田氏久留里藩3万石の参勤は毎年12月から8月の9か月間であった。この年は帰国が多少遅れたのであろうか。通行に支障がないよう沿道筋村々に街道整備が命じられている。

海士有木村諸用向き日記（慶応4年＝横帳）

この日記は旧海士有木（あまありき）村の名主常松によつて書き留められた。常松は市原市有木の現当主・村越一男氏の4祖で、同家墓誌銘は「当家初代村越伝右衛門は、天和、貞享のころ、有木城北門の古址に居を構えて帰農、爾來300有余年、累代勤業」、「常松、大正9年7月没、75才」を刻んでいる。逆算して弘化2年生まれ、慶応4年は数え24歳であった。

海士有木村は海士村772石余、有木村101石余、ともに旗本永井氏知行所の2か村であつたが、「海士有木村五郷組合村」親村として1か村に扱われることが多かつた。

筆者が所蔵する慶応4年（1868）「諸用向き日記」は2月12日から4月16日までの「第2番」と9月23日から11月1日までの「第8番」の2点、残念ながら八幡、五井、養老川が戦場となつた「戊辰戦争」の間4月は含まれていない。

この資料の特徴は助郷触れ當て人馬、差し出し人足にある。武土村、新堀村、福増村との5か村で構成する五郷組合は、本来「五井村加助郷村」であつたが、立地上、潤井戸村から大網、茂原、一の宮方面に抜ける「伊南房州往還」の六地蔵村（現在長柄町）の定助郷村としても触れ當てされた。

慶応4年4月は、江戸開城に不満の旧幕府「義軍府」が木更津によつて、新政府軍とまさに戦端を開かんとしていた。六地蔵宿では加納一の宮藩士などの交通が激しく、海士有木村も連日のように入馬触れ當てに驅り出された。この資料からは助郷に動員された百姓たちの課役を詳細に読み取ることができる。（佐野彪）

天保4年巳八月

御賄い入用書上帳

天保4年(1833)II勝間・佐野家文書
潤井戸組合村御鷹御用賄い諸入用書き上げ

天保四年巳八月

御賄い諸入用書き上げ帳

上総国市原郡

潤井戸村

上総小京郡
潤井戸村

一組合村勤高に手を替へ奉申候合

一組合村勤高四千百七十七石一斗三升八合
上総国市原郡潤井戸村

組合二十一か村

下野村

宗角村

永吉村

番場村

押沼村

瀬又村

組合小京郡
潤井戸村

下野村
宗角村
永吉村
番場村
押沼村
瀬又村

中野村、高田村

高倉村、国吉村

奈良村、古都辺村

大成村、喜田村

大作村、小田辺村

神崎村、久々津村

久々津村

神崎村

久々津村

久々津村

久々津村

久々津村

久々津村

久々津村

内百五十六文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候 差し引き残して三百三十二文御賄い不足

此の御賄い諸入用錢五百八十八文
内二百五十六文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候 差し引き残して三百三十二文御賄い不足

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 清右衛門
伊熊貞三郎様 御下三人

メ四人

此の御賄い諸入用錢一貫百十三文

内四百六十八文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候 差し引き残六百四十一文御賄い不足

巳七月晦日夕より八月二日朝まで 御宿 十次郎
出口栄之助様 御下一人

メ二人

此の御賄い諸入用錢五百八十八文

内二百五十六文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か
れ候 差し引き残して三百三十二文御賄い不足

此月晦日夕より八月二日朝まで

御宿 権左衛門

山川に右馬助様
大手六十手様

大内吉郎様

一揆人 御下一人

箭羽屋用賄い者等

門番等の者等

若狭守用賄い者等

松山城主用賄い者等

小城九郎吉様

竹崎助人平様

安田友平様

伊藤清治入用賄い者等

内藤又助様

中田新之助様

小島周藏様

西村又助様

中田新之助様

若狭守用賄い者等

此月晦日夕より八月二日朝まで

御宿 仁左衛門

青木作兵衛様、山川仁右衛門様
大原吉十郎様、大山吉次郎様、御下六人、メ十人

この御賄い諸入用錢二貫百六十四文

内一貫二百文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か

れ候 差し引き残して九百六十四文御賄い不足

れ候 差し引き残して九百六十四文御賄い不足

れ候 差し引き残して九百三十三文御賄い不足

れ候 差し引き残して七百八十六文御賄い不足

れ候 差し引き残して五百六十四文御賄い不足

河合郡平様、本目善五郎様

中名
六右衛門

山崎清四郎様、河合軍八様、山中安之丞様、御下二人、メ七人

内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か

れ候

差し引き残して六百二十四文御賄い不足

御宿用賄い事務を人

内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か

れ候

差し引き残して六百二十四文御賄い不足

御宿用賄い事務を人

内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か

れ候

巳七月晦日夕より八月二日朝まで

御宿 六右衛門

河合郡平様、本目善五郎様
山崎清四郎様、河合軍八様、山中安之丞様、御下二人、メ七人

この御賄い諸入用錢一貫三百七十八文

内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か

れ候

差し引き残して六百二十四文御賄い不足

御宿用賄い事務を人

内七百五十四文 御上様より木錢、米代、野菜代下し置か

れ候

中名
六右衛門

右御用御用當七月晦日より八月
二日朝まで当村に御止宿遊はされ候に付き、御鷹入用
書面の通り相違ござなく候。以上

天保四年

乙八月

孫井傳次郎知行所

井上筑後守从介
口小口郎

中野村組合村惣代

小田邊村

名主

忠兵衛

(印)

百姓代

政右衛門

(印)

井上筑後守領分

同國同郡御賄い組合村惣代

小田邊村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

桜井伝次郎知行所

上総国市原郡御賄い組合村惣代

中野村

名主

惣吉

(印)

組頭

忠兵衛

(印)

百姓代

政右衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

右は御鷹御用として当七月晦日より八月
二日朝まで当村に御止宿遊はされ候に付き、御鷹入用
書面の通り相違ござなく候。以上

天保四年巳八月

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

清右衛門

(印)

半七

(印)

井上筑後守領分

同國同郡潤井戸村

名主

次郎左衛門

(印)

組頭

甚左衛門

(印)

百姓代

勘左衛門

(印)

仁左衛門

(印)

九郎右衛門

(印)

久左衛門

(印)

権左衛門

(印)

嘉永七寅正月

嘉永7年（1854）＝勝間・佐野家文書
日米和親条約阿部伊勢守書付

御書附写

嘉永七寅正月

御書付写し



阿部伊勢守殿御渡し書付

亞墨利加（アメリカ）合衆国より差し出し候書翰の儀につき、
それぞれ建議致され候趣、熟覧（覽）を遂げ、集議参考の上
御聴に達し候ところ、諸説異同これあり候えども、詰り和戦の
二字に
帰宿致し候、しかるところ面々建議致され候とおり、當時
近海をはじめ防禦（御）筋未だ御全備に相成らず候につき、

阿部伊勢守殿御渡し書付
要利和合衆國一ノ事等書翰是處
連
御聴少安請說異有公體候和戰二字
便易以利安事久之故建鐵通商時
近海をはじめ防禦筋未だ御全備に相成らず候につき、

派を移御移り候健いものとぞ此に差
事一右自古無爲黨惡事ニヤニモト及乳妨
自然御府内ノ義立金錢難中國の堪寧
後石歸出役定人數重多也此時亦役ナリ
其取締出役半下合サ猪事和融致一惡事
万種之多勿論於伊勢守御沙汰之役之故事
有伊勢守殿御沙汰渡來有之又事方
事方相勤ハ

寅正月十三日

右

金子直藏

檢定

寅二月八日

阿部伊勢守殿御渡し御書付写し

アメリカ船渡来につき心得方の儀、去る丑十一月中

重（おもき）

上意の趣仰せ出だされこれあり候につき、諸向きとも聊（いさ

さか）も油断は

至利加船來有之端。候在丑十一月中
寅

金子直藏 伊勢守殿御沙汰

渡來の模様承り候わば、壯健のものども追々江戸表へ
出申すべし、右については無宿惡党的もの立ち廻り乱妨に及び
自然御府内へも立ち入るべきやも計りがたく関内場広の
儀、取締出役定人數にては不行き届き、臨時出役申し付け
候間、取締出役とも申し合わせ諸事和融致し、惡党ども
召し捕りの儀はもちろん、すべて御取り締まり行き届き候よう
致すべきこと、
右は伊勢守殿御沙汰（さて）の次第もこれあり、公事方
奉行衆、仰せ渡され候間、念入り相勤めべく候。

寅正月十三日

右

金子直藏

外十三人へ

百方渾身の兵數連泊而留を申す
上多船と相候ト、其一隊ト、兵端を開き
申し候儀を異船泊留ト所向の事務別
お見合し地、夜中も海を加行する數多自
らも有れ、相手たゞ御手渡へぬは、
是を被難するが如く、國外移居牛馬畜
産を亦、尋ねて捨ててかと申言して地を年
吉本を庄より出立、或は國外移すと云はば
アモハガリテ平、更に海を海みと見る
アモ支那駆人馬若手ア成る事あり
相減れ、不復古湯、有玉、モ皆因縁、ト
向て左准、右身と無歸ト一切在シノ土平
在手と萬々モ右准乗車少し荷物、予も
勿論、湯浴め候、賄貟本宣化、ト我身

これあるまじく候ところ、この節數艘近海へ碇（停）泊致し候
については、
この上応接の模様により、万一彼より兵端を開き
候儀、これなしとは申しがたく、その節一同奮發致し候儀は申す
までも、
これなき儀に候えども、異船滯留中御備え向きの儀は格別
外見のみに拘（かかわ）り夜中も海岸へ提灯（ちょうちん）等
数多（あまた）付け置き
候向きもこれある趣に相聞け、左にてはかえつて彼の的に相成
り
かつは疲弊も少なからざる儀につき、固め人數差し出し候面々
番小屋等の要所は格別、その外は要害の土地見計らい
山陰、木陰などへ屯（たむろ）致し置き、なるべくだけ外より
見えず候よう
相心得べく、行列を正し、昼夜時々海岸を見廻り
申すべし、かつまた宿駅人馬遣わし方の儀もなるべくだけ勘弁
いたし、
相減じ候よう致すべし、もつとも銘々屋敷へ手勢用意致し置き候
向きも、右に准（準）じ外見の虚飾は一切相止め、土卒の
銳気を養い候て取り鎮めおり、大小の簡配り方の儀は
もちろん劍（剣）鎗手詰めの勝負等実地の接戦專一に
心がけ精々厚く申し付け候。以上

但大艦を以て續航し傷心相難うす
改文改字し保全をめざすが如き

為より瑞金を以て通じ

軍事を有する者と實を経て

実用と実戦とを被り其端を國

の如き小船を以て神速く勝負

なり。アリ。

右通り万石以上、以下洩れざるよう早々相触れず（触れべく）候。

二月

亞墨利加國王へ

御慰留

毛通

れそ肺

同書棚

同廣蓋

一組

ただし大艦を始め諸船の御備え向き相整い候上は

猶（なお）また改めて仰せ出されの品もこれある儀に候ら
えども、方今

差し向かえ候場合をもつて、右のとおり

仰せ出され候ことにつき面々必死の覚悟を尽くし

実用の工夫致すべく候、もつとも彼より兵端を開き

候節に至り候わば、小船をもつて神速の勝負

及ぶべき儀もこれあるべく候。

二月

亞墨利加（アメリカ）国王へ

料紙硯箱

一通

一梨子地蒔繪

机一脚

一黒蠅（ろう）色蒔繪

一組

一同

書棚

一組

舟繪垂幕

墨漬角繪

置物

白羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

白羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

白羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

使節

料紙硯箱

深繪舟繪
白羽二重

紅羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

船將物

走足

走足

書

置物

白羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

白羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

白羽二重

紋縮緬

板メ chirimen

使節

料紙硯箱

黑塗り蒔繪
白羽二重

紅羽二重

紋 chirimen

板メ chirimen

船將始めメ二十人ヘ

三疋 同断 二疋 三疋 一通

五疋 五疋 十疋 一一一
一対

嘉永四年 不入斗村
御料御觸れ書

正月 爭文

嘉永四亥年

嘉永4年（1851） 勝間・佐野家文書
不入斗村御触れ書

御料
私料御触れ書
名主

正月

太郎太夫

五代十朝天子相列は御山故

津下薬師町伯家宣傳之處

至因人也致爲負傷之難

至因人也致爲負傷之難

一年數罪兼かくゆきあり

一中せい中肉

去る戊七月十八日羽州村山郡山形
城下薬師町伯山寺宥海方に雇われ

罷在（まかりある）同人へ手疵（傷）負わせ逃げ去り候

直松人相書

年齢二十歳、少しふけ候方

中せい中肉

面新角平方急向

右之刀

眉中毛もととく刀

眉毛文字濃き刀

鼻筋通すちやう刀

鼻小サクス刀

鼻筋の口下へ唇毛

一面駄（めんてい）角にて平き方、色白く
赤き方

眼中するどき方

眉毛一文字にて濃き方

鼻筋通り高き方

耳小さく立ち候方

歯ならび揃い、口小さく、唇薄く

言舌早き方

一月代（さかやき）常体、髪厚く、髯（ひげ）
少なぎ方

一足左右相分からず、仔指（こゆび）に突き傷これあり

一その節の衣類、木綿紺白横
織の帶を、長さ一尺九寸程黒糸

言舌早き方
目外、常新髪厚多髯
しらふ言
墨毛文房用具の格、突き傷

弱く

主而之はれ文房用具の格、
墨毛文房用具の格、突き傷
城く革巻長卷（おとねのまき）

後漢書卷之三十一

8

7

6

5

12

1

10

10

1 6

1 5

1 4

1 3

（5ページ）

柄にて黒塗り鞘の脇差しを帯びまかりあり候
右のとおりのものこれあるにおいては、その所に逗（とどめ）
置き、御料は御代官、私領は領主、地頭へ申し出、それより江
戸において月番の寺社奉行へ申し出べし、もし見間に及び候わ
ばその段も申し出べく候、もつとも家来、又者聲をも入念吟味
遂げべく候、

（6ページ）

隠し置き脇より相知れ候わば曲事たるべく候。

右のとおり公儀より仰せ出され候あいだ、御領中漏れざるよう
相触られべく候。

（7ページ）

覚え

一御触れ書 一通

右はこのたび御領主様より御達しそれあり、右につき相廻し
申し候あいだ、御披見の上、村下へ受け印なられ、早々順達、
留り村より相返すべく候。以上
（8ページ）

亥三月六日

割元 落合宇右衛門

島野村、不入斗村、深城、宮原村 右村々名主中

なおもつて、宗門人別、五人組帳とも来る十五日までに村々
御届け成されべく候。宮原村へは当村より別段申し遣わし候。
以上
（9ページ）

その村々、去々酉年割付、皆済目録相渡す条、その意を得、
小手形ならびに検見村にては仮免状とも残らず持參、来る十
日までにまかり出で引き替え申すべく候、この廻状村名下へ
請印せしめ、早々順達留り村より相返すべきものなり。

亥三月二十五日

岩田鋤三郎様役所

（10ページ）

右御廻状、四月二日神代村より受け取り、同四日早朝より万田
野村へ遣わす 夫（ぶ役）伝右衛門、久右衛門
飛脚銭割り五百五十七文神代渡す 村分七十七文なり

（11ページ）

廻状をもつて御意を得候、不順の気候にござ候えども愈（いよ
いよ）御無異に御勤役成られ、珍重に存じ奉り候、しかばこ
のたび私儀、割元退役の儀、御聞き済み相成り候のあいだ、右
よう御承知下さるべく候、かつ跡役割元菊間藤左衛門へ仰せ付
けられ候あいだ、その段御知らせ申し候、右につき、来る二十
六日恐悦にまかり出で候よう致したく存じ候あいだ、右よう御
承知成られべく候、御披見

（12ページ）

の上、村下へ受け取りなられ、早々御順達、留り村より相返す
べく候。以上

（13ページ）

亥四月二十三日 島野村落合宇右衛門

島野村、不入斗村 四月二十四日披見、巳の上刻 深城へ
順達

深城、永藤、宮原村 不入斗村より順達いたす

右村々名主中

追つて申し上げ候、宮原村へ順達御頼み申し候。以上
本所牢屋敷修復その外、去る午より去る戌まで五か年の間、入
用高百石につき永十七文八分七厘九毛の当たりをもつて、来る
五月中まで相納むべく候、右纏（わづか）の納物一村限りにま
かり出候ては難儀たるべくあいだ、最寄り村々申し合わせ惣代
をもつて相納むべく候。この廻状村名下受け印せしめ早々順達、
留り村より相返すべきものなり。

亥五月二日 岩田鋤三郎役所

（14ページ）

右御廻状、亥五月十日神代村より受け取り翌十一日滝口村へ順

達、外に金杉浜新田名主源之助より状一通、これは当村名前これなく候えども浜村名これあり候につき受け取り、継ぎ立て候

(15ページ)

松野屋豊藏殿 本所相生町三丁目、転宅披露状これまた継
ぎ立て

その村々当亥夏、秋成り御年貢金、去る戌年相納め候金高のと
おり相心得、夏成りは六月十日まで、秋成りは九月十日限り相
違なく上納致すべく候、もし小前不納人これあり候わば右日限
まで召し連れまかり出べく候、謂（いわれ）なく

(16ページ)

延日に及び候村々は急度（きっと）取り斗（はか）るべき条、
その意を得べく候、この廻状村名下請け印せしめ、早々順達、
留り村より相返すべきものなり

亥五月十八日

岩田鉢三郎役所

上総国市原郡不入斗村新田、古敷谷村、古敷谷村の

内 小谷田分、万田野村右村々役人

(17ページ)

右御廻状古敷谷村同日順達

(17ページ)

廻状をもつて申し入れ候、しからば御殿様御葉御入用につき、
赤蛙（がえる）三連御領内にて取り揃え早々相納め候よう仰せ

付けられ候、右赤がえる二連は村々にて取らせ、来る

(18ページ)

四日までに御届け成らるべく候、尤（もつと）も二百疋（匹）
の外少々余分に相送り候よう成らるべく候。以上

六月朔日（ついたち）

島野村 菊間藤左衛門

(19ページ)

差し上げ申す村高書き上げのこと

一高何百何十何石何斗何升何合何勺何才 何国何郡何村

内 高何十何石何斗何升何合何勺何才
(20ページ)

右のとおり村高ならびに給々地頭所性（姓）名
何の誰支配所名主誰印、何の誰領分名主誰印

合わせ高何百何十何石何斗何升何合何勺何才
(21ページ)

右のとおり村高ならびに給々地頭所性（姓）名
書き上げ候ところ相違ござなく候。以上

年号月日 右村 百姓代誰印、組頭誰印、名主誰印
(22ページ)

内山七兵衛様御組 御野（廻）役 山越弥惣治殿

差し上げ申す一札のこと

雲雀（ひばり）御上鳥御用のため毎年のとおり
(23ページ)

御鷹匠様方、来七月月中旬御越し遊ばされ候のあいだ、ひばり殺
生人立ち入り申さず、なおまた飼い置き申すまじき旨嚴しく申
し触れべきの趣仰せ渡され、承知畏（かしこみ）奉り候、かつま
た御廻村の節、御慮外等これなきよう夫人足大小の百姓へ洩ら
さず申し付けべきの由、これまた承伏奉り候、これにより御請
け書差し上げ候ところ、よってくだんのごとし。
(24ページ)

年号月日 何の誰領分知行、何国何郡何村
百姓代誰印、組頭誰印、名主誰印

内山七兵衛様御組 御野廻役山越弥惣次殿
(25ページ)

廻状をもつて申し達し候、しからば（この）たび御鷹御用前
につき雲雀（ひばり）殺生人立ち入り申さず、なおまた飼い
置き申すまじき旨、きびしく申し渡すべき段仰せ渡され候あ
いだ、すなわち別紙案文のとおり相認め調印いたし、来る十
八日四つ時、村役人三判持參まかり越されべく候。

(26ページ)

一別段申し達し候、その村々石高ならびに給々地頭所御姓名別紙下書きのとおり相認め調印持參致されべく候、右の趣その意を得、廻章村下へ請印せしめ、刻付けをもつて早々順達、留村より返却致されべく候。以上

亥六月十五日未の上刻出す 内山七兵衛組 御野廻役
(27ページ)

山越弥惣治

右御廻状十六日午上刻下り、片又木村より受け取り拝見、

写し取り早刻深城へ順達いたす
(28ページ)

廻状をもつて申し達し候、しかば雲雀、御上鳥御用のため、千駄木組御鷹匠衆来る八月朔日(ついたち)曾我野、泉水両村御休み、二日能満、郡本両村へ御宿替え、それより村々御捉飼(とりかい)これあり候て、もし殺生道具所持のもの入り込み候ては相済まざることに候あいだ、村々にて心付け申されべく候、かつまた御廻村の節、夫人足その外のもの御慮外などこれなきよう、大小の百姓へ
(29ページ)

洩らさず申し付けらるべく候、猶又(なおまた)御鷹前様参り候わばその村方にて番人足付け置き、御旅宿まで早々御注進申し出すべく候、右の趣村々その意を得、廻状村下へ請印せしめ、昼夜刻付けをもつて遲滞なく順達留り村より返却給うべく候。
以上

亥七月二十八日未の上刻に出す 内山七兵衛組 野廻役
山越弥惣次

(30ページ)

右御廻状、七月二十九日巳の上刻片又木村より受け取り拝見、早刻深城へ順達仕り候。

大目付へ

戸田山城守様御卒去につき、今二十六日より二十八日まで鳴り物停止候こと。ただし普請は苦しからず候、右のとおり

(31ページ)

公儀より仰せ出され候間、御領中漏れざるよう相触れべく候

七月二十六日

手紙をもつて申し入れ候、しかばこのたび別紙のとおり御停止触仰せ出され候あいだその意を得、御領内漏れざるよう早々相触れべく候

(32ページ)

この段申し入れたく、かくのごとくにござ候。以上

七月二十九日

久野要人、石原茂兵衛、
末永三左衛門、井上弥五郎
菊間藤左衛門方

(33ページ)

右御触書、八月四日拝見早刻 深城へ順達いたす
なおなお三判御持參のこと、

書状をもつて御意を得候、しかばこのたび岩田鉢三郎様御手付け、松本辰蔵様今夜八幡村御泊り、明十一日当村
(34ページ)

御通行になられ、右につき御上鳥持ち送り村々へ御申し渡しこれある趣の御先触ござ候あいだ、明日朝五つ前当村へお越し成られべく候。以上
亥八月十日

姉崎村 名主

追つて申し入れ候、外村々へは別紙をもつて申し触れ候あいだこの段申し入れ候
(35ページ)

廻状をもつて申し達し候、しかば毎年のとおり御捉飼場へ諸鳥渡り込み候につき、殺生人立ち入り申さず候よう、村々にて心付け候よう申し付けべきあいだ仰せ渡され候あいだ、すなわち別紙下書き相廻し候あいだ、本体西の内にて認め調印いたし、

卷之三

王澤治在任上加一月

山海經

石門里外，有兩處三五家，都是種
之大約之子孫，住隔壁了。

卷之二

戶頭山腰行來去，今也方
在半山腰地行上以身
石泉之流音，不若草木

戶用山藥
本少上弓地
之以水
石耳

乙儀文
作於丙子年夏
王

乙儀文 作和洋清年 唐
うし船 三四五

之の外の「後漢書」有
「後漢書」有
「後漢書」有
「後漢書」有

少翁之傳不詳其事
惟上崩之年作賦於此

卷之三

卷之三

3 2

3 1

30

2 9

石山翁詩集卷之三

3

中華書局影印
宋人集

卷之三
三
唐康平二年正月元和六年正月
軍事行法施行後之四年秋
之內有事于河東之汾陽門之
事之不復以汾陽門爲號改名
之士卒數百人同之而號爲震震
兵也

通
門學涉但周易、佐考內外以資範範其
自序錄卷一
自序錄卷二
自序錄卷三
自序錄卷四

37

38

3 9

40

卷之三

卷之二

卷之二十一

40

来る二十九日四つ時、村役人の中三判持參まかり越されべく候、

右村々その意を得、廻状村下へ請け印せしめ、早々刻付けをもつて順達、留り村より返却

（36ページ）

致されべく候。以上

亥八月二十五日午の上刻出し

内山七兵衛組
野廻役 山越弥惣次

右御廻状八月二十七日酉の下刻片又木村より

受け取り、早刻深城へ順達いたす。

（37ページ）

差し上げ申す一札のこと

一毎年のとおり御鷹御捉飼場へ諸鳥渡り込み候につき、鉄砲打ちはもちろん、殺生人御場内へ立ち入り申さず候よう、村々にて心付け、大小の百姓へ漏れざるように申し付けべきの旨、仰せ渡され承知畏（かし）こみ奉り候、もつとも前々より御捉飼場

（38ページ）

辺村にござ候ところ、当村の儀は山付きにて猪鹿打ちにまかり出で候あいだ、先年より地頭所より四季打ち鉄砲何挺（丁）

拝借まかりあり候、春秋の内、山奥にて打ち来たり候のみ、御場内へは□立申さず、猥（みだ）りに御場内へ持ち出し候儀、かつてござなく候、万一居村下通り持ち出し御見とがめに相成り候わば、当人は申すに及ばず、村役人まで

（39ページ）

いかよう仰せ立てられ候とも、一言の申し訳ござなく候、右仰せ渡され候趣、承知かしこみ奉り候、御捉飼場御用中、大切に相守らせ申すべく候。これにより御請書差し上げ申し候ところ、くだんのごとし。

嘉永四年八月

何の誰領分何国何郡何村

百姓代誰印

（40ページ）

内山七兵衛様御組御野廻役 山越弥惣次殿

組頭誰印、名主誰印

（41ページ）

書面をもつて御意を得候、しかば御談示申したき儀ござ候

あいだ、今七つ時当村へ御越し成されべく候、この廻状村下へ御請印成され、早々御順達、留り村より御返し成されべく

候。已（以）上

亥九月十四日

椎津村、不入斗村、白塚村、今津朝山村

姉崎村名主 右村々御名主中

（42ページ）

廻状をもつて御意を得候、しかば黒田豊前守様、来る二十二日御通行遊ばされ候あいだ、往還筋破損ならびに小竹、薄など生茂り候場所これあり候わば、御通行御差し支えに相成らざるよう御心付け成されべく候、この儀、別段久留里御役所より当駅へ御達し候儀につきこの段申し入れ候。以上

（43ページ）

亥九月十八日 今富村名主八左衛門

右御廻状九月十九日未上刻、立野村より受け取り早刻川原

井村へ順達

廻状をもつて申し達し候、しかば大山不動様御普請

勸化につき先だつて中

（44ページ）

関東御取締御出役様より御内意これあり、右につきこのたび篠田清右衛門様御順（巡）村成され候あいだ御心信（信心か）の方に御心持ち次第御寄附（付）成さるべく候、当村の儀も村中談示の寄付少々御帳面へ印し差し出し、よろしく御取り斗（計）

らい下さるべく候。以上

亥十月十八日

姉崎村名主三郎右衛門

(45ページ)

別段念のため申し入れ候、当村の儀は村高一石につき鑑（びた）
錢およそ一文五分の見積もり、その外役人船主はかねて金一分
二朱の見積もり寄付いたし候あいだ、この段申し入れ候、先様
御帳面に抱（かかわ）らず内実かくのごとくござ候。以上

姉崎村

大目付へ

(46ページ)

古金銀、真字二分判、古二朱銀ならび文政度の文字金銀草字二
分判、二朱銀、一朱銀とも通用停止の分、当亥十月まで引き替
え候よう、去る戌年相触れ候のところ、今もつて引き替え残も
多くこれあり候につき、引き替え所の儀、猶又（なおまた）來
る子十月までこれまでのとおり差し置かれ候条、諸事先だつて
相触れ候とおり相心得、右期月を限り引き替え候よう御料は御
代官、私領は領主、地頭より

(47ページ)

入念申し付けられべく候、右のとおり相触られべく候
十月

右のとおり公儀より仰せ出され候あいだ、御領中洩れざるよう
相触れべく候。

十月

当三月二日人相書をもつて相達し候、羽州

(48ページ)

村山郡山形城下薬師町伯山寺宥海方へ雇われまかりあり、同人
へ手きず、負わせ逃げ去り候直松こと召し捕り候のあいだ、相
尋ねるに及ばず候、その段向々へ相触れべく候。

亥八月

右のとおり公儀より仰せ出され候あいだ、御領中漏れざるよう

(49ページ)

相触れべく候。

廻状をもつて申し達し候、しかば過日出府いたし候ところ御
触書二通御渡しなされ候につき、則（すなわち）相廻し候、早々
御順達成されべく候、かつまた御勝手向き御用仰せ付けられ候
につき、御相談申したく存じ候あいだ、明後二十二日御自身御
越し下さるべく候。猶（なお）当村御普請所の儀につき当月内

(50ページ)

御出役に相成り候あいだ、この段御承知成されべく候。以上

十月二十日

島野村菊間藤左衛門

(51ページ)

廻状をもつて申し達し候、しかば去る十二日、御屋舗（敷）
様より御飛脚急御用につきまかり出べき旨御召につき、右飛脚
一同出府致し候ところ、かねて御談じ申し置き候百両金の儀、
近江屋より為替に相成りこれあり候、よつて来る二十五日調達
仰せ付けられ候えども、二十七日までに上納仕るべき筈に御請
け仕り候につき、積み金、満会金の儀、二十六日四つ時まで御
持参下さるべく候。当年皆済下目録の儀もその節、上納

(52ページ)

致すべき旨存じ候あいだ、廻米等取り調べ御持参成されべく候、
米相場の儀、曉（しか）と治定致し候えども、八斗替えに仕
切り置き候よう成されべく候、このたび出府の儀もその村々に
て一人御出府下されたく御頼み申し上げ候。委細貴面かし置き
候。以上

十一月十六日

割元 菊間藤左衛門

不入斗村、深城、永藤、右村々名主中

一金三文書
水引書もハト。タクサルの

事事に至るままで、海王と、本朝を
アシテ、石川をアシテ、（まことに）
アリテ、どもとて、（お前は）
ナムモ仰、音付アリテ、主弓

主弓アリテ、（お前は）
アリテ、（お前は）アリテ、主弓

アシテ、（お前は）アリテ、
アシテ、（お前は）アリテ、主弓

事事に至るままで、（お前は）
アリテ、（お前は）アリテ、主弓

アシテ、（お前は）アリテ、
アシテ、（お前は）アリテ、主弓

一金一両一分、永六十五文八分 不入斗村新田

右はその村々当亥御年貢皆済金書面のとおり候条、来る晦日
(みそか)までに相違無く相納めべく候、若(もし)小前不納
人これあり候わば右日限まで召し連れまかり出べく候。謂(い
われ)なく延日に及び候村々は聊(いささか)用捨なく取り計
らうべき条、その意を得べく候、この廻状村名下請け印令(せ
しめ)刻付けをもつて早々順達、留り村より相返すべきものな
り。

亥十一月十八日

岩田鍊三郎役所 右村々役人

追マテ鉄砲押借これあり候村々は当亥打ち止めならびに獲物
届け、かつ子年も押借相願い候わば押借証文三冊相認め早々
差し出すべく候。以上

屋敷出立致し候あいだ、書面の人足御定めの賃銭
請け取り、宿々村々差し支えなく
差し出し候。給わるべく候、この段頼み入り存じ

差し出し候。給わるべく候、この段頼み入り存じ候、この先触差し急ぎ候あいだ持ち触いたし候。

行德宿より船橋宿、馬加、検見川、登戸

三

水能移山山能移水
一念轉
生滅無朕無朕無朕
氣物於陽陽於陰
生滅無朕無朕無朕

新嘉坡之行記

右宿々村々 問屋役人中
磯ヶ谷村まで 触当状使い
清右衛門

同日、水野様御触書、磯（ケ）谷村まで
繋ぎ立て致し候ところ、返却致し候、それにて

郡本村へ繰り返し候。左に
水野様御家來 永石徳藏

一通

先触一通

右の先触御差し越しに候えども、
曾我野泊まり浜野までと申す

先触ゆえ、当村において請けべき訳合い
ござなきよう存じ候、ことに繰ぎ立て先

相分からず候あいだ、御返し申し上げ御受け取り下さるべく候。

三月十二日 磯(ケ) 谷村役人印
海士有木村 御役人中

市原郡加茂村二か村ござ候
歳、ハ、レの四度ニ矣、

儀、いずれの加茂に候や、牛久

先の加茂に候わば、浜野までと申す

訳これあるまじく、ことに宿、問屋中と

ござ候ことゆえ、惣社の続き加茂

に存ぜられ候、よろしく御頼み入り申し候。以上

右郡本村まで
返し先触使い 清太

5

6

同日蔵之助御地頭所様へ出府致し候て、作（昨）晩帰村候にて弥三郎殿まで差し出で候、拙子へ今日五つ時分参り、御府内のお咄（はなし）御屋敷物来る八日、九日両日内に靈岸嶋まで人足の者御屋敷にて御奥方様御立ち退きの儀、何とぞの御あいさつに候あいだ、分かり兼ね候、重役の方より御沙汰（の）趣にて今日早晨にて八幡村船主喜右衛門方まで岩松殿遣わし候えども未だ荷物儀は岸に上がらず、岩松殿夕刻に相成り候わば帰宅候。八幡村まで岩松

一同日、村役人早目の参会触候、弥三郎、伊右衛門、七兵衛、武右衛門四人参り候わば、村方藏之助一昨日帰村致し候、先日差し出し人足の儀、御屋敷様御荷物残らず河岸へ津出し仕り（候）えども、奥方様御立ち退きの儀は未だ相分かり申さず、猶（なお）村人足共も御差し止めに相成申し候趣にござ候、一両日の内八幡村市兵衛殿帰村致すべき趣にて、村方今度差し出し候は十六日は取り定め置き候、なおまた藏之助儀十四日御屋敷へ差し出す趣相成り候、御相談相略し候にて誠もつて夕刻相成り候わば年番より、熊吉、吉十兩人へ拙子より申し聞け候（よう）申し請け候にて略し候。

なおまた役人ども六地蔵村役茶代の儀、御相談致し候、先日半右衛門、才料砌（みぎり）六地蔵宿あらし致し、申し訳その外茶料儀、明十三日一人遣わす趣に相談致し候、右茶料の儀夜昼にて七百文くらいに村役人共取り定め致し候趣にて略し候。

一同日夜に入り福増村より六地藏村人馬歟参り候、左に写し置き候。

触当て状
六地蔵村間屋役所
御勘定組頭 石川壯次郎様御内 野口政吉様
覚え

へ7ページ▽

右は今晚当村へ御旅宿遊ばされ、御繼ぎ立て人馬仰せ付けられ、これによりその村々高百（石）につき二人の割合をもつて今晚当村へ泊まりに参着仕り候よう御差し出し成され候、尤（もつとも）村々才料一人相添え、印形持参成られべく候。

以上

辰三月十二日 六地蔵村 問屋弥平治印、名主源兵衛印
瀧の口村人足三人、勝間村人足五人、福増村人足五人
海士有木村人（足）十五人馬二匹、右村々御役人中

へ8ページ▽

追啓申し上げこの廻状村下へ請印せしめ早々順達留まり村より返却なられべく候

六地蔵村 泊まり役

人足 安次郎、太郎右衛門、覚兵衛、伝藏、八三郎、安右衛門、
源右衛門、源兵衛、清右衛門、惣七、長次郎、豊七、
小右衛門、友右衛門、岡右衛門

馬人足 市右衛門、惣右衛門

才料 小左衛門聲（むこ）栄藏遣わす

一金一朱なり 六地蔵村某代 小左衛門

へ9ページ▽

三月十三日 定使い紋右衛門

一同日、新堀村五郎右衛門殿参り候儀は先日御屋敷へ差し出し人足儀、引き替えのところ未だ帰村これなくには独男にて農間の時分相成り候、まこともつて難渋致し候あいだ引き替えの儀を頼み入り候、当村月賄いの儀は明十四日、藏之助殿出府致す趣にて明（後）十五日夕刻までにて御屋敷様より飛脚遣わし候はずのところ、人足儀は十六（日）替え取り定め置き候、申し出し遣わし候左に。

同日、六地蔵役才料の者夕刻相成り候て帰宅、扱（さて）茶

10

11

12

料の儀も宿亭主にて難渋頼み入り候、前もつて村方は宿安
(案) 分にて村方取り極(決)め致し

△10ページ

下せられたく頼み入り候、小左衛門むこそ栄藏参上致し候、今度の儀、茶料の儀請け取り候、前々二度茶料の儀、前触れ通りにて遣わし候。左に

三月十四日晴れ 定使い紋右衛門

同日朝五つ時分、藏之助殿出府致し候、雑用の儀金一両なり押借致され候、御屋敷様よりの人足引き替えの相談に参上致され候。左に

一金一両なり 御屋敷様へ人足引き替え相談に遣わす

雑用に遣わし候、藏之助相渡す

藏之助八つ時分帰村致され候、一両金遣わし候

一同日、水野鎧太郎奥方様九つ時に御通行政し候、当村の人足三人、

△11ページ

馬一匹遣わし候。

一金二朱なり 貨錢受けとり申し候

一人足三人

土宇村岸まで 清右衛門、源兵衛、利助

一馬一匹 牛久村まで常松

同日農業参り候ところ、要藏帰村致し候、藏之助途中にて帰宅候に奥方様八幡村まで御引つ越しに相成り候、要藏殿拙子へ参り候、同勤弥三郎殿、兩人御相談にて知行(所)へ御沙汰の廻状、福増村まで使い伊太郎遣わし、なお村役人へ参会触遣わし、今夜急参致し候、

△12ページ

左に趣に候。福増村まで廻状使い清右衛門遣わす

覚え

三百七十八匁 早嶋上々三十六枚
一百五匁替え

白雲山人畫於林逋
天竹盆中水半盆
白
題白雲山人畫於
天竹盆中水半盆
白
題白雲山人畫於
天竹盆中水半盆
白

李村人是人
破斧村人是人
新樂村人是人
舊屋村人是人
海青村人是人
南村人是人
首方場人是人
太寧村人是人
桂坊村人是人
高村人是人
日落人是人

人足利脚、手筋
右十、左三、後八、前五
西御法、之吉清、慈惠、
本葉、創助右半
辰喜、久次、朝七、
齋人、
馬令
大夏文
卷之三

一九十九匁 松枝三反
一十四匁四分 □□三十六疊 締め四百二十一匁
右のとおりござ候。 三月十四日 村田市兵衛
名主常松様

同日夜に入り福増村より六地蔵村触当て状参着致し候。触当て状 六地蔵村間屋役所

阿部式部様御内
本間万左衛門様

右は今晚当村へ御旅宿遊ばされ御繼ぎ立て人馬仰せ付けられこれにより書面のとおりその村々高百石につき二人の割合をもつて今晚当村へ泊まり参着仕り候よう御差し出し成られべく候、もつとも村々才料一人相添え、印形持參成られべく候

辰三月十四日 問屋弥平治印

名主源兵衛印

武士村人足二人、磯ヶ谷村人足十三人、馬二疋(匹)、
新堀村人足九人、馬二匹、福増村人足五人、
海士有木村人足十四人、馬三匹、山田村人足五人、
二日市場村人(足)三人、土字村人足九人、馬二匹、
櫃場(挟)村人足二人

右村々御役人中

追啓申し入れ、この廻状村下請け印致し早々順

達留り村より返却成（られ）べく候

山村まで触当て状使い 久兵衛、岩松

人足利助、嘉蔵、吉十、多兵衛、八良左衛門、五郎次、

1 6

17

1 8

久次、惣七 締め十四人
馬人足 元右衛門、弥三郎、常松、締め三匹、才料福太郎
一 六百文 茶料 福太郎相渡す

一貫文 八幡村より早嶋三十六枚、貢錢 要藏殿相払い
一同日夜(に)入り、要藏殿帰村相成り候、奥方様八幡村まで
御泊まり相成り候、役人急ぎ参会致し候、多分は泰安寺へ御
引つ越しに相成り候、明十五日は御見舞い方々にて八幡村まで
で弥三郎遣わし候筈、その節知行所御一同の御相談相成り候
如くか、村方泰安寺儀も拝借等は相定まりかね候て、明十五
日朝飯後より伊右衛門殿まで一同に借相談に仕り候ところ、
泰安寺も伊右衛門、四、五日間、宿り趣致し候か

御相談仕り候、相談儀も略さず候相成り候。

弘三郎 常松 新堀村五郎右衛門
右この三人は夕飯致し候。以上

右この三人は夕飯致し候。以上出席人、弥三郎、常松、伊右衛

八左衛門、藏之助、新左衛門、福太郎
この者打ち寄せ候、夕飯後より、参会へ参り候か御承知仕り
候。以上

^18ページ

八幡村まで弥三郎案内 清右衛門

三月一五日時村役定候。泰安寺借貸屋致し候相談致し候。右村役人出席にて長谷寺も借家致し候砌（みぎり）に取り極（決め）相成り候、右出席屋返致し候。

弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、武右衛門
八左衛門 締め七人

戶度復修其額
萬歲永矣
船馬長官舊屬
是
和藹而深能振
厥音厚而洪
至舟者自是能
通行之無壅也
全其僚佐以
自存而高其名
食其人則吉凶
得于方略而存
亡焉於事多矣
故立之

山園避
雨
王右軍
題其外
東鄰有竹修竹數竿
空八九丈蓋齊高祖
摹跡新舊出焉
人知今昔誰識
游盡流連甚
懷古小憲國子
真善六會焉
之利
羊羣
一念萬方也
榮枯
大王猶復事之乎
八百六十之極三休
譽滿南徐

加納嘉元次郎様、瀬谷左十郎様
右は明十六日御通行遊ばされ候につき、御継ぎ立て人足仰せ
付けられ、これによりその御村々高百石につき人足二人の割
合をもつて明十六日暁六つ時まで当村へ参着成られべく候、
もつとも御村々とも
ヘ20ページ

六地藏村
問屋 弥平治、名主 源兵衛

右は明十六日御通行遊ばされ候につき、御繼ぎ立て人足仰せ付けられ、これによりその御村々高百石につき人足二人の割合をもつて明十六日暁六つ時まで当村へ参着成られべく候、もとと御村々とも

海士有木村人足十

追啓申し入る、この触れ當て状村下請け印せしめ、早々順達
留り村より御返却なされべく候。

山田村まで触当て使い、与右衛門二人役

六地蔵村暁六つ時役

字八、与左衛門、武右衛門、長十郎、新左衛門、宇右衛門、
大吉、玄蕃、義三郎、義五郎、義七郎、義九郎、義長郎

小右衛門、周次郎、人馬善六、勇右衛門 才料半右衛門

金一分なり 六地蔵村 茶料に 半右衛門遣わす

右は朝夜（に）かぎらず八百文の取り極めに致す□左衛門殿泊まり役にて

百文遣わし候はず、掛ナ金相済み候

右福増村より六地蔵村の触当て状参り候

同日夜(に) 入り福増村より六地蔵村より(の) 触当て廻状
参着仕り候

触当て廻状
六地蔵村
問屋役場

282

三月十九日
先觸
山邊漁村
和葉白麻
國小喜郎
金
足
六人

三月二十日
行徳
山邊漁村
和葉白麻
國小喜郎
足
六人

三月二十一日
行徳
山邊漁村
和葉白麻
國小喜郎
足
六人

總國市原郡久保村までまかり越し候あいだ、旅宿村御定めの賃
錢これを受け取り、遅滞なく繼ぎ立て給うべく候。以上

△26ページ▽

泊まり行徳、同曾我野
関小重郎印、初芝良輔

行徳宿より久保村まで略す

右磯ヶ谷村まで 伝左衛門
右大坪村まで 福増村 与右衛門遣わす

三月十八日 南風曇り

一 御地頭所御用向きにつき、拙子、常松、外弥三郎、次郎左衛門
泰安寺まかり越し候ところ、御奥様御白面御覽遊ばされ候
趣にて右の者共御案内申し上げ候、名主

△27ページ▽

三軒へ御立ち寄りこれあり候。夕刻泰安寺御帰りに遊ばされ

候。

一 四十八文 盲一人 合力遣わす。

一 拙子共留守中取り計らい、右手引き大坪村まで よし女
一同日夕刻浪士四人、内一人病人にて参り、行暮れ難波の次第
申し、ぜひ一泊相願い申したき旨申し候えども、病人のこと
ゆえ多分に合力遣わし追い払い申し候。

一 五百文 浪士四人に合力遣わす。

一同日夜四つ過ぎまで泰安寺へ拙子詰めおり候、それより帰宅
致す。

一 □□□弥三郎殿へ参る。それより

△28ページ▽

「欠落」まで泊り致す趣に候。

一 六地蔵人馬役□當て触 迷惑につき、新堀、福増その外相談
の上、磯ヶ谷村へ掛け合い談判の趣宜しかるべしと致し村役
人相談の上、磯ヶ谷村へ役人一人遣わす
磯ヶ谷村まで 出役七兵衛遣わす

28

高
山
寺
御
事
候
申
候
相
川
村
より
書
状
な
ら
び
に
磯
ヶ
谷
村
年
番
方
より
の
受
け
通
し
相
添
え
遣
わ
さ
れ
候
ゆ
え
披
(見)
の
上
名
主
次
郎
左
衛
門
、
弥
三
郎
両
人
へ
見
さ
せ
、
壠
酒
日
限
來
る
二
二
日
と
取
り
定
め
送
り
書
き
遣
わ
し
申
し
候
。

29

高
山
寺
御
事
候
申
候
相
川
村
より
書
状
な
ら
び
に
磯
ヶ
谷
村
年
番
方
より
の
受
け
通
し
相
添
え
遣
わ
さ
れ
候
ゆ
え
披
(見)
の
上
名
主
次
郎
左
衛
門
、
弥
三
郎
両
人
へ
見
さ
せ
、
壠
酒
日
限
來
る
二
二
日
と
取
り
定
め
送
り
書
き
遣
わ
し
申
し
候
。

30

高
山
寺
御
事
候
申
候
相
川
村
より
書
状
な
ら
び
に
磯
ヶ
谷
村
年
番
方
より
の
受
け
通
し
相
添
え
遣
わ
さ
れ
候
ゆ
え
披
(見)
の
上
名
主
次
郎
左
衛
門
、
弥
三
郎
両
人
へ
見
さ
せ
、
壠
酒
日
限
來
る
二
二
日
と
取
り
定
め
送
り
書
き
遣
わ
し
申
し
候
。

三月十九日 南風にて晴れ曇り

一同日朝飯後、長谷寺ならびに泰安寺へ御機嫌伺いにまかり出候ところ、相川村より書状ならびに磯ヶ谷村年番方よりの受け通し相添え遣わされ候ゆえ、披(見)の上名主次郎左衛門、弥三郎兩人へ見させ、壠酒日限来る二十二日と取り定め送り書き遣わし申し候。

△29ページ

磯ヶ谷村まで 出役人要蔵

三月二十日 晴れ 定使い 泰安寺参り

一同日浪士ども二人参り一泊相願い候ところ村方より奥方様方御逗留にて、入用多分に懸(かか)り候にて一泊の儀は相成らず候由に取り斗(はか)らい致し候、左に

一二百文 浪士ども二人遣わす

一同日夜(に)入り候、六地藏村より触当て状福増村へ当村まで繰ぎ立て致し候。

磯ヶ谷村まで壠酒請け負い □□□出役要蔵

△30ページ

六地藏村 問屋役所

覚え

加納嘉元治郎様御内植木豊之丞様、阿部邦之助様御内藍野彦左衛門様

右は明二十一日御通行遊ばされ候につき御繰ぎ立て人馬仰せ付けられ、これにより書面の通りその村々高百(石)につき人足二人の割合を(もつて)明二十一日暁七つ時までに当村へ参着仕り候よう、御差し出しなられべく候、尤(もつとも)村々才料一人相添え、印形持參なられべく候。以上

辰三月二十日 六地藏村 問屋弥平次印、名主源兵衛印
滝口村印人足三人、勝間村印同五人、福増村印同五人

丁巳仲夏
吳昌碩書於上海寓處

二月廿六日
晴
天氣晴朗，風和日暖，萬物復生。春光明媚，草木繁茂。山間飛鳥，林中流泉，一派春意盎然的景象。

一八百文 人足茶代 才料惣次郎渡す
一金一分三朱なり 馬一匹 買い上げ分
^32ページ▼

三月二十一日 ならい風 晴れ 定使い
一同日朝飯後、拙子泰安寺ならびに長谷寺御家中様へ御機嫌伺
いにまかり出候、今昼飯より御手晴いに致すよう仰せ付けら
れ候、すなわち諸道具整え、御銘々に差し上げ申し候
一大坪村社人縋ぎ立て来る。拙子帰宅致し候ところ右社人まか
りおり候ゆえ、左のとおり取り計らい申し候。

右様神納帳へ記し遣わし候えども実は二百文遣わす
ヘ33ページ

同日八つ時分、福増村より浪士病人一人へ外一人付き添い参り、申し候には駕籠にてゆられ氣分大いに悪しく相成り候ゆえ、兩人のところ一泊相願い申したき趣強いて申すにつき、余分に合力遣わし繼ぎ立て申し候。

五百文 浪士二人取り計らい

右継ぎ立て人足 山田村まで利助、紋右衛門

御知行所□□なく廻状使い□人 福増村まで下男音吉

人足二人馬一匹不足のところ右人足二人はいろいろ申し訳け致し候ところ、御勘弁に相成り

海士有木村人足十四人、馬三四
右村々御役人中
追啓申し入る。この廻状村下へ請け印いたし早々順達、留り
村より返却成られべく候、六地蔵泊まり役人馬
源右衛門、豊七、多兵衛、八左衛門、清太、覚兵衛、伝藏、
惣右衛門、安右衛門、次郎左衛門、勝右衛門、元右衛門 締
め十二人、馬、市右衛門、小左衛門 締め二匹

馬一匹の儀は、人足宿亭主相頼み候て、馬買い上げ候ところ、一匹金一分三朱にて御一匹相頼み候趣申し聞けられ候。この後村役人一人人足下宿へまかり成り候よう、申し越され候趣申し聞けられ候。

3 4

3 5

3 6

一同日夕刻浪士共四人余り一泊相願い候ところ、多分合力に遣わし候。一四百文、浪士分四人遣わす。一二十四文右同断一人に遣わす。

一金一両二朱なり 江戸飛脚三人分、右 梅三郎、忠兵衛、千蔵 土着一

へ35ページ

三月二十二日 南風、晴れ曇り

一御屋敷様御逗留中にござ候ゆえ、拙子儀泰安寺へまかり出、御用伺い、長谷寺同断、水夫その外人足遣い番の儀、泰安寺にて村役人記し致し候。

一同日竹内喜三治様御供仁右衛門御兩人御用向きにてまかり出、竹内様長谷寺にまかりおり候。

仁右衛門儀は拙宅にて飲食いたしおり候。仁右衛門泊まり

一同月二十三日 南風、小雨 定使い紋右衛門

一同日拙子不快にて拙家に休みおり候、常松儀は泰安寺、長谷寺両寺へ御用

へ36ページ

伺いとしてまかり出候、同日夜泊まりおり候。飛脚仁右衛門泊まり

三月二十四日 晴れ 定使 万右衛門

一朝飯後より泰安寺へ拙子御機嫌伺い(に)まかり出候ところ山田様より仰せ聞かされ候には今日御昼後より竹内喜三次殿帰府致され候趣、御咄(はなし)これあり候、拙子帰りがけ長谷寺へ立ち寄り候ところ竹内様仰せられ候には、今日やわた泊りにまかり出たき趣、申し聞けられ候。御供仁右衛門外

丁巳年夏月
王之刻於銅山
使君不以鄙陋
棄也。王之

諸君下
日光
一連如故不着新聲
為君高歌一曲
醉過此生不虛度
身無半毛
醉後方極美
醉後方極美
醉後方極美
醉後方極美
醉後方極美

細菌狀
癌瘍狀
以右者
所

一人送り人足遣わし申し候。八幡村まで送り人足利助
へ37ページ、
一 同日夕刻飛脚にまかり出候三人の者帰村致し候趣、定使い万
右衛門より承知仕り候。
一 同月二十五日 晴れ 定使い万右衛門
一 同日早朝飛脚にまかり越し候梅三郎参り申し候には昨夜遅く
帰村致し候ゆえ、今朝参り候趣御荷物の儀はたくわんに奥向
きの荷物と申すことに候、梅三郎、千蔵、忠兵衛、福増（より
常松四人まかり帰り候趣。
一 同日四つ時分磯ヶ谷村堰酒請け負い人竹藏殿、勘定に参り、
受け取り書左に控え置き候。

一銀二百四十匁、八十両がえ、上酒一樽、三斗四升入り
一同百九十九匁五分六りん 同断 同二斗七升

一 同百九十九分六りん 同断

銀五匁三分
煙草（たばこ）一包み

同八分半紙一狀

締め銀四百三十六匁六分六厘、金として七兩一分と一匁六分

右のとおり懸（たしか）に受け取り申し候。念のためかくのごとくにござ候。以上

辰三月 磯ヶ谷村 酒屋宇右衛門 跡竹藏印
海土有木村御年番御役所様、磯ヶ谷村まで

堰酒御礼出役
八左衛門

六地蔵村問屋役所
触当て状

加納嘉元（次）郎様御内木村藏三郎様

右は明二十六日御通行遊ばされ御継ぎ立て人馬仰せ付けられこれにより書面のとおりその村々高百石につき人足二人の割

合をもつて明三十六日晚六ツ時までに当村参着仕り候よう御
差し出し成られべく候、もつとも村々才領一人相添え印形持
参成られべく候。以上

辰三月二十五日

六地藏村 問屋 弥平治

滝之口村人足三人、勝間村人足四人、馬一匹

一四

福増村人足四人、馬一匹、海士有木村人足十四人、馬三四
右の村々 御役人中

右の村々 御役人中

中華書局影印

追啓申し入れ候、この廻状村下請け印致し、早々順達、留り
村より返却なされべく候。

日人贈送

昼夜役人足 源七、孫右衛門、孫左衛門、新左衛門、長十郎、
武右衛門、小兵衛、喜八、三郎兵衛

卷之三

伝左衛門、新助、伊兵衛、源右衛門、吉十、締め十四人

十、締め十四人

馬伊右衛門、安右衛門、常松、才領利助
八百文 茶代、利助相渡す

國府関村まで書面使い 小左衛門遣い
三月二十七日 定使いふひ

同日磯ヶ谷村より御触書ならびに御諭書、東金町より
△42ページ△

東金時一

添え書締め三通、右郡本村まで順達致し候。
郡本村まで 豊七

七

同日福増村 久吉殿へ炭代金二分相渡し申し候。
御父様御留主（守）中にて拙子取り計らい致し候。

い致し候。以上

同日村方高持ち役人ども參会致し候、金子の儀は役錢前借り致し候趣、相談致し候ところ才覺いたし出金致すべき趣にて退散に相成り候。

御用に申さるるより、御親征の儀は、今般御親
御用につき、東海道神奈川宿御旅宿より兵食御賄い人馬
御継ぎ立て御用仰せ付けられ候につき、御触書到来、右御様
子承り申したき趣にて参られ候ところ、いまだ拙村へは廻り
來たり申さざるよう挨拶いたし候、右鍬形や同道にてこのた
びの御触書写し取りまかり帰り新生村名主方にて写し取り候
えどもこのところ談じ申さず候。

御用に申さるるより、御親征の儀は、今般御親
御用につき、東海道神奈川宿御旅宿より兵食御賄い人馬
御継ぎ立て御用仰せ付けられ候につき、御触書到来、右御様
子承り申したき趣にて参られ候ところ、いまだ拙村へは廻り
來たり申さざるよう挨拶いたし候、右鍬形や同道にてこのた
びの御触書写し取りまかり帰り新生村名主方にて写し取り候
えどもこのところ談じ申さず候。

御用に申さるるより、御親征の儀は、今般御親
御用につき、東海道神奈川宿御旅宿より兵食御賄い人馬
御継ぎ立て御用仰せ付けられ候につき、御触書到来、右御様
子承り申したき趣にて参られ候ところ、いまだ拙村へは廻り
來たり申さざるよう挨拶いたし候、右鍬形や同道にてこのた
びの御触書写し取りまかり帰り新生村名主方にて写し取り候
えどもこのところ談じ申さず候。

^43ページ

一同日九つ時分、分目村鍬形や勝次郎殿參り候儀は、今般御親
御用につき、東海道神奈川宿御旅宿より兵食御賄い人馬
御継ぎ立て御用仰せ付けられ候につき、御触書到来、右御様
子承り申したき趣にて参られ候ところ、いまだ拙村へは廻り
來たり申さざるよう挨拶いたし候、右鍬形や同道にてこのた
びの御触書写し取りまかり帰り新生村名主方にて写し取り候
えどもこのところ談じ申さず候。

一村方参会、出席人左に。
弥三郎、伊右衛門、要藏、七兵衛、八左衛門、新左衛門、藏
之助、福太郎、常松、源右衛門、安右衛門、吉十、岩松、松
次郎、藤兵衛、喜八、五郎八、彦右衛門、源七、善六、孫左
衛門

^44ページ

同日暮れ六ツ半過ぎ山田橋村より左のとおり御触書到来、写
し左に控え置き候。

触書 江川太郎左衛門手代富沢正右衛門

御親征御用 上総国市原郡、五井村始め

追つてこの触書村々刻付けをもつて相廻し、留り村より東海
道神奈川宿我等旅宿へ相返すべく候。以上

今般御親征につき、駅々官軍通行の節、兵食御賄い人馬継ぎ
立て御用仰せ付けられ候旨、總督府御沙汰に候、これにより
その村々御用これあり候あいだ、この触書着き次第、村ごと
役人ども早々まかり出で、相届けらるべく候。かつ右

^45ページ

御用途、高百石につき金一両ずつ持參致すべし、人馬勤め向
きの儀はその節、申し談すべく候。以上

御親征官軍通行人馬御賄

辰三月二十五日 江川太郎左衛門手代富沢正右衛門印
上総国市原郡 五井村、平田村、

二月廿日
丁巳仲秋
予之行持人方庭昇
嘉慶庚辰年今經所
取用以作此碑
以成易序者莫大乎此
事極矣也故立于正堂之西
追行其事而作此碑于正堂之南
蓋尋一地至更度死
無能得之而卒生何不
亦可乎故立于正堂之南
而其事之行持人方庭昇
正堂之南則其事之行持人
方庭昇也

蘇東坡書答謝公定詩卷

い申したき趣申し出候
△50ページ
三月三十日 定使い紋右衛門
一同日早朝にて村役人、百姓総代參会致し候儀は、今般御親征
御用、江川太郎左衛門様御手代、富沢正右衛門よりの御用状
にて東海道、神奈川宿まで、村々役召し出され候儀につき、
いずれも迷惑の趣にて一決仕らず候故、無拠（よんどころな
く）、闘（くじ）引きにて取り定め候方、宜（よろし）かるべ
きより（と）存じ候ところ、次郎左衛門殿くじあたり相成り、
来る四月三日未明に出立仕るべき趣に取り定め、すなわち磯
ヶ谷村へも右の趣、組頭武右衛門をもつて申し達し候、その
後村役人、高持ち方右御達しの百石につき金一両ずつ持參申
し、なおまた路雜用金も来る二日夕までに取り集め候。

一 同日国府閑村太塚源右衛門殿参り候御儀は、御奥様始め御家
中様方生魚差し上げ候趣にてまかり越し候、拙家へも少々下
され候。

新堀村五郎右衛門殿参り候儀は、御親征御用御触書到来一条につき参られ候。

同月二十九日 雨 昼後より止む 定使い紋右衛門
一同日朝国府関村大塚氏拙家へ参り候ゆえ酒肴差し出す。九つ
時分まかり帰る。
一西広村長兵衛、大坪村伝八郎両人参り儀、御親征御用につ
き神奈川宿まで村役人まかり出で候一条の儀、よろしく相願
い申したき趣申し出候

^50ページ▼

三月三十日 定使い紋右衛門

磯谷村まで 武右衛門

趣申し聞け置き候ところ、承知の趣にてまかり帰り候。

一五郷四か村へ廻状差し出し儀は来る三日早朝より神奈川宿へ
村々役人まかり出、御達しござ候。福増村まで紋右衛門
大坪村まで久兵衛、今富村まで利助二人

同日参會致し候儀は、御親征御用につき神奈川宿まで村役人
まかり出候。出席人左に

次郎左衛門、弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、
武右衛門、八左衛門、新左衛門、藏之助、福太郎 両飯食い
候

同日早朝、山田瀬藏様御帰府遊ばされ候につき、拙子泰安寺
へまかり出、世話致し候。登戸送り馬、安右衛門遣わす（し）
候ところ八幡村までにてまかり帰り候趣承知仕り候。

八幡村まで 送り馬、安右衛門
四月朔日 晴れ、定使い 紋右衛門

一 同日神奈川宿へまかり出候入用その外とも出金致し候、名前
別帳へ記し置き候このところ略す。

一 右一条につき西広村喜兵衛、新堀村五郎右衛門両人参り候儀
は同銀問い合わせその外村々参會の儀申すにつき、磯谷村勝
五郎殿方問い合わせ参會触差し出し候。

一 磯ヶ谷村まで 参會問い合わせ人要蔵
大坪村まで 回状使い紋右衛門

へ54ページ

一 同日中谷原組頭半右衛門老母病死いたし候趣詰（告げ）來た
り、拙子昼後より悔やみにまかり出候。半右衛門 老母病死
一金一分なり 大坪村、豆腐屋喜代松相渡す
三月十七日 一 十二丁 豆腐

同 同十九日 一 四丁

一 五丁

一 四十八文（お）から

締め二十九丁、この錢二貫九百四十八文
四月二日 大坪村 豆腐屋喜代松

へ52ページ

一同日参會致し候儀は、御親征御用につき神奈川宿まで村役人
まかり出候。出席人左に

次郎左衛門、弥三郎、常松、伊右衛門、要蔵、七兵衛、
武右衛門、八左衛門、新左衛門、藏之助、福太郎 両飯食い
候

西漢書上記載，漢武帝時，張良、韓信、樊噲等謀士，常在宮中陪侍，商討國事。漢高祖劉邦說：「吾令人望其氣皆爲龍成五采，此皆天授，非人能及也。」

金華山中宿
在金華山中宿
宿在金華山中宿
宿在金華山中宿
宿在金華山中宿

金華毛氏
印

一同日、拙子儀、泰安寺へ詰め

歸れ毎り 定使い

青し景一 三三、

四月四日 朝雨、五つ過ぎは刃土

馬栄吉

源兵衛、紋右衛門、与右衛門、長次郎、万

石岡林まで、どうい林にて人足

古司村まで

山田村まで
日光寺様の口上 一
使

當成り候、夜に繼ぎ立て致し候、大様左に

日光寺櫓也

山田村はの「」弗兄義重、田毛子義の

に難波致し候、風戸村、日光寺様山田村まで人

山田まで繩ぎ立て致し候ところ、拙子庭にて落

郡本村より風戸村の日光寺様織立て相成り

、郡本村がつ風口村の田光子兼達等五人田代

^
58
ペ
ジ
▼

番にて、早朝よりまかり出候ところ弥三郎殿参り申し候には、新田老人、神奈川宿へ御用向きてまかり出候、路雜用の儀、一日如何（いか）程ずつ下され候やの旨申すにつき、折り節伊右衛門殿参りおり候ゆえ、拙子ども三人申し談じの上、右老人へ申し談じ候ところ、前申し聞けられ候とおり入用一日につきいかほどずつ与え候ことゆえ、銀二十匁ずつ出府雜用など取り定め置くゆえ、右の振り合いにて取り計らいくれ候よう、なおまた臨時入用の儀は組村々同様のことゆえ、その向きに致されべき旨申し候ところ、承知の趣申し聞けられ候、右雜用金、昼後、泰安寺へ持参いたし候ところ、弥三郎殿、五郎八、利吉、山下様まかり居り候席にて弥三郎殿へ金二十両拙子より相渡し、それより新田老人に相渡し候ことに承知仕り候、控え左に。

^
60
ペ
シ
ル

金二十両なり弥三郎殿に相渡す。
右金、新田老人に相渡す趣にござ候、同日夜拙子泰安寺へ泊
まり居り候。

四月五日、雨東風 定使い ふひ

一同日拙子内（家）にまかり居り候ところ、樋柄村弥左衛門老母病致し候趣申すにつき、常松、清右衛門、伝次郎三人悔やみに遣わし申し候。

6 3

やみに遣わし申し候。
一同日雨天につき田うない力弥遣わし申し候。
同日夕刻、大工金兵衛参り候儀は泰安寺へ土着一条、普請手
間、木口両様勘定に参られ候ゆえ、左のとおり相渡し候。
一金六両三朱と六百文 西広村木口代

一分につき二人半積もり

二口ノ金九両一朱と銀一匁五分、六百文

内金六両なり。先日相渡す

皆錢八百七十五文、金兵衛へ相度す、同人夕飯差し引き、金三両一朱と銀一匁五分、錢六百文

四月六日 晴れ 定使い 紋右衛門

一同日農業にまかり越し候、御用これなく候。以上
八二ページ

同月七日 定使い 紋右衛門

同田御用向きこれなく左に

一右同断

同月十日 定使
万右衛門

同月十一日 定使
い 万右衛門

一回田園風向きむれなく候につき左に
留用十二日 宅吏、万古清門

同日、八つ時分山田橋村より神奈川宿人馬請け追（負い）の
触当て状参り候ところ、次村へ順達致し候、左に

予少時嘗讀
《左氏傳》
及《史記》
皆有此意
蓋其時人
亦多有之
故不以爲
奇也

同夕刻相成り候、常州瀧（兵）衛
ヘ63ページ、
一泊相願い、今夜一泊致し候。左に承知致し候。
人泊まり
四月十三日
七之助 二人泊まり
一同日、浪士ども五人參り昼飯頼み候、難済申し出で候ところ
よんどころ無く次村相越し、略し記す。
三百文
浪士ども五人遣わす。

三百文 漢士ども五人遣わす。
一同日夕刻、浪士二人參り候には女房一人出産いたし難渋仕り候につき、格別の合力に預かり申したき趣申し出で候えども談合申し聞け、左のとおり遣わし候。

去る十日出府、今十三日拙子帰宅致す。

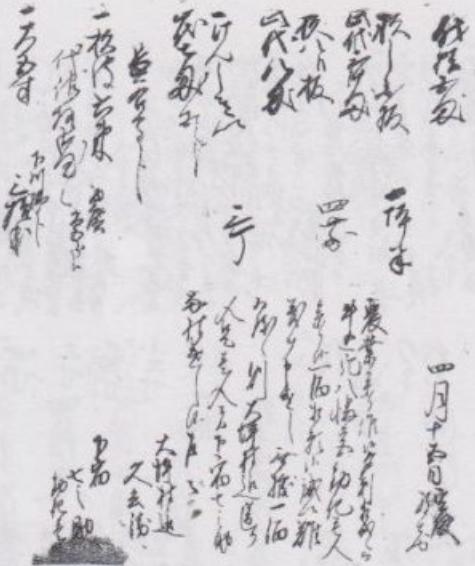
四十四

同日朝餉後山田様へ拙子参り、御用向き伺い候ところ、当
村へ御出成され候御道中御入用筋、巨細取り調べ、なおまた
御逗留中その外御入用筋これまで取り調べ候よう仰せ出さ
れ候。

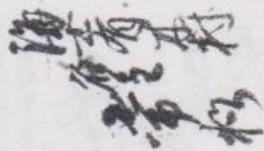
同日昼後大塚氏供一人連れ参る。拙家へ御立ち寄り、それより泰安寺御旅宿山田様へ参り候趣申し聞けられ候、夕刻に相成り村役人方へ大塚氏より鮑（あわび）一籠遣わされ候ゆえ、酒取り寄せ進ぜられ候、暮れ合い時、小子帰宅致す。

一同日朝大塚氏へ御飯進ぜられ候趣にて白米取りに遣わされ候
ゆえ、定使い紋右衛門に一升遣わす。

一白米一升 同断 紋右衛門に遣わす。



四月十五日
穀石



^65ページ▼

大工金兵衛勘定、三百本下川出す 大五寸、四寸同九百本、
三寸同三百本、大二寸 金兵衛より出す千本、小二寸
下川出す五百本 ひじつば 金兵衛より出す二組

財(材)木、西広村久五郎、柱五本、代十七匁五分
のき十五こ、代五十二匁五分 しぶ板十けん 代金三両と二十
匁

^66ページ▼

杉かわ(皮)二十ば(束)代四十匁、どうたい(土台)三丁、
こわりき 二けん 数九本

締め六両と四匁、内金一両なり、金兵衛渡す
同金五両なり、同人渡す 三月二十二日

高板山

十五匁、小はり九本 丸太一本

栄藏

一松板六分七けん、代金二両なり
一松どぶ板七前(枚)代十五匁

かまち板 三枚

^67ページ▼

(省略)

^68ページ▼

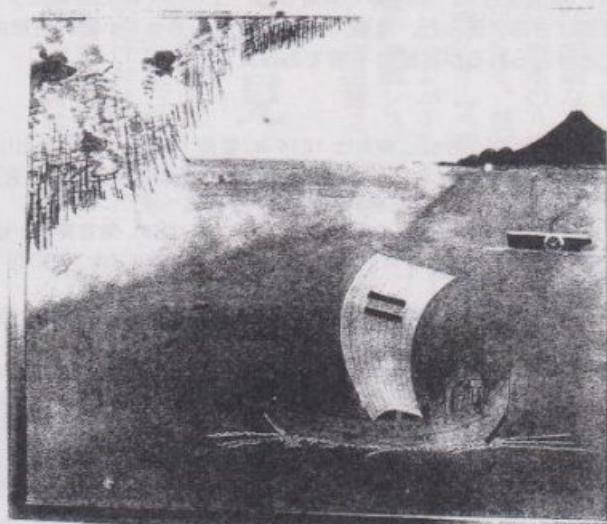
一農業参り候、夕刻相成候て牛込穴八幡宮勧化一人参り候、一
泊相願い候、まことにもつて難儀を申し遣わし、よんどころ
なく一泊致させ候、すなわち大坪村まで送り人足一人は下宿
七之助両村遣わし候、左に

大坪村まで久兵衛 下宿七之助、勧化一人
四月十六日

(裏表紙) 海士有木村 名主 常松

八幡港と五大力船

築港400年、むかし八幡は海の町だった



富士を背に八幡港に帰帆する五大力船と蒸気船(明治24年=飯香岡八幡宮大絵馬)

目の前にまっ青な大海原が広がり、富士の裾野が雄大な姿を見せた。
遠く近く五大力船が行き来した。八幡には海のロマンがあった。
八幡港は400年前の慶長19年(1614)、八幡村領主年貢米津出し港として築港、
およそ350年をへた昭和32年、八幡海岸埋め立てで消滅した。
八幡の五大力船は江戸(東京)へ米や薪炭を運び、帰り船で日用雑貨と江戸文化を持ち帰った。
江戸時代から明治、大正時代にかけての八幡は、上総北部最大の港町として繁栄した。

期間=平成27年12月23日(祝日)~28年1月9日(土曜日)

12月23日13時30分開展、1月10日午後撤去

会場=JR八幡宿駅市原市民ギャラリー

主催=市原市立八幡公民館運営委員会

主管=八幡史学館名所100選チーム+市原の古文書研究会

主管した「八幡港と五大力船展」
説明ちらし

江戸へ米や薪炭を運び、日用雑貨と江戸文化を持ち帰った

江戸時代の八幡は市原最大の港町で、その中心は「五大力船(ごだいりきぶね)」であった。江戸湾を中心に活躍した50石から200石積みの中型帆船で、海川両用、海上は風力を利用、市中の入り船掘割はさおを使った。全長10~20m、喫水が浅く、舷の外側に長い「さお走り」を付けた。江戸時代、八幡船は貨物専用で旅客は許されず、明治維新後に解禁された。飯香岡八幡宮が所蔵する江戸後期1794年(寛政6年)の「八幡村五大力船船揃え図」は満風に帆を膨らませた13艘の五大力船を描き、1787年(天明7年)の「八幡村村鑑明細帳」(市川本店文書)は「本株(権利者)30艘、当時(稼働)12艘」、1873年(明治6年)の八幡宿船改め所「木更津御県庁船印鑑連名帳(五大力船台帳)」は18艘を記している。わずか3、4人の乗り組み人が100石(およそ15トン)もの荷物を運んだ力強さを「五大力菩薩」に例えた。

八幡港の中心地・浜本町(はもと)には廻船問屋や船主、船乗り、荷役を担当する船(はしけ)人、船大工のほか、穀物商、薪炭商、太物(反物)などの問屋倉庫が並び、風呂屋や旅籠、飲食店など多くが海に係わった。浜本町と觀音町の干潟地に築いた船だまりを母港としたが、浅瀬のため荷物の積み下ろしは、いったん船を海上に出した上で、はしけ船が中継した。江戸港まで「海上8里(30キロ余)、順風なら3、4時間で到着した。江戸港では佃島前のターミナルで帆を降ろし、市中の掘割はさおで進んだ。亀島川、日本橋川を遡って小網町河岸のはしけ宿、船繋ぎ杭に停泊したと考えられるが詳細は不明である。

八幡港と八幡海岸の400年

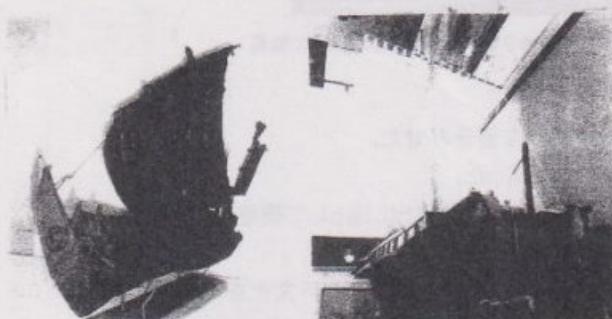
- ①かつて八幡には浜本町と南町、2つの漁(みお)があった。南町は1614年(慶長19年)「年貢米津出し港」として築港、浜本町は未詳だが江戸前期とみられる。町は八幡港の五大力船を中心に繁栄した。最盛期は大正はじめまで。大正元年八幡宿駅開業、鉄道や自動車が普及し物流は陸運へ移行していく。
- ②江戸時代の八幡は浜付き村ではあったが漁業ではなく自消の魚と貝をとった。大正はじめ、海苔養殖が始まり、昭和にかけて海水浴、潮干狩り、すだれなど海の産業が賑わった。戦後、八幡港にはかつての花形・五大力船の姿はなく海苔取り舟に代わっていた。
- ③昭和30年ころ、高度成長で八幡海岸は最盛期に。東京から学童を運ぶ観光バスが旧八幡中学校校庭(現在八幡運動公園)を埋め尽くした。
- ④昭和31年、県は「京葉工業地帯」建設にともなう海岸埋め立てを計画。地元は当初全員が反対、年寄りたちは海をなくしてはいけないと主張したが、若者たちは町の将来と雇用拡大にかけた。翌32年八幡・五所漁業協同組合が漁業権を放棄、八幡海岸はあつという間に埋め立てられた。
- 八幡から海がなくなってしまった半世紀余り、貴重な歴史遺産である「八幡港と五大力船」を、改めて顕彰し、未来に向けて語り継がれることを願ってやまない。



昭和32年埋

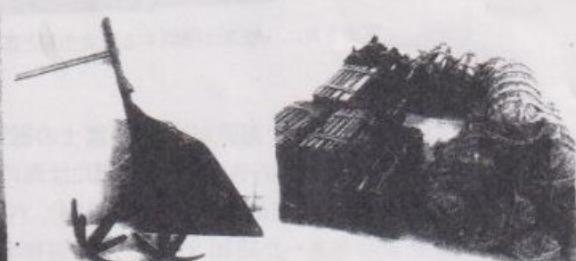


大正11年



旧家所蔵麻柿渋製五大力船模型

木製五大力船模型



かじ いかり模型

積み荷模型

「八幡港と五大力船展」説明ちらし(部分)

五大力船の謎解く古文書

江戸初期から昭和初期、東京湾での輸送を担った中型の帆掛け船「五大力船」の積み荷明細などを記した古文書が、出発港の一つだった市原市の八幡港近くの旧家から見つかった。史料が少なく、謎が多くた五大力船だが、同市の歴史研究グループ「市原の古文書研究会」（山岸弘明代表）のメンバーらが解説を進め、運搬品の内訳や船の数、運航システムを明らかにした。

（下山博之）

保管されていた。

同研究会が2年ほど前に

史料を借り、解説を進めた

だ」と評している。

結果、江戸時代の八幡港には五大力船が最大30隻あったが実働していたのは十数隻で、コメや薪、炭などを積んで江戸との間を1か月に約3往復していたことを突き止めた。後藤教授は「こ

市原の旧家で発見

五大力船に詳しい立教大学文学部の後藤雅知教授によると、当時の木更津町や千葉町を始めとした内房地区の港町の多くは、江戸との間で五大力船を出していった。しかし、戦災で史料のほとんどが失われ、物資の輸送状況を示す具体的史料はなかったという。

古文書の存在が明らかになつたのは、明治初期、八幡宿の地域代表に当たる戸



五大力船に関する古文書を解説する山岸代表（右）ら（18日、市原市の八幡公民館で）

平成27年12月31日「読売新聞」

主管「八幡港と五大力船」展を紹介

江戸時代から関東近辺の輸送に用いられた海川両用の回船「五大力船」を中心に、港町として栄えた市原市八幡の歴史をひもとく企画展「八幡港と五大力船」(市立八幡公民館運営委員会主催)が、JR八幡宿駅の市民ギャラリーで開かれている。これまで判然とした一帯での運航実態を解き明かす貴重な史料約800点が並び、訪れた人に歴史マンを感じさせている。9日まで。

1614(慶長19)年、年貢米津出し港として築港され、長年にわたり海の玄関口の役割を果たした八幡港。しかし、1957(昭和32)年からの臨海部の埋め立て、企業進出

八幡港往来の歴史知つて 築港400年

でまちの姿は一変。五大力船をめぐっては、史料不足で当時の状況が謎として残った。

今回の企画展は八幡

港の築港400年に合わせ、同館で活動する「市原の古文書研究会」が旧家所蔵の大量の古文書を収集、解説。姉妹団体の「八幡史学館」名所100選チームとも連携し、飯香岡八幡宮や市埋蔵文化財調査センターなどの協力を得て開催した。

市民ギャラリーでは、「五大力船の構造が正確に分かる」(同会)という八幡港への帰帆

の様子を描いた絵馬のほか、模型や設計図、船くぎ、関連する写真が一堂に。また、運航実態を今に伝える出帆・帰帆の免状など貴重な文書群も展示している。

八幡港を舞台に、江戸の物流と文化の懸け橋として活躍した五大力船。同会の山岸弘明代表(77)は「今の人々は八幡に港があつたことを知らない。貴重な史料を通じ、五大力船が行き来していた歴史を知つてもらいたい」と話している。

終日展示。観賞無料。
問い合わせは同館
436(41)1984。

市原で企画展

「五大力船」の謎 史料でひもとく



貴重な史料約800点が並ぶ企画展「八幡港と五大力船」=市原市八幡のJR八幡宿駅の市民ギャラリー

ご協力いただいた方々

市原市立八幡公民館
市原市立八幡公民館運営委員会
市原青少年会館
市原市文化財研究会（平成29年解散）
竹内 克様、佐倉東雄様、一木英子様
古文書学習会（平成28年解散）
市川本店文書調査会
立野 晃様、後藤雅知様、後藤恵菜様、丸山和昭様
神山知徳様、村 和明様、小田真裕様、手塚雄太様
布施慶子様、山崎果歩様
八幡史学館名所100選チーム
石井 勇様、鷺津寛子様、堆美登里様、柴田正子様
多村勝彦様
房総史料調査会（後援）
*
市川本店
市川恵三様、市川信三様
飯香岡八幡宮
市川一夫様、平澤牧人様
榎原義久様
若宮八幡神社旧蔵文書
千葉市稻荷町内会
千葉市立郷土博物館市史編さん室
宮本敬一様
菅 勇榮様
長谷川正様
近藤和夫様

当会ともゆかり深い郷土史グループの「市原市文化財研究会」と「古文書学習会」が相次いで解散した。文化財研究会は、昭和38年、町村合併による市原市誕生にあたって、市原町、五井町などの同好グループが大同合併して創立、最盛期の会員数は400人を数えた。当時、上総國府、国分僧尼寺の発掘や王賜銘鉄剣の出土などが相次ぎ、行政と一緒に郷土の「文化財ブーム」を牽引したが、平成以降、大幅な会員数の減少と高齢化に活動も低迷がちだつた。「昭和の郷土文化の灯」がまた一つ消えた。当会は平成13年、文化財研究会の支部であった古文書学習会の有志で結成したという経緯がある。会員の高齢化という同じ悩みをかかえる当会にとつても他人ごとではない。源流筋2つを同時に失つたのはなんとも寂しい限りだ。

さて、今集では八幡・市川本店の「千葉県船改め所文書群」を特集した。800点以上にもおよぶ「五大力船史料」が奇跡的に現存、データ化することで運航状況や積み荷などの詳細を考察した。また、菊間若宮「八幡神社」の旧蔵文書は歴代神官の「位記、口宣案」、「裁許状」や「徳川將軍家朱印写し」などを含んでいる。本来は、郷土資料館などに展示、保存されるべき貴重な「文化遺産」といえるだろう。

当会が掲げる「新資料の掘り起し、解説、発表」を通じて、まだまだ多くの郷土史料が存在していることがわかつた。しかしその多くが消失の危機的状況下にあつた。これらの「郷土史料」を安全に後世に伝えるためには公立の保管、展示機関がかかせない。市に「郷土ミュージアム」構想があるという。悔いを千載に残さないためにも早期の開設を期待したい。

今集を編集してまた多くの積み残しが出た。掲載を心待ちの皆様には大変心苦しいがお許しを頂きたい。文化財研究会同様、当会にも高齢化の波が押し寄せていく。「郷土の歴史文化」に興味をもつ新しい仲間の参加を期待しつつ、さらなる1集1集を大切に積み上げていきたい。（山岸弘明）

市原の古文書研究 第7集

市原の古文書研究会メンバー

秋葉 平 || 市原市古都辺 165

赤城藤吉郎 || 千葉市美浜区高洲 3-2-101

今井公子 || 千葉市中央区生実町 900-3

上田洋子 || 市原市青葉台2-1-5

佐野 彪 || 市原市勝間380

高澤恒子 || 市原市西国分寺台1-8-7

吉川綾子 || 四街道市四街道2-26-23

*
八幡・市川本店文書

菊間・若宮「八幡神社」旧蔵文書

八幡・飯香岡八幡宮文書

勝間・佐野彪家文書

*

編集・発行人

市原の古文書研究会代表

山岸弘明

DVD BY 塚原 茂

代表

山岸弘明 || 市原市八幡北町2-12-9-501

第1刷発行

平成29年6月1日

第2刷発行

平成29年9月1日

市原の古文書研究 * 第7集 市原の古文書研究会

秋葉 平

赤城藤吉郎

今井公子

上田洋子

佐野 彪

高澤恒子

吉川綾子

代表

山岸弘明

御書如右符到奉行
式部少輔 関



平治胤位記（部分）天皇御璽印
享保6年、若宮八幡神社旧蔵文書

市原の古文書研究会